

## 第344回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月22日	金	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程21件（予算4、条例4、その他10、報告3） 提出者の説明 尾崎知事 委員長報告 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決 議席の一部変更
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	議案精査
26日	火	休 会	議案精査
27日	水	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 上田(周)議員 米田議員
28日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 加藤議員 橋本議員
29日	金	本会議	質疑並びに一般質問 三石議員 浜田(英)議員 委員会付託
30日	土	休 会	
7月1日	日	休 会	
2日	月	休 会	委員会審査
3日	火	休 会	
4日	水	休 会	委員会審査
5日	木	休 会	
			豪雨災害のお見舞い 委員長報告 修正動議（議発第3号） 提出者の説明 吉良議員 討論 浜田(豪)議員

6日	金	本会議	採決 議案の追加上程 3 件（第19号—第21号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議員派遣に関する件（議発第 2 号） 採決 議案の上程（議発第 4 号—議発第 9 号） 採決 議案の上程（議発第10号） 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第11号） 採決 継続審査の件 閉会
----	---	-----	--

## 第344回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（6月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7
委員長報告	
西内商工農林水産委員長	22
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	24
議席の一部変更	24

### 第2日（6月27日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26
諸般の報告	27
質疑並びに一般質問	
明神議員	27
1 政治姿勢（ルネサス高知工場の閉鎖の影響、ルネサス社と県の取り組み、ルネサス高知工場雇用対策連絡会議の取り組み、川谷刈谷工場用地の現状と企	

業誘致の考え方、JAの総合事業の存続、種子事業を続けるための条例、高齢者が安心して動物を飼育できる仕組みづくり、子供が動物と触れ合える動物愛護センターの整備) について……………	27
2 医薬品登録販売者外部研修について……………	32
3 訪日観光客の誘致(案内掲示板などの多言語対応、県内在住外国人の協力、夜間の観光の充実、多様な宿泊施設) について……………	33
4 林業振興(森林経営管理制度の概要と財源、基本的な流れ、適切に経営管理されていない森林の判断基準、林業経営者の募集方法、経営管理実施権の始期及び存続期間、森林所有者の利益及び赤字の負担者、経営管理の将来像、市町村への支援、林業従事者の確保策としての自伐型林業体験ツアー) について……………	35
尾崎知事……………	37
近藤商工労働部長……………	41
鎌倉健康政策部長……………	42
吉村観光振興部長……………	43
田所林業振興・環境部長……………	45
明神議員……………	48
上田(周)議員……………	49
1 政治姿勢(職員同士のコミュニケーションの機会をふやす取り組み、ルネサス高知工場の閉鎖における再就職の状況、承継企業の早期確保、平成の30年間と新たな年号の時代、市町村合併の検証) について……………	49
2 県政運営指針(地域支援企画員の活動の充実、たび重なる不祥事の受けとめ、人材育成のための研修内容の検証) について……………	51
3 市町村の財政問題について……………	52
4 高須浄化センターの管理棟耐震工事等(国への返還金が生じたことへの対応) について……………	52
5 福祉政策(高知版ネウボラの推進、男性の育児休暇などの取得促進に向けた環境づくり、介護職員不足の解消) について……………	53
6 路線バスの維持・確保について……………	54
7 南海トラフ地震対策(大阪府北部地震と南海トラフ地震との関連性、自主防災組織の継続した活動、震災後の応急対策活動に携わる職員の健康管理、女性消防職員の増員、老朽道路橋対策予算の確保) について……………	54
8 アスベスト問題(石綿含有建材の解体時における飛散防止対策の現状、南海トラフ地震における飛散防止対策) について……………	56
9 天神ヶ谷川の改修(建物移転交渉の現状と見通し) について……………	57
10 土砂災害対策の推進(土砂災害防止法に基づく基礎調査の状況、調査完了後の対応) について……………	57

11 スポーツ振興（地域活性化に取り組む連携組織、全高知チームにおけるレスリング競技の有望選手の育成）について……………	58
尾崎知事……………	58
君塚総務部長……………	62
門田地域福祉部長……………	63
川村中山間振興・交通部長……………	65
酒井危機管理部長……………	66
福田土木部長……………	67
田所林業振興・環境部長……………	69
門田文化生活スポーツ部長……………	70
上田(周)議員……………	71
米田議員……………	72
1 政治姿勢（米朝首脳の合意、核兵器のない世界の実現、ミサイル避難訓練の中止、国際交流の推進、国の公文書問題、公文書管理の意義と課題、ブルーインパルス展示飛行の中止）について……………	72
2 農業問題（JAの准組合員の利用制限や信用事業の分離、集出荷場の人手不足対策、家族農業の10年、中山間地域等直接支払制度のさらなる充実）について……………	75
3 教育行政（少人数学級編成が未実施となった責任、加配定数と配置した加配教員数、加配教員の未配置、小中学校における加配定数の配置状況、未配置となった原因、定数内臨時教員比率の改善策）について……………	76
4 福祉行政（放課後等デイサービスについての報酬改定による影響と市町村の体制充実及び第1期高知県障害児福祉計画の推進、生活保護基準の見直し、影響の把握、捕捉率の引き上げ、くろしおくんご意見バンクへの回答、利用者の県税滞納への対応）について……………	77
5 印刷物著作権（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の改定内容の受けとめと対応、実態把握と具体的改善、最低制限価格導入による効果、さんSUN高知の入札状況と印刷場所、再委託）について……………	80
尾崎知事……………	81
笹岡農業振興部長……………	85
伊藤教育長……………	86
門田地域福祉部長……………	88
君塚総務部長……………	90
近藤商工労働部長……………	90
中村会計管理者……………	91
米田議員……………	92
尾崎知事……………	93

伊藤教育長	93
門田地域福祉部長	94
君塚総務部長	94

### 第3日（6月28日）

出席議員	95
欠席議員	95
説明のため出席した者	95
事務局職員出席者	96
議事日程	96
質疑並びに一般質問	
西森議員	97
1 政治姿勢（特定複合観光施設区域整備法案とカジノを含むIRの整備、水道事業の現状と課題、県の新たな役割を踏まえた取り組み）について	97
2 旧優生保護法（不妊手術の被害者の実態、資料や記録の保管状況、さらなる実態調査の実施、相談窓口の設置）について	98
3 がん対策（小児及びAYA世代のがんの実態と年齢別の種類、AYA世代の現状と診療体制の検討、情報提供の体制、妊孕性を温存する取り組み、助成制度の検討、学校でのがん教育、外部講師の活用、具体的な目標の設定）について	99
4 児童虐待（認定件数、要保護児童対策地域協議会、転出転入に伴う情報共有・連携、東部地域への児童相談所設置）について	102
5 産業廃棄物最終処分場（最終候補地の現地調査と地元への説明、今後のスケジュール、将来の候補地）について	103
6 浦戸湾架橋・弘化台ルート早期事業化について	105
7 スマートフォン依存症の社会的影響（インターネット社会の現状と依存対策、全国学力・学習状況調査結果との関係性）について	105
尾崎知事	107
鎌倉健康政策部長	112
伊藤教育長	114
門田地域福祉部長	115
田所林業振興・環境部長	117
西森議員	118
加藤議員	118
1 南海トラフ地震対策（知事の決意、学校施設のブロック塀等の実態把握と安	

全確保、インフラ整備) について……………	118
2 経済 (第3期産業振興計画の目標達成、働き方改革の推進、外商の成果のさらなる上積み) について……………	119
3 農林水産業 (水田農業の活性化に向けた県産米の取り組み、県産材の利用推進、養殖業の振興) について……………	121
4 公共交通 (空港活性化、バリアフリー化) について……………	123
5 教育 (中高一貫教育校、希望の進路を実現する環境整備、県立高校の魅力化) について……………	124
6 名誉県民の顕彰 (奥谷博画伯) について……………	125
尾崎知事……………	125
伊藤教育長……………	128
近藤商工労働部長……………	130
井上産業振興推進部長……………	131
笹岡農業振興部長……………	131
田所林業振興・環境部長……………	132
谷脇水産振興部長……………	132
岩城副知事……………	133
川村中山間振興・交通部長……………	133
門田文化生活スポーツ部長……………	134
加藤議員……………	134
橋本議員……………	134
1 大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊 (市町村における小中学校での改善・改修の状況、防災対策上の課題、民家等の調査と緊急撤去) について……………	134
2 国の仮称森林環境税導入における対応 (事業への具体的な道筋、県独自の森林環境税との役割分担、市町村の実施体制の現状と支援) について……………	136
3 森林経営管理法について……………	136
4 特用林産物を活用した中山間振興 (広葉樹林の管理・保全・有効活用、現状と可能性、集落活動センター事業との連動、付加価値の高い樹種への転換、収入源の多様化の可能性) について……………	137
5 産業振興における労働力不足について……………	138
6 外国人技能実習制度 (外国人雇用の現状、適切な指導管理体制の構築、介護人材の受け入れ追加、対人を前提とした介護職種への導入、実習生の個人住民税徴収の現状と適切な運用) について……………	139
7 障害者雇用 (法定雇用率の改正による雇用状況の見通し、教育委員会における状況、障害者を雇用していない企業の姿勢、障害者雇用推進者選任の実態と職場定着率の向上) について……………	140
8 アウトバウンド政策 (取り組みと必要性、パスポートの保有率向上) につい	

て	141
9 高知県1漁協構想（合併協議に向き合う意思のある漁協の現状と可能性、県 1 漁協構想が変わる見通し、合併メリットを議論できる場づくり）について	142
伊藤教育長	142
酒井危機管理部長	143
福田土木部長	144
尾崎知事	144
田所林業振興・環境部長	148
川村中山間振興・交通部長	150
近藤商工労働部長	150
門田地域福祉部長	151
君塚総務部長	153
吉村観光振興部長	153
門田文化生活スポーツ部長	154
谷脇水産振興部長	154
橋本議員	156
福田土木部長	156
田所林業振興・環境部長	157
尾崎知事	157
橋本議員	158

---

#### 第4日（6月29日）

出席議員	159
欠席議員	159
説明のため出席した者	159
事務局職員出席者	160
議事日程	160
諸般の報告	161
質疑並びに一般質問	
三石議員	161
1 政治姿勢（人材登用の基本方針と県庁経営の戦略、新教育長の所信・抱負、 新教育長に期待すること）について	161
2 高知県管理職教員組合の元書記長の組合資金横領事案（知事の所見と対応、 資金が集められた経緯と目的、事業の清算金の活用目的、人事への組合の影 響力、教育委員会の対応）について	162



3	道徳教育の推進（道徳の教科化に向けた取り組み、私立小中学校の状況、家庭用道徳教育ハンドブック改訂の意図、活用に向けた取り組み、私立小中学校における活用、ハンドブックについての知事の所感）について……………	163
4	明治150年記念人材育成プラン（今後の構想）について……………	164
5	こども食堂（取り組みによる成果、目的及び家庭で食事ができるための取り組み）について……………	165
6	学校における働き方改革（勤務時間管理の徹底、地域や保護者の理解促進のための取り組み、今後の進め方）について……………	167
7	国旗・国歌（私立学校における入学式と卒業式での実施状況、これまでの要請内容と学校の対応、今後の取り組み）について……………	167
	尾崎知事……………	168
	伊藤教育長……………	171
	門田文化生活スポーツ部長……………	177
	門田地域福祉部長……………	179
	三石議員……………	180
	伊藤教育長……………	181
	門田文化生活スポーツ部長……………	181
	三石議員……………	181
	諸般の報告……………	182
	質疑並びに一般質問	
	浜田(英)議員……………	182
1	東部地域の医療提供体制（看護師不足への取り組み、訪問看護師の量と質を高める施策の充実強化、東部地域医療確保対策協議会に臨む決意、あったかふれあいセンターへの看護師派遣）について……………	182
2	教育の森（役割の終了、旧大栃高校分の皆伐後の状況、今後の契約、投資回収が見込める団地とその材積、森林整備公社の負債額、学校分収林の主伐の判断）について……………	184
3	木材増産（原木市場の手数料、山元への利益還元の拡大、再生林の補助実績と天然更新割合及び早生樹種等の再生林、木材産業クラスター実現のための課題克服、国の補助による高性能林業機械の導入見込みと林業大学校へのシミュレーター導入）について……………	185
4	森林整備公社（県営林特別会計の借入残高と繰入総額、負債額、累積債務の圧縮と見通し、経営改革の方針、国への要望）について……………	187
5	国の仮称森林環境税と森林経営管理法（創設の意義、森林環境譲与税の市町村と県への配分額、代替執行制度）について……………	187
	尾崎知事……………	189
	鎌倉健康政策部長……………	197

伊藤教育長	198
浜田(英)議員	199
尾崎知事	200
浜田(英)議員	201
議案の付託	202
請願の付託	202

## 第5日(7月6日)

出席議員	203
欠席議員	203
説明のため出席した者	203
事務局職員出席者	203
議事日程	204
豪雨災害のお見舞い	205
諸般の報告	205
委員長報告	
池脇危機管理文化厚生委員長	206
西内商工農林水産委員長	207
加藤産業振興土木委員長	209
明神総務委員長	212
修正動議、提出者の説明(議発第3号)	213
吉良議員	214
討論	216
浜田(豪)議員	216
採決	218
議案の追加上程、提出者の説明、採決(第19号—第21号)	219
尾崎知事	219
議員派遣に関する件、採決(議発第2号)	220
議案の上程、採決(議発第4号—議発第9号 意見書議案)	220
議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)	221
中根議員	221
議案の上程、採決(議発第11号 意見書議案)	223
継続審査の件	223
閉会の挨拶	
土森議長	224

尾崎知事	224
------	-----

## 巻末掲載文書

委員会報告書	227
意見書に関する結果について	232
議案の提出について	233
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	235
議席の一部変更（案）	237
人事委員会回答書	238
議案付託表	239
請願文書表	243
修正動議の提出について	
議発第3号 第1号平成30年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	244
議案の追加提出について	247
議案の提出について	
議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	248
意見書議案の提出について	
議発第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	250
議発第5号 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書議案	253
議発第6号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書議案	255
議発第7号 難病患者の医療費助成制度の充実を求める意見書議案	257
議発第8号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書議案	259
議発第9号 障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書議案	261
議発第10号 地域材の利用拡大推進を求める意見書議案	263
議発第11号 特定複合観光施設区域整備法案の廃案を求める意見書議案	266
継続審査調査の申出書	269
委員会審査結果一覧表	271
議決一覧表	273

## 招 集 告 示

### 高知県告示第512号

高知県議会定例会を、平成30年6月22日に高知県議会議事堂に  
招集する。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

### 議 員 席 次

1番	下 村 勝 幸 君	2番	野 町 雅 樹 君
3番	上 田 貢 太 郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	久 保 博 道 君	6番	田 中 徹 君
7番	土 居 央 君	8番	浜 田 豪 太 君
9番	横 山 文 人 君	10番	加 藤 漠 君
11番	坂 本 孝 幸 君	12番	西 内 健 君
13番	弘 田 兼 一 君	14番	明 神 健 夫 君
15番	依 光 晃 一 郎 君	16番	梶 原 大 介 君
17番	桑 名 龍 吾 君	18番	武 石 利 彦 君
19番	三 石 文 隆 君	20番	浜 田 英 宏 君
21番	土 森 正 典 君	22番	西 森 雅 和 君
23番	黒 岩 正 好 君	24番	池 脇 純 一 君
25番	石 井 孝 君	26番	大 野 辰 哉 君
27番	橋 本 敏 男 君	28番	前 田 強 君
29番	高 橋 徹 君	30番	上 田 周 五 君
31番	坂 本 茂 雄 君	32番	中 内 桂 郎 君
33番	金 岡 佳 時 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

## 第344回高知県議会定例会会議録

平成30年6月22日（金曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 下村 勝幸 君  
 2番 野町 雅樹 君  
 3番 上田 貢太郎 君  
 4番 今城 誠司 君  
 5番 久保 博道 君  
 6番 田中 徹 君  
 7番 土居 央 君  
 8番 浜田 豪太 君  
 9番 横山 文人 君  
 10番 加藤 漠 君  
 11番 坂本 孝幸 君  
 12番 西内 健 君  
 13番 弘田 兼一 君  
 14番 明神 健夫 君  
 15番 依光 晃一郎 君  
 16番 梶原 大介 君  
 17番 桑名 龍吾 君  
 18番 武石 利彦 君  
 19番 三石 文隆 君  
 20番 浜田 英宏 君  
 21番 土森 正典 君  
 22番 西森 雅和 君  
 23番 黒岩 正好 君  
 24番 池脇 純一 君  
 25番 石井 孝 君  
 26番 大野 辰哉 君  
 27番 橋本 敏男 君  
 28番 前田 強 君  
 29番 高橋 徹 君  
 30番 上田 周五 君  
 31番 坂本 茂雄 君  
 32番 中内 桂郎 君  
 33番 金岡 佳時 君

34番 中根 佐知 君  
 35番 吉良 富彦 君  
 36番 米田 稔 君  
 37番 塚地 佐智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君  
 副知事 岩城 孝章 君  
 総務部長 君塚 明宏 君  
 危機管理部長 酒井 浩一 君  
 健康政策部長 鎌倉 昭浩 君  
 地域福祉部長 門田 純一 君  
 文化・生活・スポーツ部長 門田 登志和 君  
 産業振興部長 井上 浩之 君  
 推進部長 川村 雅計 君  
 中山間振興・交通部長  
 商工労働部長 近藤 雅宏 君  
 観光振興部長 吉村 大 君  
 農業振興部長 笹岡 貴文 君  
 林業振興・環境部長 田所 実 君  
 水産振興部長 谷脇 明 君  
 土木部長 福田 敬大 君  
 会計管理者 中村 智砂 君  
 公営企業局長 北村 強 君  
 教育長 伊藤 博明 君  
 人事委員長 秋元 厚志 君  
 人事委員会会長 金谷 正文 君  
 人事事務局局長 織田 英正 君  
 公安委員長  
 職務代理者

警察本部長 小柳誠二君  
代表監査委員 植田茂君  
監査委員 麻岡誠司君  
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 弘田均君  
事務局 次長 川村文平君  
議事課 課長 横田聡君  
政策調査課長 織田勝博君  
議事課長補佐 飯田志保君  
主 幹 浜田百賀里君



議事日程(第1号)

平成30年6月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
  - 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
  - 第2号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
  - 第3号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
  - 第4号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
  - 第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第6号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
  - 第7号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
  - 第8号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第10号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第11号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第12号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第13号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第14号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第15号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第16号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第17号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 報第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例

の専決処分報告

報第3号 高知県が当事者である控訴の提起の  
専決処分報告

第4

議発第1号 議員を派遣することについて議会の  
決定を求める議案

第5 議席の一部変更の件



午前10時開会 開議

○議長（土森正典君） ただいまから平成30年6  
月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、このたびの大阪府北部  
を震源とする地震によりお亡くなりになられた  
方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますととも  
に、被害に遭われました方々に心からお見舞  
いを申し上げます。



### 諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日  
の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代  
理者として出席させたい旨の届け出がありました。

次に、4月5日に組織された各委員会から、  
総務委員長に明神健夫君、同副委員長に久保博  
道君、危機管理文化厚生委員長に池脇純一君、  
同副委員長に横山文人君、商工農林水産委員長  
に西内健君、同副委員長に野町雅樹君、産業振  
興土木委員長に加藤漢君、同副委員長に下村勝  
幸君、議会運営委員長に梶原大介君、同副委員  
長に黒岩正好君をそれぞれ互選した旨通知があ  
りましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から  
閉会中における委員会の審査並びに調査の経過  
報告があり、その写しをお手元にお配りいたし  
てありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につ  
きましては、これを取りまとめ、お手元にお配  
りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規  
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ  
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2  
項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同  
令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰  
越計算書の報告がありましたので、お手元にお  
配りいたしてあります。

次に、知事から債権管理条例第15条の規定に  
基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありまし  
たので、その写しをお手元にお配りいたしてあ  
ります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項  
の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類  
が提出されましたので、お手元にお配りいた  
してあります。

次に、去る5月21日香川県で開催されました  
四国4県議会正副議長会議におきまして議決さ  
れました事項をお手元にお配りいたしてありま  
すので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に  
ついて それぞれ巻末227、232ページ  
に掲載〕



### 新任委員長並びに職員の紹介

○議長（土森正典君） この際、新たに就任され  
た委員長並びに新たに任命された職員を御紹介  
いたします。

公安委員長西山彰一君、総務部長君塚明宏君、健康政策部長鎌倉昭浩君、産業振興推進部長井上浩之君、中山間振興・交通部長川村雅計君、商工労働部長近藤雅宏君、観光振興部長吉村大君、公営企業局長北村強君、監査委員事務局長麻岡誠司君。

(新任職員演壇前に整列)

○議長(土森正典君) それでは、順次自己紹介願います。

○総務部長(君塚明宏君) 総務部長の君塚明宏でございます。よろしく願います。

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 健康政策部長の鎌倉昭浩でございます。よろしく願います。

○産業振興推進部長(井上浩之君) 産業振興推進部長の井上浩之と申します。どうかよろしく願います。

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 中山間振興・交通部長の川村雅計でございます。よろしく願います。

○商工労働部長(近藤雅宏君) 商工労働部長の近藤でございます。どうぞよろしく願います。

○観光振興部長(吉村大君) 観光振興部長の吉村大でございます。どうぞよろしく願います。

○公営企業局長(北村強君) 公営企業局長の北村強でございます。よろしく願います。

○監査委員事務局長(麻岡誠司君) 監査委員事務局長の麻岡誠司と申します。よろしく願います。(拍手)



#### 会議録署名議員の指名

○議長(土森正典君) これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

14番 明 神 健 夫 君

26番 大 野 辰 哉 君

33番 金 岡 佳 時 君



#### 会期の決定

○議長(土森正典君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月6日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月6日までの15日間と決しました。



#### 議案の上程、提出者の説明

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末233ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第18号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」まで及び報第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告」まで、以上21件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出



者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成30年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

初めに、今年18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

本県におきましては、国などとも連携し、被災地からの要請に応じた対応を行うよう準備を整えているところです。また、今回の地震を教訓に、県内の学校施設における安全対策の状況を改めて点検するなどの対応を行っております。引き続き、危機感を持って、南海トラフ地震対策などに万全を期してまいります。

平成30年度は、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みの振り返りの年となり、この第3期計画などで定めた目標の達成の成否にかかわる大変重要な年となります。さらには、これまでの取り組みにより見え始めた明るい兆しを一過性のものに終わらせるのか、それとも先々においてもこの歩みを確固たるものとすることができるのか、まさに正念場となる年です。県勢浮揚の実現に向けて、これまで以上に成果に徹底的にこだわり、スピード感を持って施策を実行するよう努めてまいります。

県が先月公表しました人口推計によれば、本

県人口は、今年5月1日時点で約70万8,000人と、71万人を割り込む結果となりました。本県の合計特殊出生率は昭和50年代から2.0を下回る状態が続き、これに戦後ほぼ一貫した人口流出が加わった結果、本県の現在の人口構成は、高齢者の人口が若者の2倍以上多いという状況となっております。このため当面の間、人口減少が続くこと自体は避けられない情勢であります。

しかしながら、そうした中においても、少しでも人口減少を食い止めるとともに、できるだけ早い時期に人口構成を若返らせ、将来的には人口増加に転じることができるよう、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。これまで、総合戦略に定めた4つの施策群、すなわち、地産外商により雇用を創出する、若者の県外流出の防止と県外からの移住者の増加を図る、特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加を図る、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるを全力で推進する中、それぞれの施策群において、課題はあるものの、一定成果も見えてきたところです。

1つ目の地産外商により雇用を創出するについては、生産年齢人口が減少を続ける中でも、1人当たり県民所得や労働生産性、現金給与総額といった各種経済指標が全国を大きく上回るペースで伸びるとともに、雇用者の数は、雇用保険の被保険者数で見ましても、この10年間で約1万8,000人増加するなどしております。

2つ目の若者の県外流出の防止と県外からの移住者の増加を図るについては、平成23年度に120組であった本県への移住者数が、平成29年度には816組、1,198人まで増加しており、また3つ目の特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加を図るについては、集落活動センターが5月末で28市町村、47カ所まで広がり、同センターを設置している集落の一部では人口

や世帯数が増加するなどの効果も出てきております。

そして、4つ目の若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるについては、本県は先般公表された昨年の出生数が全国の都道府県で唯一前年より増加した県となり、その結果、合計特殊出生率は、前年の1.47から1.56と、平成8年以来21年ぶりとなる水準にまで回復しました。

このように、将来的な人口の若返りと人口増へ向けた明るい兆しが見え始めた一方で、本県人口の社会減は、以前の景気回復期と比べれば半分程度まで改善したとはいえ、いまだ約1,600人となっております。また、1人当たりの県民所得は、全国を上回る伸びを示しているものの、絶対水準では全国の8割強にとどまっていることや、完全雇用状態を背景とする人手不足が深刻化していることなど、乗り越えるべき課題がまだまだ多くあります。

引き続き、4つの施策群を担う産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、中山間対策などの主要政策に全力で取り組み、力強い好循環を生み出していくことにより、人口減少の負のスパイラルの克服を目指してまいります。

こうした中、今月15日、我が国の経済財政運営の指針となるいわゆる骨太の方針や、地方創生の基本方針となるまち・ひと・しごと創生基本方針などが閣議決定されました。

骨太の方針においては、少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していくことが盛り込まれております。また、こうした一連の取り組みを進めていくことを通じて、我が国の社会保障制度を全世代型の制度へと大きく転換していくこととしておりま

す。

さらに、まち・ひと・しごと創生基本方針においては、地域へのU・I・Jターンにより、6年間で6万人の起業者や就業者を創出するといった、わくわく地方生活実現政策パッケージなどを策定し、地方創生を大胆に実行することとしております。

これらの方針は、人口減少の負のスパイラルの克服を目指す本県の取り組みと方向性を一にするものでありますことから、こうした国の動きも活用し、本県における経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの取り組みをさらに加速させてまいります。また、国の施策が本県の取り組みのより大きな後押しとなるよう、時期を捉えた積極的な政策提言を行ってまいります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策などの着実な推進のため、総額5億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額30億3,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち経済の活性化に関しては、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンの展開に向け、自然景観などを生かして経済効果を生み出す新たな取り組みを支援してまいります。さらに、地産外商強化の一環として、名古屋に拠点を設ける取り組みに対して助成を行いますほか、高知市における新たな食肉センターの整備に向け、県とJAグループなどで構成する新組織が実施する地質調査などの取り組みを支援してまいります。

このほか、インフラの充実と有効活用に関しては、まちづくり協議会や専門家、高知市の御意見を踏まえ、都市計画道路はりまや町一宮線のはりまや工区の工事を再開するための経費を計上しております。

続いて、平成30年度の県政運営の現状に関し、

まず経済の活性化について御説明申し上げます。

平成21年度からスタートした産業振興計画は、本年度で10年目を迎えました。この間、各分野で地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少を続ける中においても、各分野の産出額などの多くは上昇傾向を示しております。産業振興計画に取り組む前後7年間の県内実質GDPを比較してみましても、平成13年度から平成20年度が7.3%のマイナス成長であるのに対し、平成20年度から平成27年度は4.3%のプラス成長に転じております。こうしたことから、本県経済は今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあるものと捉えており、この流れをより確かなものにしていくことが重要であると考えております。このため本年度は、完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の創出に向け、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、成長を支える取り組みを強化するという3つの施策群を、それぞれ大幅に強化し、全力で実行しているところです。

第3期計画で目指す目標を達成するためには、3年目となります本年度の取り組みが特に重要となりますことから、これまで以上にPDCAサイクルを徹底し、事業の着実な実施と、きめ細かな検証による不断の見直しを行ってまいります。

続いて、各施策群の実行状況について、まず第1に、成長の壁を乗り越える施策群について御説明申し上げます。

これまでの地産外商の取り組みを拡大再生産の好循環につなげるためにも、現在の人手不足の深刻化という壁を乗り越えていくことが重要となります。このため、設備投資や新技術の導入による省力化に関する支援策を強化するとともに、企業の雇用環境の改善や、県外から人材を確保するための移住促進など、各産業分野の

担い手の育成や確保に向けた取り組みを力強く進めているところです。

人手不足を解消するため、また必要な人材を確保するためにも、雇用環境の改善を図る、いわゆる働き方改革を進める必要があります。このため本年4月には、国からの委託も活用し、産業振興センター内に高知県働き方改革推進支援センターを設置しました。センターにおいては、他県より手厚い7名体制のもと、企業の相談にワンストップで対応するとともに、企業訪問や地域における相談会などを積極的に実施しているところです。また、働き方改革の取り組みについては、経営と両立する形で進めていくことが重要でありますことから、各産業分野で進めております事業戦略の策定と実行の支援とあわせて、個々の企業の状況に応じたサポートを行ってまいります。

移住促進の取り組みについては、昨年10月から本格稼働した高知県移住促進・人材確保センターの取り組みを中心として、官民協働、市町村との連携・協調のもと、さまざまな施策を強化して取り組んでまいりました。その結果、昨年度の本県への移住者数は前年度比で19%増となる816組、1,198人となり、目標の800組を上回ることができました。しかしながら、人口の社会増減の均衡に向け、年間移住者数1,000組の達成とその定常化を目指すためには、これまでの取り組みを一段と強化する必要があります。

このため、移住を希望される方の志を満たす魅力的でやりがいのある仕事を、市町村や関係団体とも連携して、地域地域において数多く掘り起こし、都市部の人材に積極的に提案することができるよう努めているところです。

さらに、都市部における相談会について、ターゲットに応じて内容などを工夫して集客力を高めるとともに、来月から大阪事務所内にセンターの専任スタッフを新たに配置し、関西圏におけ

る相談体制を充実するなど、人材ニーズと都市部の人材とのマッチング機能を強化してまいります。

あわせて、空き家のさらなる掘り起こしに向け、先月には地域の専門家グループと市町村が連携する仕組みを新たに立ち上げたところです。また、高知市を中心に全市町村が連携して行うこととされている2段階移住の取り組みについても、さらに加速してまいりたいと考えております。

こうした取り組みとあわせて、本県への移住者などの傾向やニーズを詳細に分析し、専門家の御助言もいただきながら、移住戦略のさらなるバージョンアップを図ってまいります。

第2に、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群について御説明申し上げます。

本県経済の持続的な発展をなし遂げていくためには、人手不足などのボトルネックの解消だけでは不十分であり、成長の牽引役となるメインエンジンそのものを強化し、地産外商をさらに加速していくことが重要となります。このため、継続的に新たな付加価値を生み出していく仕組みを意図的に構築するとともに、生み出された付加価値を生かして、取引の範囲を国内外にさらに拡大していく取り組みを各分野において推進してまいります。

まず、継続的に新たな付加価値を生み出す取り組みのうち、農業分野については、これまで次世代型こうち新施設園芸システムの県内の各産地への普及に努めてきた結果、次世代型ハウスの整備はこの3年間で143棟、32.6ヘクタールにまで拡大し、ナスやピーマンなど主要な7品目における環境制御技術の導入率は35%まで伸びてきております。本年度は、生産現場で見えてきた課題を生産者ととも解決するため、4月に次世代型こうち新施設園芸システム推進協議会を設立し、関係者間で情報共有を図るとと

もに、高度な環境制御技術やマネジメント研修の実施などに取り組んでいるところです。

また、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、環境制御技術にI o TやA I技術を融合させた進化型のシステム、すなわちNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発にも着手したいと考えております。来月には、県と高知大学、高知工科大学、産業団体、金融機関で構成する推進組織を立ち上げ、3つのプロジェクトチームを設置し、さらなる生産性の向上や高付加価値化に関する研究、技術開発などを行っていくこととしております。さらに、こうした取り組みにより創出された本県発の新たな技術が、農業関連のみならず、さまざまな分野における新システム、新製品の開発につながり、国内外への外商拡大にまで発展していくことを目指してまいります。

林業分野においては、新たな付加価値を生み出す取り組みとして、これまでのC L T普及の取り組みに加え、建築用製材品を主体とする、いわゆるA材の需要拡大と販売促進の取り組みを大幅に強化したところです。本年4月には外商の拠点となるT O S A Z A Iセンターを設置したところであり、これまでに各地で展示会を開催するとともに、県産材を活用していただける新たな工務店の掘り起こしを行うなど、積極的に販路開拓に取り組んでおります。

今後、販路開拓とあわせて商品ラインナップの充実を図ることとしており、A材の高付加価値化に向けた内装材などの開発につきましても関係者と協議を進めております。あわせて、品質の高い乾燥材の生産拡大などを図るため、新たな仕組みづくりを進めることとしています。

また、各産業分野を横断する取り組みとして、I o T技術の導入などにより第1次産業の生産性向上などを図る、課題解決型の産業創出に取り組んでおります。高知県I o T推進ラボ研究

会などの取り組みを通じて、養殖現場の作業効率化や木材の伐採現場における作業員の安否確認など39件のニーズを抽出し、うち22件は製品開発や実証実験の段階まで進んでいるところです。

今月12日には、東京大学大学院情報学環との間で、IoTに係る技術交流などに関する連携協定を、全国の自治体として初めて締結いたしました。この協定に基づき、IoT技術を通じた産業振興や地域の課題解決に資する研究などが、本県を実証実験のフィールドとして実施されることとなります。世界最先端の知恵と連携し、研究の成果と、第1次産業の生産性向上を初めとするニーズとのマッチングを進めることにより、課題解決型の産業創出を加速してまいりたいと考えております。

本県経済の新たな強みをつくり出す取り組みであるIT・コンテンツ産業の振興に関しては、これまで企業誘致や人材育成などの取り組みを進めてきた結果、立地企業数が16社となり、新規雇用者数も200人を超えるなどの成果があらわれてきております。こうした流れをより力強いものとするため、人材育成の取り組みを抜本的に充実強化することとし、本年度からIT・コンテンツアカデミーを開設しているところです。4月中旬から7月末までの15週連続で開催する公開講座やアプリ開発人材育成講座などには、定員を上回る申し込みがあり、これまでに約600人の方々に御参加いただくなど、好調な滑り出しができたと感じております。

引き続き、人材育成の充実強化を図り、関連企業とのマッチングを進めてまいりたいと考えております。あわせて、こうした本県の取り組みについて、首都圏などの企業に対して積極的に情報発信を行い、本県への企業立地をさらに促進してまいります。

次に、過去多くの自然災害に見舞われてきた

本県だからこそ生まれてきた防災関連産業については、昨年度の登録製品の売り上げが約60億円となり、前年度比で28%、約13億円増加するなど、本県の新たな産業群として着実に成長してきております。本年度は、これまでの取り組みに加え、国内における防災関連製品の市場規模や見通しを把握するための調査を行い、本県の防災関連産業の振興を一層加速するための新たな戦略を策定してまいります。

次に、取引の範囲の拡大に関して、まず国内における外商については、平成27年度から地産外商公社の活動範囲を関東から中部、関西、中四国、九州にまで広げるとともに、県内事業者の皆様の営業活動をサポートする体制をさらに充実させてまいりました。また、公社では、外食チェーンなど業務筋への積極的なアプローチや、独立した小売業者が参画するボランティアチェーンとの関係強化など、これまで培ってきた経験やノウハウを生かした効果的な外商活動を展開しております。その結果、公社の活動を契機とした昨年度の成約金額は、前年度の約1.2倍となる35億4,100万円と大きく伸びてきたところであります。

この流れをさらに加速していくため、首都圏、関西に次ぐ商圈規模を有する中部地区において外商機能を強化することとし、本年4月から新たに公社の担当職員1名を名古屋に配置いたしました。加えて、9月に名古屋市内に開業する大型商業施設内に、本県の中部地区における地産外商の拠点を設けたいと考えており、この拠点機能を担う地域商社の店舗の開設を支援するための補正予算案を今議会に提出しております。こうした取り組みを通じて、中部地区における外商成果のさらなる上積みを図るとともに、あわせて、県内の各地域商社の主体的な活動を今後とも支援することにより、民間主導型の地産外商の拡大に向けて取り組んでまいります。

また、輸出の振興に関しては、これまでの取り組みにより、平成28年の、ユズ、土佐酒、水産物を中心とした食料品の輸出額が約7億2,000万円となり、平成21年の約14倍にまで伸びてまいりました。本年度は、シンガポールやアメリカなどの有望市場において、これまで培ってきた商社などとのネットワークを強化し、さらなる販路拡大や新たな品目の掘り起こしに取り組んでいるところです。

今後、こうした有望市場での取り組みを加速するとともに、インドネシアを初めとする新たな市場の開拓を進めてまいります。あわせて、現地の商社や飲食店などとも連携して、海外展開の拠点となる機能をさらに強化するなど、輸出の拡大に向けて力強く取り組んでまいります。

さらに、ものづくりの分野につきましては、ものづくり地産地消・外商センター東京営業本部を中心として、県内事業者の営業サポートを行った結果、昨年度の成約金額は約58億円となり、前年度比で14%、約7億円増加いたしました。引き続き、首都圏などで開催される見本市への出展や商談会の開催などを通じて、外商の拡大に取り組んでまいります。

あわせて、防災関連産業については、県内事業者からの提案によって市場のニーズをつくり出す、いわゆる価値提案型の商品開発や営業活動を強化していくことにより、外商の拡大を図ってまいります。

第3に、成長を支える取り組みをさらに強化する施策群について御説明申し上げます。

第3の施策群においては、本県産業の持続的な成長を支えるため、起業や新事業展開の促進、多様な仕事を地域地域に創出させる地域産業クラスターの形成、さらには各事業体の事業戦略づくりの支援などに取り組んでいるところです。

地域の持続的な発展をもたらすためには、継続的に新たな挑戦が行われる環境をつくること

が重要であることから、起業や新事業展開の促進に向けて、起業コンシェルジュによる相談や起業支援プログラムの実施などに取り組んでおります。これまでの取り組みにより、起業コンシェルジュによる個別相談は延べ200件を超えるとともに、体系的な起業支援プログラムであるこうちスタートアップパークに延べ300人を超える方々に御参加いただくなど、起業に対する関心は着実に高まってきております。

本年度は、事業化のノウハウを学びながら、つくり上げた試作品を実際の商品やサービスへと磨き上げていくことができるよう、支援プログラムをステップアップ型へと強化したところです。こうした取り組みに加えて、資金面での起業支援策を強化するとともに、起業に関心がある都市圏在住者を対象としたセミナーを開催することなどにより、本県での起業をさらに促進してまいります。

多様な仕事を地域地域に創出させる地域産業クラスターについては、本年3月に南国市で新たに立ち上がったニラプロジェクトを加えた、20のプロジェクトを展開しているところです。

例えば、仁淀川町の県内野菜を活用したカット野菜事業クラスターにおいては、核となる企業の新工場が本年3月に完成し、生産と販売のさらなる拡大が見込まれるほか、新たな野菜加工品の開発も進められております。また、宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクトにおいては、中核施設となる県内最大級の水産加工施設の建設工事が始まりました。来年7月の稼働に向け、施設整備はもとより、HACCP認証の取得支援などソフト面での支援もしっかりと行ってまいります。

引き続き、20のプロジェクトの取り組みを加速させるとともに、新たなクラスタープロジェクトの掘り起こしにも努めてまいります。

それぞれの事業体における事業戦略は、人材

育成や新技術の導入促進、国内外の外商の拡大など、さまざまな取り組みの土台となる重要なものであります。このため、第3期計画から事業戦略の策定と実行の支援に取り組んでおり、本年度はこうした取り組みを全ての産業分野に広げ、各地域において展開しているところです。

まず、ものづくりの分野については、産業振興センターの一貫した支援により、117社が事業戦略の策定に着手し、うち93社が策定を終え、さらに21社が着手を予定しております。先月開催した事業戦略普及啓発セミナーには94社、約240人の方々に御参加いただくなど、県内事業者の皆様が事業戦略に対する関心が広がってきていると感じております。

また、商店街など地域の事業者が作成する経営計画については、地域の商工会や商工会議所などの支援により、昨年度487社が策定いたしました。本年度からは、各地域の取り組みをサポートする経営支援コーディネーターやスーパーバイザーを高知県商工会連合会に配置するとともに、金融機関などとも連携し、計画の策定と実行の支援をさらに強化してまいります。

第1次産業分野のうち農業分野については、中山間農業複合経営拠点の事業戦略づくりの支援に取り組んでおり、昨年度は10地区の拠点において策定を終え、本年度は新たに取り組む4地区を含む10地区において事業戦略の策定を支援することとしております。また、今月にはアグリ事業戦略サポートセンターを立ち上げたところであり、専門家と関係機関が一体となって、事業戦略の策定から実行までを一元的にサポートしてまいります。林業分野については、昨年度に事業戦略を策定した2事業体に対して、その実践に向けたフォローアップを行うとともに、新たに事業戦略の策定に取り組む3事業体を支援することとしております。

また、本年度から新たに食品分野と水産分野

において、事業戦略の策定と実行の支援に取り組んでおります。このうち食品分野については、今月、産学官の食品関係者が参画する食のプラットホームにおいて事業戦略セミナーを開催するなど、具体的な取り組みをスタートさせており、今後は、専門家や関係機関などによるサポートや、スキルアップのための実践講座の開催などを通じて、事業戦略の策定と実行を支援してまいります。水産分野については、漁業経営体の事業戦略の策定に向けて、関係者との協議を進めているところです。

引き続き、事業体の持続的な成長を支えるため、働き方改革の取り組みとも連携し、事業戦略の策定と実行を全力で支援してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

去る4月21日に、「志国高知 幕末維新博」第2幕が開幕するとともに、メイン会場であります坂本龍馬記念館がグランドオープンいたしました。開幕直後に迎えたゴールデンウィーク期間中の幕末維新博会場への来場者数は、トータルで対前年比20%増となるなど、順調に第2幕のスタートを切ることができたものと受けとめております。これから夏の観光シーズンを迎えるに当たり、引き続き明治維新150年を捉えた積極的なプロモーション活動を進めてまいります。幕末維新博第2幕の開催期間中を通じて、歴史観光の基盤づくりと観光クラスターの磨き上げにしっかりと取り組み、先々に至るまでの高知県観光の財産として根づかせていけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、来年2月以降は、これまで取り組んできました歴史や食を生かした観光を引き続き推進しながら、本県のもう一つの強みである自然をより前面に出した自然・体験型観光キャンペーンを展開してまいります。このキャンペーンを通じて、本県の誇る自然景観のビュースポット、

体験型や滞在型の観光施設などの整備を行うとともに、豊かな自然をフィールドとするアクティビティーに加えて、自然景観のガイドツアー、地域の生活や文化に触れる体験など、子供から高齢者まで幅広い層の方に楽しんでいただける体験プログラムを磨き上げ、売り出してまいりたいと考えております。

これらの観光資源は、とりわけ中山間地域に豊富に存在しており、このキャンペーンの推進は、中山間地域の振興や活性化に直結するものであります。自然・体験型観光に専門性を有する民間企業などの知見やノウハウを積極的に活用しながら、ポテンシャルのある資源を発掘し、磨き上げ、さらには新たな経済効果を生み出す仕組みをつくるといった一連の取り組みを、地域地域において加速してまいりたいと考えており、今議会に関連する補正予算案を提出しているところです。8月には有識者や観光事業者などで構成する準備委員会を立ち上げ、キャンペーンに関する具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、市町村や観光事業者の皆様としっかりと連携しながら、本県の強みである自然を生かした新たな観光資源を県内各地域に創出させるよう努めてまいります。

新たな食肉センターの整備については、本年2月に、県やJAグループなどをメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、新センターの運営を担う新会社の設立や施設整備に向けて議論を重ねてまいりました。新会社の運営収支について、事業者や専門家の意見も踏まえながら試算を行ったところ、競りや部分肉加工、卸売までを一体で行うなど、バリューチェーン全体の利益を取り込むことにより、初年度からおおむね黒字運営が可能となる見通しが立ったところです。

これを受け、新センターの整備に向けた具体

的な議論を本格化させるため、新会社の運営にかかわる県やJAグループなどにより、新会社設立に向けた準備業務の実施主体となる協議会を立ち上げることにいたしました。協議会では、まずは具体的な事業計画について関係者間で合意形成を図り、その詳細な内容を運営シミュレーションに反映することとあわせて、施設整備の基礎となる地質調査を実施することとしており、その成果を早期に基本設計の着手や新会社の設立につなげていきたいと考えております。こうした今後の新食肉センターの整備の進め方について、今月20日に開催されたワーキンググループの会合において合意が得られましたことから、今議会に関連する補正予算案を提出させていただいております。

県としましても、引き続き協議会のメンバーとして新センターの整備に積極的にかかわり、4年後の操業開始に向け、JAグループや市町村などと連携して取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

まず、1つ目の柱であります壮年期の死亡率の改善を図る取り組みのうち、高知家健康パスポート事業については、本年4月から新たに健康パスポートⅢの交付を開始いたしました。このパスポートⅢを取得するためには、健康に関する学習や運動を継続して行うことが必要であります。既に先月末時点で1,100人を超える方々が取得されるなどしており、県民の皆様の健康意識の高まりを感じているところです。

本年9月には、日々の健康活動をポイントに換算できるスマートフォン向けアプリを配信することとしております。引き続き、県民の皆様が楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただけますよう、健康パスポートのさらなる普及に努めてまいります。

2つ目の柱であります地域地域で安心して住



み続けられる県づくりの実現に向けては、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目のないネットワークでつなぐ、高知版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。具体的には、高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターの整備や、訪問看護体制の拡充など、これまで注力してきたおのおのサービス資源の充実強化に取り組むとともに、これらのサービス間の連携を強固なものとし、全体としてネットワーク化していくことを目指しております。

このため、市町村や地域の関係者が連携する地域包括ケア推進協議体を今後3年間で県内14ブロックに設置し、支援が必要な高齢者を把握するための仕組みづくりや、不足するサービスの確保策の検討などを行うこととしたいと考えております。この4月には、県内5カ所に配置した地域包括ケア推進監が中心となって、関係者との協議を始めたところです。さらに、各サービスの接続部を担うゲートキーパーの機能が重要であることから、かかりつけ医となる総合診療専門医の養成や、地域包括支援センターの機能強化などを進めております。

こうした取り組みにより、支援が必要な高齢者の皆様に、それぞれのQOLを高めるために最もふさわしいサービスにつなぐことのできる体制の整備に努めてまいります。

総合診療専門医の養成については、本年4月から高知家総合診療専門研修プログラムを開始し、5人の若手医師に御参加いただいております。この研修プログラムでは、総合診療専門医を目指す若手医師が、県内の三次医療を担う病院や中山間地域の診療所などにおいて3年間研修を行うこととしております。4月に開催した研修プログラムの開講式には、県内各地の医療関係者や医学生など約90人の方々に御参加いただいたところであり、関係者の関心の高さを感じました。引き続き、総合診療専門医を目指す

医師を確保できるよう、研修環境の充実や医学生などへのPRに努めてまいります。

3つ目の柱であります厳しい環境にある子供たちへの支援については、子供たちの発達や成長の段階に応じた取り組みを進めているところです。中でも、妊娠期から子育て期までについては、市町村の子育て世代包括支援センターを起点として、地域子育て支援センター、保育所や幼稚園などの関係機関、さらには民生委員や児童委員の方々などがしっかりとネットワークでつながり、養育不安などを抱える家庭への支援や、子供の見守りなどの支援を切れ目なく行う高知版ネウボラの取り組みを進めていくこととしております。

本年度は、重点支援の対象となる高知市といの町において、支援施策の現状分析や課題抽出を具体的に進めており、今月にはネウボラ推進会議を開催して、関係機関と効果的な連携方法や支援のあり方などについて協議することとしております。今後、こうした支援システムが県内各地域に広がるよう、市町村と一体となって取り組んでまいります。

4つ目の柱であります少子化対策の抜本強化については、先ほど申し上げましたとおり、昨年の合計特殊出生率が1.56となるなど、これまでの一連の施策の効果が一定あらわれつつあります。この基調をさらに力強いものとするため、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標である、平成31年の合計特殊出生率1.61の達成に向けて、引き続きライフステージの各段階に応じた対策をしっかりと進めてまいります。

来月20日には、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けたフォーラムを開催し、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の皆様、育児休暇・育児休業の取得促進宣言を行っていただくこととしております。これまでに100を超える

企業や団体の皆様に御賛同いただいております。仕事と子育ての両立を応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

5つ目の柱であります医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化については、本年度から介護事業所認証評価制度を本格導入いたしました。この制度は、職員の人材育成や処遇改善、労働環境などについて、県が定める基準を満たした事業所を認証するものであり、今月には初めて8法人、61事業所を認証したところです。

今後、テーマ別セミナーの開催や個別コンサルティングの実施などを通じて、より多くの事業所の認証取得を促すことにより、働きやすい職場環境の整備を進め、安定的に介護人材が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

まず、チーム学校の構築については、中学校において、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちの実践校を、これまでの19校から本年度は実施可能な31校全てに拡大したところであり、教科会の定期的な開催などを通じて指導方法の工夫や改善を図っております。また、小規模校においても教科の枠を超えたチームで授業改善を進めるなど、全ての中学校において、教員同士が学び合う仕組みが構築されるよう徹底しているところです。

加えて、本年度高知市に新設された学力向上推進室においては、県から派遣した7名の指導主事や市のスーパーバイザーなどから成るチームを編成し、先月末までに延べ245回の学校訪問を行うなど、徹底した授業改善に取り組んでおります。あわせて、県市の運営会議を毎月開催し、各校の取り組みの状況を確認しているところです。

高等学校に関しては、全ての生徒の基礎学力

の定着や向上に向け、本年度から学校支援チームを設置し、教員の指導力向上や授業改善などに向けた取り組みを強化しているところです。先月からは、アドバイザーや指導主事が、支援対象である30校全てを訪問し、各教科の授業参観や研究協議を通じて、授業改善に向けた指導などを行っております。あわせて、管理職に対しても、学校経営計画の進捗管理やカリキュラムマネジメントの強化のための助言を行うなど、学力向上に向けた組織的な体制づくりを支援しているところです。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援については、不登校やいじめに対し、より早い段階から、より効果的に学校が対応できるよう、チーム学校による取り組みの徹底を図っております。具体的には、各学校において、出席状況や友人関係の変化などの兆しが見られる児童生徒を早期に把握し、校内支援会でしっかりと情報を共有して適切な支援につなげる一連の取り組みを徹底してまいります。また、特に厳しい状況にある児童生徒に対しては、個別支援シートを活用するなどして、切れ目のない支援が行われるよう努めてまいります。

こうしたことについて、4月には全市町村の教育長や全ての学校長に対し周知徹底を図るとともに、先月には、全校の生徒指導担当教員を集めた研修会において、校内支援会の充実に向けた研究協議を行ったところです。加えて、心の教育センターのスクールカウンセラーや指導主事による助言・指導を充実させるなど、校内支援体制の一層の強化を図ってまいります。

次に、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画については、先月末に各校のあり方の方向性を示す中間取りまとめが行われました。これを受け、現在各校においてそれぞれの特色を生かした振興策の検討を進めているところです。

高等学校は、地域における子供たちの教育の

重要な拠点であるとともに、住民の皆様のご生活にもかかわる大切な施設であります。特に中山間地域においては、地域唯一の存在としてその存在意義はより大きなものがあり、さらには中山間振興の核ともなり得ることから、少子化の中にあっても、可能な限りその機能の維持・拡充を図ることが重要だと考えております。このため、各校の教育力の向上とともに、地域の振興にもつながるよう、それぞれの特色と地域資源を組み合わせた各校の振興策を、地域産業振興監も加わり検討しているところです。

また、ICTを活用した遠隔教育システムなどによる学習指導体制を確保することにより、地元の高校において、本人の希望に沿った進路の選択や学び直しができる環境を整備するなど、地域における教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後、学校関係者を初め、広く県民の皆様からの御意見もいただきながら、本年中に後期実施計画の取りまとめを行ってまいります。

県と高知市が共同で整備を行ってまいりました新図書館等複合施設オーテピアが、いよいよ来月24日に開館いたします。オーテピアに関しては、高知市の中心市街地に位置する立地条件を生かして、人々が集う交流の場や情報発信の拠点とするとともに、本県の教育や文化の発展、経済の活性化を支える施設にしていきたいと思います。

具体的には、全国初の県と市の合築によるオーテピア図書館におきましては、中四国最大規模の約205万冊の収蔵能力を有する知の拠点として、文芸書から各種専門書、雑誌に至るまで幅広い資料や情報を取りそろえ、県民の皆様のご知りたい、学びたいという思いにしっかりと応えてまいります。また、専任の司書が相談内容に応じてきめ細かく対応するほか、図書館の情報発信力や集客力を生かして、専門機関と連

携して企画展示や相談会を行うなど、暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題の解決を支援してまいります。あわせて、市町村立図書館などへの支援機能を充実強化し、県内全ての地域の読書環境や情報環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、高知みらい科学館におきましては、宇宙や天文にかかわる幅広いトピックスを紹介するプラネタリウムや、さまざまな科学体験が可能な展示ゾーンなどを通じて、本県の次代を担う子供たちの理科や科学への興味、関心を高める取り組みを積極的に行ってまいります。県としましても、県内全域の理科教育や科学文化のさらなる振興につながるよう、設置者である高知市とも連携してその企画運営に携わってまいります。

さらに、高知声と点字の図書館におきましては、読書や情報へのアクセスに障害のある方々への情報提供の役割をしっかりと担うとともに、県の拠点として県内全域に積極的にサービスを展開してまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

本年度は、第3期南海トラフ地震対策行動計画の最終年度でありますことから、掲げてきた目標の達成に向けて、命を守る、命をつなぐ対策について、より積極的に取り組みを進めてまいりますとともに、生活を立ち上げる対策についても、順次具体化を図ってまいります。あわせて、浦戸湾の地震津波対策である三重防護や命の道となる四国8の字ネットワークなど、南海トラフ地震対策にも資するインフラ整備を進めてまいります。

また、来年度から始まる第4期行動計画の策定に当たっては、本年度中に第3期行動計画の取り組みを総括し、明らかになった課題とその対策を反映させるとともに、各取り組みを再度

定量的に分析して、目標値の再設定を行いたいと考えております。加えて、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧・復興期を含め必要となる取り組みを検討するなど、さらなるバージョンアップを図ってまいります。

こうした取り組みを進める中、命をつなぐ対策の一環として、災害時における医療救護体制の抜本強化を図ることが大きな課題となっております。南海トラフ地震発生時には、全国で最大62万3,000人ももの負傷者が発生する一方で、医療施設の被災や、電気や水道などのライフラインの寸断などにより、被災地内での医療機能が著しく低下することが予想されるところです。このような極めて厳しい状況に対応するためには、より負傷者に近い場所で医療救護活動を展開する機能や、被災地外からの支援機能など、災害時の医療救護体制を抜本的に強化する必要があります。このため本県では、前方展開型の医療救護活動の強化に積極的に取り組んできたところです。その結果、本年度中に県内全ての地域において、地域の被害想定などを踏まえた医療救護の行動計画の策定を終える見込みとなるなど、県内での発災時に備えた総力戦の体制づくりは着実に進展しております。

他方、被災地の医療資源には限りがあることから、発災時には被災地外からの支援が不可欠となります。しかしながら、南海トラフ地震の発災時に派遣が可能なDMATの数は、現在のところ全国で約570チームにとどまっており、試算によるとさらに2,200を超えるチームの養成が必要と見込まれる状況にあります。このため、今月開催された国土強靱化推進本部において、国家的課題として、早急にDMATの規模を拡大し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制を構築する必要があることを、安倍総理を初め出席者の皆様に強く訴えさせていただいたところです。国を挙げて災害時の医療

救護体制が抜本強化されることとなるよう、全国知事会などとも連携して、引き続き強く訴えてまいります。

国においては、昨年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震との関連について調査を開始した場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合には、これらを臨時的に、南海トラフ地震に関連する情報として発表することとしております。これらの臨時情報は、南海トラフの東側で大規模な地震が発生し、西側が連動しなかった場合や、想定される大規模地震と比べて一回り小さいマグニチュード7クラスの地震が南海トラフ沿いで発生した場合などに発出されるものであります。

県としましては、たとえ空振りの可能性があるとしても、一人でも多くの県民の皆様の命を守るために、国から臨時情報が発表された場合には、同情報を活用して具体的な行動を起こすことが必要だと考えております。このため、臨時情報が出た場合における避難の呼びかけや避難者の受け入れなどの対応について、先月市町村の皆様と意見交換を行ったところです。その際には、市町村間で対応が異なることへの懸念や、避難が長期化した場合における人的・財政的な負担の大きさなどについて御意見をお伺いしました。引き続き、市町村の皆様と協議を行い、県としての統一的な対応指針や市町村への支援策について、早期に取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

また、国は、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応を検討するためのワーキンググループを本年4月に設置し、本県などをモデル地区として、人命の安全を確保するための対応などについて検討を行い、国としてのガイドラインを策定することとしております。このワーキンググループには私自身も委員として参加してお

りますことから、臨時情報を活用して国民の生命を守るといった視点が今後の検討に反映されますよう、本県の実情も踏まえてしっかりと訴えてまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

本年3月に第2期高知県スポーツ推進計画を策定し、計画に掲げたスポーツ参加の拡大など3つの柱から成る施策について、順次取り組みを進めているところです。

1つ目の柱でありますスポーツ参加の拡大については、持続可能な地域スポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブなどを核とする地域スポーツハブの構築を進めております。まずは4市町において、地域のスポーツクラブが中心となり、行政や地域のスポーツ関係団体によるネットワークづくりや意見交換を行っているところです。

2つ目の柱であります競技力の向上については、競技ごとに、小学生から一般までの県内の有望選手を集めた常設の全高知チームを立ち上げ、戦略的に育成強化を図ることとしております。本年2月に立ち上げたソフトボールとレスリングに続いて、4月には剣道やカヌー、サッカーなどを新たに加え、現在8競技団体が全高知チームを立ち上げ、全国トップレベルの指導者を招いた合同練習や、県内指導者を対象とする実践研修などの活動を行っております。今後は、県体育協会とともにPDC Aサイクルによる進捗管理を徹底し、全高知チームの活動を全力で支援してまいります。

3つ目の柱でありますスポーツを通じた活力ある県づくりについては、プロやアマチュアスポーツの合宿誘致などのほか、自然環境を生かしたスポーツツーリズムに取り組んでおり、今月3日には仁淀川流域6市町村を自転車で走る、GREAT EARTH 高知仁淀ブルーラ

イドが新たに開催されたところです。引き続き、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンと連動させ、スポーツを通じた経済や地域の活性化に取り組んでまいります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などを契機としたスポーツの振興については、本年4月にチェコ共和国、シンガポールと事前合宿の実施に向けた覚書を締結しました。また、先月にはラグビーワールドカップ2019に出場するトンガ代表チームから、本県で事前キャンプを行うとの決定通知書をいただいたところです。本県で事前キャンプを行う選手をサポートしていくこととあわせて、県民のスポーツ参加や競技力の向上にもつなげるとともに、大会終了後も各国との交流が継続していくよう、さまざまな取り組みを進めてまいります。

太平洋島嶼国は、歴史的に親日的な国家群であると同時に、エネルギーなどの重要な資源の海上輸送路でもあることから、国際社会における日本の重要なパートナーとなっております。また、地方においてもそれぞれの国や地域と交流を進めており、本県においては、日本人で初めてミクロネシアに定住した本県出身の森小弁氏を御縁として、これまで同国との友好関係を築いてきたところです。

こうした中、日本各地と島嶼国とのきずなをより強固なものとし、実のある交流を拡大していくため、本県からの呼びかけが契機となり、先月、日本の14自治体と島嶼国の16の国や地域との間で、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークが、各国首脳らによる太平洋・島サミットの開催に合わせて設立されました。今後は、それぞれの地域の特色を生かして、幅広い分野で島嶼国との交流を進め、自治体ネットワーク全体として国際交流をさらに推進してまいりたいと考えております。

ルネサスエレクトロニクス株式会社の子会社

であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の高知工場に関しては、平成27年12月に高知工場の閉鎖を伴う集約方針が発表されて以来、従業員の皆様の雇用の維持を第一に、ルネサス社や香南市とも協力し、承継企業の確保に最大限努めてまいりました。しかしながら、結果として承継先の確保には至らず、先月末をもって高知工場が閉鎖されたことはまことに残念でなりません。

今後、まず優先してなすべきことは、従業員の皆様の雇いを確保することです。高知工場においては、協力会社2社を含め約330人の方々が働いておられましたが、今回の閉鎖に伴い、約160人の方々は県外の工場へ配置転換となり、県内での再就職を希望する約130人のうち約90人の方々は、まだ再就職先が決まっておられません。このため今月1日には、高知労働局、県、香南市などの関係機関によるルネサス高知工場雇用対策連絡会議を開催し、関係機関が一体となって再就職を支援していくことを改めて確認いたしました。現在、ハローワークや移住促進・人材確保センター、ジョブカフェこうちなどが連携して、企業とのマッチングなど、従業員の皆様の再就職支援を全力で行っているところであり、しっかりと雇いを確保できるよう努力してまいります。

あわせて、今回の閉鎖が地元経済に与える影響を少しでも緩和するため、またやむを得ず県外へ配置転換になられた方々が希望に応じて再び高知で働くことができる選択肢を広げるため、早期に承継企業を確保することが引き続き重要であると考えております。県においては、これまで360社を超える企業にアプローチするとともに、48社を直接訪問し、8社による工場見学に結びつけてまいりました。また、ルネサス社も国内外の約200社に接触し、県からの紹介を含む30社以上と具体的な交渉を重ねてこられたと

伺っております。残念ながら、現段階において承継企業の決定には至っておりませんが、先月末に県庁を訪れたルネサス社の幹部からは、今後譲渡・承継先の企業の確保を目指していくことを明記した社長名の文書が提出されるとともに、強い決意を伺ったところです。

県としましても、引き続きルネサス社と連携しつつ、専門家のアドバイスをいただきながら、対象業種をさらに広げてアプローチを行うなど、承継企業の早期確保に向けて全力で取り組んでまいります。

都市計画道路はりまや町一宮線のはりまや工区につきましては、新堀川の水辺空間が大切であるという声の高まりなど、さまざまな御意見が寄せられてきたことから、平成23年から工事を中断して、シオマネキの生息調査や交通量調査などを実施し、中断前の期間を含め約10年間にわたりデータを蓄積してまいりました。その上で、昨年度には有識者や地域住民の方々などで構成するまちづくり協議会を立ち上げ、5回の会議を開催するとともに、パブリックコメントを2回実施し、整備のあり方について議論を重ねてまいりました。

そして、本年2月には、希少動植物が生息する自然環境や新堀川かいわいに残る史跡などと調和を図り、安全で安心できる道路整備を進めるためには、新たな道路計画案がふさわしいとの提言を協議会からいただきました。また、4月には高知市長から、子供たちの安全確保のため、新たな道路計画案により早期に整備を進めていただきたいとの御意見をいただいたところです。

県としましては、こうした協議会からの提言や高知市の意見を踏まえ、協議の過程をいま一度確認するとともに、整備計画などについてさらに検討を深めてまいりました。その結果、現在の状況、すなわち歩道が狭く通学児童など歩

行者の安全が損なわれており、また交通渋滞が発生して、周辺の狭隘な生活道路に通過車両が入り込んでいるという不便で危険な状況を解消することは不可欠であり、さらに周辺では複数棟のマンションが建設されており、近々にも歩行者と車の増加が見込まれることを踏まえれば、対応を急ぐ必要があると考え、工事を再開して歩道の拡幅と4車線整備を進めることを決断いたしました。

他方で、工事を進めるにしても、新堀川の自然環境とその歴史的価値をできる限り保存することは大事なことであったと考えたところです。新堀川の自然環境については、この約10年間の調査により、既に整備済みの区間において、現在もシオマネキなどの希少動植物が生息していることが確認されております。さらに、新堀川を覆っている駐車場を試験的に撤去した区間において、今まで見られなかった希少動植物の生息が確認されたところであり、水面に日が当たることによって希少動植物の生息環境が改善することが明らかになりました。こうしたことを踏まえ、今後は駐車場の撤去や横堀公園を掘り込むことによって、日の当たる面積を現在よりも約20%拡大し、シオマネキなどの希少動植物が今以上に生息するよう水辺環境の改善を図ってまいります。

歴史的価値のある新堀川の石垣については、極力現在の位置で保存するとともに、工事に伴いやむを得ず一部移設する箇所についても、もとの位置を記録に残すなどして復元できるようにいたします。また、既にコンクリートに改変している区間については、昔ながらの石垣に復元するとともに、新堀川沿いの市道を歴史の道として整備し、江戸期の風景を再現してまいります。

このように、工事再開に当たっては、歩行者の安全確保を最優先にするとともに、希少動植

物と史跡などに十分に配慮し、全体として調和のとれた道路整備を進めてまいりたいと考えております。今後、都市計画道路の整備とともに、新堀川の水辺を生かしたまちづくりについて、高知市と連携して取り組んでまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、本年2月、有識者などで構成される、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所が最終候補地として選定されました。

その後、3市町の住民の皆様、首長及び議会の皆様に、候補地が選定された過程や最終処分場の必要性、安全性などについて説明を重ねているところです。あわせて、これまでに、佐川町加茂地区の皆様、須崎市議会及び佐川町議会の議員の皆様を対象としてエコサイクルセンターの見学会を開催し、施設の構造や埋立処分の現状などを直接御確認いただきました。現在、3カ所の候補地の中で科学的に最適な場所はどこかという視点で検討を行うため、地権者の御了解をいただいた範囲において、各候補地の詳細な現地調査を実施しているところです。

県としましては、まだ説明会に御参加いただけていない地域の方々のもとより、できるだけ多くの皆様に施設の必要性や安全性を知っていただくため、引き続き丁寧な上にも丁寧に説明を重ねてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成30年度高知県一般会計補正予算などの4件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、5億1,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案など4件です。

その他の議案は、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案など10件です。このうち7件は、高須浄化センターの整備工事の施行を日本下水道事業団に委託するための契約について、追認の議決を求めようとするものであります。これらの契約は、予定価格5億円以上の工事の完成を目的とするものであり、本来であれば締結に当たり議会の議決が必要なものでございました。しかしながら、形式が委託契約であったことから、議決の対象外と誤認してしまったところ です。

一連の工事に関しては、予算議案の審議や決算報告を通じて内容を議会に御説明させていただいてはありましたものの、契約の締結に際して議決が不可欠な契約議案を議会に提出することなく、議決を受けないまま工事を施行しましたことは、あってはならないことであり、深く反省しております。県議会の皆様、県民の皆様 に心よりおわび申し上げますとともに、二度とこうした誤りが起こらないよう再発防止に努めてまいります。

議決事項以外の報告議案は、平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など3件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土森正典君） この際、執行部に申し上げます。ただいま知事からも説明がありました が、今定例会において議会の追認の議決を求め る議案が提出されたことはまことに遺憾であります。今後は、再発防止に努め、議案については抜かりのないよう十分に精査の上、議会に提出されるよう厳重に注意を申し上げておきます。



## 委員長報告

○議長（土森正典君） この際、閉会中における委員会審査について商工農林水産委員長の報告を求めます。

商工農林水産委員長西内健君。

（商工農林水産委員長西内健君登壇）

○商工農林水産委員長（西内健君） 商工農林水産委員会は6月18日に委員会を開催し、執行部からルネサス社高知工場の閉鎖に係る現在の状況及び今後の取り組み等について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、これまで従業員の皆様の雇用の維持を第一に考えて承継企業の確保に最大限努めてきたが、ルネサス社高知工場が本年5月31日をもって閉鎖となった。その際に、ルネサス社からは、高知工場の集約に伴う今後の取り組み等について、文書により、これまでの協力やサポートに対する感謝の意とともに、和解契約に基づき、高知工場の閉鎖後においても県と協議の上で、譲渡・承継先の企業の確保を目指していくとの報告があった。また、承継企業が決まった際には、配置転換された元高知工場の従業員が情報共有できるよう努めていくとの報告を受けている。今後の取り組みについて、承継企業の確保に当たっては、ルネサス社は今後も県と協議をしながら、これまで以上にターゲットを広げ、企業の掘り起こしやアプローチを柔軟に行っていくことを確認している。県においても、業界の投資動向に詳しい有識者などに助言をいただきながら、業種を広げ、企業に直接アプローチするなど、ルネサス社との情報共有を図り、承継企業の確保の早期実現に向け、全力で取り組んでいく。また、従業員への対応については、高知工場 で働いていた約330人のうち、再就職が決まってい ない、県内での再就職を希



望する約90人の方について、ハローワークや産業雇用安定センターなどと連携し、しっかりと再就職支援に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、高知工場の規模が大きいことも承継企業の確保の支障となっている要因の一つだと思うが、例えばシェアオフィスのように、一部を分けて利用することは可能ではないか、また工場の老朽化による改修の必要性についてはどうかとの質問がありました。執行部からは、建物については、南海トラフ地震対策によりルネサス社で補強を行っていることから、老朽化による心配はない。工場の分割利用については、これまでは一体的な活用を主に交渉してきたが、交渉相手によっては分割という方法も考えられると聞いている。ただし、管理の面で課題もあるため、分割するにも相当な検討が必要ではないかとの答弁がありました。

委員から、承継企業の確保に至らなかった理由の一つに、自然災害発生時の生産継続性の観点も挙げられている。高知工場は津波浸水区域ではないと思うが、どのあたりを懸念されているのかとの質問がありました。執行部からは、高知工場の場所はL2クラスの地震の際も浸水区域でないため、交渉企業には、浸水区域でないこと、建物の耐震性も備えていることは十分に説明しており、本県の地震対策については評価をいただいている。一方で、南海トラフ地震そのものへの懸念に加えて、交通が遮断されるのではないかという心配をする声もあったと聞いているとの答弁がありました。

委員から、高知工場の半導体ラインは今のニーズに合っているのかとの質問がありました。執行部からは、高知工場で生産していた半導体は6インチのサイズのものであったが、現在の半導体は、主に8インチから12インチと大型化している。製造する機械装置をかえるには莫大な

投資を必要とし、業界全体の現在の動きとしては、自社工場を持たず、外部委託をする傾向となっており、投資が減少しているとの答弁がありました。

委員から、今回の状況が香南市及びその周辺エリアに与える影響についてどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、香南市に工場があったので、従業員は香南市の方が一番多く、高知市や南国市など、周辺から通勤している方もいたと聞いている。今回、全従業員の約7割の方が県外の他工場に転出しているため、人口の流出は影響があると思われるとの答弁がありました。

委員から、再就職が決まっていない方が約90人いるとのことだが、県内の求人とのマッチングについてどのような状況かとの質問がありました。執行部からは、再就職が決まっていない方については、労働条件の違い、これまでのスキルを生かす仕事を探すために時間がかかっている、本人の都合により少し時間を置きたいという声もあると聞いている。今後は、ハローワークを中心に、離職された方の個別ニーズを十分に把握して、県内企業と可能な限りマッチングを進めていくとともに、スキルが必要な方については、職業訓練校などと連携し、スキルを身につけていただく取り組みを進めていくとの答弁がありました。

複数の委員から、再就職先がまだ決まっていない方の支援については、希望に沿って、最後の一人まで、県としても積極的に精いっぱい取り組んでもらいたいとの意見がありました。

昨年来、当委員会としましても、執行部とともにルネサス本社やルネサス社高知工場へ、県との和解契約に基づく承継企業の確保、従業員の雇用の継続について、最大限努力いただくよう要請活動を行ってまいりましたが、残念ながら工場閉鎖までに承継企業の確保には至りませ

んでした。今後は、執行部の説明にもありましたように、ルネサス社から5月31日付で提出された文書をもとに、お互いが協力し、承継企業の確保にしっかり努めるとともに、再就職支援についても全力で取り組み、その進捗状況については今後も報告するよう要請することとしました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)



#### 議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末235ページに掲載〕

○議長（土森正典君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



#### 議席の一部変更

○議長（土森正典君） 次に、日程第5、議席の一部変更の件を議題といたします。

議員の所属会派の変更に伴い、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 巻末237ページ〕  
に掲載

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席につきましては、6月27日の質問初日からということで、御了承願います。



○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から26日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月27日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分散会

## 平成30年6月27日（水曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 金岡佳時君  
 2番 下村勝幸君  
 3番 野町雅樹君  
 4番 上田貢太郎君  
 5番 今城誠司君  
 6番 久保博道君  
 7番 田中徹君  
 8番 土居央君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 加藤漠君  
 12番 坂本孝幸君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 武石利彦君  
 20番 三石文隆君  
 21番 浜田英宏君  
 22番 土森正典君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 池脇純一君  
 26番 石井孝君  
 27番 大野辰哉君  
 28番 橋本敏男君  
 29番 前田強君  
 30番 高橋徹君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 中内桂郎君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 酒井浩一君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 門田純一君  
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 笹岡貴文君  
 林業振興・環境部長 田所実君  
 水産振興部長 谷脇明君  
 土木部長 福田敬大君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 金谷正文君  
 公安委員長 西山彰一君  
 警察本部長 小柳誠二君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君  
事務局 次 長 川 村 文 平 君  
議 事 課 長 横 田 聡 君  
政策調査課長 織 田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯 田 志 保 君  
主 幹 浜 田 百 賀 里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年 6月27日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 10 号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に  
関する議案
- 第 11 号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約

の締結に関する議案

- 第 12 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 13 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 14 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 15 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 16 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 17 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 報第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
  - 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 報第 3 号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告
- 第 2 一般質問  
(3人)

午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。

### 諸 般 の 報 告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

第5号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、国の規則改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末238ページに  
掲載〕

### 質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第18号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」まで及び報第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番明神健夫君。

（15番明神健夫君登壇）

○15番（明神健夫君） それでは、土森議長のお許しを得て、自由民主党を代表し質問を行います。

ルネサス社の高知工場の閉鎖に関連してお伺いします。昭和61年10月に現在の香南市香我美町に立地した三菱電機株式会社高知工場は、三菱グループの創業者である岩崎弥太郎や当時の三菱電機の役員による地縁・血縁を初め、当時の県の職員や地元行政など、多くの関係者による熱心な誘致活動により、当時日本の産業の米と言われていた半導体の製造拠点の立地に結びついたものであります。当時の日本の半導体メーカーの躍進ぶりは目覚ましく、高知工場においてもピーク時の平成7年には、協力企業を含め約1,000人の雇用を創出し、また製造品出荷額等においても950億円を超え、本県全体の約13.6%を占めるなど、高知県経済と地域経済の振興に大きく貢献していただきました。

一方、1990年代ごろから、韓国や台湾などの海外企業の急激な発展による日本の半導体業界の衰退とともに、国内半導体メーカーとの経営統合により誕生したルネサス社においては、国内拠点の再編を伴う生産構造改革を推し進める中、高知工場は経営の合理化のもとで、残念ながら先月末をもって閉鎖となりました。ここに改めて、約32年の長きにわたり、本県の産業を支えていただいたことに敬意を表したいと思います。

本県にとりまして、超大型と言える工場の誘致を実現したことは、多くの関係者の並々ならぬ努力のもと、本県の企業誘致の歴史の中で輝かしいことではありますが、この規模の企業活動は、世界的な規模での経済の変動や、価値観の多様化などに伴う市場動向の変化に対応しなければならないリスクを背負っております。とりわけ半導体や液晶などの電子デバイス関連の大手企業においては、国内外の企業間での事業統

合や再編、売却といったことを、たびたび目にしてきたところでございます。

三菱電機高知工場においては、平成10年当時、次世代システムLSIの拠点工場と位置づけられ、当社の半導体事業を支える工場となるとして、投資金額が2,000億円にも及ぶ新棟、第2棟の建設を計画されました。また、これに応じて、県や当時の香我美町、野市町などは、三菱電機からの要請に対し、一致協力をして、用地取得、香南工業用水の整備に取り組み、万全の態勢で第2棟の建設に向け臨んでまいりました。

しかしながら、平成13年1月には年内着工が表明されながらも、その後IT需要の落ち込みなどにより着工が延期をされ、翌年には三菱電機と日立製作所が半導体事業を統合し、ルネサステクノロジが設立をされ、平成22年には全従業員の1割に当たる4,000人の人員削減案が示され、平成24年には、全国で8工場の閉鎖や売却を含む合理化策が発表されました。そして、いよいよ平成27年12月、高知工場の閉鎖を伴う集約が発表される事態となりました。

世界的な半導体産業の再編や競争力の変化など、やむを得ない側面はあるものの、今回のような大きな工場の閉鎖は、雇用や税収面での影響はもとより、高知県民にとりまして大きなショックを与えるものであり、そのことが県経済にもたらす影響は大変大きいものがございます。

また、これまで県議会においては、高知工場第2棟の建設という所定の目的を達せないままの、県のこれまでの香南工業用水の整備と維持管理にかかわる多額の費用負担に対して、たび重なる厳しい指摘も行ってきたところでございます。

このような状況の中、ルネサス社と県はそれぞれ互いに、ルネサス社は高知工場の操業のための地元の協力に対する謝意と、県は長期にわ

たる高知県経済への貢献を踏まえ、従業員の雇用の維持や地域経済の活性化を目的とした和解契約を締結されました。その後、この和解契約に基づき、承継企業の確保に向けて、ルネサス社は誠意を持って取り組み、県も協力して精いっぱい取り組んできたことは、その都度に県議会にも報告がございました。県議会としても、昨年来ルネサス社には、高知工場の承継企業の確保と従業員の雇用の継続に向け、最大限努力していただくよう要請活動を行ってまいりました。

そういった多くの関係者や関係機関の努力にもかかわらず、まことに残念ながら、工場の集約までに承継企業の確保は実現には至りませんでした。また、5月31日には、ルネサス社の役員から知事に対して書面で、6月1日以降も県と協議しながら承継企業の確保を目指していくとの報告がっております。またあわせて、工場集約の発表以来、従業員や御家族は大変不安な日々を過ごされてきたことだと思いますが、工場が閉鎖となり、協力企業を含めた全従業員約330名のうち、約160名が県外のほかの工場に配置転換となり、県内での再就職を希望される方約130名のうち、約40名が再就職が決まったようですが、約90名の方が再就職がまだ決まっていないと、先日の商工農林水産委員会にも報告があったところでございます。

そこでまず、今回の工場閉鎖に伴う地域経済や従業員の方への影響をどのように捉えているのか、知事にお伺いをします。

また、ルネサス社も県も、これまで和解契約に基づいての取り組みを行ってきたことと思いますが、これまでのルネサス社の取り組みや県の取り組みをどのように総括し、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いをします。

次に、高知工場の従業員であった方々の再就職支援に、労働局を中心に立ち上げたルネサス高知工場雇用対策連絡会議で取り組んでいると

ころであります。今後具体的にどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いします。

また、和解契約に基づき、県は隣接する現在の川谷刈谷工場用地をルネサス社から譲渡されており、県は同用地への企業の立地に努めることとされています。承継企業の確保が難航する中、大規模な工場の誘致の困難性もあると考えますが、同用地の現状や今後の県全体の企業誘致の考え方について商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、JAの総合事業の存続についてであります。農協の改革は、平成26年5月、政府の諮問機関であります規制改革会議が、地域農協の専門化、理事構成の見直し、准組合員の利用規制、中央会の廃止、全農の株式会社への転換など、大きく5点の提言をされました。

このような中、JAグループは平成26年11月より、みずから改革を実行すべく自己改革に取り組んでおります。政府は、農協改革集中推進期間を平成31年5月末までとし、認定農業者による調査によって、JAの自己改革の成果を評価することとしております。また、改正農協法附則では、JAの准組合員の利用規制のあり方について、平成33年3月末までに結論を得るとしてあります。

御承知のように、JAの総合事業は、もともと収益力が低い販売や購買といった農業関連部門を、信用・共済事業などの金融部門でカバーすることで、農家の負担を軽減するという仕組みであります。例えば、信用・共済の利益から、農家の営農指導に関する費用を、県全体で毎年約14億円負担しているのも、この仕組みによるものであります。また、信用・共済など農家の生活を守る観点から行う事業は、地域住民を中心として加入する准組合員も利用が可能で、これを通じて農家や地域住民に恩恵が与えられて

おります。例えば、准組合員の貯金は、前述の説明のとおり総合事業による運用の結果生み出された利益が、農業支援につながっております。また、ガソリンスタンドや生活購買店舗などは、JA店舗がなければ代替施設がない地域も中山間には存在し、まさに総合事業により生活インフラが維持されております。

しかしながら、平成31年5月以降の政府のJAの自己改革に対する評価次第では、JAからの信用事業の分離または准組合員の利用規制の二者択一が求められる議論が再燃すると言われております。いずれの場合も、JAの信用事業、共済事業などに大きな打撃を与え、JAの収益性を著しく損ねてしまい、JAは組合員、地域のために続けてきましたサービスを維持できなくなります。

例えば、信用事業の分離が起これば、JA自身で貸し出しなどの資金運用ができず、手数料収入のみとなるため、前述した営農指導費約14億円の負担や、ナス、ミョウガなど県内の各品目の集出荷施設や選果に係る機械の更新などへの投資が、資金の減少によりできなくなります。また、大規模な投資には金融機関の借入れが必要となり、金利の支払いが生じます。仮に、TPPなど自由貿易による輸入増により農産物販売高が減少した場合、JAの手数料も減少し、金利負担がJAの経営問題にもつながります。こうした事柄により産地の維持が困難になります。また、中山間地を多く抱える本県において、地域住民にとっても重要な生活インフラであります信用・共済店舗、ガソリンスタンド、生活購買店舗などの施設の維持も困難となり、人々の暮らしに大きな影響を与えることとなります。

一方、例えば准組合員の利用規制が起きた場合は、准組合員の貯金、共済、生活購買店舗などへの利用に制限がかかることとなり、結果として総合事業の収益力を低下させ、農業関連部

門に回せる利益が減少するなど、信用事業の分離の場合と同様の事態となります。

本県の農業は、施設園芸を中心に、中山間の条件不利地域であっても知恵と工夫により発展してきました。その多くは家族農業を中心に、協同活動により農業生産と生活を営んでおります。今後、担い手の減少により一定の規模拡大はあるとしても、成長産業化といった企業経営的な考え方が、本県のような中山間を多く抱える地域に一律的に当てはまるものではありません。また、地域住民も住みなれた場所で安心して暮らすには、中山間地域を支える農業の発展と生活インフラの維持につながる総合事業は、今後も不可欠であります。本県のような地域こそ、成長産業化一辺倒ではなく、農家と地域住民の生活を支援し、地域経済、地域振興の観点から検討することが地方創生につながります。

以上申し上げましたように、信用事業の分離または准組合員の利用規制の二者択一の選択は、本県JAを弱体化させ、地域農業の衰退、ひいては中山間地域の崩壊を招くものであります。高知県として重要な問題であり、JAの総合事業の解体につながるような最悪の事態とならないよう、国などに対して強く訴えていかなければなりません。

つきましては、政府並びに地元選出国会議員の皆さんへの要望はもとよりであります。ことしの3月15日に、自民党国會議員有志による地域の農林水産業振興促進議員連盟が発足し、参加議員は100人規模に膨らんでおります。当議連の会長を務めます竹下亘衆議院議員・党総務会長は、次のように立ち上げた議連の狙いや農政のあり方を述べております。

経済原理だけで全てを割り切るのは学者の理論で、政治ではない。農協や漁協、森林組合の役割を評価しながら、何が何でも田舎を守っていくということが一番の狙いだ。また、規制改

革会議が全て悪いとは言わないが、田んぼに入ったことのない人たちが田んぼの議論を幾らしても、しょせん机上の空論だ。やはり現場を知らなければできない。全く同感であります。

ぜひ当議連の竹下亘会長さんに、中山間地域を多く抱える本県農業の厳しい現状と、本県JAには総合事業の存続が不可欠であることをしっかりと訴えていただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、高知県種子条例の制定についてであります。稲、麦、大豆の品種開発や優良種子の安定供給を都道府県に義務づけてきました主要農作物種子法、以下種子法といいますが、平成30年4月1日で廃止されました。昨年の4月政府提出の8本の農業改革関連法案の一つであり、その目的は民間の参入を促すことにあります。

種子法は、昭和27年、食糧増産という国の施策に基づき、国や都道府県の主導で優良な種子を確保することを目的に制定されたものであります。その根底には、国民の食糧確保に必要な種子は公共のものであり、公共財として守らなければならないという基本的な考え方がありました。この趣旨によって都道府県は、米や麦、大豆の主要農作物の種子の維持・開発のため、金と時間をかけて施策を実施し、普及すべき優良品種を奨励品種として指定し、原種と原原種の生産及び種子栽培のための圃場を指定し、厳密に審査して生産してきました。それによってササニシキやコシヒカリなどすぐれた品種が生まれ、農家には安くて優良な種子が提供されるとともに、消費者にはおいしい米などが安定的に供給されてきました。

種子法を廃止することで、生産現場や消費者から不安や懸念の声が相次いでおります。例えば、米、麦、大豆など、地域の条件に適した優良な種子を維持・開発し、安価で安定的に供給するという種子行政の後退が懸念される。民間



参入に比例して公的機関の役割が縮小し、品種開発などの基礎研究が衰退しないか。民間企業に種子を委ねることは、いずれ遺伝子組み換え品種の使用につながる可能性がある。基礎食糧の種子という公共財がビジネスに支配されれば、食糧主権——国や地域、国民が食について決定する権利——を脅かすことになる。また、政府は、都道府県が持つ種子生産の知見を民間に積極提供する方針を示しております。これに対して、企業に種子開発が独占され、農家は特許料の支払いを強いられないかなどであります。

こうした不安や懸念もあって、種子法廃止に伴い国会の附帯決議がついております。要約しますと、主要農作物種子の生産・流通について都道府県の取り組みが後退しないよう地方交付税措置を確保すること、主要農作物種子の国外流出防止と適正な価格での国内生産、特定事業者による種子独占が起きないように求めるとしてあります。しかし、具体的な歯どめ策を示しているわけではありません。

民間企業の種子開発は、どうしても経済性と効率性を優先させることとなります。このため、経済性の低い各地域独自の品種の研究は後回し、あるいは無視せざるを得ません。この結果、品種が絞られ、それまであった多様な品種がなくなるおそれがあります。

現在、米で300種以上の品種がありますが、これは都道府県がそれぞれ地域の特性に合わせて開発したものであります。皆さん御承知のように、コシヒカリとの食べ比べでも、6割の人がコシヒカリよりおいしいと答えました極わせ品種のよさ恋美人は、ことしの7月から販売が始まります。これは、高知県が地域の特性に合わせて、14年の歳月をかけて開発したものであります。

兵庫県と新潟県、埼玉県では、種子法の廃止を受けて、4月1日から施行する主要農作物種

子条例を制定されました。高知県も、今までどおりの種子事業を続ける条例を制定し、生産者や消費者の不安や懸念を早く払拭すべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、仮称こうち動物愛護センターの機能についてであります。インド民族運動の指導者で、インド独立のために御尽力されましたマハトマ・ガンディーは、国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方でわかるとの格言を残しております。

我が国においては、昭和48年に動物の保護及び管理に関する法律が制定され、平成11年には動物の愛護及び管理に関する法律と名称変更されました。本法では基本原則として、全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにすることのみでなく、人間と動物がともに生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に扱うよう定めております。

本法は、平成17年及び平成24年に改正が行われてきましたが、その間、環境省の、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が定められる中、家族・伴侶動物は、家族の一員としての確固たる地位が確立されたと思われまます。

ソニー生命は平成25年に、50歳から79歳の男女1,000人に、インターネットでシニアの生活意識調査を実施しました。生きがいとやる気の源について尋ねたところ、旅行などの趣味が61.1%でトップ、ペットと答えた人も10.6%おり、ペットがシニア世代にとって大切な存在であることが浮き彫りになりました。

平成19年と平成20年の、オーストラリアのメルボルン大学の調査研究報告によりますと、ドイツ、オーストラリアにおけるペットの飼育と人の健康調査では、ペットを飼っている人は、

飼っていない人に比べて通院回数が15%から20%少なかった。これを実際の医療費に換算したところ、ドイツでは約7,547億円、オーストラリアでは約3,088億円の医療費削減効果があったとされております。

また、動物愛護社会化推進協会が実施しました65歳以上のペット飼育者へのアンケート結果を見てみますと、ペットとの暮らしでよい面では、毎日が楽しく過ごせるが80%でトップ、癒やされるが77%、自分自身の健康に役立つ、61%、友人・知人ができる、32%となっております。また、新たにペットを飼育したいですかの問いには、飼いたい飼うことができないが61%、その理由は、年齢を考えると最後まで世話を続けられないが91.3%となっております。つまり、高齢者が伴侶動物を亡くしたとき、自身の寿命を考慮し、新たな動物を飼育しないという現実直面しております。

しかし、前述のように、医療費の抑制効果や、高齢者が動物を飼育することで心身ともに健康が維持できるという意味においても——また現在日本人の平均寿命は世界2位を誇りますが、入院や介護なしで生活できる健康寿命と平均寿命との差は11年と言われております。65歳以上の高齢者数が人口の3割を超える2025年問題に対応すべく、喫緊の課題は健康寿命の延伸と考えられております。

そこで、数年後に本県にも、仮称こうち動物愛護センターが建設されるに当たり、次の2点を提案します。

まず1点目は、当センターに収容された動物たちを、高齢者との暮らしになれさせるようにトレーニングするとともに、高齢者が安心して動物を飼育できるための仕組みづくりを検討してはどうでしょうか。

2点目は、視点を変えて、動物を用いた子供の情操教育、また不登校児童の心身の安定と早

期の学校復帰を図る取り組みであります。

子供たちの心身の健康と発育に動物が関与することの効能は、多々指摘されております。例えば、子供の情操教育につながる、人の痛み・気持ちがわかる、正しい生命観・人生観を育む、忍耐力がつく、穏やかな気持ちにさせる、家族の話題がふえコミュニケーションができる、不登校が減る、子供の非行の予防、孤独感をなくす、自閉症の改善などとされております。

また、不登校児童は、学校内での暴力行為やいじめ、置かれた社会的背景などによって、友人同士のコミュニケーションや学業履修に対する自信を失い、大多数が心身の健康を損なっており、早期の学校復帰が難しい状況となっております。人の心を裏切ることなく、いつでも同じ態度で傍らに寄り添ってくれる動物たちは、これら不登校児童生徒たちの心のよりどころとなり、動物と触れ合うことで対人コミュニケーションをとることが可能になり、学習意欲の向上、ひいては早期の学校復帰につながるものと期待されております。

住宅の事情、あるいは経済的な理由により動物を飼えない家庭の子供たちでも、また不登校の児童生徒でも、いつでも動物たちと触れ合えるセンターにしてはどうでしょうか、知事の御所見をお伺いします。

次に、登録販売者外部研修の実施に関する県の取り組みについてであります。

医薬品の中には、医師がかかわる医療用医薬品と、一般の購入者等がみずから選択使用する一般用医薬品があります。この一般用医薬品の購入者等が医薬品を適切に選択し、適正に使用できるように、専門家として情報提供、相談対応を行うのは、薬剤師や登録販売者の職務であります。

登録販売者は、一般用医薬品のうち、第2類及び第3類医薬品販売にかかわる専門家であり

ます。平成30年6月22日現在、高知県内において販売従事登録を行っている登録販売者の数は1,311人となり、薬剤師数1,706人に匹敵する多人数となりつつあります。しかしながら、試験に合格しても、それは一般用医薬品の専門家としての入り口に立ったにすぎません。合格後は資質向上のため、研修に努める必要があります。

言うまでもなく、医薬品には作用と副作用が伴います。厚生労働省は、登録販売者制度の運用開始後、外部研修の実施機関、実施形式、実施内容等について、登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドラインを平成24年3月26日付で出し、さらに平成29年8月24日には、厚生労働省医薬・生活衛生局から、登録販売者に対する研修の実施及び登録販売者に対する外部研修の自主点検を内容とする通知・事務連絡が出されており、その内容を関係団体、関係機関に周知徹底するよう、県の薬務主管への依頼がっております。

この登録販売者外部研修に関し、高知県では全国の地方議会に先駆け、平成24年2月定例議会において自民党の議員が、県はガイドラインに沿って研修が受講できるよう、職能団体を支援、育成強化する等により、登録販売者の資質向上を図るべきであるとの質問を行いました。これに対し当時の健康政策部長は、県としてはこのガイドラインに沿って、全ての登録販売者に外部研修を受講させるよう、事業者に周知徹底してまいります、さらに外部研修を実施しようとしている機関、例えば研修実績のある高知県医薬品登録販売者協会などに対して、事業者の名簿を提供することや県職員を講師として派遣することなど、今後とも県として直接的な支援を行うことによりまして、外部研修の充実強化を図ってまいりますと答弁されております。

これまでどのような支援を行ってきたのか、また平成29年8月24日付の厚生労働省通知後、

関係団体、関係機関等への周知はどのように行ったのか、さらにこの通知によって把握した外部研修受講状況についても健康政策部長にお伺いをします。

次に、高知県への訪日観光客誘致についてであります。

平成28年の我が国の貿易収支は3兆9,937億円で、6年ぶりの黒字でありました。しかし、輸出額は7.4%減の70兆357億円、輸入額が15.8%減、つまり原油安で輸入額が減少し、黒字になったにすぎません。ちなみに、一番赤字幅が大きかった平成26年の貿易収支は、12兆8,161億円の赤字でありました。すなわち、産業立国と貿易立国のみに依存する時代は既に終わっております。

一方、我が国の旅行収支は、平成26年に海外観光、アウトバウンドの支出と、訪日観光、インバウンドからの受け取りが均衡し、平成27年には黒字化しております。平成28年には1兆3,267億円と、黒字額が拡大しております。

もう少し詳しく見てみますと、日本人の海外旅行者は、平成12年以降ほぼ横ばいの1,700万人を続けております。これに対して訪日観光客は、平成12年の時点で500万人に届いておらず、しかもそのほとんどがビジネス客でありました。それが平成29年には過去最多の2,869万人を記録し、海外旅行者数と訪日観光客数が1,080万人逆転しました。また、消費額は4兆4,161億円に達しており、一つの重要な産業と言えます。

日本政府は、観光を成長戦略の柱の一つに据え、2020年に日本を訪れる外国人旅行者の数を年間4,000万人、消費額は8兆円の目標を掲げております。

訪日外国人急増の要因は、海外旅行を楽しめる所得層が拡大し世界的なブームが起きていることや、格安航空会社、LCCの普及などが大きいと言われております。

また、日本の人口は、平成20年に1億2,808万人でピークを迎えました。その後、日本の人口は減少しており、この5年間で全国の人口はほぼ100万人減りました。減少がさらに加速する向こう10年間では約700万人減少することが、人口動態の統計からほぼ確定しております。単に数字だけを見ると、抽象的なものと捉えてしまいがちですが、具体的に考えますと、四国4県の人口が約380万人でありますから、10年後には四国がほぼ2つなくなっている計算になります。

日本の人口減少はこれからますます加速する中、欧米先進各国のように、それでも人口が減らない社会に変えていくためには、無限の国際交流人口、インバウンドを獲得していく観光立国に力を入れていくべきであると思います。しかも、我々日本の周辺には、アジアという、世界の中でもひととき大きく成長していく巨大マーケットが存在しており、もうける伸びしろも壮大であります。

また、フランスのような世界一の観光大国でも、インバウンドの6割がパリ、観光消費の7割がパリ、免税売り上げの8割がパリと言われるほどの一極集中であります。訪日観光客は早くも大都市圏から地方への分散が始まっており、これは世界的にもまれな動向と言えます。この訪日観光客をさらに伸ばしていくことで、世界に冠たる観光立国となることができると思います。

そのためには、高知県も、短期的な目線ではなくしっかりと取り組んでいく、価値のある分野であり、次のことを提案します。

まず1点目は、訪日観光客は今、団体旅行から個人旅行中心へと急速に、そして大きく移行してきております。観光庁の訪日外国人消費動向調査によりますと、個人旅行が特に顕著な韓国は、平成28年の訪日客全体の実に87.8%が個人旅行でありました。まだまだ団体旅行の多い

台湾を見ても、個人旅行の割合が64%と、団体旅行を上回る数になってきております。中国については、ついに個人旅行が団体旅行を上回りました。スマホやガイドブック片手に、自分たちであらかじめ交通手段を調べ、電車やバスを乗り継いで目的地へとやってきます。

そこで、訪日観光客の誘致・受け入れ担当者や観光コンベンション協会などは、ぜひ一度総出で、駅を基点に公共交通機関だけで観光地を見て回っていただきたいと思います。駅に外国人目線でお立ち、改札を出てすぐに観光案内所が視界に入るのか、多言語表記の観光案内掲示板が設置されているか、バス内の行き先案内掲示板も多言語表記となっているか、城や神社、仏閣、名所旧跡、博物館、植物園などの各種説明掲示板も多言語表記となっているか、観光案内所でもらうガイドマップはわかりやすいかなどを見て回っていただき、多言語対応を急いでいただきたいと思います。

鉄道でやってくる外国人目線で全部が組み立てられることによって、駅をおりて困ることなく、迷うことなく、快適で心地よく、高知の歴史や文化を学び、興味を持ち、景勝地に驚嘆し、おいしい料理を堪能され、しかも日本人と外国人を区別しないおもてなしによって、初めて世界中からたくさんの個人旅行客が高知にやってきてくれるようになり、リピーター客へと進化していくこととなります。

2点目は、外国語指導助手や国際交流員、また世界各国からの留学生などの外国人は、わざわざ日本にやってきて、あえて高知を選んで住んでおります。日本人の地元住民以上に町への愛や理解が深い彼や彼女たちに、外国人の目線での、外国語表記がないことによる戸惑いなどの切迫した課題について助言を求めたり、また外国人の目に映る高知の魅力を世界に発信する側に回ってもらったりするなど、インバウンド

振興にも積極的に参加して、力をかしてもらってはどうか。

高知にある、こうした今既に手にしている外国人資源を最大限に生かすことで、高知のインバウンドは急速に進化していけると思います。また、大型クルーズ船の訪日客に、次は航空路線で高知に再訪してもらうよう、個人旅行客の誘致に向けた戦略が急務ではありますが、この課題も前述の取り組みによって解決できると思います。

3点目は、訪日観光客の不満の一つとして、日本には夜間に消費活動ができる場が少ないことが指摘されております。訪日客は日中、観光地を歩き回り、ゆっくり買い物をする時間が少ないことから、夜になり、夕食後に少し落ちついて買い物でもしようと思ったら、大型商業施設や百貨店は既に閉店している。あいているのはコンビニと居酒屋ばかりで、がっかりした気持ちでホテルに戻るといいます。

楽天グループ代表の三木谷氏が立ち上げました新経済連盟は、平成29年5月に政府への提言書、観光立国実現に向けた追加提案をまとめ、その中で次のようにナイトマーケットの振興策を挙げております。

日本の観光活性化策は、昼間にどこを観光してもらうかという視点が中心であり、夕方から夜にかけて、訪日外国人が地域でどう楽しむかという視点が欠落している。これまで活用されていない夜の市場を有効活用することによって、消費額の大きな伸びが期待できるとしております。

この視点を持ってインバウンド戦略に取り組み、夜の楽しみ方を充実させることによって、高知の経済効果も大きくなると思います。

4点目は、一つの都市や観光地に高級ホテルや高級旅館だけしか存在せず、価格の安いビジネスホテルや民泊などがなかったら、庶民層の

外国人はその土地に立ち寄りなくなると言われております。訪日観光客の地方分散が始まり、個人旅行客が中心となった今では、宿泊施設の豊かな選択肢が不可欠であります。

以上申し上げました提案について観光振興部長の御所見をお伺いします。

次に、新たな森林経営管理制度についてであります。平成31年度から新たな森林経営管理制度が始まります。その創設を盛り込んだ森林経営管理法が、ことしの5月25日に可決、成立しました。本法は、安倍政権が掲げる林業改革の目玉となる法律で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことを狙いとしております。

国土の3分の2を占める森林は、木材の生産に加え、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、土砂災害の防止など、多面的機能を果たしており、国民の貴重な財産であります。きちんと維持管理するには、伐採や造林、間伐などの手入れが重要であります。木材価格の低迷や林家の後継者不足によって、手つかずの私有林、人工林が目立っております。

そこで、新たな森林経営管理制度について林業振興・環境部長にお伺いします。まず、森林経営管理制度の概要と、これに必要な市町村の財源について。

次に、森林経営管理制度の基本的な流れについて。

次に、本法の対象となります、適切に経営管理されていない森林の具体的な判断基準について。

次に、林業は農業以上に担い手不足が深刻な中、林業経営者を具体的にどのように募集し、かつ何を基準に選定するのか。

次に、民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間の考え方について。

次に、販売収益から伐採等に要する経費を控

除して、なお利益がある場合において、森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払いの時期について、また逆に赤字になった場合には赤字の額を誰が支払うのか。

次に、森林の経営管理の将来像について。

また、本法の中に、伐採は所有者の同意を前提としながらも、同意が得られなかったり所有者がわからなかった場合でも、市町村の勧告や都道府県知事の裁定があれば伐採できるという特例を設けております。この点をめぐり、手つかずの森林管理が進むことへの期待がある反面、せっかく成長した木材の過剰な伐採が進み、丸裸の山も出てくるなど、豊かな森林を荒廃させることにつながりはしないかという不安の声もあります。

本法は、森林管理を大胆に変える、これまでの林業政策にはなかった制度であります。また、尾崎知事が衆議院での参考人質疑で説明されたように、林業専任の職員がゼロの市町村もありますことから、大きな役割を担うことになる市町村を、県が責任を持って支援し、こうした不安を払拭すべきであると思っておりますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

次に、林業従事者の確保策についてであります。林業は農業以上に人手不足が深刻な中、林業従事者をどう確保していくか、重要な問題であります。こうした中、新しい林業のあり方として、自伐型林業が脚光を浴びております。自伐とは、施業を委託せず、山主がみずから伐採、搬出することですが、最近では持ち山がなくても、山主にかわって山林経営を行う自伐型に関心を持つ、U・Iターンの若者がふえております。

1990年代後半から注目されている半農半Xは、農業を営みながら、残りの時間Xは自分のやりたい仕事に力を入れるという生き方です。林業も同じような発想で、例えば11月から3月

までは、きちんと収入になる自伐型林業を行い、半Xの4月から10月の観光シーズンは、自分のやりたいカヌーのインストラクターとして働くといった組み合わせが、U・Iターンの定住の可能性を広げております。

このように、専業にこだわらない、兼業による安定感のあるライフスタイルを確立できるのが、自伐型林業の最大の魅力であります。そして、自伐型林業は、高知の山で雇用をつくるという面でも、大規模集約型林業よりも多くの人が林業で働くことができます。また、単に木の伐採、搬出だけでなく、山を守り、地域に住み着いて地域の担い手になってくれる可能性が十分あり、林業の再生だけでなく、中山間地域の再生にもつながります。

就林の形が多様化する中、自伐型林業を始めやすい環境が整っているのは、全国の中でも高知県がトップであります。

県がつくった高知県小規模林業推進協議会では、自伐型林業の技術習得に必要な研修のための講師派遣のほか、林業学校での林内作業車やバックホーの技能講習、機械のレンタルや作業中の事故に備えた傷害総合保険加入にかかる費用の一部補助、また幅員3メートル以上の作業道では、メーター当たり1,500円の補助を行うなど、支援が整っております。

一方、東京都渋谷区に拠点を構えるNPO法人自伐型林業推進協会は、自伐型林業を始めようとする個人やグループ、自治体を支援しようと、平成26年に立ち上がった団体であります。3年間の支援活動の結果、全国で500人以上の担い手が実際に収入を得始めております。中でも高知県が最も多く、100人を超えております。

そこで、提案ですが、林業従事者を確保する選択肢の一つとして、前述の実績のあるNPO法人自伐型林業推進協会と県、市町村が主催となって、移住者向けの自伐型林業体験ツアーを

企画し、公募する取り組みを始めてはどうか、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

以上で、私の1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ルネサス高知工場の閉鎖に伴う地域経済や従業員の方への影響をどのように捉えているのかとのお尋ねがございました。

お話にありましたように、ルネサス高知工場は、昭和61年に三菱電機株式会社の高知工場として操業を開始して以来、約32年の長きにわたり、多くの県民の雇用や製造業の振興を通じて、県経済に多大な貢献をいただいております。しかしながら、世界的な半導体市場の変化のもと、関係者の多大な御尽力にもかかわらず、長い歴史に幕をおろしましたことは、まことに残念でなりません。

平成27年12月に、ルネサス社から高知工場の閉鎖に伴う集約方針が発表されて以来、県は、高知工場の閉鎖後も従業員の皆様の雇用が維持継続されますことを第一に考えて、ルネサス社と連携して、承継企業の確保に全力で努めてまいりました。結果として、工場閉鎖までに承継企業の確保ができなかったことは痛恨のきわみであります。

そうした状況の中で、従業員の皆様方には、やむを得ず県外の工場を希望された方や、県内での再就職を希望せざるを得ない方も多数いらっしゃるわけがございます。こうした状況の中で、御本人や御家族の不安や御心配はいかばかりかと思うとき、本当に心が痛む思いをいたしております。

ルネサス高知工場の閉鎖を本県経済全体で見えますと、製造品出荷額等の県全体に占める割合は、稼働がピーク時の平成7年には約958億

円で約13.6%でありましたが、近年は規模の減少により、平成28年にはピーク時の10分の1程度の約95億円で約1.7%となっており、県全体への影響は一定の範囲におさまるものと思われま。しかしながら、地域経済にとっては、従業員数はピーク時の1,000人より減少したとはいえ、協力企業を含めて約330人の工場が閉鎖され、約160人の方々が県外に行かれましたことを考えますと、地域での消費の減少や地元の行事などのコミュニティーへの影響は少なくないものと思っております。

こうしたことから、香南市を初めとした地域経済に与える影響を少しでも緩和するため、またやむを得ず県外へ配置転換になられた方々が、希望に応じて再び高知で働くことができる選択肢を広げるため、早期に承継企業を確保することが引き続き重要であると考えております。

次に、これまでのルネサス社や県の取り組みをどのように総括し、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

平成27年12月にルネサス社から、高知工場の閉鎖に伴う集約の方針が発表されて以来、従業員の雇用の維持などを目的として締結した和解契約に基づいて、ルネサス社は高知工場の承継企業の確保等に努力し、県はこれに協力して、双方が誠実に取り組んでまいりました。

具体的には、承継企業の確保につきまして、ルネサス社は、本県からの紹介、証券会社及び銀行、電子部品産業界の各種団体など、多方面にわたる情報チャンネルを活用し、国内外の約200社に接触し、30社以上と具体的な交渉を重ねてこられたと伺っております。県においては、ルネサス社に協力しながら、これまで県独自に、承継先となり得る360社を超える企業にアプローチするとともに、48社を直接訪問し、8社による工場見学に結びつけてまいりました。

承継企業の確保に至らなかった大きな理由と

して、工場の規模が過大であることや、自然災害による生産の継続性への懸念があること、候補先企業の生産計画と一致しないことなどが示されました。こうしたことに対し、本県の企業立地の支援策や防災対策などの取り組みを説明し、一定評価をいただきましたものの、実現には至りませんでした。

最も重要な雇用の維持・継続につきましては、ルネサス社では、承継企業の確保の努力と並行して、従業員の皆様に対して個別の面談を行い、御本人の希望を聞いた上で、グループ内の他の工場等への配置転換や、県内企業への再就職の支援を実施されてきたものと承知しています。十分な時間をかけて意向の確認が行われ、その結果、高知工場全従業員の約70%の方が県外への配置転換を、約30%の方が県内での再就職を希望されたとのことです。

また、昨年12月に、高知労働局を中心に、県や香南市を初めとした関係機関と立ち上げましたルネサス高知工場雇用対策連絡会議においては、123社、593人の求人情報を確保するとともに、求職者に対して県内企業による合同説明会を開催するなど、再就職に向けた支援を行ってまいりました。こうした取り組みにより、協力企業も含めて、県内での再就職を希望された約130人のうち、5月末までに約40人の方の再就職が決定や内定したことに加え、6月25日までに新たに約10人の方が県内企業に再就職されたことを確認しております。

まとめて申し上げますと、ルネサス社からは、承継企業の確保において多くの企業と接触してきたことや、全従業員の約70%に及ぶ配置転換を行い雇用の維持を図るなど、過去に例のない対応を行ってきたと説明を受けております。和解契約を締結したことや、県と香南市のみならず県議会からも強く要請していただいたことが、こうしたルネサス社の誠実な対応につながった

ものと考えております。

今後の取り組みとして、まず優先してなすべきことは、まだ再就職されていない元従業員の皆様の雇用を確保することです。現在、ハローワークや産業雇用安定センター、移住促進・人材確保センター、ジョブカフェこうちなどが連携して、企業とのマッチングなど、元従業員の皆様の個別のニーズに沿った再就職支援を全力で行っているところであり、しっかりと雇用を確保できるよう努力してまいります。

また、先月末に県庁を訪れたルネサス社の幹部からは、今後も県と協議の上、承継企業の確保を目指していくことを明記した社長名の文書が提出されるとともに、強い決意を伺ったところです。今後、これまで以上にターゲットを広げて、ポテンシャルのある企業へのアプローチを柔軟に行っていくとともに、交渉企業の状況に応じて施設の維持管理に努めていくとお聞きしています。

県としましても、引き続きルネサス社と連携しつつ、専門家のアドバイスをいただきながら、対象業種をさらに広げてアプローチを行うなど、承継企業の早期確保に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、JAの総合事業の存続についてのお尋ねがございました。

現在、国においては、平成31年5月までを農協改革集中推進期間として、全国のJAグループに自己改革の実行を強く求めるとともに、組合事業の利用状況や改革の実施状況についての調査を行い、平成33年3月までに、准組合員の利用規制のあり方について結論を得るものとしております。また、信用事業の分離につきましては、現時点では強制ではなく、あくまで個々のJAの選択に委ねられており、それぞれのJAが事業全般を総合的に考慮して判断することとなっております。



こうした状況の中、全国のJAグループでは、農業者の所得増大・農業生産の拡大、地域の活性化を重点実施分野として、自己改革に取り組んでおられます。同グループでは、今後の国の検討過程において、信用事業の分離と准組合員の利用規制が関連づけられ、二者択一を迫られるのではないかと、そうなれば、総合農協としての事業が継続できなくなり、地域の農業や生活基盤の弱体化につながるのではないかと、大いに懸念されているとお聞きしております。

県にとってJAグループ高知は、本県の農業振興を進めていく上で欠かすことのできない重要なパートナーであり、これまでも農業振興に向けて、ともに取り組ませていただいております。産業振興計画の地域アクションプランなどの取り組みにおきましても、地域地域のJAが主体的に取り組まれている活動が多く、引き続きJAグループ高知の皆様としっかりとタイアップしていくことが必要であると考えております。

県内のほとんどのJAは、信用事業を含めた総合農協として事業を継続されるとお伺いしておりますが、もし仮に信用事業の分離や准組合員の利用規制が実施され、収益性の低下を招いた場合には、JAが行う営農指導を初め、県とともに歩みを進める農業振興のさまざまな取り組みへの影響が懸念されることです。さらには、購買店舗やガソリンスタンドなど、中山間地域の住民の皆様には、欠かせない生活基盤の維持・確保に支障が生じるのではないかと、危惧されるところでございます。

国においては、全国のJAグループが取り組んでおられます自己改革の状況を踏まえるとともに、中山間地域を中心に、これまでJAが果たしてこられた地域での重要な役割を十分考慮した上で、信用事業の分離や准組合員の利用規制について、決して強制することがないよう慎

重に対応していただきたいと考えております。

議員のお話にございました、地域の農林水産業振興促進議員連盟は、規模拡大や競争力強化だけではなく、豊かで安定した地域づくり、地域とともに成長・発展する農林漁業などの視点に重きを置き、中山間地域対策やJAの役割評価と活性化策などについての検討を進め、政策実現を目指されていると承知しております。農業振興や中山間地域対策において、同連盟と本県は方向性を一にするものであり、議員御指摘のとおり、今後同連盟の議員の皆様方に、本県の実情をしっかりと訴えてまいります。あわせて、今後の国の動向にも注視した上で、必要に応じ国にも働きかけてまいりたいと考えております。

次に、種子事業を続ける条例の制定についてお尋ねがございました。

昭和27年に制定されました主要農作物種子法、いわゆる種子法は、稲、麦、大豆の優良品種の開発と種子の安定供給を都道府県に義務づけ、食糧増産に大きな役割を果たしてまいりましたが、昨年4月に国会において廃止法案が成立し、本年4月1日をもって廃止されました。

また、種子法の廃止に伴って、都道府県による種子の供給体制の後退、種子価格の上昇、特定の民間事業者による種子の独占、種子の国外流出などが懸念されますことから、廃止法案の成立にあわせて、それらの防止を求める附帯決議が採択されております。

県としましては、稲など主要農作物の優良品種の開発や種子の安定供給は、生産者の経営安定を図る上で極めて重要であると認識しており、種子法廃止後もこれまでと同様に、県が主体となって種子の安定生産・供給体制を堅持していくことが必要であると考えております。

このため、生産者や農業団体の要望を踏まえた上で、本県での種子の生産・供給体制のあり

方を検討し、本年4月1日に高知県主要農作物種子生産要綱を制定したところであります。この要綱には、種子法において県が担っていた、本県の特性に応じた品種の開発、普及すべき奨励品種の決定、原種・原原種の生産、種子生産圃場での審査や発芽率の調査などを、引き続き県が行っていくことを明記し、種子法施行時と同様の種子の安定生産・供給体制を堅持することとしております。

今後は、生産者がこれからも安心して営農を継続していけますよう、種子生産者や農業団体など種子生産にかかわる皆様と協力しながら、この要綱に基づいて、種子法施行時と変わらぬ優良な種子を生産、供給することによりまして、生産者や消費者の皆様が感じておられる不安を払拭してまいりたいと考えております。

次に、整備を予定しているこうち動物愛護センターに収容された動物たちを、高齢者との暮らしになれさせるようにトレーニングするとともに、高齢者が安心して動物を飼育できる仕組みづくりを検討してはどうかのお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、ペットを飼育することは、孤独感、疎外感の減少やストレスの軽減に好影響を与え、散歩や世話をすることによって運動習慣や生活のリズムをもたらすなど、癒やしや和みといった心理的側面だけでなく、健康面にも効果があると言われております。ただ、体力面で不安のある高齢者の方がペットを飼育するには、ペットが穏やかな性格であることや、散歩のときに余り強く引かないことなど、一定の条件が求められます。

本県では、犬の譲渡を進めるに当たり、しつけ直しは課題の一つになっていることから、昨年度取りまとめたこうち動物愛護センターの基本構想では、必要な機能の一つとして、人や社会環境にならすトレーニングの実施を掲げてお

ります。これにより、高齢者の方に適した体格や性格の犬をトレーニングすれば、無理なく飼育することの可能性は高まります。

他方、近年の動物愛護思想の高まりから、現在は動物福祉への配慮が強く求められるようになっており、人にとってだけ都合がいいように動物を扱うことは許されませんので、県では終生飼養を原則として啓発を行っています。

今後、こうしたことを踏まえながら、譲渡を希望される高齢者の方の家庭の事情等を丁寧に伺うことや、万が一病気等によって飼えなくなったときのことも考慮して、継続的な飼育の相談ができる窓口体制を設けることなど、高齢者の方が安心して動物を飼育できる仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

最後に、住宅の事情などによって動物を飼えない家庭の子供たちや不登校の児童生徒でも、いつでも動物と触れ合えるセンターにしてはどうかのお尋ねがありました。

整備を予定している動物愛護センターは、人と動物のつながりが優しい心を育み、ひいてはそれが人に対する優しさや、人と人とのつながりにも結びついていくような、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すことを設置目的としています。

現在、県では、ボランティアの動物愛護推進員に協力していただき、毎年県下の複数の小学校を訪問して、動物愛護教室、通称命の授業を実施しています。私も、ことしの2月に見学させていただいたところ、子供たちにはとても評判がよく、まさに命の重みについて考えるきっかけになっている取り組みだと感じました。この取り組みは、ボランティアの方々の御協力が得られる限り続けていきたいと考えておりますが、動物愛護センター自体がそうした機能を持つことも大変有意義なことだと考えています。

先ほど申し上げました昨年度取りまとめた基

本構想には、動物愛護センターに求められる役割及び機能の一つに、命を大切に育てるための場を掲げ、具体的には、子供からお年寄りまで全ての県民が気軽に立ち寄り、動物と親しみ、くつろげる場所を提供する、また遠足や校外学習等で活用され、動物との触れ合いや飼養の体験を通じ、動物への理解を深めてもらう場を提供するとしています。

動物愛護センターの整備に当たっては、子供たちが立ち寄りやすい優しいイメージとなるようさまざまな工夫をするとともに、動物福祉には十分配慮しつつも、直接動物と触れ合えるようにすることなどを通じて、命の大切さや思いやりの心を育める場にしたいと考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、高知工場の従業員であった方々の再就職支援について、ルネサス高知工場雇用対策連絡会議では、今後具体的にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

昨年の12月、ルネサス高知工場の雇用の確保に万全を期するため、高知労働局が中心となつて、県、香南市及びハローワークなどの関係機関によるルネサス高知工場雇用対策連絡会議を立ち上げました。5月末までに3回開催し、県内の経済団体や企業に対して求人の協力を要請すること、県内企業から提供されました求人情報を協力企業を含めた従業員の皆様へ御紹介すること、高知工場内で県内企業による合同説明会を開催すること、また県やハローワーク、産業雇用安定センターなどのそれぞれの機関は各種支援策の説明会を開催することなどを協議し、それぞれ取り組んでまいりました。

工場が閉鎖をされました翌日の6月1日には、第4回目の連絡会議を開催し、今後県内で再就職を希望される方々への支援について協議を行

い、期限を切らずに再就職を支援していくこと、求職者の希望職種や労働条件、通勤時間などの個別のニーズを踏まえた就職支援を行っていくこと、県内企業によるミニ面接会や合同企業説明会を開催していくことなどにより、再就職の支援に取り組んでいくことを確認いたしました。

ハローワークでは、求職者登録に基づき求人企業との個別のマッチングを進めるとともに、元従業員の方々を対象とした求人企業説明会を7月末に開催する予定です。産業雇用安定センターにおいては、個別面談を通じて就職活動の助言や求人情報の提供によるマッチングを行うとともに、新たな求人開拓を進めていくとお伺いしております。県におきましては、移住促進・人材確保センターによる個別具体の企業とのマッチングや、ジョブカフェこうちによる就職活動のためのセミナー開催や面接相談などを行ってまいります。

今月25日に求職者の希望する職種を確認いたしましたところ、生産工程にかかわる職業や運輸・清掃・包装等の職業、また事務的職業が多いとお聞きしております。再就職に当たっては、簿記やコンピューターサービス技能など、新たにスキルの習得を必要とするケースもあり、高知職業能力開発促進センターや高等技術学校などと連携して取り組むこととしております。

今後も引き続き、関係機関の皆様と連携し、離職された方々の個別のニーズに沿って、しっかりと再就職の支援を行ってまいります。

次に、ルネサス社から譲渡を受けた川谷刈谷工場用地の現状や、今後の県全体の企業誘致の考え方についてお尋ねがございました。

川谷刈谷工場用地は、工業用水道を備えた面積約3.3ヘクタールの用地であり、平成28年11月から公募を開始いたしました。分譲に当たっては、ルネサス高知工場を承継する企業に一体的に活用されることを狙いとしてきており、複数

の企業から問い合わせがあったものの、実現に至っていません。

ルネサス高知工場の承継企業の確保が難航する中、本年4月には、高知工場と一体としての活用だけでなく、選択肢を広げて、同用地のみの活用による企業誘致を推進するため、改めて工業用水道の活用を前提に再公募をいたしました。県内企業からの応募があり、5月末に外部有識者を交えた立地企業選定委員会で、事業計画や県内への波及効果などの審査を行いました。結果として選定には至りませんでした。

今後は、随時受け付けを行い、応募に応じて同委員会で審査を行い、分譲先を決定していくこととしています。

なお、川谷刈谷工場用地への給水を目的として整備をいたしました香南工業用水を有効活用する観点から、引き続き、まずは用水型企業の立地を目指すとともに、あわせて、より幅広い活用方法も視野に入れて検討を深めてまいります。

今後の本県の企業誘致の取り組みにつきましては、本県における産業振興計画の進捗等に伴う状況の変化などを踏まえて、本県の強みを生かすとともに、企業にとってのメリットが訴求し得る分野という観点から、3つの分野を重点的なターゲットとして、昨年度新たに定めました企業立地戦略のバージョンアップを図りながら、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

この戦略の1つ目の柱は、地域地域に第1次産業から第3次産業まで多様な産業の集積を図る、地域産業クラスターを構成する企業の立地でございます。これまでに、四万十町の次世代施設園芸団地への種苗会社の立地や、宿毛市で養殖ビジネスの中核施設となる県内最大級の水産加工施設を操業する企業の参入などが実現しております。今後、県内各地で動き始めている20のクラスターのそれぞれの特性に合わせて、

企業立地に取り組んでまいります。

2つ目の柱は、本県経済を牽引する、生産性の高いものづくりの集積につながるような企業立地です。戦略においては、特に県内企業の資材の調達先であるなど、県内企業との取引関係にある企業や、既に本県に拠点があり、県内で継続的な投資を行うことに合理性がある企業など、一定の動機やメリットがあると考えられる企業に重点を置いて取り組んでまいります。

そして、3つ目の柱は、IT・コンテンツ分野や防災産業など、本県ならではの企業立地でございます。このうち、IT・コンテンツ産業では、これまでの企業誘致や人材育成の取り組みにより、立地企業数が着実にふえております。この流れをより力強いものとするため、本年度開設したIT・コンテンツアカデミーにより人材育成の充実強化を図り、関連企業とのマッチングを進めていくとともに、首都圏などの企業に対して積極的に情報発信を行い、本県への企業立地を促進してまいります。

今後は、各分野にわたる人材育成の取り組みのさらなる充実を図りながら、この3つの柱から成ります企業誘致戦略に基づく企業誘致に全庁を挙げて取り組み、本県ならではの製品開発や事業化を加速して、産業の拡大再生産の好循環を創出していきたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 医薬品登録販売者外部研修について、これまでどのような支援を行ってきたのか、また平成29年8月24日発出の厚生労働省通知後、関係団体、関係機関などへの周知をどのように行ったのか、さらにこの通知によって把握した外部研修受講状況はどのようなであったのかとのお尋ねがございました。

まず、医薬品登録販売者外部研修への支援については、これまで全ての登録販売者に外部研修を受講させるため、従事者に対する研修の実

施が義務づけられている店舗販売業者などの事業者に対して、外部研修実施機関の情報や研修受講の徹底について文書通知を行っています。また、過去5年間のうち、講師派遣の要請のあった3つの外部研修実施機関に対して、延べ25回にわたり県職員を派遣しているほか、事業者の名簿については、外部研修実施機関から要請があればすぐにお渡しできるよう、準備しているところでございます。

次に、登録販売者の研修実施の徹底や外部研修の自主点検の要請に係る、平成29年8月24日付厚生労働省通知などの関係者への周知徹底については、通知を受領後、速やかに県のホームページへ掲載し、そのお知らせと通知内容の概要について、事業者や外部研修実施機関に対して文書通知を行うとともに、高知県医薬品登録販売者協会などの職能団体にも、文書により会員への周知徹底について協力依頼を行いました。

そして、この厚生労働省通知に基づき、県から外部研修実施機関に対して研修の実績等の報告を求めましたところ、平成29年度を受講者数は809人でした。

県としましては、高知版地域包括ケアシステムの一翼を担える登録販売者を育成することは重要と考えておりますので、今後とも事業者への研修受講の徹底や、外部研修実施機関に対する講師派遣などについて支援を行ってまいりますとともに、外部研修実施機関と協議をしながら、外部研修の充実強化を図ってまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 本県への訪日観光客誘致についての質問にお答えをいたします。まず、駅や公共交通機関、観光施設の案内掲示板などの多言語対応についてお尋ねがありました。

日本を訪れた外国人観光客の近年の動向としましては、議員からお話がありましたように、

個人旅行者の割合が高くなっていることから、公共交通機関を利用して県内の観光地をよりスムーズに周遊していただけるよう、観光案内や誘導表示などの多言語化を進めていくことが重要であると認識しております。

このため、県では、公共交通機関を利用して本県を訪れる外国人観光客向けのソフト面の取り組みとして、平成28年度に、JR高知駅やはりまや橋から県内の主要観光地へ円滑に移動できるよう、国際交流員や交通事業者の方々などの御協力も得て、多言語表示の現状調査を行い、その結果を踏まえ、県内の交通事業者に外国人観光客向けの案内表示の提案を行ってまいりました。この提案も踏まえた交通事業者の取り組みとして、路面電車の乗車方法や電停の表示、JR駅構内の路線図、路線バスの時刻表などの多言語対応が進められております。

また、観光施設や観光地の多言語対応につきましては、平成27年度から2年間にわたって、市町村や関係団体が行う表示・案内などの多言語対応を支援してまいりましたほか、複数の市町村の観光情報を掲載した県の広域観光案内板の多言語表示を実施しています。さらに、「志国高知 幕末維新博」の開催に合わせて、多言語対応を初めとする、地域会場やその周辺における受け入れ環境の整備も進めてまいりました。

今後とも、県といたしましては、外国人観光客へのきめ細やかなおもてなしの観点から、市町村や交通事業者、観光事業者、県内在住の外国人の方とも連携しながら、多言語による観光案内や誘導表示を一層進めてまいります。また、来年2月からの展開を予定しています自然・体験型観光キャンペーンに向けた、自然景観や体験メニューの磨き上げなどにおいても、しっかりと多言語対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、県内在住の外国人の皆様は、外国人目

線での助言や情報発信などに協力してもらってはどうかとお尋ねがありました。

外国人観光客の誘致拡大を図っていくためには、本県の強みである自然や歴史、食などの観光資源を生かしながら、外国人観光客の本県観光に対するニーズをしっかりと把握し、県の観光施策に反映させることが重要であると認識しています。このため、議員からお話がありましたように、国際交流員など県内在住の外国人の皆様にもさまざまな御意見や御提案をお聞きすることは、国際観光の取り組みを進めていく上で大変有効であると考えています。

これまで、県では、県内在住の外国人の皆様にも、観光施設などの多言語化や、重点市場である台湾向けのモデルコースづくりへの助言を初め、フェイスブックによる海外に向けた観光情報の発信や、多言語パンフレット作成時のモニターツアーへの参加、海外メディア招聘時における通訳などのさまざまな場面で御協力をいただき、本県の国際観光の推進に貢献をいただいております。

観光庁の訪日外国人消費動向調査によりますと、次に日本を訪問した際に経験したいこととして、自然体験ツアー、農漁村体験や日本の歴史・伝統文化体験の割合が高くなっています。外国人観光客の関心が自然体験や伝統文化体験などに向いてくることは、先ほど申し上げました来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンを生かした外国人観光客の誘致拡大に、絶好の追い風になるものと考えています。

キャンペーンの推進に当たりましては、今後有識者や観光事業者などで構成する準備委員会を設置し、具体的な検討を始めていくこととしており、県内在住の外国人の方にもこの検討に御参画いただくなどで、さらなる外国人観光客の誘致拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、夜間の観光を充実させることによる経済効果についてお尋ねがありました。

本県を訪れる外国人観光客の皆様にも、夜間の観光をより楽しんでいただく機会を提供することは、滞在時間の延長によるにぎわいづくりや、観光総消費額の拡大につながることを期待できると考えています。

既に県内においては、夜の植物園や土曜夜市の開催、飲食店におけるよさこい踊りの実演のほか、アユの火振り漁や蛍の観賞を組み込んだ着地型の旅行商品の販売など、夜間の観光としても楽しめる取り組みが展開されています。

さらに、県内各地には、満天の星空を楽しむスターウオッチングや、神楽などの地域の伝統芸能といった素材がありますし、整備が進みつつあるアウトドア拠点などでは、夜の静寂の中で川のせせらぎや波の音を聞き、自然の息吹を実感することができたり、たき火を囲んでのバーベキューで仲間との特別な時間を過ごしたりすることもできます。

このように、昼間とはまた違った楽しみ方を体験できる、本県ならではの観光素材をさらに発掘し、磨き上げて、周遊コースへ組み入れることで、観光総消費額の拡大や国内外からの一層の誘客につなげたいと考えています。今後とも、市町村や観光事業者、団体の皆様とも連携し、夜間の観光振興策の充実に取り組んでまいります。

最後に、訪日観光客向けの宿泊施設について、豊富な選択肢が不可欠ではないかとお尋ねがありました。

四国を訪問したことのある外国人の方々を対象とした、日本政策投資銀行四国支店の、訪日外国人旅行者の四国に関する意向調査の結果では、次に日本を旅行する場合の宿泊施設として、日本旅館や高級ホテルを希望する割合が高く、それらに次いで、いわゆるビジネスホテルを希

望する割合が高くなっています。また、この調査の中で、アジア各国からの方々に限りますと、ユースホステル、ゲストハウスや、現地の人から借りる家、アパートも一定の割合を占めており、さまざまな宿泊施設のニーズがあることが示されています。

現在、県内には、宿泊施設の半数程度を占める日本旅館やビジネスホテルとともに、民宿やゲストハウス、また宿泊機能を備えた集落活動センターなど、幅広いタイプの宿泊施設がありますので、先ほど申しあげました訪日外国人旅行者のニーズに一定対応できるものと考えています。

こうした多様な宿泊施設の情報外国人観光客に知っていただくためには、効果的な情報発信が必要です。県では、これまで日本旅館やビジネスホテルを中心に、外国人向け観光情報ウェブサイトへの掲載や、海外メディアを活用した露出などのプロモーションに取り組むとともに、国内外での商談会の開催や、現地の旅行会社への個別訪問によるセールスを行ってまいりました。

今後は、これまで以上に情報発信の充実を図るため、外国人向け観光情報ウェブサイトにおいて、外国人の利用が多い口コミ観光情報サイトとの連携により宿泊施設の情報量をふやすことや、海外メディアを活用したさまざまな媒体での露出や、海外旅行博への出展を通じて、田舎暮らしや自然体験のできる民宿など、幅広いタイプの宿泊施設を紹介する取り組みを進めてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

**○林業振興・環境部長（田所実君）** まず、新たな森林経営管理制度に関して、その概要とこれに必要な市町村の財源について、また制度の基本的な流れについてお尋ねがありました。関連がありますので、あわせてお答えをさせていた

だきます。

新たな森林経営管理制度は、森林所有者に対して適切な森林の経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、森林所有者みずから経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に委ねることとし、林業経営に適さない森林等については市町村がみずから経営管理を行うというものでございます。

この制度の基本的な流れといたしましては、まず市町村は森林の経営管理の状況等を勘案して、森林所有者への意向調査などを踏まえ、経営管理権集積計画を定め、それを公告することにより、森林所有者からの委託を受けて、経営管理を行うことができるようになります。

市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託を行う場合は、都道府県が公募して公表した林業経営者の中から、市町村が再委託を行うものを選定し、経営管理実施権配分計画を定め、公告することで、林業経営者が経営管理を行うことができることとなっています。他方、市町村は、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や、意欲と能力のある林業経営者に再委託するまでの間の森林については、みずから経営管理できることとなっています。

また、森林所有者の全部または一部が不明である等の森林において、市町村は、不明森林所有者等の探索、公告等の手続を経て、経営管理権集積計画を定め、それを公告することにより、経営管理を行うことができることとなっています。

この制度の運用に必要な市町村の財源につきましては、平成29年12月22日に閣議決定された税制改正大綱において、森林関連法令の見直しによって新たな森林管理制度が創設されることを踏まえ、仮称森林環境税及び森林環境譲

与税を創設することとされていることから、この仮称森林環境譲与税が、市町村の実施する森林整備等の財源に充てられることとなると認識しているところでございます。

次に、森林経営管理法の対象となる、適切に経営管理されていない森林の具体的な判断基準についてお尋ねがありました。

経営管理とは、森林について、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことであり、適切に管理されていない森林の具体的な判断基準といたしましては、国からその例が示されておりまして、森林経営計画を策定していないもの、日常的に巡視や手入れを行っていないもの、森林組合などに経営管理を委託していないもの、所有林が年齢別に定められた、経営管理が行われていないおそれがある人工林の基準の目安に該当しているものの、4項目全てに該当している場合となっております。

次に、林業経営者を具体的にどのように募集し、かつ何を基準に選定するのかのお尋ねがありました。

市町村から森林経営の受託を希望する民間事業者の募集については、都道府県がその定める区域ごとに、経営管理実施権の設定を希望する者を公募することとなっております。都道府県は、応募があった者の中から、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められる者の情報を整理して、公表することとなっております。

現在、国では、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると判断する基準として、素材生産の生産量または生産性の増加、主伐後の再造林の確保、素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保ができてきていることのほか、伐採・造林に関する行動規範が策定されて

いること等、また経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると判断する基準としては、赤字経営でないこと、所有者ごとの収支管理が実施できること等を設定するよう検討されています。

本県におけるこれらの判断基準については、今後国から示される基準を参考に、地域の実情や、市町村・林業関係者の意見を踏まえた上で検討を進め、来年4月の法律施行後、速やかに公募を行い、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の情報を整理して、公表できるよう取り組んでまいります。

次に、民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間の考え方についてお尋ねがありました。

新たな森林経営管理制度では、まず市町村が森林所有者への意向調査などを踏まえ、経営管理権集積計画を定め、それを公告することにより、経営管理権が設定されることとなりますので、経営管理実施権の始期につきましては、経営管理権の始期以降となります。

また、経営管理実施権の存続期間につきましては、経営管理権の存続期間の満了時期以内とされています。経営管理権の存続期間につきましては特段の定めはなく、市町村と森林所有者の合意により定められることとなります。ただし、経営管理権及び経営管理実施権ともに、経営管理の内容に主伐を含む場合は、存続期間中に成林が確認できるよう、15年以上の期間を定めることが望ましいとされています。また、森林所有者が不明である等の森林において、経営管理権の集積の特例が適用された場合の経営管理権の存続期間は、上限が50年となっております。

次に、販売収益がある場合における、森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払い時期、並びに逆に赤字になった場合の負担者についてお尋ねがありました。



森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法については、木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする算定方法のほか、木材の販売収益を一定の割合で分収する算定方法や、1ヘクタール当たりの金銭を定額で還元する算定方法などが、国から具体例として示されているところでございます。こうした算定方法につきましては、森林所有者の利害に直結しますので、経営管理実施権配分計画の内容については、森林所有者に事前に情報提供することが望ましいとされているところでございます。

当該金銭の支払い時期につきましては、林業経営者が伐採後に利益を得た時期等が考えられるところでございます。

また、経営管理実施権の設定を受けた森林における林業経営につきましては、林業経営者の責任のもとで行われることとなりますので、林業経営が赤字になった場合につきましては、林業経営者が負担することとなり、市町村からの補填については想定されておられません。

次に、森林の経営管理の将来像についてお尋ねがありました。

新たな森林経営管理制度では、既に集積・集約化されている区域については、引き続き森林所有者等による経営管理を維持することとしており、現在、集積・集約化されていない区域、または経営管理が行われていない区域が、この制度の対象となります。

現在、全国の私有人工林のうち、約3分の1は既に集積・集約化され、適切に経営管理がなされており、残りの約3分の2が経営管理が不十分な状態となっています。国では、この3分の2の森林のおおむね2分の1について、既存の施策に加えて、この制度により経営管理の集積・集約化を促進し、残りの約2分の1については、針広混交林などに誘導していくことによ

り、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図り、豊かな森林資源を未来へ継承することとしているところでございます。

次に、林業専任の職員がゼロの市町村もあることから、大きな役割を担うこととなる市町村を、県が責任を持って支援し、不安を払拭すべきであると思うがとのお尋ねがございました。

新たな森林経営管理制度の主体は市町村が担うこととなっていますが、現在多くの市町村の体制は、林業専任の職員や専門知識を有する職員の配置ができていないなど、不十分な状況にございますことから、県としましては積極的に市町村を支援していく考えでございます。このため本年度は、市町村職員を対象とした森林経営管理制度の勉強会や、林業に関する基礎的な知識を習得する研修会の開催などを通じて、市町村職員の人材育成の支援にしっかりと取り組んでまいります。

また、来年4月の新たな森林経営管理制度の導入に向けて、国が今後作成する予定の事務の手引にあわせて、市町村が行う森林所有者の意向調査やその後に続くさまざまな業務を行っていく上で必要となる、市町村職員用の高知県版マニュアルの作成につきましても、その準備を本年度から行ってまいります。

その他の支援策としましては、国や県、民間の専門的な知識を持つ地域林政アドバイザーを市町村に紹介する国の制度を活用し、現場のニーズに合った人材をマッチングできるよう、国とも連携を図りながら、事前の準備を進めてまいります。

これらの支援策については、市町村の状況に応じて具体的に検討していくため、県と市町村の代表による検討の場を設置するとともに、各林業事務所にワーキンググループを設置し、市町村の状況を聞きながら、円滑に制度を運用できるよう準備を進めていきたいと考えており

ます。この検討を進める中で、制度の円滑な運用に当たっての課題が出てきましたら、その解消に必要な措置について、積極的に国へ政策提言を行ってまいります。

制度導入後の来年度以降につきましては、森林経営管理制度に係る市町村の事務の全部または一部を、県の発議により代替執行することが可能でありますことから、市町村の実施体制の整備状況やその他の事情を勘案して、代替執行制度を活用して支援を行っていく考えでございます。

議員のお話にありました不安の声に関してでございますが、経営管理権において主伐を含む場合は、主伐、造林、下刈り、保育までを権利設定することとされており、林業経営者においても、林業経営を行う能力を有すると判断する事項として、伐採・造林に関する行動規範を策定していることとされておりますことから、基本的に主伐後は再造林が実施される制度となっておりますところでございます。このため、こうした制度の運用が適切に実施されますよう、これまで申し上げてきた市町村への支援にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、移住者向けの自伐型林業体験ツアーの取り組みについてお尋ねがございました。

自伐型林業を初めとする小規模林業者の支援につきましては、平成27年1月に小規模林業推進協議会を設立し、平成27年度から会員を対象にした、政策パッケージによる支援を実施しているところでございます。設立当初45名であった会員は、本年5月末現在、474名と飛躍的に増加しております。

小規模林業の推進については、中山間地域や林業の再生に向け、林業の担い手の裾野を広げていくため、産業振興計画の林業分野の重要施策として位置づけており、林業従事者の確保対策の一つとして、移住施策とも連携した取り組

みを進めているところでございます。

議員のお話にありました移住者向けの自伐型林業体験ツアーにつきましては、平成28年度に、小規模林業に興味を持つ方を対象とした林業体験ツアーを、嶺北地域と幡多地域において計4回実施し、延べ21人の参加があったところでございます。その参加者のうち2名が、その後本県に移住し、小規模林業推進協議会にも加入して活動を始めておられます。

昨年度からは、この取り組みを県下に広げるため、政策パッケージのメニューに新たに加え、市町村やNPO法人等が実施する林業体験ツアーに対して支援しているところでございます。昨年度は、仁淀川町においてツアーが実施され、10名が参加し、その後2名が林業研修生として同町内で就業し、さらに1名が就業に向けて準備しているとお聞きしているところでございます。

今後も、引き続き移住施策と連携し、林業労働力確保支援センターと一体となって、県外で行われる移住相談会や、本県の林業を学ぶ都市部でのフォレストスクールを開催し、県内での林業体験ツアー等へも誘導しますとともに、相談から就業までのきめ細かな支援を行うことにより、一層の従事者の確保に努めてまいります。

○15番（明神健夫君） それぞれ丁寧かつ前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これは知事への要請でありますけれども、過疎の中山間を多く抱える地方のJAには、信用事業の存続並びに准組合員の利用の存続が不可欠であることを、全国知事会でも取り上げていただき、国に強く訴えていただきますようお願い申し上げます。私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩



午後 1 時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番上田周五君。

（31番上田周五君登壇）

○31番（上田周五君） お許しをいただきましたので、県民の会を代表して、通告に従いまして順次発言をさせていただきますので、よろしく御回答をお願いいたします。

初めに、去る18日に発生しました大阪府北部地震でお亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、森友・加計問題、セクハラ、隠蔽、シビリアンコントロールの崩壊、どんどん日本が二流国になっていくようで、とても心配です。行政の信頼が損なわれています。一日も早く取り戻さなければならぬと存じます。特に森友学園をめぐる財務省の文書改ざん問題は、国民の実に78%が決着していないとの認識であります。

人事院が先ごろ公表した、2017年度の公務員白書では、中央省庁で実務の中核を担う30代の国家公務員の71.3%が、今後のキャリア形成などに不安を感じており、78.2%が、今までの上司の中で強い不満を感じた上司がいることがあり、うち42.2%で、厳しい指導として理不尽な指示をされたことがあることがわかりました。こうした状況が、少なからず同僚である職員から自殺者を出した森友問題の背景にあるのでは

と推測いたします。この先、行政や公務員への信頼を揺るがしかねない事態が続いていくものと思われま。

さて今後、公務員への風当たりが強まること予想されますが、今回の問題は行政組織のあり方そのものが問われているものと考えます。全国的にもそうだと思いますが、本県においてもパソコン世代の職員が多くなり、ややもすると人と人とのつながりが薄れている現状があるものと存じます。以前からよく言われておりますホウ・レン・ソウを大事にしていくべきだと考えます。森友問題を踏まえた県庁組織のあり方が問われていると思います。

職員同士のコミュニケーションの機会をふやすなどの取り組みが求められていると思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

ルネサス高知工場の閉鎖に関してでございます。ほぼ平成と同時に誕生した高知県最大の製造工場が32年間の歴史に幕をおろしました。高知工場が先月31日に閉鎖されて約1カ月がたちました。ルネサス社の担当者は、承継先が決まっていない理由について規模の問題や自然災害への懸念があったとした上で、今後も承継先の企業の確保を目指すとの考え方を示しています。知事は、まだ見つからないことは遺憾、県としても引き続きアプローチしていくと表明されています。

県内での再就職を希望する方々のうち約90人が、先月末時点でまだ再就職先が決まっていなかったことではありましたが、直近における再就職の状況はどうか、知事にお聞きをいたします。

私は、従業員や御家族のつらい思いを大切にしていきたいと考えております。今回のことでの、従業員や御家族の生の声が届いていまずので、少し紹介させていただきます。「知事さんに期待しちよったけど。こうなったら仕方がないわね。これからはめったに戻れんろう。

いつも会いよった人とも会えんなる。県に言うちよいて、まだ就職が決まっていない人たちのことをよろしくね」と。知人の御家族で、ルネサス高知工場に勤務してきた男性は、転勤前に高知で最後になる理髪店で、「新聞に載っちゅうで」とルネサス高知工場の閉鎖の記事を示されたとき、「こんなはずではなかったという無念さなのか、家族、親、自分への不安なのか、高知を離れる寂しさなのか、理由はわからないけれど、新聞を読んでいると目が真っ赤になってしまった。今から実家に帰って、御先祖様に手を合わせたり、いろんな方に挨拶してきます」。多分、彼は定年まで戻ってくることもない、なれない土地での単身赴任を過ごされています。

知事は提案説明で、やむを得ず県外へ配置転換になられた方々が、希望に応じて再び高知で働くことができる選択肢を広げるため、承継企業を確保することが重要であるとおっしゃっておりますが、こうした生の声をどう受けとめるのか、お聞きをいたします。

次に、平成の30年間を振り返り、どのように思うかなどについてでございます。天皇陛下の退位まであと10カ月余りとなりました。これまで陛下は、象徴天皇のあるべき姿をどこまでも追求されてきました。務めを終える来年4月30日まで、全身全霊を込めた活動は続きます。今月には全国植樹祭のため福島県を訪問されました。そして、8月には北海道命名150年式典に出席される見通しと伺っており、その後も例年御出席されている、全国戦没者追悼式が同15日に、国体が9月に福井県で、10月には全国豊かな海づくり大会が我が高知県で開催されます。

さて、幕を閉じようとしている平成の30年間とは、私たちにとってどんな時代だったのか、少し振り返ってみます。平成元年は昭和64年です。ちょうど竹下内閣のときでございます。前年とこの年にふるさと創生1億円事業が始まり

ました。みずから考え、みずから行う、地域づくりを合い言葉に、全国の3,200余りの自治体が、ふるさとづくりに知恵を出し、汗をかき、競い合いました。平成という時代の始まり1989年は、3つの、歴史の大きな出来事が起こり、時代の曲がり角だったと言われております。

1つ目は、ベルリンの壁が崩れたことであります。2つ目は、その年の大納会をピークに株価が暴落したこと、いわゆるバブルの崩壊であります。3つ目は、1人の女性が生涯に産む子供の人数を示す合計特殊出生率が、ひのえうまの年以下を記録、少子化が平成の時代の言葉となったこと。冷戦体制の崩壊は資本主義対社会主義という図式を失効させ、バブル崩壊により税収の急減が襲いかかり、経済成長が当たり前の時代から横ばいの時代に。地球環境問題が深刻化し、成長経済は限界に達しました。そして、人口問題は1960年代までは人口過剰の問題だったのが、平成に入るところから逆転し、日本を含む先進国は現在人口減少に悩んでいます。

また、平成の30年間を見ると、際立つ出来事は阪神・淡路と東北の大震災であります。震災自体は自然現象であるが、東日本大震災があればほどの惨事となったのは、もちろん原発事故であります。今、世界では、現代社会は原発中心の巨大災害のリスクを常に抱えてしまった、リスク社会論という理論があります。日本でも、福島の災害の後、この理論が強い説得力を持ちましたが、でも原発をとめられないでいる現状でございます。経済成長を強行しようとすることで、原発という危険な科学・工業技術に頼らざるを得なくなっているのではないのでしょうか。

また、NHKの2013年の意識調査では、20代若者の90%近くが、衣食住など物質的な生活条件には既に満足している一方で、生きがいや人間関係は深刻、このような結果が出ています。つまり、平成生まれの若者は物質的には恵まれ

ているが、精神的に悩むことが多いということではないでしょうか。右肩上がりの時代は終わったと存じます。平成の次の時代の課題は、行政と住民が信頼と協調のもとで、精神文化を大切にするという事ではないでしょうか。

そこで、お聞きをいたします。知事は平成の30年間でどのように思っておられるのか、そして引き続き高知県のリーダーとして、新たな年号の時代にどう向き合っていくお考えなのか、少し抽象的な問いかけになりますが、あわせてお聞きをいたします。

次は、平成の市町村大合併の検証についてでございます。先ほど、平成の30年間について、どうであったかの問いかけをさせていただきました。本県にとって平成の30年間の大きな出来事の一つに、市町村合併があるかと存じます。この平成の合併については、市町村が主体となって進められましたことはもちろんでございますが、同時に合併の推進に当たり、合併協議会時点からかわり合いを持たれ、指導・助言してきた県の役割も相当なものがあったと認識しています。

本県は、53市町村が34市町村となりました。ちなみに全国の市町村数は3,232から1,718とほぼ半減しています。平成16年10月1日、イの一番、県内第1号で伊野町と吾北村そして本川村が合併し、新生いの町が誕生して、はや14年を経過しようとしています。また、県内で平成の合併が最後となった、高知市と春野町とが合併してから丸10年が経過します。

こうした中、合併した市町村の住民からは、中心部に人が集まり、周辺部は取り残され一層寂れていくとの声がございます。少し数字で比べてみますと、市町村の職員数は、ピーク時であった平成12年度の1万1,625人から平成29年度は9,366人まで減少、高齢化率は平成17年度の25.9%から27年度は32.8%まで上昇、また南海

トラフ地震対策の促進で、沿岸市町村では役場庁舎など公共施設や民間の主な企業などの高台移転が進み、町自体の様相が一変し、長く住まわれている地元住民、特に高齢者の皆さんは戸惑っているのも、これまた事実であります。加えて、合併後15年経過すると普通交付税が減少し、行財政運営も厳しくなり、住民サービスの低下が懸念されます。こうしたことで、本県の都市部と山間部との格差が一層顕著となることが予想されます。

こうした中、人口減少危機への対応策として、れんけいこうち広域都市圏構想が進められていますが、県として、それぞれの町が合併時に策定した新自治体の建設計画がどこまで具現化されたかなど分析、検証され、新しい時代に備えるべきと考えますが、いかがでしょうか、知事にお聞きをいたします。

次は、県政運営についてでございます。

平成27年4月に策定された県政運営指針についてです。この指針は、1、姿勢・意識から、6、コンプライアンスの徹底までの6つの柱で構成されています。私はこの中で特に、2の組織づくりと3の人材育成の視点が重要だと考えています。組織づくりでは、課題に柔軟かつ的確に対応できる体制の構築に向け、その具体的な取り組みとして、地域支援企画員の活動を生かし地域へのさらなる展開を図るとしています。

そこで、お聞きをいたします。県と地域をつなぐパイプ役として、また地域の振興と活性化に向けた支援を行うとして、平成15年度に設けられた地域支援企画員ですが、これまでの活動に加え、本年度以降もう一段ギアを上げての支援活動が求められているものと存じますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、職員が能力を最大限に発揮できる取り組みとして、職員の健康管理に留意した職場づくりを掲げています。具体的には、安全、快適

で働きやすい職場環境をつくるとし、管理職員を初め職員のセクハラ、パワハラ等に関する認識を深めるため、ハラスメント研修を引き続き実施するなどとしています。にもかかわらず、一方で、国では財務次官の女性記者へのセクハラ問題、県では管理職が部下の女性に対して不適切発言などセクハラ行為が発生。このことに県民は、せられんことがわかつちゅうに、こんなことでわざわざ公費を使って研修すること自体おかしい、また組織そのものに緩みがあるのではないのかなど厳しい意見がございませう。また、一昨日にも、地域福祉部の男性チーフによる女性職員への暴力的行為や暴言が発覚。

知事は、こうした県民の声や、たび重なる不祥事をどのように受けとめておられるのか、お聞きをいたします。

次に、人材育成などに係る多様な研修についてでございます。最近、県では、工事の予定価格に積算ミスがあったり、初歩的なミスが次から次へと後を絶ちませぬ。県政運営指針では、人材育成をより効果的、効率的に進めていくため、職場研修、自己啓発、集合研修、現場研修など多様な研修を実施するとしています。前述したように、こうした初歩的なミスが短期間に連続して発生していることを、県庁組織として危機感を共有し、真剣に受けとめなければならぬと思ひます。

そして、運営指針に明記している人材育成のためのさまざまな研修内容に問題や課題はないのかなど、いま一度原点に立ち返り、検証と見直しをすべきと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

次は、市町村の財政問題についてでございます。

平成30年度も1四半期が過ぎようとしています。県内市町村の2018年度の当初予算の総額は4,422億円で、前年度比0.4%、15億6,700万円の

増となりました。ふるさと納税による寄附金の増加に伴い、物件費や積立金がふえたことなどが要因でございます。近年、ふるさと納税制度を活用する市町村への寄附金がふえている実績を踏まえ、歳入の分担金・負担金・寄附金が前年度比10.0%、10億2,800万円の増となっています。一方で、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は1.5%、20億3,400万円の減となっています。また、市町村別の予算総額では22市町村で増加、12市町村で減少しています。

そこで、お聞きをいたします。地方財政はこの先、国の自治体基金の増加を背景とした地方交付税削減議論も根強くあり、さらに市町村合併後十数年経過した自治体では、段階的に普通交付税が減額されており、早いところでは平成32年度から一本算定となり、予算編成に苦慮する事態が予想されます。

県として、今後市町村の財政運営についてどのようにアドバイスをされていくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、高須浄化センターの管理棟耐震工事などについてでございます。

県の下水道事業に係る高須浄化センターの管理棟耐震工事等に関し、国から未竣工工事との指摘を受け、国への返還金などが約5,000万円生じました。そもそも高須浄化センターに係る施設の建設、維持管理などについては、県が日本下水道事業団と工事などの委託協定を結び事業を実施しています。今回の問題は、下水道事業団から適切な協議がなかったため、前払い金を出来高と誤認し、適切な対応を行う機会を失い、出来高確認をしないまま国費を受け入れていました。要するに、本来行うべき出来高確認をする手続が抜かっていたわけでございます。

後日、平成29年10月、国の完了検査で未竣工との指摘を受けました。下水道事業団の不適切な対応に起因し、土木部は出来高確認をしなかつ

たとしているが、問題は、当該2つの工事に関しては入札不調が連続し、工事契約ができたのが平成29年1月と2月であり、その時点で、28年度内の完成は見込めないことが明らかであったはずであり、県は事故繰り返しの手続を行っていないければならなかったはずであります。

こうした問題を踏まえ、財政課として土木部に対しどのような指導をされたのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、これからの福祉政策についてでございます。

本県の高齢者人口は、団塊の世代全てが75歳となる2025年には、24万2,000人、高齢化率36.9%になると見込まれています。その後は高齢者数は減少に転じるものの、高齢化率は総人口が減少することから2025年以降も上昇する見込みです。ちなみに団塊ジュニア世代が全て退職期を迎える2040年には、高齢化率は40.9%と予測されており、全国平均36.1%を大きく上回る見込みです。そして、認知症高齢者も2015年度の3万8,000人から2025年度には約4万6,000人にふえる見込みです。

県はこれまで、あったかふれあいセンターの整備、訪問看護サービスの充実、救急医療体制の整備など医療・介護・福祉サービスの充実、確保に取り組んできました。しかしながら、地域によって必要なサービスが十分確保できていない、あるいはサービス間の連携が円滑でない状況があることから、日本一の健康長寿県構想第3期Ver. 3で、高知版地域包括ケアシステムの構築を掲げ、関係者間の連携を強化することとしています。この取り組みで重要なことは、主体が市町村であることから、市町村長の熱意、地域の介護・福祉事業者や医師会との連携などが必要となってきます。県の役割は、この地域包括ケアシステムの推進に向けた市町村の取り組みへの支援等が中心になるものと考えます。

市町村ともども取り組まれるように、まず求めておきます。

こうした高齢者対策と並行して重要なのが少子化対策であります。平成30年度の取り組みとして、少子化対策につながる子育て支援の抜本強化を掲げています。少子化の原因を改めて考えますと、子育ての悩みや不安があろうかと存じます。核家族化や共働き世帯がふえる中、若い母親ひとりで育児に専念しなければならない悩み、及び夫の仕事の関係で県外から転入してきた、子育て世代の母親が育児の相談相手がないなどで孤独感が増大。こうしたことから、理想とする子供の人数と予定する子供の人数とが乖離しているのではないのでしょうか。

県では、子育て不安の解消、働きながら子育てしやすい環境づくりを目指し、高知版ネウボラの推進を図ろうとされていますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、県では平成30年度の新規事業として、女性に偏っている子育て負担を軽減しようと、男性の育児休暇・育児休業の取得の促進を図ろうと関係予算を計上しています。具体的には、企業等への啓発などで職場の環境整備を図ったり、また高知版父子手帳の作成、配布などで男性職員の意識を醸成し、男性の育児休暇などの取得促進につなげようとしています。

しかしながら、現実問題として本県は小規模事業所や零細企業での就業者が多く、県の描いている男性の育児休暇などの取得促進には相当な職場の環境整備を図る必要があると思うが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

この項の最後に、介護職員の人手不足解消に向けた取り組みについてでございます。県内の介護保険制度を取り巻く現状でございます。ことし3月末時点の要支援・要介護認定者が4万6,695人となりました。これは介護保険制度が始

まった2000年度の約2.1倍となりました。最も軽度の要支援1から最も重い要介護5までの7段階別の比率を見ると、要介護1が21.6%で最多、要介護2が16.5%、要介護4が13.4%と続きました。比較的軽度な要支援1から要介護2が、全体の5割を占めています。また、平成17年度の介護給付費も、前年度比1.6%増の707億8,600万円と過去最大を更新しています。

今後も要支援・要介護認定者の増加が見込まれるため、介護職員の人手不足解消に向けた外国人スタッフの起用、介護ロボットの活用などへの取り組みが必要と考えますが、地域福祉部長の御所見をお聞きいたします。

次は、路線バスの維持・確保についてでございます。

「とさでんバス11系統減 運転手不足 医大路線など 10月から」、この見出しで、先月地元紙に報道されました。とさでん交通は、ことし10月から高知市などを走るバス路線を再編し、現行の系統数を110から99に削減する、現行の路線の運行には約193人の運転手が必要だが、現状は約36.5人分不足しているとのこととあります。現状は、OBだけでなく、高速バスや貸し切りバスの運転手の応援を得て維持している状況です。

さて、全国的な路線バス事情でございますが、国土交通省によりますと、全国の路線バス事業者246社の約6割が赤字経営です。路線廃止は2007年から2016年度までの10年間で、1万3,991キロと、地球3分の1に相当します。とりわけ、人口減少が深刻な地方での乗客確保が難しくなっています。

こうした県内的にも全国的にも大変な路線バス事情に追い打ちをかけているのが訪日外国人の急増で、観光バス事業への参入がふえ、路線バスの運転手が引き抜かれているという現実でございます。大阪府東部を中心に44路線を運行する近鉄バスは、2018年3月までの4年間で再

編により4路線を減らしました。運転手が約40人減ったためでございます。今後、バス路線を維持していくためには、今以上に自治体の介入が必要になるかと存じます。

しかしながら、一方で多額の財政負担が重くのしかかってまいります。加えて私が心配しているのは、先ほど申し上げましたが、現状でとさでん交通は、運行維持のため、高速バスや貸し切りバスの運転手を路線バスの運転手として兼務させていることとでございます。健康面や体力面で大丈夫なのか。いずれにしてもセーフティーネットを講じないと、本県のバス路線を維持できない時代が来ていると感じています。現状のままでは、やがて県民生活に大きな支障が生じることは必至であります。人口減少に歯どめをかける上で、県民の足の確保は重要でございます。

これからの路線バスの維持・確保に向けて、県は市町村と連携しつつ、課題解決へ主導的役割を担っていると思っておりますがどうか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、南海トラフ地震対策の関連について伺いをいたします。

18日早朝、大阪府北部を中心に最大震度6弱の地震が起きました。これだけの揺れが大阪を直撃したのは、記録が残る1923年以降初めてでございます。群馬県内を震源とする大きな地震は長らくなかったが、17日に震度5弱の地震が発生した。千葉県では、群発地震を誘発する地中の大規模な滑り現象、スロースリップが起きている。東海から九州にかけては南海トラフ地震が要警戒であります。今回の地震で、県民の南海トラフ地震に対する不安が増したものと存じます。

大阪府北部地震と南海トラフ地震との関連性をどう見ているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。



今回の地震では、ブロック塀の下敷きになってお二人の方が犠牲となられました。特に、子供自体を守る安全なはずの学校でのことでありますので、問題です。ブロック塀の地震対策が強く求められています。

さて、本年4月1日時点で、高知県内の自主防災組織率は、前年同期より36組織ふえて2,872組織となり、組織率は1.3ポイント高い96.3%となりました。これは、県と市町村、そして関係団体の努力はもちろんのこと、何よりも県民の一人一人の地震災害などへの意識の高まりだと認識しております。今後も組織率100%を目指し、市町村を後押ししていただきたいと存じます。

また、自主防をふやす取り組みとともに、活動を継続する取り組みも進めていくことが重要だと考えます。自主防を立ち上げ、既に10年余りを経過する組織もたくさんあるかと思えます。そうした自主防では、私の住まう地区の自主防もそうではありますが、高齢化などに伴い活動のマンネリ化や、組織そのものの結束の緩みが心配される場所があります。そうしたことで県として、活動を継続する取り組みをどのように進めていくのか、アドバイスも含め危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、震災などの復興事業に携わる行政職員の健康管理についてです。震災後の復興事業に携わる行政職員は、たとえ被災者であっても支援対象から外れがちで、長時間にわたる激務で疲労が蓄積しているケースが多いと言われております。2016年4月の熊本地震で甚大な被害を受けた宇土市では、被災者支援や復興事業に携わっていた男性職員がその年の12月に急死しました。概して行政職員は、住民の要望に耳を傾け実現させようと奔走する立場でもあり、腰や目の疲れ、肩凝りを訴える人が多く、眠れない、疲れがとれないといった声がよく聞かれるといたします。こうしたことから益城町では、国際医療ボ

ランティアが同町職員を対象に、はり、きゅうなどのマッサージで疲れを癒やしています。

そこで、お聞きをいたします。県として震災後の応急、復興事業に携わる行政職員の健康管理についてどのように考えておられるのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、女性消防職員の増員への取り組みでございませう。消防分野においても女性の活躍が期待されています。2018年4月1日現在、女性消防職員の割合は全国平均で2.7%となっています。災害や救急の現場では、避難者や傷病者らが女性の場合、同性の職員のほうが声をかけやすいといった意見は多く、支援を必要とする人たちに、女性ならではの視点によるきめ細かな対応も期待されます。

そうした中、消防庁は、2026年4月までに女性職員の割合を5%にする目標を立て、本年度は全国8カ所で職業説明会を開催することとされています。また、全国的には、女性消防職員として総社市消防本部の柴田綾香さんが、今年1日に開かれた全国消防職員意見発表会に中国ブロックの代表として、「女子力を消防へ」をテーマに、日ごろの業務での経験をもとに、女性消防職員をふやす取り組みを提案されています。柴田さんは、男性しかできないというイメージを払拭し、男性消防職員とは違った安心感を与えることができることを訴えたいと話されています。

そこで、お聞きをいたします。本県における女性消防職員の増員への取り組みについてお聞かせください、危機管理部長。

老朽道路橋対策でございます。近年、多くの自治体で老朽化したインフラ対策が重荷となっています。特に、住民にとって最も身近な存在である老朽橋対策が悩みの種となっています。

この老朽橋対策については、2012年に起きた笹子トンネルの天井板崩落事故で、インフラの深

刻な劣化が表面化したことを受け、国が、長さ2メートル以上の全ての橋を対象に、近い距離からの目視点検を5年に1度行うよう義務づけました。また、橋の状態をレベル1からレベル4の4区分に分類し、必要に応じて補修や撤去などを行うことも示されました。この点検義務化により、国や自治体が2014年度から進めている、全国で約73万橋に上る道路橋の一斉点検が2018年度で一巡します。

この老朽橋対策について、2014年に国土交通省が市町村や都道府県にアンケートを行っています。アンケートによると、将来に懸念を抱いている自治体が多く、維持管理や更新を行うための職員数が不足するは86.6%、技術力が不足するは70.3%に上っています。

現在、多くの市町村では、インフラ整備に関しては社会資本整備交付金事業を活用しています。先ほど申し上げましたが、調査結果でレベル3、4に分類されれば、次の5年間で補修など長寿命化に取り組まなければなりません。しかしながら、道路橋などの老朽化対策は国の社会資本整備交付金事業で賄っているが、一方で同じ交付金事業で実施している、道路改良や交通安全施設工事、防災などの予算の減少が予想されます。

こうしたことから、老朽道路橋対策は直接人命にかかわることでもあり、別枠予算での財政措置を国に対ししっかりと求めていくべきと考えますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

次は、アスベスト問題です。

アスベストの繊維は極めて細く、吸い込むと肺の奥深くに突き刺さる。これが組織に刺激を与え、平均40年という潜伏期間を経て、がん化し中皮腫を発症させる。中皮腫の大半を占める胸膜中皮腫の自覚症状としては、息切れと胸痛が最も多く、せき、発熱などもある。胸水がた

まるケースが80%とされている。今、この中皮腫の患者がふえています。

今月1日に、アスベストが原因で発症する重篤ながん、中皮腫の患者約50人と遺族ら計約220人が、厚生労働省などの担当者に、新薬の早期承認や救済策の充実を求めました。大阪府から中皮腫の抗がん剤投与を延期して参加した男性は、阪神大震災の復興、救助に伴う中皮腫発症者がいると指摘、ボランティアで被災地に行つて発症すると労災にならず、救済法の療養手当になってしまうと問題提起されています。

こうした状況の中で、昨年4月に環境省から、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインが示されました。ガイドラインは、「過去に石綿含有建築材料を使用して建築された建築物等は、解体や改修の際に適切な措置を講じなければ、石綿が飛散し人が吸入してしまうおそれがある。石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事は、今後も増加し、2028年ごろピークを迎える。石綿の飛散による健康への影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっている」と指摘をしています。

加えて、昨年5月には環境省より県に対し、石綿含有仕上げ塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策に万全を期す旨の通達があります。石綿含有建築材料には、吹きつけ石綿いわゆるレベル1及び石綿を含有する断熱材レベル2と、石綿含有成形板等レベル3があります。専門家によりますと、飛散しやすいレベル1の石綿付着の建物が国内に30万棟以上あるのではと推測をされています。また、本県には屋根材や壁材に石綿スレート、いわゆる石綿含有スレート波板レベル3を使用した民間の工場や

県立の施設などが相当数あり、その多くは劣化が激しくなっています。

そこで、お聞きをいたします。本県における石綿含有建材の解体時における飛散防止対策の現状についてお聞かせください、林業振興・環境部長。

次に、アスベストに対する法規制が徐々に進み、アスベスト製品の製造や使用に伴う被害は一定の歯どめがかけられたかに見えましたが、一方でアスベスト被害第2波が懸念されています。この第2波を急激な形で生み出す可能性が高いのが大地震でございます。つまり、南海トラフ地震での建物の破壊により、アスベスト粉じんが舞い、危険性が否定できない状況が生まれることが予想されます。

阪神・淡路大震災で倒壊した建物の解体作業などに従事していた2人の男性が、震災による中皮腫を発症し、労災認定されています。また、さきの熊本地震では、レベル1、2建材からの飛散防止対策に加え、レベル3建材である石綿含有成形板からの飛散防止対策の徹底をどうするのか課題となっています。

そこで、お聞きをいたします。南海トラフ地震におけるアスベスト飛散防止に向けた取り組みについてお聞きをいたします、林業振興・環境部長。

次に、インフラ整備関連事業について少しお尋ねをいたします。

雨季に入りました。集中豪雨などによる自然災害の発生が心配です。そこで、平成30年度の災害対策関連事業についてでございます。

平成26年8月の台風12号によって、高知県中部を中心に記録的な大雨となり、宇治川流域において床上浸水142戸、床下浸水114戸の甚大な被害が発生。再度災害防止を図るため、国、高知県、いの町が連携して総合的な内水対策を実施しています。床上浸水対策特別緊急事業とし

て採択されたこの事業は、宇治川流域に住まう枝川地区の住民にとっては、長年の浸水被害から脱出する切り札的な治水対策事業であり、大変期待をされています。

県が行う本事業の総事業費は43.2億円、実施内容は築堤、河道掘削、護岸、樋門、水路工、橋梁かけかえ、用地補償などでございます。事業期間は平成27年度から33年度となっています。そして、国は床上特緊で宇治川排水機場のポンプ増設を、いの町は流域対策で公共下水道の整備と支川改修など、そして県は床上特緊で天神ヶ谷川河川改修を受け持っています。ちょうどメインとなる工事箇所は、高速道路伊野インターチェンジと国道33号、そして国道33号高知西バイパスとが交差する交通量も多い重要地点であることから、沿線住民初め道路利用者の注目度は相当に高いものがございます。

特に、県の施行である県管理河川天神ヶ谷川の改修については、改修計画内にある地権者や建物所有者の御理解と御協力が不可欠でございます。加えて、河川上を国道33号と路面電車が横過しており、改修手法は一般的な橋梁形式でなく、水圧函路形式を採用しておられます。高度な工事となっています。

そこで、建物移転交渉の進捗状況と今後の完工見通しについて土木部長にお聞きをいたします。

次に、土砂災害対策の推進についてでございます。

土砂災害防止法に基づく基礎調査についてでございます。県内には土砂災害のおそれのある箇所が約1万8,000カ所以上あります。県では平成31年度末を目標に調査を完了し、地域の詳細な土砂災害リスクを明らかにしていくとの思いを持たれています。そして、本年度は約28.4億円の経費で約1万カ所を実施する計画であります。事業執行には相当のエネルギーが要るもの

と存じます。30年度も1 四半期が過ぎようとしていますが、調査の進捗状況はどうか。

また、本事業は、警戒避難体制や住民への注意喚起といった調査完了後の取り組みが重要課題だと思われませんが、その対応はどうされるのか、土木部長にあわせてお聞きをいたします。

最後に、スポーツ振興についてでございます。

地域スポーツの可能性や課題を掘り起こし、スポーツの持つ求心力、発信力を地域づくりに活用していくことは重要であると考えます。昨年4月にスポーツ関連施策を知事部局に一元化し、新たに文化生活スポーツ部が設置され、スポーツ課ができて2年目に入っております。

県ではことし3月、本県のスポーツの推進を図るための基本的な方向性を示した、第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 1を策定されています。本計画は、具体的な取り組みの目標として、施策の3本柱を掲げています。その一つである、スポーツを通じた活力ある県づくりについてであります。県では、これまでスポーツを通じた地域経済の活性化にと、プロ野球の春季・秋季キャンプの誘致やプロスポーツ大会継続開催、アマチュアスポーツの誘致、龍馬マラソンの参加者1万人規模の継続などに取り組んできておられます。

そこで、お聞きをいたします。基本目標の、県外からのスポーツによる入り込み客数14万人、市町村で行われるスポーツイベントの数420回を達成するためには、母体となる組織の拡大が必要ではないでしょうか。地方創生の一環でスポーツ庁が2015年度から事業支援しています、地域スポーツコミッションの設立を視野に、スポーツ団体、民間企業、自治体などが一体となり、スポーツを活用した観光振興、国際大会や全国大会の誘致などで地域活性化に取り組む連携組織が必要ではないでしょうか、文化生活スポーツ部長の御所見をお聞きいたします。

次に、Ver. 1では、競技力の向上として、全国トップレベルの選手が増加し、日本を代表する選手等を多数輩出することを目指すと言われております。具体的には、ジュニア世代では幾つかの有望種目はあろうかと存じますが、そうした中で、私が特に期待しているのがレスリングであります。

さきの四国高等学校選手権大会で優勝し、全国総体に出場が決まりました桜井、徳原の両選手を初め、2018 J O Cカップで優勝され、来月クロアチアで開かれる世界大会への出場が決まっています片島中の山下選手など、将来の有望選手が多数おいでます。また、環境的にも、高知東高校に国際規格の新レスリング場が完成しました。県が総工費3億6,000万円を投じて整備し、ことし3月末に完成、全日本レベルの合宿も可能な施設であります。

こうしたすばらしい環境のもと、本年2月に全高知チームに認定され、既に特別強化コーチを招いた強化練習などを実施しております。今後、有望選手をこの全高知チームでどのように育成されていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、職員同士のコミュニケーションの機会をふやすなどの取り組みについてお尋ねがございました。

県勢浮揚に向けて、職員が能力を最大限発揮できる組織であるためには、風通しのよい職場づくりが大事と考えております。このことが、職員のモチベーションの向上や組織の活性化はもちろんのこと、職員の不祥事の防止にもつながるものとも考えております。

風通しのよい職場づくりに向けては、職員に

対し私から、まず悪い情報ほど速やかに上に上げること、次に政策を議論する場において、批判的なものも含め多角的な議論を闊達に行うこと、さらに管理職員には仕事の意義や仕事を進める道筋を所属の職員一人一人に徹底することなどについて、日ごろから指示をしているところでもあります。

知事部局職員に対して毎年アンケートを実施しておりますけれども、その実施したアンケート調査では、例えば、現在の職場は人間関係が良好で働きやすいと回答した職員が、平成28年度は81.9%、29年度は85.6%、また職場内でさまざまな意見が出る雰囲気があると回答した職員が、平成28年度は75.4%、29年度は77.3%と、職場環境に関して一定肯定的な結果となっております、ある程度風通しのよい職場づくりにつながっているものと考えております。

しかしながら、さらに努力が求められます。引き続き、コミュニケーションを密にし、風通しのよい職場づくりにより一層取り組んでまいります。

次に、ルネサス高知工場の閉鎖に伴い、県内で再就職を希望する方々の再就職の状況についてのお尋ねがございました。

県内での再就職が決まっていない約90人の方につきましては、工場が閉鎖されました翌日の6月1日に、高知労働局、県、香南市などの関係機関によるルネサス高知工場雇用対策連絡会議を開催し、関係機関が引き続き連携して、期限を定めずに再就職を支援していくことを確認いたしました。

現在、ハローワークや産業雇用安定センター、高知県移住促進・人材確保センター、ジョブカフェこうちなどの関係機関が連携して、離職された方々の個別ニーズに沿って企業とのマッチングを行うなど、再就職支援に全力で取り組んでいるところです。その結果、6月25日までに、

新たに約10人の方が県内企業に再就職されたことを確認いたしております。

再就職が決まっていない方の希望する職種は、生産工程にかかわる職業、運輸・清掃・包装等の職業、事務的職業が多いと聞いております。中には、新たなスキルの習得を必要としているケースもあり、高知職業能力開発促進センターや高等技術学校などと連携して取り組むこととしております。現在、職業訓練を受けるための準備を進めている方も数人おられると聞いています。

再就職を希望される方々が、一日でも早くお仕事につかれることができますよう、今後も引き続き関係機関と連携して、再就職支援に全力で取り組んでまいります。

次に、県外に配置転換となりました従業員やその御家族の声を聞き、どう受けとめるのかのお尋ねがございました。

平成27年12月にルネサス社から、高知工場の閉鎖を伴う集約方針が発表されて以来、私自身もさまざまところで直接、従業員の方やその御家族の方から、仕事や将来の生活に対する不安や悩みをお聞きしてまいりました。そうしたお話を聞くたびに大変心が痛み、何としても高知工場の承継企業を早期に確保しなければならないという強い思いを持って取り組んでまいりました。

しかしながら、結果として承継先が確保できていない中、御指摘のように、やむを得ず県外の工場への配置転換を選択し、家族と離れ、長年住みなれた高知を離れて赴任された方々が数多くいらっしゃいます。また、県内で再就職先を探さざるを得なくなった方々も多く、中にはまだ再就職先の決まっていない方々もいらっしゃると思います。皆々様、御本人、さらにその御家族の御心労に思いをいたしますと、私としても本当に心が痛みます。

こうした方々が、その御希望に沿って再び高知で働くことができる選択肢を広げるためにも、早期に承継企業を確保することが極めて重要であると考えています。ルネサス社からは、承継企業が確保できた場合には、配置転換された従業員の方々に承継企業の情報を提供するとともに、御本人の意向を尊重した対応をしていただけることを確認しております。県としましては、何としても承継先を早期に確保できるよう、引き続きルネサス社と連携して取り組んでまいります。

また、県内で再就職を希望される方々に対しましては、ハローワークを初めとする関係機関がしっかりと連携して、再就職支援を行ってまいります。こうした取り組みを着実に進めることで、従業員の方々やその御家族の思いに精いっぱい応えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、平成の30年間で振り返っての所感と、新たな年号の時代にどのように向き合っていくのかについてお尋ねがございました。

平成の30年間で振り返りますとき、この時代の流れをあらわす大きな3つの事柄に、私としては着目いたしたいと考えております。

まず第1点目としましては、それまで増加傾向であった人口が減少局面に入り、我が国の人口構造が大きく変化する事態となったこと。第2点目としましては、交通・通信技術の発達により、社会や経済が国家や地域の境界を越えて地球規模に拡大する、いわゆるグローバル化に本格的に直面する時代となったこと。第3点目としまして、阪神・淡路大震災や東日本大震災に代表される、国全体を揺るがすこととなった未曾有の大災害に見舞われ、自然災害に対する国全体の認識を改める事態となったことでもあります。

平成の時代は、歴史的に見れば、日本がこう

したこれまで直面することのなかった非常に大きな課題に対峙し始めた時代であり、今後ますます深刻な影響をもたらしかねないこれらの事柄に対して、日本全体としていかに立ち向かっていくのか、そのことの模索が続いた時代と評されることとなるものと考えております。

当然のことながら本県も例外ではなく、例えば人口減少をとってみても、そのインパクトは非常に大きく、さまざまな分野において影を落とす事態となったところです。また、防災対策の加速化が求められることともなりました。

私としても、人口減少のもたらす負のスパイラルといった課題に真正面から立ち向かうとの観点から、またグローバル化に対抗しチャンスは生かすとの観点から、地産外商を中心とする産業振興計画や、高知型福祉の構築等を主眼とする日本一の健康長寿県構想などに全力で取り組んでまいりました。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓をもとに、南海トラフ地震対策なども全力で進めてきているところであります。

これからは、平成の30年間に見られた3つの傾向がより確かに、かつ大きな潮流となっていく時代が訪れるのではないかと考えております。このため、この潮流がもたらす課題に真正面から対峙し、課題の解決とともに、新たな価値の創出を図ることができることとなるよう、県として備えるべき構えをつくり上げていくことが、私に求められている役目だと考えております。

こうしたことを踏まえつつ、引き続き、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と3つの横断的な政策に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成の市町村合併の検証についてお尋ねがございました。

平成の市町村合併によりまして、県内では10の新しい市町が生まれ、これらの市町において

は、住民の皆様と力を合わせて、合併時に策定された建設計画に沿った新しいまちづくりを進めてこられています。合併市町の建設計画に基づいた取り組みにつきましては、合併特例債を活用した庁舎や給食センター、防災行政無線などの施設整備が進んだほか、コミュニティーバスの運行やケーブルテレビ放送網の拡充といった取り組みにより、住民サービスが向上するなどの成果が見られ、順調に進んでいるものと考えております。

また、行財政改革の観点からも組織のスリム化が図られ、合併市町の職員数が平成16年度に比べて約20%減少し、人件費の削減につながるなど行政機構の効率化が進んでおり、その結果として財政基盤の強化にもつながってきております。例えば、合併市町の基金残高の合計は、平成15年度に413億円であったものが平成28年度には955億円となり、また実質公債費比率の平均は、平成19年度に16.5%であったものが平成28年度には6.9%となるなどの改善が見られるところです。

一方で、議員御指摘のとおり、市町によっては、合併により町の中心部が栄え、周辺地域が寂れてしまったといった声もお聞きをしております。こうした問題に対しては、中山間対策などによる対処が求められているものと考えております。

県としましては、中山間対策の取り組みなどとあわせまして、合併市町の建設計画に基づく取り組みが今後も着実に進み、さらなる地域の活性化につなげていくことが重要と考えております。引き続き、市町村政との連携・協調の基本姿勢のもと、産業振興推進地域本部を初め、各地域に職員を派遣して市町村に対するきめ細やかな支援を行うことに加え、れんけいこうち広域都市圏の取り組みなどによる市町村連携を積極的に後押ししてまいります。

次に、地域支援企画員について、今後もう一

段ギアを上げた支援活動が必要ではないかとお尋ねがありました。

地域支援企画員の活動は、現在、地域づくりや地域アクションプランの取り組みへのサポート、集落活動センターの立ち上げや運営支援、さらには地域産業クラスターの形成や移住促進、市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の実行支援など多岐にわたっております。これまでの活動を通じて、地域の資源を生かした加工品や旅行商品づくり、集落活動センターにおける経済活動が活発になるなど、地域地域において新たな付加価値が生み出され、地域の活性化につながっているところであります。こうした支援員の活動に対して、市町村や地域の皆様からは、地域に寄り添い一生懸命に頑張ってくれているという声をお聞きしており、大変うれしく思っております。

しかしながら、現下の人手不足といった本県経済の成長の壁を乗り越え、地産外商をさらに強化し、若者が住み続けられる地域をつくっていくためには、今年度大幅に強化した産業振興計画を初めとするさまざまな施策と支援員の活動をしっかりと連動させることが重要であり、活動内容をもう一段強化していこうとしております。

例えば、来年2月から始まる自然・体験型観光キャンペーンに向け、地域地域の自然を生かした新たなアクティビティーや体験プログラムの磨き上げや、県内の事業者の皆様のご成長の土台となる事業戦略の策定と実行をサポートしているところです。今後、地域の潜在的な人材ニーズや事業承継のニーズを掘り起こし、移住促進・人材確保センターとも連携し、担い手や後継者を確保するといった取り組みもさらに強化してまいります。

4月に開催した産業振興推進本部会議において、こうした支援員のミッションを全庁で改め

て確認するとともに、地域のさまざまな挑戦や課題解決のニーズに応えるため、支援員が、県庁全体の窓口として、県の施策と地域をつなぐ役割を積極的に果たすよう徹底したところがあります。これまで以上に地域支援企画員のコーディネート力を高め、そして県庁組織全体がバックアップしながら、地域に信頼される地域支援企画員となるよう、さらなる活動の充実を図ってまいります。

最後に、たび重なる不祥事について、県民の厳しい意見をどのように受けとめているのかとのお尋ねがありました。

これまで再三にわたって注意喚起をしているにもかかわらず、このような不祥事が続発したことはまことに遺憾であり、県民の皆様への信頼を損なう結果となったことについて、まことに申しわけなく思っております。

県としては、当該職員にしかるべき懲戒処分を行ったところであり、あわせて今後再発防止に向けた取り組みを進めなければならないと考えております。具体的には、全職員に対して、改めて職場環境や人間関係に留意し、不適切な言動を日ごろから相互に指摘し合えるような職場づくりに努めるよう注意喚起を行ったほか、ハラスメント相談窓口の周知を図るとともに、例年実施しているハラスメント研修の実施時期を前倒しすることとしております。

県民の皆様からの御意見を重く受けとめ、今後ハラスメント行為を初めとした不適切な事案が起こらないよう、必要な研修などにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、ミスが発生していることを踏まえた人材育成のための研修内容の検証と見直しについてお尋ねがございました。

職員の人材育成を図るため、職員に求められる基本的な姿勢や能力、専門知識などを習得するための集合研修や、日常の業務を通じて必要な知識や技術を実践的に教える職場研修、いわゆるOJTなど、多様な研修を実施しているところです。このうち集合研修につきましては、毎年その内容を点検し、見直しを行いながら実施しているところでありまして、今回の事例も含め、これまでに生じたミスの事例の傾向や対応策に係る情報の共有を徹底するよう、さらに内容を見直してまいります。

また、職場研修を行うに当たりましては、上司や先輩職員からの日々のきめ細かな指導や助言だけでなく、部下や後輩職員からも仕事について質問、相談ができる風通しのよさが重要であると考えております。このことにつきましては、外部の有識者から成ります、職員の職務に係る倫理に関し御議論いただく倫理審査会のおきましても、職場内のコミュニケーションが大切との御意見をいただいているところでございます。今後とも、各所属での職場研修が積極的に行われますよう、さまざまな機会を捉えまして、その意識づけを図ってまいります。

次に、市町村の財政運営について、今後どのようにアドバイスをしていくかとお尋ねがありました。

県内市町村は、地方創生事業や南海トラフ地震対策などの取り組みを進めていく必要性があり、加えて社会保障関係費や公共施設の老朽化対策に要する経費の増加も見込まれております。また、地方交付税に依存する脆弱な財政構造である小規模な団体も多いことから、限られた財源を効果的、効率的に活用しながら、安定的に行政サービスを提供していく必要があります。

このため、これまでも市町村に対しましては、国の地方財政に関する情報提供を行いますとともに、財政収支見通しの策定及びその公表をお



願いしまして、策定に当たりましては県として助言を行ってきたところであります。平成30年1月時点では、32市町村におきまして財政収支の見通しが策定され、16市町において公表がなされているところであります。また、財源確保のために、地方創生推進交付金等の国や県の交付金制度や、交付税措置率が高い有利な起債の積極的な活用に向け、例えば交付金の要件に合致させるための事業スキームの構築などに関し助言をしているところです。

今後とも、市町村が安定的な財政運営を行うことができますよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、高須浄化センターの管理棟耐震工事等に係る平成27年度繰越予算に関しまして、国への返還金が生じたが、土木部に対してどのような指導をしたのかとお尋ねがございました。

繰越事業につきましては、当初予算の執行方針におきまして、年度内に事業が完了するよう進行管理に細心の注意を払うこと、仮に事故繰越になりそうな場合など状況の変化が生じた際には、財政課に協議することを通知しています。その上で、年度末に繰越事業の執行状況につきまして確認を行い、事業が完了しないと見込まれる場合には事故繰越の手続をとるなど、必要な対応を行っているところです。

今回、国から未竣工との指摘を受けた工事につきましては、土木部において、前払い金の支払いをもって出来高が上がり、問題はないという認識であったため、総務部に土木部からの相談などはございませんで、このため必要な対応をとることができなかったというところがございます。

今後、今回の事案につきまして財政課も含め全庁で共有し、チェック体制の強化を図ることなどによりまして、繰越事業の進捗状況について確認をより一層徹底し、再発防止に努めてま

います。

最後に、震災後の応急、復興事業に携わる職員の健康管理についてお尋ねがございました。

震災後の対応は長期間に及びますことから、業務に携わる職員の心と体の健康と安全を維持することは、大変重要なことだと認識しております。このため本県においては、発災後の応急対策業務のあり方について決めました、高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の中で、健康管理やメンタルヘルスに関する対策を講じることとしております。

具体的には、健康管理について、1日の作業時間は12時間を超えない、1週間に原則1日は休みを確保することなどを内容とします、勤務のローテーション計画を作成することとしておりますほか、職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能なものとするための環境整備も進めることとしております。また、職員へのメンタルヘルスケアについて、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職への研修等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップなどの対策を講じることとしております。

今後、発災期から復興期間にわたります必要な対策について、過去の災害や新たな知見も踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、高知版ネウボラの推進について、具体的にどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

本県は女性の労働力率が高く、共働き世帯が多いことや、核家族化が進み3世代同居が少ないことなどから、子育てをする御家庭の負担感や不安を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があると考

えており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制である高知版ネウボラを強化することとしています。

具体的には、市町村の子育て世代包括支援センターを起点といたしまして、地域子育て支援センターや保育所、幼稚園などの子育てを支援する関係機関がそれぞれの役割や機能を生かしながらネットワークでつながることによって、子育て家庭を地域でしっかりと見守り、子育ての不安や悩みに早期に対処するとともに、働きながら子育てをする母親などに対しても、情報提供や相談、支援ができる仕組みを構築していくこととしております。

こうした取り組みは、地域の実情に応じた仕組みであることが重要であると考えており、本年度は高知市といの町でネウボラ推進会議を開催して協議することとしています。さきで開催されました、いの町のネウボラ推進会議では、保健師や地域子育て支援センターの職員から、母子保健や子育て支援サービスに関する取り組みの現状が報告され、地区別の特性や課題などを共有し、まずはいの町が目指す子育て支援体制の基本理念や方向性について確認をしたところです。

今後は、高知市においてもネウボラ推進会議を開催し、子育て家庭がより身近な地域で必要なときに必要な支援を受けられるような支援システムの構築を、実践的に取り組んでいきたいと考えております。さらに、ネウボラ推進会議の取り組みから得られました知見をもとに、こうした支援システムが県内各地に広がるよう、市町村と一体となって取り組んでまいります。

次に、男性の育児休暇などの取得促進に向けた職場の環境づくりについてお尋ねがございました。

男性が子育てや家事に費やす時間が先進国の中で低位にとどまっていることや、夫の家事・

育児時間が第2子以降の出生割合に大きく影響を及ぼしているといった調査結果などもあることから、男性が育児に関する休暇などを取得するなど、育児に参画しやすい環境づくりが重要だと考えています。

そのため、職場の環境整備に向けまして、昨年度高知県少子化対策推進県民会議ワーク・ライフ・バランス部会の皆様や、県内企業12社の人事・総務担当者の皆様から成る会議を立ち上げ、県内の企業の現状や、育休取得についての課題及び取得に向けた具体的な方策について意見交換を重ねてまいりました。企業の皆様からは、課題として、育児休暇などの取得を言い出しづらい職場の雰囲気がある、職種によっては対応が難しいなどといった御意見をいただくとともに、各企業の取り組み事例などの御紹介をいただいたところです。

県ではこうした現状を踏まえ、企業の皆様により、まずは育児休暇、育児休業の取得促進の宣言により、育児休暇等を取得しやすい雰囲気づくりに取り組んでいただきたいと考え、企業訪問において、育休取得の促進を通じて企業にもたらされるメリットをお示しすることなどにより、宣言への参加を呼びかけてまいりました。その結果、これまでに100を超える企業、団体の皆様に御賛同をいただいているところです。

こうした企業の取り組みを支援し、機運をさらに盛り上げてまいりますため、来月20日にはフォーラムを開催し、企業の取り組み事例を御報告いただきますとともに、高知県働き方改革推進支援センターによる相談コーナーを設置するなど、きめ細かな支援を行うこととしています。今後は、宣言をされた企業の取り組み事例を紹介することなどにより、多くの企業が働きながら子育てができる環境のさらなる向上に取り組んでいただけるよう支援してまいりたいと考えております。

最後に、介護職員の人手不足解消に向けました外国人スタッフの起用、介護ロボットの活用などへの取り組みについてお尋ねがございました。

介護人材の確保に向けましては、第3期日本一の健康長寿県構想におきまして、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化を5つの大きな柱の一つに掲げ、介護職員の定着・育成支援と新たな介護人材の参入支援に加え、介護事業所認証評価制度の導入による人材確保の好循環の実現に向けて取り組んでいます。その中で、職員の負担軽減と業務の効率化を一層推進するため、福祉機器や介護ロボットの導入支援などを進めております。特に、議員からお話のありました、介護ロボットの活用につきましては、今年度11の事業所から導入の意向が示されており、支援のための予算も大幅に拡充をしたところでございます。

また、外国人スタッフの起用につきましては、現在E P Aに基づく介護福祉士候補者に対する日本語習得や介護分野の専門学習への支援、留学生など留外国人に対する介護福祉士等修学資金の貸し付けなど、資格取得に向けた支援を行っているところです。

一方、国では昨年度、介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生が介護福祉士の資格を取得した場合、引き続き国内において介護業務等に従事することが可能となるとともに、外国人技能実習制度に介護職種が加えられております。さらに、今月閣議決定をされました、いわゆる骨太の方針2018では、一定の専門性、技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設が盛り込まれたところです。

県といたしましては、こうした国の動きを注視しつつ、介護事業者の団体などのお声をお聞きしながら、対応を検討してまいります。あわせて、高校生等への資格取得支援や、業務の切

り出しによる多様な人材の雇用の場づくりなど、県内の新たな人材の参入を促進するとともに、認証介護事業所の取り組みを広く情報発信することで、介護業界のイメージアップを図ることなどにより、安定的に介護人材が確保されるよう取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 路線バスの維持・確保に向けて、県は市町村と連携しつつ、どのような方策を講じていくのかのお尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化の進行、自家用車に依存したライフスタイルの定着等により、路線バスを初めとする公共交通の利用者数は減少傾向が続いており、公共交通事業者を取り巻く環境の厳しさは、今後も増すことが予想されます。

公共交通は、通勤や通学、通院など県民の日常生活や経済活動を支える基礎的な社会インフラであり、とりわけ身近な移動手段である路線バスを将来にわたって維持していくためには、これまで以上に県や市町村が積極的、主体的にかかわっていく必要があると考えております。

県では、これまでも国や市町村と連携し、赤字のバス路線を維持していくための欠損補助に加え、利用者の利便性の向上を図るため、バス車両の購入や、バスの現在位置がわかるバスロケーションシステムの導入に対する費用の補助などの支援を行ってまいりました。

また、四国運輸局など関係機関にも御協力をいただき、市町村の公共交通担当者に対し、地域公共交通に関する法令や制度、国の動向や先進的事例の紹介などの研修を実施することで、公共交通に対する理解を深める取り組みも実施しております。さらに本年度からは、嶺北地域の4町村や東部地域の11の市町村とともに、地域の実態に応じた広域的な公共交通ネットワークのあり方を検討するための協議会を立ち上げ、

県もこの協議に加わるなど、市町村との連携をより一層深めているところです。

一方で、バスの運転手不足が全国的な問題となっている中、昨年10月に高知県バス協会に加入している26社に、県がアンケート調査を実施したところ、およそ65%に当たる17社から、運転手が不足しているとの回答がありました。そのため県では、運転手不足の解消に向け、バスなど運輸業で運転手として従事する女性の割合が極めて少ないことに着目し、高知県バス協会や高知県トラック協会、高知県ハイヤー・タクシー協議会など関係機関と連携し、高知県運輸業女性活躍推進実行委員会を本年5月に設立したところです。第1回実行委員会では、実際に県内でも運転手として働いている女性がいて、大変やりがいのある仕事であるということをしつかり発信していく必要があるのではないかなどの意見を委員からいただきました。

今後、実行委員会の事業として、女性を対象としたバスなどの運転体験や先輩ドライバーとの座談会の開催、さらにメディアを通じた広報・PR活動を行うことで、女性の皆さんに運輸業の魅力を発信し、就職の際の選択肢に運輸業を加えていただき、実際の就職へつなげたいと考えております。

県といたしましては、引き続き市町村など関係機関と連携し、こうした取り組みを今後も粘り強く進めていくことによりまして、路線バスの維持・確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

**○危機管理部長(酒井浩一君)** まず、大阪府北部で発生した地震と南海トラフ地震との関連性をどう見ているのかのお尋ねがありました。

今月18日に大阪府北部で発生した地震は、震源の深さが約13キロメートル、地震の規模をあらわすマグニチュードは6.1、大阪府で最大震度

6弱を観測し、県内でも高知市や安芸市などで震度2の揺れとなりました。

今回の地震について気象庁は、震源が内陸で浅く、プレート境界で発生した地震ではないことから、南海トラフ地震との直接的な関連はないと発表しています。また現時点では、今回の地震が南海トラフ地震に与える影響についてはわからないとも発表していますので、今回の地震が南海トラフ地震の発生に関連するとは考えにくいと思いますが、南海トラフ地震の発生前には、内陸における地震活動が活発になると指摘する研究者もいらっしゃいます。

県としましては、南海トラフ地震を初め、関連すると思われる地震の活動を評価する情報につきまして、今後とも細心の注意を払い、積極的に収集してまいりたいと考えています。

次に、自主防災組織が活動を継続するための取り組みをどのように進めていくのかのお尋ねがありました。

県内の自主防災組織の組織率は、18市町村で100%に達しているほか、本年4月には、残る全ての市町村でも90%を超えるなど、着実に増加しています。一方、地域で自主防災活動に参加している方からは、メンバーの高齢化が進み、防災訓練に使用する資機材の持ち運びなど準備にさえ苦慮すること、また活動の中心となるメンバーが固定化され、訓練の企画や組織の運営が滞るなどの意見も寄せられています。

そうした中、活動を継続して行うとともに、近隣の小中学校と共同での避難訓練や、高齢者が居住する住宅の家具固定を中学生と協力して実施するなど、活発な取り組みを行っている組織もあります。県では、このように他の模範となるすぐれた取り組みを行っている組織を表彰することで、引き続き活発に活動していただくとともに、他の多くの自主防災組織にも表彰を目指した活動を実施していただきたいと考えて

います。また、複数の組織が合同で避難訓練を行った事例や、市町村の枠を超えた広域連携の事例などを自主防災活動事例集として取りまとめ、自主防災組織の方々にお配りしていますので、日ごろの活動で生じる課題解決のヒントとして活用していただきたいとも考えています。さらには、自主防災組織の人材育成研修の実施や防災士の育成にも取り組んでいますので、新たな担い手の確保や地域の防災力の向上につなげていただきたいと思います。

今後も引き続き、こうした取り組みを行っていくことに加え、地域地域の自主防災組織の皆様の声も直接お伺いし、継続した活動を支援する取り組みを実施してまいります。

最後に、女性消防職員を増員するための取り組みについてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、女性職員は、女性の傷病者などに同性であるがゆえの安心感を与えることができますし、子供や高齢者を初め県民の皆様に対して、女性ならではの視点で対応できるといった利点もあると思います。

しかしながら、本年4月1日における本県の女性消防職員は10名であり、その割合は0.8%と全国平均の2.7%を大きく下回っています。こうした現状に対して、県内の多くの消防本部では、女性職員の必要性を認識し、女性専用の仮眠室など、女性が働きやすい環境の整備に取り組んでいます。さらに、女性職員の採用に特化した説明会や、四国内の女性消防職員に集まっただき、女性の働きやすい職場環境づくりの勉強会を独自に企画している消防本部もあります。

県としましては、これまで女性職員を採用することに関するチラシやポスターを学校や公共施設などに幅広く配布し、啓発に努めてきたところですが、今後は、先ほどのような新たな取り組みがあれば、他の消防本部にお伝えすることなどにより、県内の女性消防職員の増加に協

力していきたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、南海トラフ地震対策における老朽道路橋の対策費について、別枠予算での財政措置を国に対して求めていくべきではないかとお尋ねがございました。

県と市町村が管理する道路橋は、県内に約1万2,700橋あり、平成25年度の道路法の改正に基づき、平成26年度から近接目視による橋梁の老朽化の点検診断を実施しております。この改正では、全ての道路橋の点検を平成30年度までに完了させることが求められており、平成29年度までに、全体の約8割の1万600橋の点検が完了しております。この結果、早期に対策が必要と診断された県内の道路橋1,400橋について、次回の点検までに対策工事を実施していくこととしており、今後これらに要する予算が必要となっております。

このため、平成29年度までの時限措置でありました、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法におけます補助率のかさ上げ措置が、今年度から10年間延長されるとともに、新たに大規模修繕事業及び県管理国道の修繕事業が補助率のかさ上げの対象となるなど、制度の拡充がなされました。このことは、今後老朽化対策を推進していく上で、非常に心強く意義深いものであると評価しております。

しかしながら、県におきましては、老朽化対策に要する費用が年々増加しており、今後は県が管理する国道や県道の改良予算などが圧迫され、必要額が十分確保できなくなる懸念もごさいます。市町村におきましても、点検が進むにつれて、今まで以上に対策費用が必要となることが明らかとなり、その予算確保を懸念する声もお聞きしております。このため、県内全市町村で構成されます高知県市町村道整備促進協議

会や、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会では、本年度老朽化対策予算を別枠で確保するとともに、道路の整備、管理が長期にわたって安定的に進められるよう、新たな財源の創設を検討することを国に求める決議がなされております。

県といたしましては、今後とも市町村と連携して、予算要望や協議の場を通じて、国にこのような地域の実情を訴えるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、県管理河川の天神ヶ谷川の改修に伴う建物移転交渉の進捗状況と、今後の完工の見通しについてお尋ねがございました。

天神ヶ谷川を含む宇治川流域では、平成26年8月の台風による浸水被害を契機とし、再度災害を防止するため、国、県、いの町が一体となり、それぞれの役割分担に基づき、床上浸水対策特別緊急事業を実施しております。

県の役割として実施いたします天神ヶ谷川の河川改修は、総事業費が約43億円、平成27年度からの7年間で、延長600メートルの工事を実施することとしております。これまでに高知西バイパス周辺の護岸工事や、その上流の用地買収を進めており、平成29年度末の進捗率は、事業費ベースで約60%となっております。

用地買収については全部で16件あり、うち13件については昨年度までに契約が完了いたしております。残る3件につきましても本年度中に契約ができる見込みでございます。建物の移転につきましては4件残っており、うち住居2件が現在移転作業中です。残る店舗2件につきましては本年度に契約後、平成31年度の上半期までに移転が完了する見込みでございます。

議員のお話にもありましたとおり、国道33号と電車軌道の下を通る水圧函路の区間につきましては、交通量が非常に多く、通行どめができないことから、道路と電車軌道を複数回移設す

る複雑な手順を踏まなければなりません。

現在、道路と電車軌道の仮移設を完了し、函路の北側半分の改良工事を行っているところであります。今後は、この北側を完成させ、道路を再移設し、南側半分の施工に移ります。最終的には平成32年度に函路全体が完成した後、道路と電車軌道をもとの位置に戻し、周辺の河川改修工事を行ってまいります。今後とも床上浸水被害の解消に向けて事業を進め、平成33年度の完了を目指してまいります。

次に、土砂災害防止法に基づく基礎調査の進捗状況についてお尋ねがございました。

県では、まず第一に、土砂災害のおそれのある箇所を広く県民の皆様にも周知するとともに、市町村による警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの調査を優先して実施してきており、昨年度までで一通りの調査を終えたところでございます。さらに、地域の詳細な土砂災害のリスクを明らかにする土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの調査は、平成31年度末までの完了を目指しております。

本年度、第1・四半期の進捗状況につきましては、年度当初に予定しておりました業務の契約を全て完了し、調査の実施体制を整えたところでございます。本年度から基礎調査の業務量が急増することから、引き続き関係機関と連携し、円滑な事業執行に努めてまいります。

最後に、警戒避難体制や住民への注意喚起といった調査完了後の対応についてお尋ねがございました。

県では、これまでも市町村と連携し、イエローゾーンの周知など、土砂災害に対する県民の皆様の防災意識の向上に取り組んでまいりました。さらに、今後のレッドゾーンの調査を通じて、地域のより詳細な土砂災害リスクが明らかとなることから、土砂災害対策の取り組みをさらに

強化していくことが重要と考えております。このため県では、安全な避難場所の選定といった、市町村が取り組む警戒避難体制の整備への技術的な支援や、地元説明会の開催による住民の皆様への注意喚起など、ソフト対策の一層の充実に努めてまいります。また、ハード対策としては、引き続き避難場所などの重要な施設を保全する砂防堰堤等の整備を推進してまいります。

これに加えて、レッドゾーン内の住宅の安全な土地への移転や、住宅を守るための外壁などを設置する際の経済的負担を軽減するため、本年度から新たな助成制度を創設しており、住民の皆様が行う安全対策を支援してまいります。

今後とも、土砂災害から県民の皆様を守るため、調査完了後のハード・ソフト対策の取り組みについて、関係機関とも連携し、しっかりと取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) アスベスト問題について、まず本県における石綿含有建材の解体時における飛散防止対策の現状についてお尋ねがございました。

アスベストは、議員のお話にありましたように、人体に吸入された場合はさまざまな健康障害を引き起こすことから、アスベストの飛散防止に関する法令による規制が強化されており、平成26年には建築物の解体等に係る石綿の飛散防止を適切に行うためのマニュアルが環境省から示されています。

現在、建物の解体等の工事を行う際、その施工者は、石綿を含んだ建材が使用されているか否かを事前に調査し、吹きつけ石綿、いわゆるレベル1または石綿を含有する断熱材、いわゆるレベル2の建材が使用されていることが確認された場合には、工事の発注者が、県または高知市に対して除去するアスベストの種類や工事期間等を届け出た上で、マニュアルに基づき作

業現場を隔離養生し、その内部を負圧にしたり、薬剤等により湿潤させるなど、アスベストの飛散防止対策を講ずることとなっています。

作業期間中には立入調査を行い、対策が適切に講じられているかを確認するとともに、必要に応じて改善指示をするなど、建材に含有されているアスベストの飛散防止対策の徹底に努めています。

また、石綿含有成形板等レベル3の建材につきましても、除去する際にアスベストが飛散する程度は少ないと考えられるものの、取り扱いによっては飛散するおそれがあるため、散水の上、手作業での解体を行うなどの飛散防止対策を講ずる必要があります。

今後、石綿含有建材が使用されている可能性がある建物の解体等の工事が増加していくことが予想されておりますので、解体時におけるアスベストの飛散防止対策や、作業現場周辺の住民とのリスクコミュニケーションが徹底されますよう、労働安全衛生法を所管する労働局や土木部とも連携し、建設業者等を対象とした講習会などの機会を通じて、飛散防止対策のさらなる周知徹底に取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震におけるアスベスト飛散防止に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

石綿含有建材の解体等を行う際の飛散防止対策につきましては、平常時においても注意を要するものですので、地震などによる災害の発生時には、建築物の倒壊等に伴いアスベストが飛散するリスクもさらに高まるため、瓦れき類の撤去作業等を行う際には、より一層注意する必要があります。

このため、地震、津波、豪雨、竜巻などの災害時において、アスベストの飛散防止対策に当たる自治体、建築物所有者、解体等工事業者、廃棄物処理業者等の参考となるよう、東日本大

震災や熊本地震の教訓を踏まえた、災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いに関するマニュアルが環境省から示されています。

南海トラフ地震が発生した場合、本県においては、揺れや津波などにより最大15万3,000棟の建物被害が想定されています。倒壊が見込まれる建物の内装材や外装材、床材などさまざまな部位に石綿含有建材が使用されていることが考えられるため、発災時においてもアスベストの飛散防止対策が適切に講じられるよう、土木部とも連携して、関係者に対してマニュアルの周知徹底を図ってまいります。

また、県では南海トラフ地震対策として、災害廃棄物処理業務を担う市町村等の職員に対する専門研修を行っており、昨年度は熊本地震により発生した災害廃棄物の処理業務に従事した熊本市役所の職員をお招きして、アスベストの飛散防止対策などをテーマとした研修会を開催するなど、職員の対応力の向上にも努めているところです。

さらに、本年度策定を予定している高知県災害廃棄物処理計画Ver. 2において、現行のVer. 1でのアスベスト対策に関する内容を充実させ、発災時に備えた事前の準備や発災時における対応などを具体的に示すとともに、市町村災害廃棄物処理計画にも同様に反映していただくこととしており、これらを活用して瓦れき類などの災害廃棄物を適切に取り扱っていただくことにより、災害発生時におけるアスベストの飛散防止対策の徹底に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) スポーツの振興について、まずスポーツを活用した観光振興や大会誘致などで、地域活性化に取り組む連携組織が必要ではないかとお尋ねがございました。

プロ・アマチュアスポーツの大会やキャンプ

などの誘致につきましては、これまでも高知県観光コンベンション協会を中心に組み立ててまいりましたが、本年3月に策定した第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 1に掲げる、県外からのスポーツによる入り込み客数や、市町村で行われているスポーツイベント数の増といった基本目標を達成し、経済や地域の活性化につなげるためには、これまでの取り組みに加えて、まず各地域におけるスポーツ活動をさらに充実させることが必要となってまいります。このため本年度から、新たに地域スポーツハブの設置を進めているところです。この地域スポーツハブでは、地域の施設や指導者、ボランティア、スポーツイベントなどのスポーツ資源の情報を一元化し、地域の実情に応じた、スポーツツーリズムの推進やスポーツサービスの提供を行うこととしております。

さらに、県全体としましては、各地域スポーツハブの活動に対する支援を初め、スポーツ関係団体間の連携強化、新たなイベントの創出や誘致、県外へのプロモーション、競技団体を通じた大会誘致の強化など、幅広い取り組みが重要となってまいります。こうした取り組みを行うためには、スポーツ団体、民間企業、自治体などさまざまな関係者が一体となって取り組むことが必要であると考えております。このため今月、県内のスポーツ関係団体や観光事業者などで構成する検討会を立ち上げたところです。この中で、先ほど申し上げました取り組みの内容や必要となる機能、組織のあり方などについてしっかりと議論を深めてまいります。

次に、レスリング競技の有望選手を全高知チームでどのように育成していくのかとお尋ねがございました。

全高知チームにおける選手の育成については、競技ごとに小学生から一般までの有望な選手を集めた常設のチームとして、全国トップレベル



の指導者を特別強化コーチとして招聘し、年間を通じて質の高い強化練習を実施することとしております。また、活動拠点や育成方針などを定めた育成・強化計画を作成し、特別強化コーチが随時監修するなど、しっかりとPDCAサイクルを回して取り組んでいくこととしております。

レスリング競技においては、本年2月に他の競技に先行して全高知チームを立ち上げ、このたび整備されました高知東高校新レスリング場を拠点に、個人の能力に応じた体力トレーニングや技術習得などを指導方針の重要なポイントとし、立ちわざ、寝わざなどの基本技術や、相手との駆け引きなど基本的な戦術の習得の徹底を図ることとしております。

指導面においては、ソウルオリンピックの金メダリストで、日本レスリング協会の元強化委員長である佐藤満氏を特別強化コーチとして月1回招聘し、実践的な指導を受けております。また、毎週定期的な合同練習を行うとともに、県外強豪チームとの交流活動なども充実しております。さらに、選手のパフォーマンスの向上を目指して、専門体力測定や栄養指導、メンタルトレーニングなどのスポーツ医科学面でのサポートもあわせて行うこととしております。

全高知チームとしての活動は始まったばかりではありますが、高知県レスリング協会のこれまでの取り組みと相まって、このたびの国際大会への日本代表選手の輩出や、多くの選手が全国大会で優秀な成績をおさめるなど、すばらしい成果を上げております。

今後、レスリング競技のさらなるレベルアップを図るため、県としましても高知県体育協会と連携して、活動をしっかりとサポートしてまいります。こうした全高知チームの活動が他の競技でも展開され、本県全体の競技力の底上げにつながり、日本を代表する選手が一人でも多

く輩出できるよう取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） それぞれ御答弁ありがとうございました。第2問ちょっと考えていましたが、結構前向きな答弁いただきましたので、3つほど要請に切りかえさせていただきます。

1つは、路線バスの維持・確保ですが、実は昨日とさでん交通の片岡社長がテレビに出まして、モニタリング会議の後しゃべっていたんです。ちょっと気になったのが、先ほど御答弁もありましたが、乗務員不足でもう本当に大変やと、これはもう会社だけでは解決できないということで、協議会がたしかございますが、そういったところで国、市町村も入っていただいて検討もというようなことで、ちょうど8時台のニュースでしたので、私聞いていまして、結構強烈やっただす。

ということは、高齢者を初め、本当にバスがなかったら生活がままならないという皆さん、たくさん見ていたと思います。やっぱりそれで結構不安がある、系統がなくなりほしくないかとかという不安がかなりあっていると思います。先ほどしっかり取り組んでいくと答弁していただきましたが、こういった県内全体のこともあろうかと存じますが、とさでん交通、本当に高速バスとか運転手さんを路線バスでというようなこともございますので、そのあたりはよろしく願いをいたします。要請、要望しておきたいと思います。

2点目ですが、土木部長、詳しく説明ありがとうございました。土砂災害防止法に基づく調査区域です。これ、本当に精力的に取り組まれて評価をいたしますが、一つ、中山間地の、特に高齢者の方が多く住まわれるところなんか、レッドゾーンとかイエローゾーンといっても専門用語、なかなか理解をしがたい部分がありほしくないかと推測します。そういったことで、御答弁にもありましたが、今度注意喚起を関係

の住民の皆さんにされるときは、わかりやすい説明でぜひよろしく願いをいたします。

3つ目ですが、アスベストの関係です。これも部長から本当に詳しい御説明があったんですが、いわゆるレベル3ですよ、これは本当にたくさん県内にございます。先ほど、そういった国からの通達もあって、しっかり取り組んでいくというお話ですが、実は、私、2028年がピークぜよというお話もさせていただきましたが、現在もあります。実際、県民の方から私に入った情報では、やっぱり解体する人がその危なさを認識していないんですよ。先ほど答弁いただきましたが、例えば防じんマスクを着用するとかまで徹底指導を含んで周知徹底ということで、そういう行政の助言をして取り組んでいたきたいと思います。

以上で、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩



午後3時10分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番（米田稔君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

知事の政治姿勢について、まず米朝会談についてお伺いをいたします。長年にわたって厳しく敵対してきた米国と北朝鮮が、初の首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、両国関係を敵対から友好へと転換させるた

めに努力することで合意をしました。特に今回の合意が、大使級や次官級・局長級の合意だった1994年の米朝枠組み合意や2005年の6カ国協議の共同声明と違い、歴史上初めて首脳間で合意したことに重みがあります。日本共産党は、このことに対して心からの歓迎を表明するものであります。

今回の米朝首脳会談は、非核化と平和体制構築に向けたプロセスの始まりです。共同声明でトランプ・アメリカ大統領は、北朝鮮への安全保障の提供を約束し、12日の記者会見では、米韓の軍事演習も米朝交渉の間は中止する意向も示しました。敵視政策と安全保障上の脅威がなければ核保有の必要はないとしてきた北朝鮮に応じた表明です。米朝首脳は、1953年から休戦状態のままの朝鮮戦争を終わらせ、平和協定への転換を目指すとした、4月の南北首脳会談の板門店宣言の支持も表明しました。こうしたプロセスは、一定の年月がかかるでしょうが、成功すれば、この地域の平和と安全をめぐる情勢を一変させ、世界史的な大転換を起こすことは確実であります。

今後、共同声明の合意を速やかに具体化し、誠実に履行するための真剣で持続的な努力が必要です。そのことを米朝両国に強く期待するとともに、非核化と平和体制構築を実現するためには、米朝両国の努力とともに、関係各国、国際社会の協調した取り組みが必要であり、平和を求め、核兵器のない世界を求める諸国民の世論と運動が不可欠だと考えます。

米朝首脳の合意についてどう評価しているか、お聞きをします。

また、核兵器のない世界を求める世論と運動がいよいよ大事になっていると思っておりますが、お聞きをいたします。

偶発的な武力衝突が危惧された状況から、大きな情勢の変化が起こっています。菅官房長官

も、米朝首脳会談を受けて、日本をめぐる安全保障上の緊迫した状況が緩和されたとの認識を示しています。現実性、実効性もなく、単に恐怖心を植えつけるだけのミサイル避難訓練は直ちに中止すべきと考えますが、お伺いします。

北朝鮮問題を考えるときに、そもそも朝鮮半島が南北の分断国家になった根本には、日本による韓国の植民地支配があることをしっかり自覚する必要があります。

韓国併合の過程において、日本は朝鮮半島を利益線と位置づけ、その支配を一貫して追求してきました。1894年には朝鮮王宮を襲撃し国王を捕らえて、日本軍の侵攻を強要する支援要請を出させました。王宮襲撃に抗議し、60万人とも言われる人々が立ち上がった東学農民革命の第2次蜂起に対し、日本軍司令部は、ことごとくせん滅すべきとの指令を出し、日本から軍隊を送り弾圧しました。最後には珍島に追い詰め、犠牲者は5万人にもなると指摘をされています。その直後には、他国の干渉を排して独立を求める中心人物の朝鮮王妃閔妃を、公使がかかわり殺害しています。

1910年の併合の調印も、陸上で騎兵と歩兵の部隊二千数百人、海上で艦隊が示威行動、首都ソウルに戒厳令をしいたものものです。隣国の独立を軍事力で奪った歴史的暴挙であり、韓国では併合ではなく強占と呼ばれています。1909年、明治政府の閣議決定文には、併合は帝国百年の長計と明記されています。日本では、戦前よりこの史実は隠蔽され、今もほとんど知らされていません。しかし、被害を受けた側の記憶は鮮明です。

高知県は、東学農民革命に立ち上がった人々が最後に追い詰められた地である全羅南道とは、友好関係を結んでいます。東学農民革命は、韓国が1980年代に軍事政権と対決し民主化を勝ち取る中で、韓国内でも民主化運動の先駆として

改めて評価されています。

これからの北東アジアの平和に向けて、日本のとるべき道を考える上でも、また高知県民と朝鮮半島の人々との友好を推進していく上でも、これらの史実についてしっかり学ぶ必要があると思いますが、このようなことを踏まえ、国際交流を深めていく上での知事の認識をお聞きいたします。

次に、公文書問題について知事に伺います。安倍政権のもとで、公文書の改ざん、データの捏造が連続して起こる異常な事態となっています。行政を私物化した森友・加計問題、南スーダンの日報隠蔽問題。そして働き方改革では、労働時間の概念をなくし過労死を推進するものと、過労死遺族からも批判のある高度プロフェッショナル制度の導入について、法案成立前には労働者からの聞き取りも全くなくて、労働者にメリットがあると法案の意義を強弁している問題。森林経営管理法案でも、林業の経営規模を今後も維持したいという回答を、経営意欲がないと捏造していました。

安倍政権になってから続発している、これらの真実をゆがめ隠蔽する政治状況は、民主主義、国民主権にとって極めてゆゆしき事態であり、決して許されるものではないと思いますが、お聞きをいたします。

本県でも、公文書館の設置に向けての準備が進められていますが、この間の問題の共通点の一つは、業務連絡や問い合わせなどへの応答書、メモや備忘録など、保存期間が1年未満とされる行政文書は、公文書管理法が定める文書管理の重要な義務の例外となっています。廃棄されたことも公文書管理法上は記録が残らず、1年未満とすべきではない行政文書が1年未満となっても、それを確認するすべもないという、ブラックボックス化している問題です。次に、行政文書の定義が、当該行政機関の職員が

組織的に用いるものであることとされていることから、職員個人が業務遂行のために作成した備忘録、メモ、個人用のパソコンに残っているデータは行政文書でなく存在しないという、でたらめ、抜け穴を許す結果となったことです。

公文書は、言うまでもなく国民共有の知的財産であり、結論だけでなく、その結論を出すこととなった経過、さまざまな意見の様子など、歴史的な検証をしていく上でかけがえのない資料でもあり、余すことなく正確に記すことが必要です。同時に、立派な仕組みをつくっても、異なった意見やデータなど不都合な情報は、そもそも記録に残さないとか、どうとでもとれる抽象的な内容にするという運用がなされては意味を持ちません。仕組みづくりと同時に、行政が誰のためにあるのかという文化をしっかりと構築していくことが極めて重要です。

公文書管理の意義と課題についてお聞きをいたします。

次に、よさこい祭り全国大会への航空自衛隊、ブルーインパルス飛行計画について伺います。8月9日のよさこい祭り前夜祭で、第20回よさこい全国大会記念に、午後5時ごろ、高知市街、高知城上空などでアクロバット飛行チーム、ブルーインパルスの展示飛行が計画されています。しかし、全国では重大事故が繰り返されており、絶対安全とは決して言えるものではありません。

2014年1月には、松島基地から南東約45キロメートルの太平洋上で、1番機の機首部分と2番機の左後方が接触し、同基地へ緊急着陸しています。ブルーインパルス同士の接触事故は発足以来初めてで、大惨事寸前でした。2000年7月には、訓練を終えて帰投する途中、2機が宮城県光山山頂付近に墜落し、3名が殉職しています。1982年11月に行われた浜松基地航空祭での展示飛行において、下向き空中開花という演技を行っていたとき、4番機の引き起こしが間

に合わず、会場近くの駐車場に墜落する事故が発生をしています。ブルーインパルス史上では初めてとなる展示飛行中の事故であり、パイロットは殉職、地上の民間人にも13名の負傷者が出ています。明らかになっているものだけで、この間展示飛行や訓練中に8回の事故が発生し、墜落6回、墜落機8機、乗務員8名が死亡、民間人13名が負傷しています。

高知県は、早明浦ダム湖への米軍機墜落、米兵2名の死亡、あわやの大惨事、また続く米軍機の墜落を体験し、県民、行政が一体となって、命と暮らし・郷土を脅かす低空飛行訓練の中止を求める県民運動を続けています。私たちは、県民に危険を及ぼし、命と暮らしを脅かすことは決して認めることはできません。

ことし1月、航空自衛隊小牧基地周辺住民約390人が、昨年3月の航空祭でブルーインパルスが人口密集地の上空で曲技飛行を行ったのは航空法違反だったとして、名古屋地検に前小牧基地司令などを刑事告発。そうした中、3年続いた展示飛行は中止になりました。航空法の第91条は、国土交通省の許可なしに、人や家屋の密集している地域の上空で、宙返り、横転などの曲技飛行を行ってはならないとし、第81条では低空飛行を禁じています。昨年3月の航空祭では、基地周辺の2市1町、春日井市、小牧市、豊山町の首長が展示飛行に反対しています。また、周辺住民8,479人分の反対署名が県知事に提出をされています。

奈良県でも、ことし3月1日、航空自衛隊奈良基地で2016年11月にあったブルーインパルス展示飛行は、航空法の曲技飛行等禁止及び最低安全高度以下の飛行禁止に違反しているとして告発し、受理されています。この12日、高知県平和委員会が展示飛行の中止を求める要請を関係機関に行っています。

米軍機の低空飛行訓練の中止について全会一

致で議会決議を行った高知県では、苛酷で危険を伴う飛行であり、重大事故の可能性のある展示飛行を中止すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、農業問題についてお伺いします。

政府の規制改革会議に端を発した改革の本質が農業・農協潰しであれば、それは地域の破壊をもたらすものです。この間、県下の農業・農協関係者と懇談を重ねてきましたが、強い批判と不満の声が寄せられました。

まず、准組合員の利用制限の問題です。利用制限は一旦先送りされ、今後行政の調査などが行われる予定だと聞いていますが、ある農協では、月に1回、全職員で高齢者の定期訪問、社協とも連携して見守りをしている、地域の末端まで行くのはJAか郵便局、命に別状はなかったが、家の中で高齢者が倒れていて救急車を呼んだ事例もある。また別のところでも、Aコープ以外に地域に店舗がないという状況もある、員外の人も利用しないと生活できない、逆に大いに利用してもらい、地域を守る役割を背負っていると考えているとの声が出されています。また、信用事業と一体でないといけないとの声も一様に出されました。

以前の議会質問・答弁でも、総合農協の役割の重要性については、県と同じ認識であったと思いますが、准組合員の利用制限や信用事業の分離などには、県として、また各市町村とも連携し、断固反対の意思を示し、県民共通の認識にすべきだと思いますが、知事にお聞きします。

懇談では、幾つかの共通した要望も出されました。集出荷場の人手不足の問題です。この間の努力でハウス園芸の出荷量もふえ、3年間で14名の新規就業者が生まれていますが、集荷場での作業員がいない、また作業員が高齢化している、収入が安定せず若い人の確保が難しい、新規就業者ができてでも出荷できないとの声もあ

りました。

集出荷場の人手不足解消、そして若者の雇用の場となるように求める声が多く出されています。作業はでき合い、量が多い少ないで収入が変わり地域性が色濃く出る、対応する施策をとるか、出荷場を1つにまとめることで雇用の継続性が出せばよいとの要望が出されました。また、コストを低減し、所得を向上させ、農家の手取りをふやす、品目ごとに支所の範囲を超えて出荷を集約している努力をしているところでは、一つになることで農作物の販売を強化したい、どんどんやっていかないととの声も寄せられました。

集出荷場の人手不足を解消し、そして若者の安定した雇用の場となるよう、連携・集約なども含めた対策の強化が重要だと思いますが、農業振興部長にお聞きをします。

知事は、中山間地を本県の強みを支える重要な場と位置づけ、さまざまな努力をされていますが、懇談では、国の補助金が大規模・法人化農業者に偏っている、中規模に対しても同じように恩恵が受けられる施策をとるか、地域の家族農業を支援する施策を、米価を上積みしてもらえば小さな農家も立ち行くようになるなどの声も寄せられています。

世界的に、小規模家族農業に対する注目が集まっています。国連は、2014年に続いて、2019年から2028年までの10年間で国際家族農業年とすることを決めました。昨年12月の国連総会で、日本も賛成して全会一致で採択されました。国際社会は、これまで農地を大規模に集積して企業経営化し、そして機械、農薬、化学肥料などの科学技術を投入して国際的な競争を促せば、飢餓と貧困は解決できるとしてまいりました。しかし、市場原理主義や自由貿易の行き詰まりのもとで格差と貧困は広がり、飢餓は減るどころか拡大傾向にあります。環境汚染、化石燃料

への依存と気候変動、食の安全性への危機などの弊害が次から次へと生まれてきた、その反省に立ったものです。

その上で、小規模家族農業の重要性を農業政策にいかん反映させていくのかということで、世界食料安全保障委員会の勧告があります。価格と小規模経営の所得を安定させるためには、政府による介入が重要であると指摘をしています。

小規模経営の多い高知県として、国連の家族農業10年について、どう取り組むつもりか、また政府へ政策提言していくつもりか、知事にお伺いをいたします。

その対策の一つとして、中山間地域等直接支払制度の一層の充実が求められていると思います。昨年2月県議会で、中山間地域等直接支払制度の協定面積の減少を取り上げましたが、県として実態調査に基づき、既に改善に向けて努力していることが報告をされました。

中山間地域の位置づけについて、3月27日の産業振興計画フォローアップ委員会においても知事が、特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加の取り組みを徹底していくことで、出生率がそもそも高い中山間地域に若者が戻ってくることにより、出生率の平均値を上げるであろうと、また中山間地域こそ新しい付加価値の源泉となっているとして、中山間対策をしっかりとやっていこうと強調をされています。

中山間地域等直接支払制度について、もう一段の充実が必要ではないか、国への政策提言も含め農業振興部長に伺います。

次に、教職員の配置と採用に関して教育長にお聞きします。

この4月、本来少人数学級として編制すべき小学校1年生、2年生のクラス編制をあえて行わずに、新学期をスタートさせた小学校が、高知市内で3校も発生をしています。1年生の3

学期末に、2年生になる来年度も県の少人数学級編制30人のままですと学校から知らされました。にもかかわらず、新学期になって、保護者宛ての断り文書で初めて知ることになった学校の保護者からは批判の声が上がり、また当然30人学級と思って入学させた新1年生の保護者が、入学式の日30人学級ではないことを口頭で知らされ、納得できないという声が上がってきていました。保護者の皆さんや教職員団体が学校や教育委員会へ押しかけ問い合わせる中で、その原因が本来配置されるべき教員が3月末になっても未配置であったことに由来するという事実が、次第に明らかになってきています。

少人数学級編制は、国民の声に押されて2001年から都道府県での実施が、そして2011年度からは国も標準法を改定し、小1からの実施に踏み切ったもので、県は、小1プロブレム、学力保障に有効だとして、2014年度から県独自の標準法以上の少人数編制を国に先んじて実施、推進してきたものです。これら教職員定数配置にかかわる配分権限は県教委にあります。であるならば、本年度当初における未配置の事態を招いた責任は、県教育長にあると言えます。

教育長は、課題解決先進県として、国に先んじて実施してきた少人数学級編制施策が未実施となった責任をどう認識されているのか、まずお聞きをします。

教職員の配置は、義務標準法に基づく定数に見合う財政措置が国によってなされ、その実際の配置は各都道府県教委に委ねられています。昨年9月議会で我が党の吉良議員が、本県は標準定数より実際の配置が91人下回り、小中学校では23人不足していることへの対応を求めた際に、教育長は、本県が実施しております少人数学級編制は、平成29年度は義務標準法による学級編制と比べて98の学級が増加しております、そしてその学級増に伴い108の加配定数が必要と

なりますが、年度当初にはこれに対する教員を確実に配置しているところでございますと答えました。

ことはどうだったのか、県内小学校における少人数学級編制に係る、昨年度末に予想されていた加配定数、及び本年4月当初に実際に配置した加配教員の数についてお答えください。

義務教育諸学校における定数は、学級数等に対応する基礎定数と、今回の少人数学級など政策目的に応じる加配定数で構成されています。教育長も、さきの答弁時にそれら加配配分について、基礎定数については県独自の配置基準を設け、年度当初にはこの配置基準に基づき、小学校では学級担任の定数分を、中学校では主に教科指導に係る定数分を配分した上で、さらに各種教育課題に対応するための定数を追加配分している旨述べていることから判断をして、本年度はこの追加配分が年度当初になされず、学校現場は苦渋の選択を余儀なくされ、少人数学級ではなく他の職務加配への配置を行ったと考えるものです。

つまり、県教委の教員配置のミスによって、学校現場は少人数学級編制中止を余儀なくされ、児童の学力向上などを図る教育環境が奪われたと考えるものですが、教育長の認識をお聞きします。

また、本件の3校と同様に、4月当初までに本来当該校に配置されるべき加配定数の追加配分がなされなかった人数と校数は、小中学校それぞれ県下でどれだけあったのか、また現時点で、配分された定数は全て学校現場に配置されたのか、あわせてお聞きをします。

そもそも、今回のような、本来配置されるべき定員数が毎年、年度当初までに速やかに配置されない事態が繰り返される原因は、総額裁量制によって、本来正規に任用されるべき教員が非正規教員に据え置かれて利用されていること

にあると考えるものです。

本年度、本県の臨時教員に占める定数内配置の臨時教員数は、537名もいます。臨時教員数が537名に届かなければ、義務標準法に基づく定数すら満たすことができず、学校運営は窮地に陥ります。

臨時教員希望者が平成29年度は前年より51名減るなど減少傾向にあることと、4月当初における定数に満たない未配置校の出現とは、関連がないとは言い切れないと考えるものです。未配置校が生まれる原因をどうお考えか、伺います。

昨年度も今年度も、臨時教員として着任している6割、実数で言うと500名から600名は定数内の配置です。臨時教員数の増減で標準配置が危くなる事態を避け、学校の安定的な運営を保障するため、官製ワーキングプアの臨時教員をこれ以上放置してはなりません。

定数内教員は正規教員で配置するよう、定数内臨時教員比率の漸進的低減策をとるべきだと考えるものですが、教育長にお聞きをします。

次に、障害児通所施設、放課後等デイサービスについて地域福祉部長に伺います。障害児の放課後等支援施策として2012年から始まった放課後等デイサービス、全国に事業所は約1万1,000カ所、約17万人が利用をしています。ところが、この4月からの報酬改定で減収が予想され、多くの事業所の存続が危ぶまれる事態になっています。約400の施設でつくる、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、全国放課後連が4月から5月に実施をしたアンケートでは、80%超えの施設が低い報酬区分に分類され、大半が減収を見込んでいます。そして、今後考えられる影響として19.5%が施設の廃止と回答しており、利用する子供が影響を受けるおそれが生まれています。ほかに、人件費削減49%、人員削減36.2%、活動内容の変更32.9%などとなっています。

今回の報酬改定の背景に、利潤を追求し支援の質が低い事業所がふえ、問題化したことがあります。利益追求主義とは無縁の事業所まで報酬が抑制される事態になっています。

12日には、国会内で、子供と実践を守ろうと、全国放課後連主催の集会が開かれています。放課後等デイサービスは、子供の大事な居場所です、居場所がなくならないよう力を合わせたい等の挨拶があり、学校では学べないことが放課後活動の中にたくさん詰まっている、職員の給与をカットしないと運営が成り立たない、子供たちの豊かな発達を願う活動ができるよう改善をなど、保護者や事業所から切実な声が寄せられています。子供の成長・発達への支援、家族等の労働と休養・心身のリフレッシュを支援する上でも、放課後等デイサービスの一層の充実が求められています。

4月から導入される報酬区分の判定に当たって、制度の周知・準備不足等により、新指標16項目に基づいた判定が十分なされたとは言えません。現場、事業所は判定のやり直しをした上で、4月にさかのぼっての適用を求めています。

高知県下では、約60カ所の放課後等デイサービスが整備され、約700人の障害児が利用していますが、今回の報酬改定による影響をどう把握しているのか、地域福祉部長に伺います。また、市町村の体制を充実できるよう国に提言するとともに、早急な判定のやり直しを行えるように支援すべきと考えますが、あわせてお聞きをします。

3月に、平成30年度から32年度までの3年間の第1期高知県障害児福祉計画が策定されましたが、どこに住んでいても必要とする人にサービスを提供していく基本的な考え方、今後の利用者数と施設の整備など、第1期計画における放課後等デイサービスの促進について地域福祉部長にお聞きをします。

次に、生活保護行政について伺います。この10月から3年かけて、約7割の生活保護利用者に最大5%、総額210億円もの生活保護費の削減を進めようとしています。現状の保護基準でも、食事は1日2回、入浴は週1回、電気代節約のため早く寝る、エアコンもできるだけつけないなどの生活を強いられています。第2次安倍政権になって、2013年、2015年、そして今回と、連続して生活扶助・住宅扶助・冬季加算引き下げと、削減総額年1,480億円にも上ります。

生活保護法第3条には、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と明記をしています。しかし今、生活保護法、そして憲法第25条が大きく脅かされていると言わなければなりません。国連人権専門家からも、10月からの生活保護費引き下げについて、貧困層、特に障害者、ひとり親世帯、また高齢者の最低限の社会保障を脅かすものだと見直しを要請、警告されているのであります。

生活保護費引き下げの撤回、中止を国に求めるべきではありませんか、知事に伺います。

5月31日、参議院厚生労働委員会が、全会一致で17項目の附帯決議を可決しています。その第14項目めには、「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成30年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。」とあります。どう取り組んでいくのか、地域福祉部長にお聞きをします。

次に、生活保護の利用率、いわゆる捕捉率に関して伺います。生活保護基準以下の所得——収入から税、社会保険料などを差し引いた所得で



暮らし世帯が、2016年は705万世帯あり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は22.9%、161万世帯しかないことが厚生労働省の推計でわかりました。同推計の公表は2010年以来で、安倍政権では初めてです。厚労省は、立憲民主党、石橋通宏議員の要求に応じて資料を作成し、5月29日の参院厚生労働委員会に提出しています。

現行の生活保護は、所得が保護基準、最低生活費以下でも、預貯金が最低生活費の1カ月未満とほとんどない場合でないと利用できません。この預貯金額を考慮した推計でも、預貯金がほとんどない保護基準以下の所得世帯のうち、実際の保護利用世帯は43.7%にとどまっています。

推計は、2016年の国民生活基礎調査のデータをもとに行われたもので、2007年の同調査を利用した前回との比較では、利用率は上昇していますが、低水準であることに変わりはありません。格差と貧困が広がるもと、国民の暮らしを守る最後のセーフティーネット、安全網の周知徹底と、利用しやすくするための制度改善が大きな課題であることを、改めて裏づけているのではないのでしょうか。

保護が必要な人が利用できないようなことがあってはならないと知事は表明されてきましたが、今紹介したように、資格がありながら77%の人が利用できていない、預貯金を考慮しても56%の人が利用できていません。今、これらの人々に権利としての保護利用を保障することが強く求められています。また、それがスティグマ——生活保護を受けることが恥という意識を克服することになるのではないのでしょうか。

いわゆる捕捉率を実態に合うよう抜本的に引き上げる決意と積極的な対応を求めるものですが、知事の御所見を伺います。

次に、具体的な点について伺います。高知県庁ホームページ、くろしおくんご意見バンクに、

受け付け日2008年4月10日の、生活保護制度に関する県民の声と高知県からの回答が掲載をされています。高知県は生活保護の割合が非常に多い、医療関係者からの目には不正な生活保護者が中にいる、市民から不正を告発できるような体制をつくってほしいとの、県民の声を紹介しています。県からは、全国的に高い水準、目が行き届かない点もあるかと思うので、事例があれば情報を提供してくださいと回答しています。

このやりとりは結局、利用率がなぜ高いのかを説明しないまま、高いことは悪いこと、不正は当然存在している、住民同士の監視と告発を容認し情報提供を求めるといふ県の考え方、立場だと受けとめざるを得ません。そして、生活保護は恥との意識を県民全体に広げる役割を県が果たしている重大な事態だと言わなければなりません。直ちに見直すべきと思いますが、地域福祉部長に経過と見解を伺います。

次に、7年前の平成23年9月議会に提起をした問題についてです。Aさんは当時61歳でしたが、病気が悪化し、平成19年6月から生活保護の利用で、わずかな年金を含めた生活保護基準額での生活でした。保護利用前の自動車税の滞納があり、毎月2,000円を分納。3月ごろから滞納になり、県税事務所は、生活保護利用者と認識しながら、8月の年金6万5,350円全額と口座の残金43円全てを差し押さえたのであります。ここまで追い詰めるのかと訴えておりました。年金も含めた保護基準の支給であり、実質保護金品であることは明らかであります。生活保護法の公課禁止・差し押さえ禁止の条項からも——また国税徴収法の滞納処分の停止要件に該当する、生活の窮迫にあることも明らかでありました。

その後、生活保護受給証明書と、残りの延滞金を含めた滞納分、約5万7,000円の支払い猶予

の申請を行いました。しかし、幾ら言ってもその対応には全く取り合わず、みんな払っている、済ます気があれば1,000円でも何ぼでもと押し切られた。以来6年間、月2,000円あるいは年金支給月に2,000円を払い続けてきたと話していました。また、兄弟の孫が、自分の娘が大病したとき、見舞いにも行けず情けなかった、つらかった、普通のつき合いも、普通の生活もできない等、胸のうちを語っていました。

今回のような生活保護利用者の県税滞納については、生活の窮迫の実態によく耳を傾け、強権的でなく、支払い猶予の申請などに誠実に対応すべきだと思いますが、総務部長の見解を伺います。

次に、本県の印刷業界における課題解決に関して伺います。

ことし10月5、6日の2日間、「土佐で語ろう印刷の未来」をテーマに、全日本印刷文化典高知大会が開催されます。全国の中小印刷業者が一堂に会し、業者の協調と団結のほか、地域振興や印刷需要喚起などの面でも成果を上げてきた文化典。その成功をさらに実のあるものとする上でも、本県で全国に先駆け、中小印刷業者が抱える課題を解決する取り組みを求めて伺います。

まず、国や自治体が発注する印刷物の著作権についてであります。各地の地方公共団体で提示される契約書には、著作権は全て発注者に無償譲渡すること、著作権は発注者に帰属するものとするなどと、受注者の知的財産権を軽視した記述がなされています。本県でも同様で、例えば、県観光振興部地域観光課発注「田舎まるごとガイドRural高知」の仕様書には、成果品に係る著作権等の知的財産権は全て県に帰属するものとする記され、教育委員会小中学校課発注の「家庭で取り組む 高知の道徳」ハンドブックの仕様書にも、制作物の著作権等の知的財産

権は全て高知県教育委員会に帰属することと明記されています。つまり、イラストや写真などを官公需の印刷物に使用したときには、その著作権も発注者に移転するというものであります。

平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針では、印刷物を念頭に、印刷データやイラストなどに含まれる著作権等の知的財産権に、財産としての価値を認め、十分に留意した契約内容とするように努めるものとするとの文言が追記されました。この改定内容をどのように受けとめられ、どのような対応がなされてきたのか、商工労働部長に伺います。

各地で行われた官公需確保対策地方推進協議会では、基本方針の説明の中で、官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょうとのタイトルで、問題点を指摘し、改善を求めています。県としても、実態把握と具体的改善に取り組むべきと考えますが、どのように対応されるか、会計管理者に伺います。

もう一点は、県内印刷業の官公需による経営悪化の問題であります。高知県内の印刷業務は、リーマンショック前の120億円市場が、今や半減の60億円とさえ試算されています。ペーパーレスやOA機器の進化によるマーケットの縮小とともに過当競争が激化し、低価格競争に対応できない業者が存続を断念し、廃業する事態も相次いでいるのであります。中小印刷業者の多くは、行政からの発注業務が営業に大きく影響している現状である中、どのような発注が行われるかが決定的になっているのであります。

2017年7月から、電子調達における最低制限価格が導入されたものの、高知県が設定する予定価格が低い水準に設定されているため、県内業者の落札価格は従前とほとんど変わらない、利益のない水準となっています。県は、最低制限価格で印刷業者が適正な利潤を確保できてい

ると考えているのか、会計管理者に伺います。

また、印刷物の契約に係る仕様書では、再委託の承認申請を行い、事前に承認を受ければ、高知県外での印刷が可能とされています。そのため実態は、大量印刷物、短期間の納期の印刷物は県外で印刷されている状況となっています。その典型的事例として、高知県広報紙さんSUN高知について、ここ3年の入札状況と印刷場所をお示してください。

仕様書の再委託に関する規定は、高知県民、本県印刷労働者にもたらされる利益が県外に流出することに歯どめをかけるために設けられたものであります。その趣旨が生かされる対応をすべきと考えますが、今後の対応について会計管理者に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日朝問題に関し、米朝首脳の合意についてどう評価しているかとお尋ねがありました。

史上初の米朝首脳会談において、朝鮮半島の完全な非核化や持続的な平和体制を築くため、ともに努力することなど、共同声明の形で首脳同士が明確に意思表示しましたことは、北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けたプロセスの歴史的な第一歩として、意義は大きいと評価しております。

一方、これから大事なことは、北朝鮮の取り組みについて、どのような手順でいつまでに履行させるのかといった、具体的な詰めを行うことだと考えております。例えば、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化が行われなければならないと考えておりますが、今回の米朝首脳会談においては、完全と非核化だけが確認された状況であります。

今後のプロセスにおいては、段階的に時間を

かけてということではなく、共同声明に、迅速に実行すると書き込まれておりますとおり、できる限り検証可能な形で速やかに履行される必要があると考えております。引き続き、米朝だけでなく、日本、韓国、中国、ロシアを含む関係国が緊密に連携をとりながら、国際社会による制裁を含む外交的な対応によって、問題が解決されることを望むものであります。

次に、核兵器のない世界を求める世論と運動が大事になっていると思うがどうかのお尋ねがありました。

北朝鮮を含め、あらゆる国の核兵器の廃絶については、国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。しかし、核軍縮の進め方をめぐっては、国際社会の中でもアプローチの違いが顕在化していることもあり、政府と、核兵器のない世界を求める世論や運動が、それぞれの立場を理解しながら、最終目標である核廃絶を目指して協力しなければならないと思っております。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた、国際社会の核軍縮・不拡散の取り組みを主導する必要があると考えられますことから、政府におきましては、引き続き核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担っていただきたいと、これまで私は申し上げてきたところであり、この考えに変わりはありません。核兵器のない世界の実現に向けて、実効性のある取り組みを積み重ねることが大事だと考えているところであります。

次に、ミサイル避難訓練は直ちに中止すべきと考えるがどうかのお尋ねがありました。

北朝鮮が頻繁に弾道ミサイルを発射していた昨年は、国民の不安感が今までになく高まっていたことから、政府は、弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合における対処について、国民の理解を促進するため、地方公共団

体に住民避難訓練を実施するよう依頼しておりました。

しかし、米朝首脳会談後、菅内閣官房長官は、住民参加型の訓練の実施を見合わせ、Jアラートによる情報伝達の方法や、弾道ミサイル落下時の行動についての周知に重点を置いて取り組んでいく考えを示されました。こうした考えは、米朝首脳会談を受け、ことし8月に予定されていた米韓合同軍事演習が中止されるなどしたことを踏まえたものと推察されます。

確かに、北朝鮮がミサイル発射や核実験による挑発行動を繰り返していた昨年までとは異なり、現在は緊迫した状況が緩和されたと考えられます。しかしながら、米朝の共同声明では、我が国を射程におさめる中・短距離を含む弾道ミサイルの廃棄には踏み込んでおらず、脅威がなくなっているとは言えないため、しっかりとした備えは継続する必要があると考えております。

本県では、初めての住民避難訓練を昨年11月に高知市で実施して以降、県として、ミサイル避難訓練の具体的な予定はございませんが、危機管理上の観点から、万が一に備え、Jアラート機器の動作の確認試験やホームページによるミサイル落下時の行動の周知については、継続してまいりたいと考えております。

今後とも、北朝鮮の取り組みの推移を見守りつつ、危機管理上の対応はしっかりと講じておくということが大事だと考えております。

次に、国際交流を進めていく上での認識についてのお尋ねがございました。

本県では、これまで韓国・全羅南道と、韓国孤児の母として多くの尊敬を集められた、本県出身の田内千鶴子さんの人道愛に基づいた草の根の交流をもとに、小・中・高生の相互派遣等の人的交流や文化・スポーツ交流、さらには観光や林業分野などの産業交流など、さまざまな

分野での交流を進めております。

このように国際交流を進める上では、それぞれの国の文化や歴史を学び、敬意を持って接することが重要ですし、また政治、経済、文化、人道といったさまざまな交流分野において、国や地方、民間や草の根といった多様な交流主体が複層的な関係を構築していくことが重要であると考えております。

今後とも、韓国・全羅南道を初めとするさまざまな国や地域との交流の推進に当たっては、こうした視点を持ちながら取り組んでまいります。

次に、安倍政権における政治状況は、民主主義、国民主権にとってゆゆしき事態であり、決して許されるものではないのではないかとのお尋ねがございました。

民主主義において、政府関係者が、主権者たる国民の代表である国会議員の方々に対し、適切な審議を行うことができるよう正確かつ丁寧な説明を行うことは、当然の前提であります。法案の根拠となるデータや説明に正確性を欠きますと、重要な課題が山積するにもかかわらず国会審議の停滞を招くとともに、政治や行政に対する国民の信頼を損ねることにつながりかねません。ましてや、決裁を受けた公文書を改ざんし、さらにその文書を国会に提出するということは、総理自身も不適切で遺憾と言われているように、あってはならない行為であると考えております。

政府においては、一連の事態がなぜ起こったのかしっかりと検証し、再発防止策を徹底していくことが極めて重要であると考えているところでございます。

次に、公文書管理の意義と課題についてお尋ねがございました。

県政運営に当たりましては、できる限り県行政を透明にし、その中で公明正大に議論がなさ

れ、意思決定が行われるとともに、後々その過程を検証できるような体制を整えておくことが大事であると考えております。その意味において、公文書管理制度は、公文書の適正な作成、保存、整理を行うことで、意思決定の検証を可能にし、現在そして将来の県民の皆様への説明責任を適切に果たすために、重要な役割を担うものと考えております。

現在、平成32年度の開館を目指して進めている公文書館の整備とあわせて、先月設置しました、高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会において、公文書管理制度に関する統一的なルールや、公文書館で保存する歴史公文書の利用請求権などを規定する新たな条例の制定に向け、検討を進めているところです。

また、公文書管理の制度運用に当たっては、公文書の定義に係るいわゆるグレーゾーンを解消することや、公文書の保存管理や廃棄について恣意的な運用がなされないようにすることが課題であり、検討委員会での御議論を踏まえ、明確なルールづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、よさこい祭りにおけるブルーインパルスの展示飛行についてお尋ねがございました。

このたびの展示飛行につきましては、よさこい祭りの主催者であるよさこい祭振興会から、第65回の記念大会に花を添える関連イベントとして実施するため、県と高知市に対し、自衛隊への展示飛行実施に向けた要望書提出の要請があり、県市それぞれが自衛隊高知地方協力本部に要望書を提出したところです。

ブルーインパルスは、昭和35年に初の公式展示飛行を実施して以降、昨年度末までに1,122回の展示飛行を行っております。近年の実績としましては、熊本城をシンボルとして震災復興を願った熊本復興飛翔祭や愛媛国体の開会式、瀬戸大橋開通30周年など、災害の復興祈願やス

ポーツの祭典といったさまざまな目的のイベントにおいて、展示飛行が行われており、本県における展示飛行はこれまで3回実施されていません。

今回の展示飛行では、曲技飛行は行わないこととされており、飛行高度や速度についての航空法や関係法令を遵守し、民間航空機の安全運航にも最大限留意するとともに、当日においても気象条件が適さない場合には飛行を中止するなど、安全確保に万全を期することを自衛隊高知地方協力本部に確認しています。

展示飛行は、東京オリンピックや国体に代表される全国的な、時に歴史的な機会に披露される、大変集客力のあるイベントであります。展示飛行が高知で披露されることで、よさこいが全国から注目を集め、日本を代表する祭りだと改めて多くの方に印象づけられるのではないかと期待しているところであり、よさこい祭りの記念となる大会で、県民や市民、観光客の皆様ブルーインパルスの展示飛行を楽しんでいただきたいと考えております。

次に、JAの准組合員の利用制限や信用事業の分離についてのお尋ねがありました。

現在、国においては平成33年3月までに、准組合員の利用規制のあり方について調査を行い、結論を得るものとしております。また、信用事業の分離につきましては、現時点では強制ではなく、あくまで個々のJAの選択に委ねられております。こうした状況の中、全国のJAグループでは、農業者の所得増大・農業生産の拡大、地域の活性化を重点実施分野として、自己改革に取り組んでおられます。

県内のほとんどのJAは、信用事業を含めた総合農協として事業を継続されるとお伺いしておりますが、もし仮に准組合員の利用規制や信用事業の分離が実施され、収益性の低下を招いた場合には、営農指導などさまざまな農業振興

の取り組みや、購買店舗やガソリンスタンドなど、中山間地域の生活基盤の維持・確保に支障が生じるのではないかと危惧されるところでございます。

国においては、JAグループの自己改革の状況、また中山間地域を中心に、これまでJAが果たしてこられた重要な役割や、地域のJAなど関係者の声を十分考慮した上で、地域の実情に沿って対応していただきたいと強く望みますとともに、今後の国の動向にも注視し、必要に応じて国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、家族農業10年についてどう取り組むつもりかとお尋ねがございました。

2014年の国際家族農業年に続き、2019年から2028年までの10年間を家族農業の10年とすることが、昨年12月国連において決定されました。その目的は、家族農業に象徴される小規模農業が、食料安全保障や自然環境、農業の持続性などの面で大きな役割を果たしていることに着目し、国際規模で小規模農業が直面する課題などについて議論を交わし、飢餓の根絶などに対応していこうとするものであると認識しております。

本県農業においては、家族経営体の割合が約98%を占めていることに加えて、生産条件が厳しく、規模拡大が困難な中山間地域が多いことから、単なる効率化という視点だけではなく、小規模な家族経営体がしっかりと存続していけるための取り組みが重要であります。このため産業振興計画のもと、大規模な次世代型ハウスの普及拡大などに取り組む一方で、小規模農家の生産性の向上を図る環境制御技術の導入支援や、産地提案型の担い手確保対策のほか、高齢化などにより農地の維持が困難になった地域では、集落営農を進めるとともに、中山間農業複合経営拠点の整備などにも取り組んでいるとこ

ろでございます。

国連の家族農業の10年で言われる、小規模農業の有する価値や農業の持続性という点を考えますと、本県の目指す農業政策と根本的に相通ずるものがあると思っております。今後におきましても、規模の大小や経営の形態を問わず、多様な担い手が地域で安心して農業を続けていけるよう取り組んでまいりますとともに、国に対しましても、必要に応じて政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、生活保護費の引き下げの撤回と中止を国に求めるべきではないかとお尋ねがございました。

今回の生活保護基準の見直しについては、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、平成26年全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証を行うとともに、生活保護基準と比較する一般世帯としてはどのような所得階層が適当であるかなどについても、丁寧な検証が実施されたと承知しております。その上で、多人数世帯や単身高齢者世帯等への減額の影響が大きくなるよう、個々の世帯での生活扶助費と母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から5%以内の減少にとどめるとともに、本年10月から3年間かけて、段階的に見直しを実施することとされております。このように、今回の生活保護基準の見直しは、客観的な経済指標に基づくものであるとともに、一定、生活保護を受けている方への減額の影響も考慮したものであると受けとめております。

こうした中、県といたしましては、本年10月からの基準の見直しによりどのような影響があるのか、状況をしっかりと把握していく必要があると考えています。

さらに、本年5月の生活保護法改正に関する参議院厚生労働委員会の附帯決議では、「生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏

まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないように十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。」とされていることから、今後国の動きを注視するとともに、必要があれば国に対し、全国知事会を通じて提言してまいりたいと考えております。

最後に、生活保護の捕捉率の引き上げと対応についてお尋ねがございました。

いわゆる捕捉率について、国は、個々の低所得の方が生活保護の対象となるかどうかは、単に所得だけではなく、保有する資産や親族の状況など、さまざまな状況を把握しなければならないことなどから、正確な推計は困難であるとしております。

この捕捉率については、先ほど申し上げた参議院厚生労働委員会の附帯決議において、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこととされましたことから、今後国の動向を注視してまいります。

いずれにいたしましても、生活保護は国民生活の最後のセーフティーネットであり、真に保護を必要とする方が保護を受けられないということはあってはならないと考えており、県といたしましては、制度の概要、相談窓口や連絡先などをホームページに掲載しているところであり、市町村や市町村社会福祉協議会におきましても、広報紙などを通じて、その制度の周知に努めていただいているところです。

また、平成27年度から施行している生活困窮者自立支援制度における市町村の相談窓口から、生活保護制度につなげる事例などもある中で、このたびの生活困窮者自立支援法の改正により、市町村職員等に対する研修や事業実施体制の支援など、県の役割が明確化されました。

このため、県といたしましても、その役割を十分に発揮し、生活困窮者の相談窓口を充実させることなどにより、生活困窮者自立支援制度

との連携をさらに強化するなど、真に保護を必要としている方が適切な保護を受けられるよう、引き続き生活保護制度の適正な運用に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、集出荷場の人手不足対策についてお尋ねがございました。

現在、JAの集出荷場では、ナスやシシトウなどの収穫量が増加する3月から6月を中心に、作業員が十分に確保できず、生産者やJA職員が交代で選果・選別作業を行う事例が見られております。この要因としまして、集出荷場では依然として機械化されていない作業が多いこと、小規模な集出荷場が地域に点在していること、収穫量が増加する特定の時期に作業が集中し、周年の雇用が困難なことなどが挙げられます。

このため、県では、農業団体と連携しながら、国の強い農業づくり交付金などを積極的に活用しまして、集出荷場への自動選果ラインの導入や、小規模な集出荷場の集約、再編などに取り組んでまいりました。

また、近年の新たな動きとしまして、調整作業の省力化を図るニラのそぐりセンターの設置や、JA土佐市においてJAコスモスとJA四万十のキュウリを選果する地域の枠を超えた連携など、先進的な取り組みも見られ始めております。さらに、本年度からは、主に製造工程の生産効率アップを目的に実施されてきました、トヨタのカイゼン方式を集出荷場に導入し、専門家による助言をもとに、一つ一つの作業工程や作業者の動線を見直し、作業効率を高めていく取り組みもスタートさせております。

今後は、生産者や農業団体の要望をお聞きしながら、ナスの袋詰め作業などの新たな省力化機械の開発や、夏秋産地と冬春産地の連携による、年間を通した集出荷作業の平準化を図って

まいります。また、来年1月のJA高知県の発足をも契機として、さらにこのような取り組みを県内全域に広げ、集出荷場での労働力不足の解消と、集出荷場が若者にとっても魅力ある就労の場となっていくよう取り組んでまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度について、もう一段の充実が必要ではないかとお尋ねがございました。

本制度は、本県の大半を占める中山間地域の農業を守る上で大変有効な制度でありますことから、これまでも国に対して、本県の厳しい実態を伝えるとともに、地域の実情に沿った要件の緩和や支援策の充実を提言してまいりました。

その結果、現在の第4期対策では、例えば、5年間農地を保全管理できなかった場合の交付金については、参加者の病気の場合などに加え、高齢化や家族の介護による場合も返還を求めないとされるなど、高齢化に配慮した参加しやすい制度に改善されましたし、また本県にとって有効な超急傾斜の農地への加算措置が創設されるなど、支援策の充実も図られてきたところで

す。一方、昨年度に実施しました第4期対策の中間年評価では、高齢化の進行や協定活動を取りまとめるリーダーの不在など、集落の厳しい実態が深刻化しており、集落の代表者の方々からは、対策期間の短縮や事務手続の簡素化などを求める声が上がってきております。

県といたしましては、これから検討が始まる次期対策の制度設計に、こうした地域からの声が反映されますよう、まずは、国の担当者や、制度の点検及び効果の評価等を行う国の第三者委員会メンバーに、本県の実態をじかに見ってもらうとともに、集落の代表者や市町村などの関係者も交えた意見交換を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、こうした場でも出された御意見など

も踏まえ、より多くの農業者の方々が安心してこの制度に参加できるよう、機会あるごとに国に対して、制度のさらなる充実に向けた提言活動を行ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、少人数学級編制施策が未実施となった責任をどのように認識しているかについてお尋ねがありました。

このたび、県教育委員会が設定した少人数学級編制の基準を満たしながらも、それが活用されずに本年度のスタートを切った小学校があることについては、国の基準に上乘せして制度を整備してきた県教育委員会としましても、大変残念に思っております。

少人数学級編制は、小学校低学年で身につけさせる必要がある基本的な生活習慣の定着や、小学校中学年からあられる学力の定着状況の二極化への対応、また中学校入学後にあられる学力低下の問題や不登校生徒の増加といった教育課題を克服するなどの効果が考えられます。

本県では平成16年度に、国から加配された教員数と県単独に加配する教員数を用いて、小学校1年生で30人学級を実現し、その後段階的に対象学年を拡大し、現在では、小学校1、2年生では30人学級、小学校3、4年生では35人学級、中学校1年生では30人学級が編制できるようになっています。

お話のありました3校におきましても、本県の少人数学級編制の基準を満たしておりましたので、県教育委員会として、4月当初から30人学級が編制できる教員数の配置を行ってまいりました。しかし、この3校については、高知市教育委員会から4月中旬になって、次年度以降の学級編制を見通し、児童の学習環境の変化を最小限とするために、少人数学級編制を実施せず、他の加配目的のために配置したとの報告がありました。



本来、少人数学級編制を含む加配教員については、配置目的が決められているものであり、学校や市町村教育委員会の判断のみで配置目的を変更できるものではありません。今回の事案では、県教育委員会へ事前の報告や相談がなく、国との調整をしないまま、少人数学級編制として加配した教員を、指導方法を工夫するための加配教員として活用した学校体制で、新年度をスタートしたものであります。

今後、県教育委員会としましては、加配教員の適切な運用について、市町村教育委員会や学校に対し改めて周知するとともに、各学校において、より効果的な教育がなされるよう、教員の配置の充実に取り組んでまいります。

次に、昨年度末に予想していた少人数学級編制に係る加配定数、及び本年4月当初に実際に配置した加配教員の数についてお尋ねがございました。

平成29年度末に、県教育委員会に対して、少人数学級編制に係る研究指定校の申請を行っていた県内小学校は、合計49校であり、それに係る加配教員の配置数は83人でありました。4月当初時点では、児童数が確定したことで指定対象校に増減が生じており、実際に配置された少人数学級編制に係る研究指定校は、今回少人数学級編制未実施校となった3校を含めて合計47校であり、それに係る加配教員の配置数は75人でありました。

次に、少人数学級編制の中止により、児童の学力向上などを図る教育環境が奪われたのではないかということについてお尋ねがございました。

少人数学級編制の未実施校である3校については、少人数学級編制のほかにも指導方法を工夫するための加配など、複数の種類の加配を希望しておりました。しかし、県教育委員会として、この3校を含めた15校の小学校において、

4月当初にその全ての加配数を配置することができておりませんでしたので、この15校については、少人数学級編制の加配を最優先として、まず配置する対応を行いました。

このように、少人数学級編制を最優先する対応をとってまいりましたが、結果的に、小学校3校において少人数学級編制が行われなかったことは大変残念に思います。

また、県教育委員会としまして、年度当初の段階で、本来配置すべき学校に全ての加配教員を配置できなかったことについては反省すべき点であり、今後改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4月当初までに加配定数の配置がなされなかった人数と校数について、また現時点での加配定数の配置についてお尋ねがございました。

本年度の始業式が行われた4月9日の時点で、少人数学級編制の加配を除いて加配教員が未配置であった小学校は、先ほどの15校を含め17校で、17人の未配置がありました。中学校では、全ての加配教員を配置した上でスタートすることができております。また、小学校においても昨日の時点で、4月9日から引き続いて配置できていない加配教員はおらず、現在では全ての小中学校において配置ができております。

次に、臨時教員希望者数が減少傾向にあることと、4月当初における未配置校の出現との関連や、未配置校が生まれた原因についてお尋ねがございました。

本県の小中学校における平成29年度末退職者の状況は、10年前と比べて約2.5倍の370名を超えており、さらにこれから5年間は350名程度の退職者数が続くこととなります。県教育委員会としましては、正教員を確保するため、小中学校において、平成30年度の新規採用者数も、10年前と比べて約2.5倍の180名程度に大きく伸ば

してきたところです。しかしながら、退職者数を新規採用者数だけで確保することはなかなか難しい状況にあり、本年も約140名の再任用を行い、対応しているところです。

また、本県の教員採用審査の出願者は、県内出身者や県内大学生が多く占める状況にあって、ここ10年間を見てもほぼ600名と一定しておりますが、近年新規採用者数を大きく伸ばしてきたことで、県内在住の臨時教員の多くが本県の正教員に採用となり、年々、本県の臨時教員を志願していただく方が減少してまいりました。こうしたことから、臨時教員の確保が難しくなっており、未配置校が生まれた原因となっております。

最後に、定数内教員を正規教員で配置するための、定数内臨時教員比率の改善策についてお尋ねがございました。

本県の未来を担う子供たちの教育を充実させていくためには、必要な人材を安定的に確保し、正規教員の割合をふやしていくことが大変重要だと考えております。

そのため、優秀な人材の確保に向け、一昨年度から教諭においては、受審可能な年齢を49歳にまで引き上げるなどの年齢制限の緩和を行うことや、大阪での採用審査を実施してまいりました。また、昨年度からは全国で一番早い採用審査を実施し、本県の学校で働くことを志望する方をふやす取り組みを行ってまいりました。その結果、平成29年度採用の受審者は1,174名であったところ、平成30年度は1,752名と大幅にふえてきており、受審者の確保において成果が出てきているところであります。

新規採用者数が増加すれば、その分、初任者指導教員の配置が必要となるなどの課題も見込まれますが、受審者数もふえてきましたので、今後、県教育委員会としましては、こうした課題への対応策を講じながら、可能な限り採用者

数をふやし、お話にありましたように、定数内における正規教員数をできる限りふやしてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、放課後等デイサービスについて、報酬改定の影響をどう把握しているのか、また市町村の体制充実などについてのお尋ねがございました。

ことし4月の報酬改定では、放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、障害児の状態像を勘案した16項目の指標を設け、各事業所の利用者のうち、基準に該当する児童が占める割合に応じた報酬区分を設定する仕組みが、新たに導入をされました。その結果、県内事業所の4月1日時点での報酬区分は、主に重症心身障害児以外を対象とする49事業所のほとんどが、低い報酬区分が適用される状況となっております。

県が6月に事業所に行ったアンケート結果では、回答のあった35事業所のうち74%が減収を見込んでおり、今後考えられる影響としては、複数回答ではありますが、人件費削減が34%、人員削減が31%、活動内容の変更が29%、事業所廃止の危機が14%となっております。本県においても、利用する子供への影響も考えられます。

事業所において障害の特性に応じた適切な支援を行うためには、障害児の状態を市町村がしっかり把握した上で、支援内容を決定する必要がありますが、今回の改正においては、国の通知から市町村が判定するまでの期間が短く、新しい指標によって判定を行ったのは8市町村にとどまっております。これまでも、法改正や報酬改定に際しては、市町村の体制なども考慮し、十分な準備期間を確保するよう国に要請をしておりますが、結果として今回も十分な期間が確保されなかったため、今後も引き続き国に要請をしております。

こうした中、今回の報酬改定の影響については、国においても5月に調査を実施していますことから、それへの対応を注視しつつ、利用する子供への影響が出ないことを第一に、必要に応じて政策提言も行ってまいりたいと考えております。

次に、障害児福祉計画の基本的な考え方と、今後の利用者数、施設整備など、放課後等デイサービスの促進についてお尋ねがございました。

本年3月に策定をいたしました第1期障害児福祉計画では、障害のある子供が、その持てる力を伸ばしていくために、できるだけ早い時期から身近な地域で療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図るとともに、子供の成長段階に応じて、効果的で一貫した支援を行うための切れ目のない支援体制を構築していくことなどを基本的な視点として、サービスの提供基盤の整備を計画的に進めていくこととしております。

計画策定におきましては、県及び市町村が、特別支援学校の在校生や障害福祉サービスの利用者、その保護者などへアンケート調査を実施するなど、可能な限りニーズの把握に努めた上で、障害福祉サービスの今後の見込み量を定めています。

その中で、放課後等デイサービスの利用者は、昨年7月には742人でしたが、計画の最終年度である平成32年度末には1.5倍の1,157人を見込んでおります。また、事業所数は昨年7月には51事業所となっていますが、平成32年度末までに新たに21カ所の整備が必要と見込んでおり、現在までに高知市を中心に6つの事業所が新たに開設をされたところです。

サービス提供基盤の確保に向けましては、専門的な支援に携わる人材の支援力の向上や確保を図るための研修を引き続き実施するとともに、事業所の参入が進みにくい中山間地域におきま

しては、地域の介護保険施設・事業所に対しまして、今年度から新たに創設をされました共生型サービスを含めた放課後等デイサービスへの参入を促すなど、市町村とともに新たな事業展開を働きかけていくこととしております。こうした取り組みを通じて、障害児福祉計画の推進を図ってまいります。

次に、生活保護基準の見直しに関して、国会の附帯決議にどう取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

まず、お話のあった附帯決議のうち、他の施策の適用基準との連動につきましては、ことし1月の閣僚懇談会におきまして、生活保護基準の見直しができる限り他の制度に影響を及ぼさないように対応すること、地方自治体にも国の取り組みの趣旨を理解した上で判断するよう依頼を行うことが、対応方針として確認をされており、これを受けて本県では2月に、この国の対応方針について県の各部局及び市町村に対し周知を図ったところです。

今回の附帯決議を受けて、国から改めて通知がございましたので、再度政府の対応方針及び附帯決議の趣旨を理解いただき、適切に対応いただくよう要請をしているところでございます。

前回の生活保護基準の見直しがあった平成25年においても同様の要請を行い、県の事業におきましては、例えば、県営住宅の家賃の減免や高等学校奨学金の対象者の決定に当たって、見直し前の基準を用いることで、見直しによる影響は生じていないところであり、前回同様、今回の見直しが他の制度に影響を及ぼさないよう配慮されるものと考えておりますが、今後具体的な対応状況について情報収集してまいりたいと考えています。

次に、今回の生活保護基準の見直しの影響につきましては、先ほど知事からお答えしましたように、どのような影響があるか状況を把握す

る必要があると考えており、10月以降に福祉事務所に対し調査を行い、附帯決議にある、生活保護が受けられなくなった世帯の数なども含めて、その状況をしっかりと把握してまいります。

最後に、くろしおくんご意見バンクへの回答に対する経過と見解についてお尋ねがございました。

くろしおくんご意見バンクにつきましては、平成16年度から運用を行っており、県民の方からいただきました御意見に対しましてお答えをしているもので、御意見をいただいた御本人に公開の意思を確認した上で、ホームページに掲載をしております。

議員からお話のありました県からの回答において、保護率が高い水準にあるということにつきましては、事実関係を述べたものであり、保護率が高いことについて悪いという評価をしたものではありません。また、県民の皆様に監視と告発を促したものでもなく、いただきました御意見を踏まえまして、生活保護の適正な運用を図っていくとの思いから回答したものです。

しかしながら、議員御指摘のような受けとめがあるとすれば、県としては本意ではございませんので、今後誤解を与えることのないような表現とするなど、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 生活保護利用者の県税滞納について、生活の実態によく耳を傾け、誠実に対応すべきではないかとお尋ねがございました。

県税事務所では、自主財源である税収の確保に向けまして、公正で公平な賦課徴収に取り組んでおり、担税力がありながら納税に応じただけでない滞納者に対しては、財産の差し押さえなどの厳正な滞納処分を行っております。

一方、生活が困窮している納税者につきまし

ては、生活の再建をしながら納税していただくという配慮が必要ですので、生活実態に即した分割納付等の相談もお受けしているところであります。

議員から御指摘のあったケースのような場合、生活保護を受給していることをもって直ちに、現に滞納している税の納税義務が免除されるものではございませんが、本人との面談や、家計の収支の状況がわかる書類の提出等によりまして、生活実態等の把握に努め、本人の状況に応じて分割納付や執行停止を行うこととしております。

もとより、生存権まで脅かすような税の徴収というのはあってはならないことでありますことから、納税者が生活困窮等の状況にあると想定される場合には、個別の事情にできるだけ配慮しながら、適切に対応してまいります。

(商工労働部長 近藤雅宏 君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 印刷物の著作権に関しまして、平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針の改定内容の受けとめと対応状況についてお尋ねがございました。

この基本方針につきましては、国等の契約に関し、中小企業者の受注機会の増大を図ることを目的とします、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、年度ごとに閣議決定がされております。また、同法第8条において、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。」旨定められているところでございます。

官公需の印刷発注においては、契約書等において著作権を発注者へ無償譲渡することが定められているケースや、契約書等において記載がないにもかかわらず、納入時に納入物の電子化データの譲渡を求められ、そのデータを利用し、無断で増刷が行われたケースなど、著作権等の

財産的価値にかかわるトラブルが散見をされております。

こうしたことを踏まえ、平成29年度の基本方針では、受注した中小企業者の著作権を適切に保護するために、財産的価値を評価し、十分に留意した契約内容にするよう努めることとされたものであり、県としましてもしっかりと対応していく必要があるものと認識をしております。

このため、この基本方針の改定につきましては、昨年9月に商工労働部から通知を發出し、県の全所属で共有を図りますとともに、各所属に対して、発注案件ごとに基本方針に準じた取り組みを依頼したところでございます。

今後とも、会計管理局と連携をして、著作権の財産的価値に留意した適正な契約を推進していくことを通じて、県内中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めてまいります。

(会計管理者中村智砂君登壇)

○会計管理者(中村智砂君) まず、県として、印刷物の著作権について、実態把握と具体的改善にどのように対応するかのお尋ねがございました。

平成29年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針の考え方においては、これまでの国や地方自治体等における印刷発注の問題点として、一律に著作権が発注者に譲渡されていること、著作権の権利範囲が不明確であること、及びその権利が無償で譲渡、利用されていること等が挙げられております。

現在、県で定めております業務委託契約書の標準書式においては、著作権が県に属する場合、県と契約の相手方の共有に属する場合、契約の相手方に属する場合の取り扱いを明記しておりますが、中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、国の基本方針をより明確に反映させる必要もあるのではないかと考えております。

このため、県の印刷物発注における著作権の

帰属先等について、現状を確認するとともに、中小企業者の支援を所管する商工労働部と連携しながら、契約書式の一部修正などの対応につきましても検討してまいります。

次に、最低制限価格で印刷業者が適正な利潤を確保できていると考えているのかのお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、県では平成29年7月から、公正な競争を阻害する低価格での受注を防止し、成果品の品質を確保することを目的に、電子調達における最低制限価格を導入しております。また、導入に当たりましては、適正な予定価格の設定につきましても、改めて庁内全所属に対して周知徹底を行っております。

この導入により、印刷物の平均落札率は、平成28年度の62.6%に対し、導入後の平成29年度には77.7%となっており、大幅に上昇しております。落札率の上昇は、印刷業者の売上高の増加にもつながりますことから、最低制限価格の導入による一定の効果はあらわれているのではないかと考えております。

次に、さんSUN高知の3年間の入札状況及び印刷場所についてのお尋ねがございました。

まず、入札状況といたしましては、平成27年度から平成29年度までに、毎年度上半期と下半期に分けて、計6回の一般競争入札を行っております。いずれの入札も県内業者が落札しております。予定価格に対する平均落札率は約85%となっております。また、印刷場所は全て香川県内でございます。

最後に、仕様書の再委託に関する規定の趣旨が生かされた対応をすべきではないかのお尋ねがございました。

県では、印刷物の請負に関しましては、県内業者への優先的な発注を大前提としております。しかしながら、競争入札において、さんSUN

高知のように、納期等の問題により県外へ再委託せざるを得ない場合などは、受注業者から申請書を提出していただき、再委託を承認しております。また、最低制限価格の導入にあわせ、電子調達における印刷物につきましても、競争入札と同様に申請を求めることといたしまして、印刷に係る利益が安易に県外に流出することのないように取り組んでおります。

再委託につきましては、今後も内容を厳密に確認するとともに、承認に当たりまして、大量印刷や納期が短いケースなど、真にやむを得ない場合に限ることとし、全ての印刷物の発注において、県外発注につながるような一括下請負は認めないことを徹底してまいります。

○36番（米田稔君） それぞれ答弁ありがとうございます。再質問を行います。

1つは知事にです。ブルーインパルスについて、1つは事務的な確認をしたいんですが、曲技飛行はやらないと、高知市では平面飛行だというふうにお聞きしているんですが、航空自衛隊のホームページでも、アクロバット飛行、展示飛行というコーナー、広報がありまして、その中には背面、180度回転というショーも示されているんです。そういうものを含めてやらないという理解でいいのか、なおわかれば御回答願いたいと思います。

そして、私が主な趣旨で言ったのは、集客力があるとかそういうレベルの話ではなくて、この間1,100回を超えるイベント、展示飛行、また訓練の中で、現に8回も事故が起き、乗組員、パイロットの方が命をなくし、民間人が被害を受けているわけですよね。決して、原発ではありませんが、安全神話に守られたものではない。いつ重大な事故、危険があるかわからない。本当に楽しんでよさこいに来ている家族や県民、多くの人々に、危険と隣り合わせで、そういうイベントをやっていくということ自体が、私は

問題だと思うので、本質的な点でどうなのかということを知事に再考願いたいと思うんですが、御意見を伺います。

それから、教育行政については、何項目めかの質問に、教育長は最後に、3校も含めて求められた人員を確定できずに申しわけないと――私は今聞いてびっくりしたんですよ。まず、それを教育長が先に言わなければいかんじゃないですか。私たちも30人学級、少人数学級をずっと求めて、県が頑張ってくれてくれようことは評価もしているんですよ。でも、現場現場それぞれいろんな困難があって、苦渋の選択をしたと思うんですね。もし4月初めに要望していた加配の人がみんなそろっていたら、30人学級をやったでしょう。だから、それをそろえて現場の苦勞に答える、人事権を握った県教委の最低限の努力をしていなかったから、そういう選択なり、苦渋の事態が起こったわけですよ。

私は、そのことをちゃんと理解した上で、まず子供たちの未来を守る最高の責任者の教育長が、まず全部必要な人員をそろえられなかったというところに、一番心を寄せてするのが、教育長の責務だと思うんですよ。その点を言うておきたいのと、厳しく指摘しておきたいと思います。

それで、さっきも言われましたけれど、17校、17名が当初未配置、その原因は何だったのかということと、再発防止を今後どうしていくのかということについてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、生活保護の問題で、年金差し押さえの件です。

過去の問題という意味ではなくて、その後続いている問題ということでやりましたけれど、結局その方は保護金品だったわけで、生活がたちまちできなくなって、市の福祉事務所に再度生活保護費の支給をしてもらっているんですよ。

ね。結局、県税事務所は、国の負担金を、国の税金を取ってきたという形になっているんですよ、形としてはね。私は、この方は高知市の方でしたから、町村の福祉事務所の場合、地域福祉部長に聞きますが、こういう場合、再度保護費を支給するでしょうか。こういうケースの場合ですよ。これを聞いておきたいと思います。

それで、総務部長なんですけれど、いろいろありますけれど、この間国会で、国税庁次長が答えています。滞納処分の停止の要件の中に、生活の窮迫というのがありますよね。国税徴収法第153条と地方税法第15条の7でそれがあるわけで、結局その生活の窮迫が何を指すかということが問題になっているわけですね。国会で国税庁次長がこの前答弁していますが、生活を著しく窮迫させるおそれとは、国税徴収基本通達で書いていることを引用していますが、生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度、その状態になるおそれがある場合を生活の窮迫というふうに規定していますと言っているんです。わかりますよね。

ということは、生活保護になった方は、ぎりぎりの生活だということなんです。その人からまだ徴収の猶予をせずに、免除とは言っていないよ、免除ではなくて、支払い猶予、分納制度ではなくて、徴収の猶予、滞納処分の猶予、これを本来すべきじゃなかったですか。私はそのことを言っているわけで、だから高知市の福祉事務所なんか、仮に生活保護で滞納された方がいれば、徴収は猶予して、分納であっても、そういう働きかけもせずに分納もしていないということになっています。

そういう点、ぜひお答えいただいて、人権尊重のそういう行政をぜひ進めていただきたいというように申し上げて、質問を終わります。よろしくお願いします。

○知事（尾崎正直君） ブルーインパルスについ

てであります。私どもが承知してある限り、曲技飛行は行わないということになります。

そして、2点目でありますけれども、危険と隣り合わせでやるべきではない、そういう御指摘であります。ゆえにもって危険と隣り合わせにならないような形でやっていただきたいと、そのように思っています。

本質的な問題として、ブルーインパルスがもたらす感動ということもあること、これを忘れてはならないと思います。東京オリンピックが開催されたとき、あのブルーインパルスの演技にどれだけの人が感動したか。数々の地域において、多くの人を感動させる演技を、ブルーインパルスはしてくれているわけでありまして。これをよさこいでやるということは、私は大変意義深いことだと、そのように思っています。

○教育長（伊藤博明君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、県内の受審者数が変わらない中で、採用者をどんどんふやしてきたということがあって、臨時職を希望される方の数がどんどん減ってきたということで、臨時教員を探すのが大変難しい状況になっております。

対応としましても、1つは先ほどお話ししましたように、県外、例えば大阪での試験会場をつくって、それから全国で一番早い試験を行うというようなことで受審者をふやすと、そういう中で、定数内で正教員をふやしていくという方策が1つあると、そこは先ほど御答弁させてもらったとおりでございます。

それからもう一点、臨時教員を現状探していくというようなことが必要になってまいりますので、その部分につきましては、非常勤というような、雇用形態の柔軟性みたいなのところも考えなきゃいけないかなというところもあります。それから、やっぱり免許を保有されている方の掘り起こし、そういうPRであったり、県内外の大学でも説明会を行うと、そういった中

で、臨時教員となっただけの方の掘り起こしなど、こういったことについて努力をしていかなければいけないというふうに考えております。

○地域福祉部長（門田純一君） 高知市のケースを私、詳細を存じておりませんので、しかとしたお答えはできませんけれども、同じ基準で保護行政は行っておりますので、高知市でできたものが町村でできないということはないものだと考えております。

○総務部長（君塚明宏君） 徴収猶予と執行停止の件でございます。

まず、徴収猶予につきましては、災害等に要件が絞られておりますけれども、1年、最長でも2年というように定めた後は、その期間内で分納するというのが原則となっております。

また、この滞納処分の執行停止についてでありますけれども、この執行停止の判断につきましては、生活保護の受給という事実のみをもって行うのではなく、生活状況等も踏まえた上で適正に判断するものとなっております、いずれにせよ、丁寧に実態を把握してまいるといふことだと考えております。

以上です。

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会



平成30年 6月28日 (木曜日) 開議第 3 日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 福田敬大君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君  
事務局 次 長 川 村 文 平 君  
議 事 課 長 横 田 聡 君  
政策調査課長 織 田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯 田 志 保 君  
主 幹 浜 田 百 賀 里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年 6月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 10 号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第 11 号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約

の締結に関する議案

- 第 12 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 13 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 14 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 15 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 16 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 17 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 報第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
  - 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 報第 3 号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告
- 第 2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



### 質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第18号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」まで及び報第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

23番西森雅和君。

（23番西森雅和君登壇）

○23番（西森雅和君） おはようございます。公明党を代表して、知事初め執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

今国会に提出され、現在審議されております特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR整備法案についてお伺いをいたします。IRとは、大型ホテルや商業施設、会議場などが一体となった施設で、その一部にカジノが含まれるというものであります。このIRの整備は、年間の訪日外国人客数が3,000万人にも迫る中、魅力ある滞在型観光を目指すための政策の一つとされております。そして、カジノによる収益は、その30%を国が徴収し、立地自治体と折半して

観光振興などの財源に充てるというもので、地域振興や財政の改善に寄与するとされております。

今回のこのIRの整備における審議では、カジノなどによる有害な影響への対策についても議論がなされております。こうした中、今回の法律は、ギャンブル依存症や犯罪防止の観点から、世界で最も厳しいと言われているアメリカのネバダ州やシンガポールなどの制度や運用実態を参考にすることによって、日本の法制度上で可能な限り対応し、世界最高水準の規制がかけられているとも言われております。具体的には、日本人がカジノに入場する際には、マイナンバーカードを使った本人確認を義務化し、入場回数は週3回、月10回までに制限しています。また、入場料は世界で最も高いシンガポールよりも実質的に高い6,000円とされております。

さて、IR整備法案が今国会で可決、成立した場合、IRの整備における国民の大きな関心事は、どこにつくられるのかということであり、整備される場所は、全国で3カ所が上限となっております。現在、北海道、千葉、東京、神奈川の横浜、大阪、宮崎、長崎、沖縄など、幾つかの地域の名前が挙がっております。IRの整備を国に認定申請できるのは、都道府県と政令市となっておりますので、言ってみれば高知県も手続を踏んだ上で認定申請できるわけであり、

そこで、知事にお伺いしたいと思います。特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR整備法案に関する御所見とカジノを含むIRを高知県に整備することについての御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、水道事業について伺います。水質がよく、料金も安いと、大量に日常生活で利用できる我が国の水道水は、世界的に見ても珍しいと言われております。しかし、この清浄で豊富な、

価格の安い水の供給を可能にしている我が国の水道の維持が、今課題となっています。

水道事業は、基礎自治体、いわゆる各市町村などが担っているわけではありますが、水道の基幹施設である水道の管路の老朽化が深刻となっています。国内において、耐用年数を超えた水道管路は1割を超え、年間2万件を超える漏水や破損事故が発生していると言われています。また、老朽化した水道管の破損による道路の陥没事故は、全国で年間3,000件から4,000件起きていると言われています。にもかかわらず、水道管路の更新率は、平成26年度末でわずか0.76%にとどまっており、このままでは老朽化が進む中で、全ての管路を更新するのに130年かかると言われています。

管路の更新が進んでいない理由として、自治体の財政難が挙げられます。厚生労働省によると、自治体の運営する水道事業のほぼ半数が赤字になっていると言われています。また、人材の不足も課題として挙げられます。水道事業に携わる職員が高齢のため退職するなどして、全国的に、30年前と比べると職員数は3割も減っているといえます。

そして、先日の大阪府北部の地震でも明らかになったように、水道管路が老朽化することによって、地震に対する耐震性が低下していることも深刻な問題であります。

そこで、健康政策部長に、県内における水道事業の現状と課題をどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

人口減少に伴う水の需要が減少する中で、水道施設の老朽化や深刻化する人材不足など、水道事業の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、今国会では水道法の改正案が提出され審議されているところであります。

この改正案では、国、都道府県及び市町村は、水道の基盤強化に関する施策を策定し、推進ま

たは実施するように努めなければならないとなっております。とりわけ都道府県においては、水道事業者等との広域的な連携を推進するよう努めなければならないとなっております。そして、広域連携の推進に関して、都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるとなっております。水道事業は、先ほど申し上げましたように、基本的に市町村などが担っておりますが、今回の法改正によって、都道府県が一元的に管理できる仕組みを導入するといった、都道府県が担う新たな役割と取り組みが示されております。

そこで、知事に、自治体の枠を超えた広域連携の推進を含め、水道事業に対する県の新たな役割を踏まえた取り組みを今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、旧優生保護法についてお伺いをいたします。

子供を産めずに離婚、私の体を返して。16歳で強制的に手術を受けたとされる女性の訴えであります。子供を産み育む権利を知らぬ間に奪われた方々の無念はいかばかりか。旧優生保護法に基づき、知的障害などの障害を持つ人たちが、過去に不妊手術を強制されていたことが改めて問題となっております。

旧優生保護法とは、戦後間もない昭和23年に不良な子孫の出生防止ということを目的に掲げ制定されたものであり、知的障害者や精神疾患の患者に対して、本人の同意がない場合でも不妊手術を認めるという法律でありました。この法律は平成8年に母体保護法に改正され、差別的な条文は削除されています。しかし、長年やり場のない感情を押し殺してきた被害者や関係者のことを思ったとき、事の重大さを深刻に受けとめなければならないと思います。

厚生労働省の記録によると、昭和23年の旧優

生保護法の制定から平成8年の母体保護法への改正までの間に、全国で2万4,993人の障害者らが不妊手術を受け、そのうち1万6,475人が本人の同意なしに手術が施されたとされています。不妊手術は旧優生保護法のもとで、医師が診断し、医師や民生委員らで組織する都道府県の優生保護審査会で手術の適否を決定し、手術費は国が負担しておりました。

そこでまず、旧優生保護法による県内における不妊手術の被害者の実態がどのようになっているのか、健康政策部長に伺っておきたいと思っております。

この問題がクローズアップされることとなったきっかけは、ことしの1月に、宮城県の60代の女性が国に損害賠償を求めて仙台地裁に提訴したことでありました。その後、国に対して損害賠償を求める訴訟が相次いで起こされています。

実はこの問題、今から20年前の平成10年に既に国連の人権規約委員会が、強制不妊手術の対象者に法律で補償を受ける権利を規定するよう勧告しておりました。そして、平成28年にも国連の委員会が、被害規模の調査や補償などの法的救済を勧告しております。

国会では、救済に向けた動きも始まっています。3月に被害者への謝罪や補償などを検討する超党派の国会議員連盟が設立されています。また、自民、公明両党もワーキングチームを立ち上げ、議員立法も含めた救済のあり方の検討を始めています。

今回の問題、旧優生保護法のもとで、不妊手術を受けた方々の高齢化が進んでいることを考えると、残された時間は多くはありません。迅速な調査と対応が必要であると思っております。

そこで、健康政策部長にお伺いいたします。旧優生保護法のもとで県が作成した資料及び保有している資料や記録の保管状況がどのように

なっているのか、お聞きをいたします。

そして今後、被害者救済のため、国、市町村、病院などと協力して、速やかにさらなる実態調査を行うことが必要であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

被害者の中には、判断力やコミュニケーション能力にハンディキャップがあり、明確な証言ができない人がいる可能性もあります。また、事実が公になることを控えたい人もいるかもしれません。調査には、被害者に寄り添う丁寧な姿勢が大切であると思っております。

そこで、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済のための相談窓口を、県として設置してはどうか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、がん対策についてお伺いをいたします。

我が国において昭和56年から、また本県においては昭和59年から現在に至るまで、死亡原因の第1位はがんであります。日本人は、一生のうち約2人に1人ががんにかかり、約3人に1人ががんで亡くなっています。依然として、がんは私たちの命と健康にとって大きな問題であります。

こうした中、国においては、昭和59年に策定した対がん10カ年総合戦略を初めとして、10年ごとにがんにおける総合戦略、研究戦略をつくり、がん対策、がん研究に取り組んできました。そして平成18年には、がん対策の一層の充実を図るためにがん対策基本法が成立し、平成19年6月には、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策基本法に基づき第1期のがん対策推進基本計画が策定されたところであります。本年3月には、このがん対策推進基本計画の第3期計画が策定され、2022年までの我が国におけるがん対策の取り組みが始まったところであります。

本県においては、平成19年に高知県がん対策推進条例が制定され、平成20年には高知県がん

対策推進計画を策定し、がん対策の本格的な取り組みが始まりました。その後、平成25年には第2期の高知県がん対策推進計画を策定し、ことし3月には、第2期の計画における達成状況を踏まえ、これまでのがん対策をより一層推進するために、第3期高知県がん対策推進計画が策定されたところであります。この第3期計画には、新たな視点として、思春期・若年成人世代と言われるAYA世代や高齢者など、ライフステージに応じたがん対策に関する視点が盛り込まれております。

そこで、きょうは第3期計画に新たに盛り込まれたAYA世代などのがん対策について幾つか伺いたいと思います。

先月30日に国立がん研究センターが、ゼロ歳から14歳までの小児期、そして15歳から39歳までのいわゆるAYA世代における、1年間の罹患率とこれらの世代で多く見られるがんの種類について公表しています。若い世代において、がんの詳細な集計がされたのは今回が初めてで、今回の集計は、今後のがん対策を講じる際の基本となるものと思われま

集計を見てみると、まず、がんと診断される率、いわゆる罹患率は、ゼロ歳から14歳まで、全国で1年間に約2,100人ががんと診断されています。15歳から19歳までは、全国で1年間に約900人。20代は、1年間に約4,200人となっています。30代は、1年間で約1万6,300人ががんと診断されています。がんの種類別を年代別で見ると、ゼロ歳から14歳と15歳から19歳では、白血病ががんの種類としては最も多く、20代は卵巣や精巣などに生じる胚細胞腫瘍、性腺腫瘍、30代では女性の乳がんが最も多くなっています。若いほど小児に多いがんが目立ち、年齢が上がるにつれて中高年に多いがんがふえることが確認されています。

そこで、伺いたいと思います。本県における

小児及びAYA世代のがんの実態は、全国と比べてどのようになっているのか、また年齢別のがんの種類ではどのようになっているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

一般的に、AYA世代におけるがん対策は、非常におくれていると言われております。がん治療では、医学界などが、がんの進行を示すステージごとに治療法を定めたガイドラインを策定していますが、AYA世代に多いがんに対応したガイドラインの策定は進んでいないという現状があります。また、AYA世代のがん診療の提供体制も確立されておらず、各病院では抗がん剤の使用など具体的な治療方法は手探り状態というのが実態で、科学的根拠が十分に確認されている治療法は少ないとされています。

さらに、AYA世代特有の問題である学業や就職、結婚といった人生の節目を乗り越えていくための支援策も十分ではありません。治療と学業の両立が可能な学校も限られています。就職についても、がんと共存しながらの就労に不安を抱えている人は多く、社会全体も受け入れる体制の整備が進んでいません。そして何より、AYA世代のがんに対する認知度がまだ低いという状況があります。そうした面では、今回の第3期高知県がん対策推進計画にAYA世代のがん対策に関する視点が新たに盛り込まれたことは、評価するところであります。

今回、国立がん研究センターが公表した統計報告は、先ほども申し上げましたが、今後の対策を構築する上で重要な一歩であると思います。そして、人口ベースの統計に基づいて年齢や種類別の実態が確認できたことは、世代ごとに多いがんに合わせて標準的な治療法をつくっていく上で、基本的なデータになると思われま

そこで、AYA世代のがん対策における課題を含めた現状をどのように認識しているのか、そして今後のAYA世代のがん対策を高知県と

してどのように進めていくお考えか、あわせて知事にお伺いをいたします。

A Y A世代のがん対策のおくれは、罹患率や症例の少なさに伴う情報不足も大きな理由として挙げられます。患者や医療従事者にとって、どこに相談すればよいかわからない。医療関係者にとっては、若い人たちの珍しいがんを治療した経験が少なく、体制が整っている病院に患者さんを紹介したくても情報が十分でないという状況もあります。こうした状況を早急に解消しなければならないと思います。

そこで、患者や医療関係者に確実に情報提供していく体制を、県として今後どのように構築していくお考えか、健康政策部長にお伺いをいたします。

若い世代のがんを患い、放射線治療や化学療法などを用いたときに生じる生殖機能や不妊も問題となっています。がんにかかった人の中には、将来の妊孕性に対する不安を抱いている方も多いといいます。妊孕性とは、妊娠する能力のことです。病院が患者に対して行う、精子や卵子を保存するといった妊孕性の温存に関する説明について、患者と病院の双方に認識の差があることが指摘されています。具体的には、がんの治療時に妊孕性の温存処置ができる説明を行ったと答えた拠点病院は6割を超えたのに対して、情報が提供されたと認識している40歳未満のがん患者の割合は4割に満たなかったとされています。患者にとっては、がんの宣告を受けて混乱しているさなかに説明を受けても、記憶に残っていないことが多いのかもしれませんが、病院側は患者の気持ちに寄り添った丁寧な説明が必要であると思います。

他方、精子や卵子の保存を行う専門施設とがん治療に当たる病院との連携が十分ではなく、地域によってばらつきがあるとも言われています。

そこで、がん患者の精子と卵子を保存するといった妊孕性を温存する取り組みについて、本県の状況はどのようになっているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

また、がん治療により生殖機能を失うおそれのある小児やA Y A世代の患者が、精子や卵子を保存し生殖機能を温存するには多くの費用がかかります。この費用は保険適用がされず、出産を諦める人もいると言われています。

そこで、がん治療により生殖機能を失うおそれのある小児やA Y A世代の患者が、精子や卵子を保存し生殖機能を温存するための費用について、高知県として助成する制度を設けてはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

残念ながら、A Y A世代の患者さんでも治療が功を奏せず、病状が進行してしまう人もいます。ここでの問題は、40歳以上のがん患者で介助が必要になった場合、介護保険が利用できるわけではありますが、39歳以下のA Y A世代以上の患者は利用できないといった状況があります。国には支援体制の見直しをぜひ進めていただきたいと思いますし、県としても国への働きかけをぜひしていただきたいということを要請させていただきます。

私たちは、どの世代でもがんを患う可能性があるということを、もっと知らなければならないと思います。そして、命と健康の大切さ、がんとの共生の重要性を広く周知するためにも、がん教育の充実は欠かすことができません。これからはがん教育、とりわけ学校におけるがん教育について伺いたいと思います。がん教育の推進については、私ども公明党は、国においても一貫してがん教育の重要性を訴えているところであり、また県議会においても、公明党として何度か質問もしてきたところでもあります。

国の平成24年からの第2期がん対策推進基本計画には、がん教育推進の検討と実施が盛り込まれ、さらに一昨年12月のがん対策基本法の改正では、学校や社会でのがん教育の推進が明記されたところであります。本県においても、第2期高知県がん対策推進計画では、がん予防等に関する教育・普及啓発という視点が盛り込まれて、取り組みを進めているところであります。

国においては、文部科学省が、第2期がん対策推進基本計画を受け、がん教育のあり方について有識者会議などで検討を開始し、平成26年からモデル校での授業の実施のほか、教材の作成、外部講師のためのガイドライン策定などを進めてきているところであります。

そこで、教育長に伺いたいと思います。昨年、県教育委員会では、健康政策部と連携して、高知県がん教育に関する講師派遣事業を活用し、地域や学校の実情に応じて学校医やがん専門医等の外部講師を活用した取り組みを実施し、がん教育の推進を図るとしていましたが、県内の学校におけるがん教育の現状はどのようになっているのか、具体的にお伺いできればと思います。

今回の国の第3期がん対策推進基本計画では、国は、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるということがうたわれております。また、今回改訂された中学、高校の次期学習指導要領にも、がんについても取り扱っていると明記され、がん教育が大きく動き出しております。

一方、県の第3期高知県がん対策推進計画の中では、がんの教育・普及啓発について、子供が健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解や命の大切さに対する認識を深めることが大切であるとし、これらをより一層効果的なものにするために、医

師やがん患者・経験者等の外部講師の協力を得て、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要であるとしています。

東京大学医学部附属病院の中川恵一放射線治療部門長は、次のように言っています。国民のがんに対する理解が根本的に不足している。今やがんは約6割が治る。誤った知識は治療を手おくれにすると。そしてまた、現在、がん教育に取り組む学校はふえつつあるが、個々のがん専門医や教員の熱意や努力に頼っている部分が多いとも言っています。外部講師の活用に向けて、その体制を教育委員会全体でどのように作り上げていくのか、重要なことであります。

そこで、お伺いをいたしますが、県内の学校におけるがん教育について、外部講師のさらなる効果的な活用を今後具体的にどのように進めていくのか、また進めていく上での課題としてはどのようなことが考えられるのか、課題解決の方策とあわせて教育長にお伺いをいたします。

専門医による医療現場での経験に基づいた話や、がんになった方の体験談は、子供たちへの啓発効果としては非常に大きいものがあると思います。また、がん教育を充実させることにより、子供たちが親に検診を勧めるといったことにつながっていくかもしれませんし、子供たちへのがん教育を通して、がんに対する社会の意識も変わってくると思います。

そのため、学校現場におけるがん教育について、県として明確な目標を持って取り組むべきと考えますが、具体的な目標をどのように設定するのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。

東京都目黒区でことし3月、5歳の船戸結愛ちゃんが両親から虐待を受け死亡するという痛ましい事件がありました。警視庁捜査第一課によると、結愛ちゃんはしつけと称して暴力を振るわれ、ほとんど食事を与えられていなかった



といます。結愛ちゃんは、毎日早朝にひとりで起きて、平仮名の書き取りをさせられていた。結愛ちゃんの書いた鉛筆書きの反省文には、「じぶんから きょうより もっともっと あしたはできるようにするから もうおねがい ゆるして ゆるしてください おねがいます」。食事を与えられず、暴力を受けていた5歳の子供がどんな思いでこの文字を書き、どんな思いで亡くなっていったのだろうかと思うと、胸が張り裂けそうになります。

過去には、我が県においても、親の虐待によって子供が死亡するという悲しい出来事があり、多くの人が涙を流しました。このような悲しい事件はもう起こしてはならない、県民の強い願いであります。

さまざまな虐待事例があるたびに、児童虐待防止法や児童福祉法の改正が行われ、児童相談所などによる権限の強化や、関係機関との連携強化などが図られてきています。しかしながら、児童虐待の認定件数は年々増加していると言われています。

そこで、お聞きいたしますが、我が県におけるここ数年の児童虐待の認定件数はどのようになっているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、児童虐待の情報を共有し対応を検討するために、児童相談所、市町村、学校、警察などでつくられている要保護児童対策地域協議会の県内における設置状況はどのようになっているのか、あわせてこれらの要保護児童対策地域協議会はしっかりと機能しているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

今回の東京都目黒区の事件は、香川県から東京都に移転後、間もなく起こっています。結愛ちゃんは、1月まで香川県に住んでいましたが、香川県にいたときから両親による虐待を受け、児童相談所に2回保護されています。

そこで、地域福祉部長にお伺いをいたしますが、本県から転出、または本県へ転入されてきた児童の虐待事例に関して、他県との情報共有、連携はどのようにしているのか、自治体、学校、保育所、幼稚園、警察などといった関係機関との転入転出に関する情報共有、連携とあわせてお伺いをいたします。

虐待が疑われる状況があったとき、その家庭の保護者や子供たちと直接会って対応するのは、児童相談所の職員であります。そこで、虐待防止対策として重要になってくることは、対応する児童相談所の職員体制が十分であるのかということでもあります。県内には、中央児童相談所と幡多児童相談所の2カ所の児童相談所がありますが、中央児童相談所は現在療育福祉センターと一体的な整備が進められており、平成31年1月には、今ある高知市大津から若草町に移転することになっています。そうなると、県の東部地域から距離的に少し離れることとなります。

そこで、県内の児童相談所の体制をさらに充実させるために、県の東部地域の迅速な虐待対応を考えたとき、県の東部地域に新たな児童相談所の設置が必要ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いをいたします。

次に、産業廃棄物最終処分場についてお伺いをいたします。

県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場、エコサイクルセンターが平成23年10月に開業し、6年半余りが経過いたしました。この間、エコサイクルセンターの廃棄物の受け入れは、計画を大幅に上回るペースで進んでおり、このままのペースで埋め立てが進むと、当初約20年間で計画していた産業廃棄物の受け入れが、当初計画よりも約10年早く満杯になるということになります。

このため、県は、昨年3月に、高知県にお

ける今後の管理型産業廃棄物最終処分のある方に関する基本構想、いわゆるマスタープランを策定し、新たな管理型最終処分場を公共の関与による手法で整備するとしたところであります。そして、このマスタープランに基づき、公平かつ独立した立場から、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に適した候補地を選定するため、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を設置いたしました。この候補地選定委員会では、4回にわたるスクリーニングによる評価を行った上で、ことし2月、3カ所の最終候補地を選定したところであります。

県としては、この選定を受け、2月から順次3カ所の候補地への説明などが進められているところであります。そして、最終的な建設予定地については、現地調査の結果や各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆さんの受けとめなどを総合的に検討し、県議会の意見も踏まえて1カ所に絞り込みたいとしています。

そこで、お伺いいたしますが、3カ所の最終候補地への現地調査の状況と自治体の首長、議会、住民の皆さんへの説明状況は今現在どのようになっているのか、現地調査結果と地元の受けとめとあわせて林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

また、今の処分場が2022年にも満杯になるということを見ると、余り時間的な余裕はないと思いますが、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた今後のスケジュールについて林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

さて、ここで将来のことも少し伺っておきたいと思います。今回の管理型産業廃棄物最終処分場の設置は、県内で2つ目ということになります。2つ目の産業廃棄物最終処分場の設置に向けて、今回3カ所の最終予定地が選定されたわけであります。

選定の方法としては、まず約71万ヘクタール

の県土の中で、法的な規制のある地域や、防災及び土地利用の観点から適さないと判断された地域をまず除いて、高知市中心部からおおむね1時間の範囲とされる約10万3,000ヘクタールが候補地選定の対象エリアとされました。そして次に、このエリアから新たな施設に必要となる5.5ヘクタール以上を確保でき、幹線道路から2キロメートル以内で、谷地形または平坦地で土地の勾配が14%以下であることなどを条件に絞り込まれております。さらに、防災の観点から、土砂災害危険箇所該当していないかや、災害発生のリスクを判断するための地形判読、また地域の生活や環境への影響の観点からは、保育所、学校及び病院の立地状況や水道水源の状況など、廃棄物運搬の利便性の観点からは、幹線道路からの距離など、合計33という細かい項目をクリアした3カ所が決定しています。

まさに、今回決定した最終候補地の3カ所は、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の選定に関する報告書にも書かれていたとおり、客観的、科学的かつ透明性のあるプロセスにより候補地選定が行われた地域ということであります。言い換えれば、管理型産業廃棄物の最終処分場はこれ以外の場所では考えられないという最終的な候補地3カ所であります。

そこで、お伺いしたいと思いますが、今回整備しようとしている新たな処分場も、高知県内で産業活動が行われる限り、近い将来、計画では20年後には、また満杯になるわけであります。高知県として、再び産業廃棄物の最終処分場の整備が必要になるわけであります。そのときに、客観的、科学的かつ透明性のあるプロセスにより選定された今回の3カ所以外の場所が考えられるのか、もしくは今回の3カ所が遅かれ早かれ、将来の3つ目、4つ目の候補地になっていくのか、また今回の地元への説明はそここのところを見据えた説明となっているのか、知事にお

伺いをいたします。

次に、浦戸湾架橋・弘化台ルート of 早期事業化について伺います。

浦戸湾架橋・弘化台ルート of 早期事業化につきましては、以前にも本会議でお聞きをいたしました。国道32号及び主要地方道である桂浜宝永線の渋滞、とりわけラッシュ時を初めとする宝永町交差点から葛島橋までの渋滞と鏡川大橋から宝永町交差点までの渋滞は、何とか解消できないものかとお訴えをさせていただいたところであります。

この浦戸湾架橋・弘化台ルートは、潮江地区と高知新港や高知みなみ流通団地を結ぶ物流機能の強化を図る輸送ルートとして、また高知市南部地域と高知東部自動車道を結ぶアクセス道として、大きな役割を担うことが期待されております。そして、このルートが実現すると、医療センターと潮江地区を結ぶルートとして、救急車両のレスポンスタイムの短縮、さらに南海トラフ地震発生時における、潮江地区を初め弘化台や若松町地区の人たちの津波避難場所としての活用など、県民の命を守るという面でも大いに期待するわけでありまして。これらのことについても、以前述べさせていただいたところであります。

また、この浦戸湾架橋・弘化台ルートは、早期事業化について、高知市から県議会の所管委員会に毎年要望が出されていることもお伝えしたところであります。

こうしたことを踏まえて、平成26年6月、浦戸湾架橋・弘化台ルート of 早期事業化について知事にお聞きをしたところ、知事からは、浦戸湾架橋・弘化台ルートは重要港湾である高知港の物流の一翼を担う路線であるとともに、鏡川大橋や浦戸湾周辺の交通渋滞を緩和する路線として計画したものであるが、港湾物流が減少しており、現状では計画どおりの整備は難しい状

況となっているとの答弁があり、さらには、浦戸大橋や高知桂浜道路の無料化や高知東部自動車道、国道195号あけぼの街道の整備により、浦戸湾周辺の交通の流れも大きく変化しつつあり、交通渋滞の緩和効果について、広域交通ネットワークの面から、ほかのルートや構造も含め再検討してまいりたいとの答弁があったところであります。

現在、南海トラフ地震対策として、国分川、鏡川、久万川、舟入川など堤防の強化と三重防護の整備が動き出し、防災・減災の取り組みは徐々にではありますが、整ってきているところであります。そこで、今後は復旧・復興を見据えたさまざまな取り組みも重要になってくると思われまして。復旧・復興をにらんだ次のシナリオをどう描くのか、大切なことであります。

また、近年の高知新港への大型客船を含む県内への観光客数の増加、高知東部自動車道の整備や牧野植物園の再整備など、浦戸湾架橋・弘化台ルート周辺の状況は、数年前からは少し変わってきているようにも思われまして。そして、何よりこのルートが整備されると、ダンプやトラックが多い鏡川大橋周辺の歩行者や自転車の安全確保にもつながってまいります。

そこで、伺いたいと思います。浦戸湾架橋・弘化台ルートについて、平成26年度以降、他のルートや構造も含めた再検討はなされたのか、その結果はどういうものであったのか、また近年におけるルート周辺の状況変化を受けて、事業化に向けた検討が必要ではないかと考えますが、知事の御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、スマートフォン、いわゆるスマホ依存症の社会的影響についてお聞きをいたします。

インターネットは便利で、創造的で、そして教育的で、かつ他人とつながることができ、ビジネスにも大いに活用でき、私たちの生活にとって欠かすことのできないものであることは、紛

れもない事実であります。そして、私たちはインターネットに依存する社会の大きな流れの中で生きており、今後IoTやAI時代がさらに進んでいくことは確かであり、インターネット社会は私たちの生活を、より大きく変えていくことは間違いありません。

しかし一方で、スマートフォンの所持者がスマートフォンに依存するようになり、一日の大部分をスマートフォンの使用に費やしたり、自身がすべきことをすべきときにしないで、スマートフォンの使用をするようになるスマホ依存症が大きな社会問題となっています。

サイバー心理学者のメアリー・エイケン博士は、インターネットというサイバー空間が、人間の思考に影響を与えて行動を変化させる現象に関し、ネット依存、ゲーム依存、ネット恋愛など、さまざまな事例を紹介し、子供たちに及ぼす影響に強い懸念を抱き、危機感を訴えています。また、博士は著書「サイバー・エフェクト 子どもがネットに壊される」の冒頭でも、今こそ、子供に配慮してデジタル環境を考えるべきときだと、デジタル環境への警鐘を鳴らしています。

日本でも、スマホ依存症の問題に取り組んでいるネット依存アドバイザーの遠藤美季氏は、著書及びウェブ上での普及啓発活動を通じて、ネット依存の危険性について、同じように警鐘を鳴らしています。遠藤氏は、著書「脱ネット・スマホ中毒」の中で、次のように述べています。ネットに依存する社会の大きな流れの中で、私たちは自分自身の心身の健康や身近な人との関係を大切にしながら、社会の一人としても大事なことを見失わないように、上手にネットとつき合うすべを身につける方法を考えなければなりませんと、ネットに向き合う心構えとネットに潰されないための賢明さを持つことの重要性を指摘しています。

このように、メアリー・エイケン博士、遠藤美季氏ともに、このネット社会が子供を初め人々にもたらすネガティブな側面、すなわち依存型の行動について強い懸念を持っています。

そこで、知事にお伺いをいたします。現代のインターネット社会の現状をどのように認識しておられるのか、またスマートフォンなどによる依存症問題とその社会的影響についての御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、スマホなどの使用時間と学力低下の関係について教育長にお伺いをいたします。本県の「全国学力・学習状況調査結果～児童生徒質問紙調査～」による、テレビゲームやスマートフォンの利用時間と学力の関係について見てみますと、平成27年から平成29年の3カ年における状況は、小学生では、携帯やスマホを持っていない生徒は43.7%から34.8%へ減少しています。実に65%以上の小学生が、携帯やスマホを持っているということでもあります。また、携帯やスマホの使用時間はというと、4時間以上使用している生徒はこの3年間で3.0%から4.3%へ1.3ポイント増加し、3時間以上4時間以内使用している生徒は2.3%から3.4%へ1.1ポイント増加しています。そして、2時間以上3時間以内は3.9%から5.2%へ1.3ポイント増加、1時間以上2時間以内は7.0%から8.8%へ1.8ポイント増加、30分以上1時間以内は10.4%から11.3%へ0.9ポイント増加しています。30分以内は29.6%から32.1%へと2.5ポイント増加し、全ての使用時間において増加の結果となっています。このことにより、使用時間の増加現象が明らかになっています。

中学生では、携帯やスマホを持っていない生徒が23.4%から15.4%へと減少し、携帯やスマホを持っている生徒は84.6%となっています。また、使用時間は4時間以上が9.1%から10.2%と増加し1割台に達したことが明らかになって

います。ほかの使用時間に関しても、小学生とほぼ同じ傾向が見られています。

次に、携帯やスマホの使用時間と全国学力・学習状況調査結果による正答率の関係性について見てみますと、小学生では、4時間以上使用する生徒の正答率が52.4%、3時間以上4時間以内は55.8%、2時間以上3時間以内は57.4%、1時間以上2時間以内は61.7%、30分以上1時間以内は64.1%、30分以内は67.9%となっており、携帯・スマホの使用時間が長い生徒は正答率が低く、使用時間が短くなるにつれて正答率が高くなっていることが見てとれます。この結果は中学生も同じ傾向であります。

携帯やスマホの使用時間がふえると、必然的に勉強する時間が減り、正答率が低くなるということだと思いますが、県として、携帯電話やスマートフォンの使用時間と全国学力・学習状況調査結果による正答率との関係性について、結果と傾向をどのように分析しているのか、また児童生徒のスマートフォンなどの過度な使用について現在どのような対策がとられているのか、今後の対策とあわせて教育長にお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR整備法案と、カジノを含むIRを本県に整備することについてお尋ねがございました。

今通常国会に提出され、審議されておりますカジノを含む特定複合観光施設区域整備法案は、人口減少、国際的な交流の増大といった経済社会情勢の変化に対応し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することで、我が国の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的としております。

本法案が目指す内容が効果的に実現されます

と、我が国の魅力のさらなる発信が可能となり、滞在型観光モデルや世界で勝ち抜くMICEビジネスモデルを確立していくことにもつながりますことから、インバウンドを中心とした新たなターゲットの誘客促進につながる可能性があるものと考えております。

一方で、大規模な開発による環境への影響、治安悪化やギャンブル依存症のリスクが指摘されておりますので、これらの不安が払拭される必要があります。そして、当然ながら住民の皆様とのコンセンサスの形成なども含めて、多方面から検討や議論を尽くさなければならぬということであり、実際にそのような議論が行われていると承知をいたしております。

特定複合観光施設を構成する会議場施設、展示施設やレクリエーション施設といった各施設につきましても、国際競争力を有し、全国的な見地からも、我が国を代表する施設として経済効果を生み出すレベルのものが期待をされており、認定を受ける区域整備計画の数は全国で最大3つとされております。このため、施設整備の前提となる区域整備計画の認定を受けるには、高いハードルをクリアする必要があり、観光施設の収容力等から考えますと、本県の認定は相当難度が高いものと考えております。

以上のことから、本県において積極的に区域整備計画の認定申請を行う状況にはないものと考えておりますが、むしろ、本県としては認定を受けた地域からの誘客とリピーターの確保に注力することが重要であると考えております。この点、特定複合観光施設には、我が国の伝統文化、芸術、先端技術等の魅力をショーケースとして発信し、その魅力を実際に現地で体験するために、全国各地へ観光客を送り出す機能の発揮も期待されていると伺っています。

このため、本県としても、区域整備計画の認定を受ける地域と連携し、当該施設における本

県の魅力の発信や、当該施設からの誘客が可能となりますよう国の動向も注視しながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について、自治体の枠を超えた広域連携の推進を含め、水道事業に対する県の新たな役割を踏まえた取り組みを今後どのように進めていくのかのお尋ねがありました。

お話にございましたように、水道法の一部を改正する法律案には、都道府県の役割として、水道の基盤強化に関する施策の策定や広域的な連携の推進などが盛り込まれており、都道府県には水道事業の推進を牽引することが求められております。

また、本県の水道施設の耐震化率が全国に比して低いといったこともあり、県として、今年度から2年をかけて、各市町村が水道事業の基盤強化を図る指針として活用できる、高知県水道ビジョンを策定することといたしました。策定に向けて、有識者と上水道を有する市町村をメンバーとする委員会を立ち上げるとともに、市町村の実務担当者等で構成する作業部会を設けるなど、有識者の知見をいただくと同時に、市町村がビジョンの策定に積極的に関与できる体制としています。今回策定する水道ビジョンには、持続、安全、強靱という3つの切り口から、それぞれの現状の評価、課題を踏まえた目標設定を行い、その上で、例えばダウンサイジングを考慮した施設配置計画や、浄水対策、重要給水施設への基幹管路の耐震化対策、応急給水対策など市町村のとるべき対策を盛り込み、これらに市町村が主体的に取り組むことができるようにしていきたいと考えています。

また、水道事業の広域連携は、事業運営の持続性の確保や組織体制の強化などの観点から、有効な手段になり得るものと認識しています。しかし、中山間地域が多く、人口集約地域が分散している本県の地理的な特性などを踏まえる

と、広域連携を検討していくに当たって、具体的にどのような取り組みが有効なのか、詳細な研究が必要となってくるものと考えています。まずは、今年度からモデル的に一部の地域において詳細な経営分析を行った上で、当該地域の実情に応じた具体的な取り組み方策の検討を進めていきたいと考えており、県として市町村と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、旧優生保護法に関し、さらなる実態調査を行うことが必要ではないか、また被害者救済のための相談窓口を設置してはどうかのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

県が保有する、旧優生保護法下で優生手術を受けられた方々に関する資料や記録につきましては、現在国の依頼に基づき調査を行っており、今月中に国へ回答する予定です。さらに、県として、国への回答の後も、市町村において優生保護法に関係する記録などが残っていないかどうか照会して確認を進めてまいりたいと、そのように考えております。

優生保護法に関する当事者の方や御家族の方々からのお問い合わせや御相談につきましては、現在健康対策課においてお受けすることとしており、国のホームページに各都道府県担当一覧が掲載されておりますとともに、県のホームページにも電話番号や受け付け時間などを掲載しております。これまでに、まだ御相談などはいただいておりますが、県のさまざまな広報媒体を活用して一層の広報に努めてまいります。

また、さらなる実態調査の一環として、当事者の方や御家族の方々から優生手術に関する御相談があれば、県が保有する記録を照合して確認し、確認できない場合は、御本人の同意を得た上で、手術を受けたとされる医療機関におけ

る記録を確認させていただくなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、優生手術を受けられた方々は、心と体に大きな傷を負っておられ、他人に触れられたくないとお考えの方もおられると考えられますことから、御指摘のとおり、被害者の方々に寄り添った丁寧な対応が必要だと考えております。このため、本件に関する救済措置等が明らかになっていない現時点においては、御相談をいただいていないにもかかわらず、御本人への聞き取りや診療録の確認などの追跡調査を行うことは、まだ適当ではないのではないかと考えております。

私は、これまで多くの労苦を強いられてきた当事者の方々の御心情をお察しするに、何らかの救済措置が必要であると考えており、全国知事会等を通じて、国に必要な救済措置等を講ずるよう要望してまいりたいと考えております。また、国会では、与党のワーキングチームや超党派の議員連盟によって旧優生保護法に関する議論がなされており、救済のための法案作成の動きがあると聞いておりますので、この動きを注意深く見守るとともに、救済措置が法制化された際には、当事者の方々への対応について、県としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、がん対策について、思春期世代と若年成人世代、いわゆるAYA世代における課題を含めた現状をどのように認識しているか、また今後のAYA世代のがん対策を本県としてどのように進めていくのかとお尋ねがありました。

AYA世代の死因は、自殺や不慮の事故といった外因死を除くとがんが1位と、他の世代と同様ですが、白血病や脳腫瘍などの希少かつ多種多様ながん腫が多いほか、病状の進行が早いことが特徴的です。また、疾患そのものによる後遺症・合併症、治療に関連した副

作用が生ずる場合もあり、治療後も長期にわたりフォローアップを必要とすることなどから、成人のがんとは異なる対策が求められております。

国が本年3月に改定した第3期がん対策推進基本計画では、AYA世代に発症するがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成が多様であり、医療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積されにくいこと、年代によっては就学、就労、生殖機能等の状況が異なり、患者さんの視点に立ったこれらの情報・相談体制等が十分ではないなどといった課題が挙げられています。また、その診療体制が定まっておらず、小児と成人領域とのはざままで患者が適切な治療が受けられないおそれがあるとの指摘がなされており、昨年12月に国が設置した、小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会において、診療体制のあり方が検討されているところであります。

本県においても、国の計画で示された内容と同様の課題があると考えておまして、県としましては、国の検討会における議論を参考にしながら、今後がん診療連携拠点病院等におけるAYA世代のがん診療に従事する人材育成を図るとともに、患者会やがん相談センターこうちと連携したAYA世代特有の悩みやニーズへの対応を促進するなど、適切な医療や社会的支援等が受けられる体制の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、小児やAYA世代の患者が、精子や卵子を保存し生殖機能を温存するための費用について、県として助成する制度を設けてはどうかとお尋ねがありました。

厚生労働省の研究班がAYA世代のがん患者やがん経験者を対象として昨年度までに実施したアンケート調査によると、約7割の方が、不妊治療や生殖機能に関する問題を、治療中に必

要だった情報として挙げ、約6割の方が治療中に相談したかったこととして挙げるなど、AYA世代のがん患者さんにとって、生殖機能や妊孕性への関心の高さがうかがえるところであります。

将来お子さんを持たれることを希望し、放射線治療や化学療法による生殖機能への影響を心配されるAYA世代のがん患者の皆様方の選択肢の一つとして、がん治療開始前に卵子や卵巣組織、精子を凍結して保存し、将来的な妊孕性を温存する治療法がありますが、これらは保険診療の対象外であり、精子の凍結が1回当たり数万円、卵子や卵巣の凍結では1回当たり数十万円、凍結保存の維持費が年に数万円と高額な費用がかかると言われています。

がん患者さんの将来的な妊孕性温存治療に対する助成事業については、全国では、昨年度までに2府県が実施しており、本年度からはさらに3県で実施予定と聞いております。こうした助成制度を実施している府県の状況を参考にしながら、助成のあり方について前向きに今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、東部地域への新たな児童相談所の設置についてお尋ねがありました。

児童虐待件数が増加傾向にある中、子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されるなど、複雑、困難なケースも増加をしております。そうした中で、児童相談所には子供の心理や発達などの面で、専門的知識・技術に基づく的確かつ迅速な対応を行うことができる専門機関としての役割が求められています。

児童相談所に配置している職員がこのような専門性を身につけていくためには、多様な困難ケースにチームで対応していくとともに、適切なタイミングで上司や先輩からの技術指導を受けることができることなど、一定以上のケース

数とそれに対応できる職員数が確保される必要があると考えております。

県内の実態を見てみますと、平成29年度に中央児童相談所で対応した虐待通告・相談については、高知市と中央東・中央西の福祉保健所管内まで含めた中央部区域で全体の約91%となっており、虐待通告・相談が高知市とその周辺に集中している状況でございます。

仮に東部地域に新たに児童相談所を設置するとすれば、かなり小規模なものとならざるを得ないため、配置できる職員数からチームとしての機能を発揮しがたいこととなるのではないかと、その結果、専門機関としての役割を十分に発揮できないおそれがあるのではないかと、また職員が専門性を身につけていくことが難しくなるのではないかと危惧がございまして、こうした中、東部地域の児童虐待対応につきましても、これまで中央児童相談所において市町村や関係機関と連携しながら対応を行ってきたところでございますが、高知市西部への移転後も、これまでどおりの確かつ迅速な対応を行うことができているか、御指摘も踏まえしっかり状況を確認させていただきたいと、そのように考えているところであります。

次に、再び管理型最終処分場の整備が必要となったとき、今回最終候補地として選定された3カ所以外の場所が考えられるのか、もしくは今回の最終候補地が次の候補地となるのか、またそのことを見据えた地元説明となっているのかのお尋ねがありました。

新たな管理型最終処分場の最終候補地となった3カ所につきましては、昨年度有識者などによって構成される、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、防災の観点、地域住民の生活や環境への影響の観点、廃棄物運搬の利便性の観点などによる客観的、科学的な合計33の評価項目をクリアし、新たな施設の整備に



適した最終候補地として選定していただいたものでございます。

新たな施設は埋立期間を20年程度としており、その次の施設の整備についての検討が必要になるまでには相当の時間があることから、その間に社会的な条件や土地利用の状況などが変化することも想定されることです。このため、その次の施設整備をする際には、今回建設予定地とならない2カ所が、そのままその次の候補地になるということではなく、改めて候補地の選定を一から行うことになるものと考えています。

議員からお話のあったことについては、皆様に関心が大変高いことと考えられますことから、今後住民の皆様にお配りする資料や説明会において、こうした考え方もお伝えしていくようにするなど、丁寧な説明を重ねてまいりたいと考えております。

次に、浦戸湾架橋・弘化台ルートや他のルートも含めた再検討の結果と事業化に向けた検討が必要ではないかとお尋ねがありました。

浦戸湾架橋・弘化台ルートは、重要港湾である高知港の物流の一翼を担う路線であるとともに、鏡川大橋や浦戸湾周辺の交通渋滞を緩和する4車線の路線として、平成12年に港湾計画に位置づけたものであります。しかしながら、平成13年の東京向けブルーハイウェイラインや平成17年の大阪高知特急フェリーの廃止、平成22年のセメント工場の生産中止など、港湾物流は減少しており、現状では計画どおりの整備は難しい状況となっています。

平成26年度の議員の御質問を踏まえ、翌年度に、広域交通ネットワークの面から弘化台ルートと、他のルートとして若松町から鏡川を渡るルートについて、将来交通量の推計や事業費の試算を行いました。その結果、両ルートとも約200億円の建設費用を要することに対して、走行時間短縮や走行経費減少といった、いわゆる道

路3便益は小さく、費用便益比は1.0を大きく下回っている状況にあります。このため、現段階では事業化の検討には至っておりません。

今後は議員御指摘のとおり、平成32年度に高知東部自動車道の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間が開通する予定であることなどから、交通の流れが大きく変化することが想定をされます。さらに、平成32年度には5年に一度の大規模な交通量調査を行うこととしております。このため、開通後の交通の状況を踏まえ、最新のデータを用いた将来交通量の予測を行い、浦戸湾周辺の渋滞対策について、関係機関と協議の上、改めて検討させていただきたいと考えております。

最後に、現代のインターネット社会の現状認識とスマートフォンなどによる依存症問題とその社会的影響についてお尋ねがございました。

総務省の調査によれば、現在インターネットは80%以上の方々が利用し、その中でもスマートフォンはインターネット接続のため多くの方が使用しており、20代では95%近くの方が保有するなど、仕事や生活を行う上でなくてはならない身近なツールとなっています。インターネットやスマートフォンを活用したサービスは拡大しており、SNSや動画視聴などに加え、IoTやAIなど新たな技術を活用したサービスが普及することにより、ライフスタイルに大きな変化がもたらされるものと考えております。

他方、フィッシング詐欺などインターネットを悪用した犯罪は後を絶たず、議員からも御指摘のありましたとおり、インターネットやスマートフォンへの過度の依存など、新たな問題が生じているという面もありますことから、安全に利用するための知識、ルールの普及がますます重要になってくるものと考えております。特にスマートフォンなどのインターネット利用による、子供のかかわるネット上のトラブルやいじ

めなどが社会的な問題となっております。このため昨年度、青少年保護育成条例を改正し、保護者や学校などの関係者が、子供のインターネットを活用する力が適切に身につけられるように努めること、保護者については、子供の年齢やインターネットを活用する能力に応じて利用時間や場所を制限し、利用状況の把握に努めることなどを定めたところであります。

さらに、御指摘のありました依存症につきましては、世界保健機関の国際疾病分類で、オンラインゲームなどに依存するゲーム障害が精神疾患に位置づけられましたが、スマートフォンなどの過剰な使用による依存状態については、厚生労働省において実態把握などの調査研究が行われているものの、国際的な診断ガイドラインにおいて、まだ病気としての位置づけではなく、その診断基準も確立していないとされています。しかしながら、インターネットの過剰な利用が社会的に注目されている中で、スマートフォンなどへの依存対策は、国においてもその必要性を認識しており、具体的な対応を検討していくとされていることから、その動向を注視していきたいと考えております。

あわせて、先ほど申し上げました改正青少年保護育成条例に基づき、教育委員会、警察、その他関係者などとともに、学校やPTA単位でのインターネット利用のルールづくりや講演会の開催など、保護者を初め県民の皆様インターネットの適正な利用を周知してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） まず、県内における水道事業の現状と課題をどのように認識しているのかのお尋ねがありました。

県内の水道施設には、法定耐用年数40年を超過した管路が存在し、その更新が進まないため、

漏水の一因となっております。管路の更新が急がれるところですが、小規模な自治体が多い本県では、議員のお話にありましており、水道事業に携わる職員数が少ない、財政状況も厳しいといった課題があります。また、施設の更新等の財源となる給水収益は、人口減少や節水機器の普及に伴い減少しており、今後も人口減少が続くことを考えれば、収益の減は避けられないという状況でございます。

さらに、南海トラフ地震対策として、水道施設の耐震化が求められる中で、平成28年度末の本県の水道施設の耐震化率は、基幹管路は全国平均38.7%に対し34.5%、浄水施設は全国平均27.9%に対し13.5%、配水池は全国平均53.3%に対し37.4%となっております。現時点における南海トラフ地震の被害想定では、被災直後の断水率は99%、被災1カ月後も51%と高く、早期の耐震化も大きな課題と認識しております。

次に、旧優生保護法に関し、県内における不妊手術を受けた被害者の実態がどのようになっているのかのお尋ねがありました。

差異が生じた理由はわかりませんが、本県において本人の同意によらない優生手術を実施した方は、国の統計では179名、県の統計書では170名となっております。一方、この統計とは別に、県では、昭和24年から昭和57年までの県の優生保護審査会が手術を必要と決定した個人を特定できる資料173名分が確認されています。なお、現時点では、当事者の方や御家族の方から、直接のお問い合わせや御相談はいただいております。

次に、旧優生保護法に関し、県が作成した資料及び保有している資料や記録の保管状況がどのようになっているのかのお尋ねがありました。

都道府県などが保有している旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等について、厚生労

働省より本年4月25日付で調査依頼がありましたが、本県ではそれ以前に、本年1月の報道機関からの旧優生保護法に関する優生手術の実態調査をきっかけに、健康政策部が所管する本庁の全ての書庫に加え、環境衛生課であった時代の環境部門の書類を保管している旧県立大柘高校の書庫まで確認したところ、先ほど御答弁しました優生保護審査会が手術を必要と決定した173名分の資料が確認されました。今回の国からの調査依頼を受けて、改めて庁内関係各課や出先機関にも旧優生保護法に関連した資料の保管状況等について確認をいたしました。現在までに新たな資料は見つかっておりません。

また、県内の医療機関や障害者施設、市町村等が保有する旧優生保護法に関連した資料や記録については、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続するようお願いしたところがあります。

発見され現存する資料としては、優生手術申請書や健康診断書、遺伝調査書、同意書、優生手術適否決定通知書及び優生手術実施医師指定通知書などで、現在県庁内の書庫において保管しております。

次に、がん対策について、本県における小児及びAYA世代のがんの実態は、全国と比べてどのようなになっているのかのお尋ねがありました。

先月30日に、国立がん研究センターから公表されました、2009年から2011年の3カ年の小児期及びAYA世代のがんの罹患率と同時期の本県の地域がん登録によるがん罹患率を比較しますと、全て人口10万人当たりの割合になりますが、ゼロ歳から14歳までの罹患率は全国12.3のところ、高知県では9.7、15歳から19歳までは全国が14.2のところ、高知県では19.0、20歳代は全国が31.1で高知県は27.9、30歳代は全国が91.1で高知県は99.6となっております。

人口が少ない本県では、2009年から2011年の3カ年の合計で、ゼロ歳から14歳までの罹患者数が27人、20歳代が53人と、評価する数値としては少ないため、統計的な評価は困難なもの、全国の推計罹患率と大きな差はないものと考えられます。また、年齢別で罹患率の高いがんの種類は、20歳未満では白血病とリンパ腫が上位2位を占め、20歳代では白血病とリンパ腫が同率1位でこれらに近い率で甲状腺がんが続き、30歳代では乳がんが1位で、子宮頸がんが2位という状況であり、がんの種類別においても、おおむね全国の結果と同様であると思われます。

次に、AYA世代のがん患者や医療関係者に確実に必要な情報を提供する体制を、県として今後どのように構築していくのかのお尋ねがありました。

人口の少ない本県では、事例が少ないため、現在のところ診療経験や相談対応の蓄積が十分でないことが課題です。ただ、議員のお話にございましたように、どこに相談すればよいかわからないということがないように、県といたしましては、今後がん診療連携拠点病院等と連携しながら、AYA世代のがん患者や医療関係者が必要とする情報について、県のホームページへの掲載、がん診療連携拠点病院やがん相談センターこうちで情報提供を行うなど、さまざまな手段による、わかりやすく入手しやすい体制づくりに取り組んでまいります。

最後に、がん患者の精子と卵子を保存するといった妊孕性を温存する取り組みについて、本県の状況はどのようなになっているのかのお尋ねがありました。

がん治療の内容によっては、卵巣や精巣の機能が低下し、妊娠しにくくなったり、妊娠できなくなることがありますが、妊孕性を温存する、すなわち妊娠する力を残す方法として、精子と卵子の保存があります。

本県におきましては、がん診療連携拠点病院や県が設置しております、がん相談センターのうち、高知県不妊専門相談センター「ここから相談室」などで、がん患者から妊孕性の温存に関して相談を受けた際に、パンフレット等を用いて御説明するとともに、がん診療連携拠点病院等では治療に伴う生殖機能への影響などについて、治療開始前に正確な情報を提供し、必要に応じて適切な生殖医療を専門とする施設への紹介を行うようにしております。

しかしながら、こうした取り組みはまだ緒に付いたばかりであり、お話にありましたような行き違いが起こっている可能性がありますので、今後関係者の意見を伺いながら、がん患者にとって一層妊孕性の温存に関する情報が入手しやすい体制づくりや、速やかに専門施設につなげられる仕組みづくりについて検討してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、県内の学校におけるがん教育の現状についてお尋ねがございました。

文部科学省が実施しました、平成29年度におけるがん教育の実施状況調査では、がん教育を実施したと回答した県内の学校は、小学校で69校、約34%、中学校で77校、約67%、高等学校で29校、約71%の合計175校、約49%となっております。実施した学年としては、小学校では1年生が3校、2年生が3校、3年生が6校、4年生が6校、5年生が20校、6年生が66校、中学校では1年生が13校、2年生が12校、3年生が75校、高等学校では1年生が26校、2年生が8校、3年生が3校となっております。

このうち、外部講師を活用してがん教育を実施したと回答した学校は、小学校で12校、中学校で10校、高等学校で2校の計24校となっております。活用した外部講師は、がん専門医が7名、学校医が3名、がん経験者が1名、保健所

職員が1名、大学教員等が1名、その他15名の合計28名となっております。

この外部講師を活用した24校のうち、健康政策部と連携した高知県がん教育に関する講師派遣事業としては、平成29年度は、県立高等学校において2回、計181名を対象に授業を実施し、がん診療連携拠点病院に指定されております高知大学医学部附属病院の延べ6名の先生方に外部講師として御指導いただいております。

次に、外部講師のさらなる効果的な活用をどのように進めていくのか、また進めていく上での課題についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、今年度文部科学省のがん教育総合支援事業を受託し、がん教育の推進に向けた取り組みを進めております。

具体的には、学校のニーズに合わせてがん専門医やがんの経験者などの外部講師を派遣する仕組みの検討と、児童生徒の興味・関心・理解度など発育、発達を考慮した指導内容や指導方法について、学習指導要領との連携を踏まえたカリキュラムや教材づくりを行うこととしておりますが、まさにこれらの点が、外部講師のさらなる効果的な活用を進めていく上での課題であるというふうに考えております。このためカリキュラムや教材づくりについては、小学校、中学校、高等学校の指定校において実践し、検証しながら、より効果的な内容としてまいります。これらの課題解決に向けましては、これまで自主的に出前授業を実践してこられ、本県の学校におけるがん教育にも精通されております、がん診療拠点病院や高知県総合保健協会の方々にも委員として参画していただくがん教育推進協議会を設立して、出前授業の経験や専門的な立場から御意見をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、がん教育の具体的な目標の設定についてお尋ねがございました。

学校現場で行うがん教育は、がんを他の疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じてさまざまな疾病の予防や望ましい生活習慣の確立などを含めた、健康教育そのものの充実を図ることが大切であると考えております。

一般的には、児童生徒にとって、将来を見据えた疾病の予防や望ましい生活習慣の確立の大切さは、自分自身の問題として捉えにくい面があるのも事実です。一方、がんは日本人の死亡原因の第1位であり、2人に1人はかかると推測されることから、児童生徒にとっては身近に捉えることができる疾病の一つであり、自分自身や家族の問題として受けとめやすいと考えられます。

また、がんは早期発見で早い段階での治療により根治につながることから、検診の重要性について実感を伴った理解を得られやすいことや、適切な生活習慣を身につけることが、がんの発症予防に有効であることなどから、がん教育は健康教育そのものの充実にもつながるものと考えております。このため県教育委員会としましては、先ほどお話しいたしました協議会からも御意見をいただきながら、全ての学校において外部講師を活用した授業を実施できるよう、講師紹介の仕組みを整えるとともに、児童生徒の発達段階に応じた教材が全ての学校で活用されることを目標にがん教育に取り組み、健康教育の充実につなげていきたいというふうに考えております。

最後に、携帯電話やスマートフォンの使用時間と全国学力調査結果との関係性について、また児童生徒のスマートフォンなどの過度な使用についてどのような対策がとられているのか、今後の対策とあわせてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査の質問紙調査から、本県の小中学生の携帯電話やスマートフォンの

所持率は全国平均を若干超える状況にあって、これらの使用時間は増加傾向にあります。

議員からお話がありましたとおり、スマートフォンなどの使用時間が長ければ長いほど、全国学力・学習状況調査の正答率が低い傾向にあります。特に中学生では、使用時間が短い生徒と長い生徒の学力の差が拡大傾向にあり、使用時間の長さが学力低下につながる要因の一つであるというふうに考えております。

このような状況を改善していくためには、子供や保護者がスマートフォンなどの使用に関して正しい認識を持ち、家庭や地域ぐるみで使用に関するルールをつくるとともに、それを守ろうとする態度の育成が必要だと考えられます。現在、学校では、子供がスマートフォンなどを正しく使う力を身につけるための情報モラル教育を推進しておりますし、保護者に対しましては、スマートフォンなどの使用時間と学力との相関関係についてグラフなどを用いてわかりやすく説明したリーフレットを作成し、ことし4月に配布したところです。また、幡多地域や香美市、香南市などのように、家庭でスマートフォンなどを使用する時間帯を決めるといったルールづくりに、学校や家庭、地域が連携して取り組む事例も見られるようになりました。

今後も、これらの取り組みを市町村教育委員会などと一体となって、さらに進めてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、ここ数年の児童虐待の認定件数についてお尋ねがございました。

平成29年度の児童虐待に関する相談受け付け件数は、前年度比8.6%増の453件で、このうち虐待として対応した認定件数は、前年度比12%増の326件となっております。平成25年度の181件と比べますと、虐待の認定件数は、この4年

間で2倍近くになるなど増加傾向が続いております。

こうした認定件数の増加につきましては、児童虐待に対する県民の皆様の関心が高まり、相談の受け付け件数がふえたことにより、これまで潜在化していた虐待が発見されたことが要因の一つであると考えております。

次に、要保護児童対策地域協議会の設置状況、また協議会が機能しているかのお尋ねがございました。

平成17年に施行されました改正児童福祉法において、虐待を受けている子供を初めとする支援が必要な子供を早期に発見し、児童相談所、学校、保育所、幼稚園、警察などの関係機関が情報共有を行うとともに、適切な支援の協議を行う要保護児童対策地域協議会の設置が法定化されたことに伴い、本県におきましては、平成20年度末までに全ての市町村にこの地域協議会が設置されたところです。さらに、平成29年度からは、この地域協議会の調整機関に専門職を配置することや、職員への研修受講が義務づけられるなど、その体制の強化が図られたところです。

こうしたことを踏まえ、県では、中央児童相談所に平成27年度から市町村支援専門監を、平成28年度からは市町村支援担当チーフを配置し、地域協議会を定期的に訪問して、市町村管理ケースのリスクランク確認やケース管理のあり方などへの助言、市町村内での連携体制の整備、ケースの見守り体制づくりなど、市町村における地域協議会の機能強化に向けた支援を積極的に行っているところです。また、市町村の管理職から新任職員までの職階や実務経験に応じた研修を実施するなど、地域協議会の運営を担う市町村職員の人材育成を図っております。

こうしたことから、要保護児童対策地域協議会はそれぞれの役割を果たしているものと考え

ていますが、今後も地域の関係機関が情報を共有し、連携を図ることにより、子供への見守りや支援ができるようしっかりと支援をしてまいります。

最後に、他県との情報共有や連携、また自治体等関係機関との情報共有、連携についてお尋ねがございました。

本県におきましては、児童相談所が担当しているケースで都道府県間の転出入があった場合は、国の定めた児童相談所運営指針に基づき確実にケース移管を行っており、平成29年度は他県に10件を移管し、他県から7件の移管を受けています。転出ケースの移管につきましては、転出先の住所を管轄する児童相談所と事前協議をした上で全国統一の様式による関係資料の送付などを確実にを行い、転居が確認されたときから遅くとも1カ月以内に移管の手続を完了しています。また、転居後直ちに援助が必要な場合等は、移管先の児童相談所へ直接出向いてケースの説明を行うとともに、転出先の家庭に顔つなぎのための同行訪問を行うなど、適切なケースの引き継ぎに努めています。転入ケースについては、児童相談所間の認識の差をなくすため、ケース移管の手続完了後、少なくとも1カ月間はもとの児童相談所による援助方針を継続することとしています。

このほか、児童相談所の援助が既に終了している場合であっても、転居に伴う家庭環境の変化によって虐待が再発する可能性がある場合などは、転出先の児童相談所に情報提供を行うなど、再発のリスクを見据えた対応も行っています。

また、引き継ぎを受けたケースは、児童相談所が直接市町村へ情報提供することにより、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして、構成メンバーである学校、保育所、幼稚園、警察などと情報共有を行っております。

今後とも、県外の児童相談所に引き継ぐケースは確実に引き継ぎを行い、他県から引き継ぎを受けたケースについては援助方針に基づき適切に対応するとともに、関係機関とも情報を共有し、連携を密にすることで、子供たちの命の安全と安心をしっかりと守ってまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 管理型産業廃棄物最終処分場に関して、まず3カ所の最終候補地の現地調査の状況と自治体の首長、議会、住民の皆様への説明状況、そして現地調査の結果と地元の受けとめについてお尋ねがございました。

現地調査につきましては、現在3カ所の最終候補地の中で科学的に最適な場所はどこなのかという視点で検討を行うため、地権者の御了解をいただいた範囲において、各候補地の詳細な調査を実施しているところでございます。

調査の内容としましては、まず1点目としては、候補地の流域や隣接する流域等における沢水の流量や水質の調査を行い、候補地周辺の地下水の動きを分析する水文調査を、2点目としては、地表から見える範囲で地形・地質構造等の確認を行い、地すべり地形や断層などといった施設整備上の懸念材料となる地形・地質の状況を整理する地質調査を、3点目としては、既存道路の状況や建物、農業用ハウス等の立地状況を調査し、進入用道路の新設・拡幅の実現性や整備上の課題等を整理する候補地周辺調査を行っているところでございます。これら3つの調査をもとに、それぞれの候補地ごとに施設整備に当たっての課題等を整理した調査結果を、7月下旬をめどに取りまとめたいと考えています。

3市町の首長、議会、住民の皆様への説明状況につきましては、去る2月1日に開催された新たな管理型最終処分場候補地選定委員会にお

いて、3カ所の最終候補地が選定された後、3市町の首長、各市町の議会、各地区の住民の皆様へ候補地の選定過程や施設の必要性とその安全性などの説明を行ったところです。

説明を行う中で、施設の安全性などについて不安や疑問の御意見をいただきましたことから、エコサイクルセンターを実際にごらんいただき、施設の安全性及び施設が適正に管理運営されていることを知っていただくことが重要であると考え、各市町の議会議員及び住民の皆様を対象とした見学会を開催することといたしました。これまでに佐川町議会、須崎市議会の議員及び佐川町加茂地区の住民の皆様へ施設をごらんいただきました。御参加いただいた皆様については、施設の必要性に加えて、施設の安全性や施設の適切な管理運営についても、一定の御理解をいただけたのではないかと考えているところです。今後、香南市議会の議員の方々を対象とした見学会を7月13日に開催する予定としており、残る須崎市神田地区及び香南市香我美町上分地区の住民の皆様を対象とした見学会も、7月中に実施できるよう日程調整を行っているところです。

さらに、これまでの説明会や見学会で出された御意見や御質問に対する回答や考え方をまとめた資料を作成し、住民の皆様へ配布するなど、説明会等に御参加いただけていない方々にも理解を深めていただけるような取り組みも行っていきたくと考えており、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

平成29年3月に策定した、本県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方を示した基本構想において、管理型産業廃棄物の最終処分量の将来予測を行った上で、エコサイクルセ

ンターの埋立終了時期の見直しを行い、平成34年9月から平成36年8月までの間に満杯となることを見込まれており、エコサイクルセンターが満杯になるまでに新たな施設の整備することを目指していく必要があると考えています。

現在は、まずはできるだけ多くの皆様に施設の必要性や安全性を知っていただけるよう、説明会に御参加いただけていない方々も含めて、住民の皆様が丁寧な上にも丁寧に御説明させていただきたいと考えており、先ほど申し上げましたように、引き続きエコサイクルセンターの見学会や各地域での説明会を開催するとともに、これまでの説明会で出された御質問に対する回答等を取りまとめた資料を配布するなど、最終処分場の整備について御理解をいただけるよう努力を重ねてまいりたいと考えています。

他方で、現施設であるエコサイクルセンターについては着工から施設の建設まで、不測の事態に費やした期間を除いて2年半を要していることや、その前段階では設計や測量、用地買収等の期間が必要であることも考慮して進めていかなければならないと考えています。

○23番（西森雅和君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

第2問ということですがけれども、2問は行わずに、要請を少しさせていただきたいと思いません。

がん教育についてですがけれども、先ほど教育長のほうからも、全ての学校でがん教育ができるように取り組んでいくという、そういう話もありました。そういう中で、外部講師のリスト化とか、そういうことも大事でしょうし、あと実施していく今後の工程表、このあたりも明確にしないといけないと思います。

あと進捗状況ですね。検証する委員会なんかも設置していいのではないかというふうにも思います。実施に当たっては、児童生徒でがんを

患っている方もいらっしゃるかもしれませんが、また家族ががんにかかっている、そういう子供もいらっしゃるかもしれませんが、そのあたりは丁寧に、またがん教育を進めていただければと思います。

あと産廃施設。知事としてはそういう答弁をするしかないのかなという、そういう思いもいたしたところでありますけれども、いずれにしても、地元の皆さんが安心できる形で丁寧な説明等をお願いいたしまして、時間となりましたので、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番加藤漠君。

（11番加藤漠君登壇）

○11番（加藤漠君） 宿毛・大月・三原選出、自由民主党の加藤漠でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

まず冒頭、今月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によりお亡くなりになられた方々に、哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

通勤、通学の時間帯に都市を襲ったこのたびの地震は、交通網やライフラインを直撃し、停電や断水、ガスの供給がとまり、建物火災が発生するなど、大阪府だけでなく、京都府や兵庫



県など広範囲にわたって被害が発生いたしました。一日も早い復旧・復興を心から願っております。

地震による犠牲者は現在5名となり、大阪府高槻市では9歳の児童が、大阪市東淀川区では80歳の男性が、いずれも倒壊したブロック塀に巻き込まれ、とうとい命が犠牲になりました。ブロック塀については、一昨年の熊本地震を初め、過去に起きた地震でも倒壊によって多くの被害が出ており、安全対策が求められてまいりました。特に高槻市での被害については、本来児童を守る場である学校施設のブロック塀が原因であり、まことに残念でなりません。学校など公共施設の耐震化が進められている中で、ブロック塀の点検が後回しになっていなかったかどうか、今回の被害を教訓に、二度と悲惨な出来事を起こすことのないよう、改めて安全対策を徹底していくことが急務であります。

また、地震の前日には、群馬県南部においても地震が発生したばかりでした。大阪府で震度6弱、群馬県については震度5弱、いずれも観測史上初めての規模であり、日本全国どこでも大きな地震がある日突然起こり得ることを、改めて思い知らされることとなりました。

本県についても、来るべき大災害への備えを早急に進め、県民の命と暮らしを守るための取り組みを全力で進めていただきたいと思います。南海トラフ地震対策に対する知事の決意をまず冒頭お聞きいたします。

また、子供たちの命を守るため、早急に学校施設のブロック塀の点検を行い、実態把握とともに、学校の安全の確保に努めていく必要がありますが、今後の対応について教育長にお伺いいたします。

最大規模の南海トラフ巨大地震が発生した場合、20年間に及ぶ経済的な被害が1,410兆円に上るとの推計が、土木学会から発表されました。

報告書では、発災から2年間で、近畿、四国、東海のそれぞれ地区内での総生産のうち、4割以上が失われる可能性が指摘されています。特に本県については、県内の大半となる地域で、7割以上の総生産が失われる可能性があるとして指摘されています。あくまでも想定している地震の規模は、考えられる最大クラスの地震であります。15年を目標に堤防の強化や道路整備といった有効な対策を進めることで、4割程度の経済被害を防ぐことができると示されていることから、着実に対策を進め、被害の軽減に努めなければなりません。

本県を鑑みても、浦戸湾の三重防護や長期浸水対策、命の道となる高速道路の整備など、南海トラフ地震に向けてまだまだやるべき対策が多く残されています。しかし一方で、これまで防災・減災対策のために活用していた国の全国防災事業は平成27年度で終了し、また緊急防災・減災事業債については平成32年度まで延長されておりますが、今後の財源確保については先行きが見通せない状況もあります。

インフラ整備には多額の財源が必要となりますが、事前の対策を行うことで、人的被害はもちろん経済被害を大きく軽減でき、その結果、長期的には国の財政負担の軽減にもつながるという視点は極めて重要であります。今後とも、防災・減災対策を確実に実施するためには、今回の土木学会からの提言も踏まえ、安定的かつ持続的な財源確保について、国に対ししっかりと提言を行わなくてはなりません。

南海トラフ地震対策を停滞させることなく、さらに加速していくことが喫緊の課題だと思いますが、防災・減災対策にも資するインフラ整備をどのように進めていくのか、知事のお考えをお聞きいたします。

今国会では、学校法人森友学園への国有地売却や、加計学園の獣医学部新設問題、いわゆる

モリカケ問題に多くの時間を費やして、議論が行われてまいりました。財務省による決裁文書の改ざんや愛媛県の文書と国会答弁に相違があったことなど、一連の政府の対応に国民の疑念が払拭されていないことを真摯に受けとめ、その声に対しては謙虚に耳を傾けていかなければなりません。

信頼の回復に向け議論を尽くしていくことが重要であることは言うまでもありませんが、一方で国民の皆様が政治に対して寄せる期待は、政策の実現にあります。現在、焦点となっている働き方改革関連法案やT P P関連法案は、長時間労働の是正や農家の方々への対策など、私たちの暮らしにかかわる極めて重要な法案であります。残された会期においては、私たちの経済について、安全保障や国のあり方について、ぜひとも建設的な議論を深めていただきたいと思います。

安倍政権発足以来、5年が経過いたしました。この間、最優先で政策を実行してきた分野は経済の再生です。アベノミクスによって、名目GDPは過去最高を記録し、中小企業も含めた賃金も5年連続で最高水準の伸びを続けているなど、悲願であったデフレからの脱却への道筋を着実に進んできています。

本県の経済についても、日銀の景気判断が、6カ月にわたり県内の景気は回復していることなど、国の経済状況も追い風に、着実に改善の道を進んできています。地域の中からも、景気回復の実感がないというお声はまだまだ伺いますが、少なくとも、景気が悪くなったという声は聞こえなくなってきたように感じています。

高知県の経済を元気にしていくための産業振興計画は、今年度で10年目を迎えました。計画を策定した平成21年度当時、日本全体としては戦後最長と言われた景気回復局面にあったにも

かわらず、本県の経済はその恩恵を十分に受けることなく、低迷が続いていました。厳しい状況の中、人口減少の課題に正面から向き合うとの知事の強い決意のもと、全ての産業分野で経済成長を目指し、これまで多くの成果を上げてきました。産業振興計画は、高知県の経済は必ずよくなる、やればできるということを間違いなく証明してきました。しかしながら、1人当たりの県民所得や給与水準は大きく伸びてはきておりますものの、まだまだ全国と比較すると下回っている状況や、県外への人口流出が続いていることなどからも、引き続きさらなる取り組みの強化が求められています。

知事は提案説明の中で、第3期となる産業振興計画の目標達成について、今年度が特に重要な年となるとの認識から、これまで以上にP D C Aサイクルを徹底した上で、不断の見直しを行っていく決意を述べられましたが、目標達成に向けた手応えと今後の展望について知事の御所見をお伺いいたします。

全国の有効求人倍率は、昭和40年代半ば以来44年ぶりの高水準となり、全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、失業率も低水準で推移しているなど、雇用環境は大幅に改善しています。本県についても、ことし4月の有効求人倍率は1.29倍、過去最高となると同時に、30カ月連続で1倍を超える状況が続いています。さらに、ことしの春に高校を卒業した生徒の就職内定率は97.7%、近年は100%に迫る高水準が続いています。

雇用環境が改善してきたからこそ、企業の人手不足感が高まり、もっと魅力的な職場環境へ改善を図ろう、投資をしていこうという機運が生まれます。今後も景気の回復を持続させ、その実感が得られるかどうかは、企業が、深刻化する人手不足とどう向き合うかにかかっていると断言ではありません。

知事からも、賃金の引き上げや残業時間の短縮といった働き方改革の取り組みについては、経営と両立する形で進めていくことが重要との認識のもとで、高知県働き方改革推進支援センターを設置するなど、雇用環境の改善に向けた取り組みの報告がありました。

人手不足を解消するため、また特に産業振興計画で掲げる、誇りと志を持った若者の県内定着を図っていくためにも、人材への投資を積極的に行っていくことが欠かせないものと考えますが、働き方改革を推進していく今後の取り組みについて商工労働部長にお聞きいたします。

今議会には、県外への販路拡大の一環として、名古屋に新たな複合型アンテナショップへの出店を支援するための補正予算案が提出されています。集客力の高い商業施設への出店によって、中部地区での高知県のPRや県産品の販路拡大につながることを期待しています。県外での販路開拓、いわゆる外商活動については、東京中心に行っていた地産外商公社の活動エリアを、関東から中部、関西、中四国や九州まで広げてきており、さらに大阪と名古屋に担当職員を配置するなど取り組みを強化してきています。公社を通じた取引も年々大きく増加しており、知事からも、昨年度の成約金額が前年の1.2倍、35億円を超える成果があったことが御報告されました。

私が小学校のころから学校給食として親しんできた菱田ベーカリーの羊羹パンは、県外での販路開拓を続けた結果、4年前まで年間約3万個だった出荷数が、現在は約50万個を超え、さらに2020年に向けて年間100万個の製造を目指しておられます。幡多地域は首都圏からの時間距離が最も遠い地域と言われますが、多くの事業者の方々が県外にも活動範囲を広げ、成果を出しておられることを大きな励みに感じています。

県外での営業活動の支援を充実させていくた

めには、地産外商公社のより一層の機能強化や、県内の各地域商社の活動に対する支援の充実といった施策が成果を上げるかなめとなります。またさらに、東京、大阪、名古屋の各地区に設置された県外事務所とも連携するとともに、これまで以上に経済的な成果を意識した活動を行っていくことが重要ではないかと考えております。

県外での販路拡大の取り組みについて、成果のさらなる上積みに向けた決意を産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、農林水産業の振興について伺います。

高知県が14年かけて開発したお米の新品種、よさ恋美人の収穫が間もなく始まります。土佐天空の郷や仁井田米、土佐岩戸米など、だんだんと高知県産のお米も全国的に高い評価を受けてきています。よさ恋美人は、暑い夏でもお米の品質が高く、味もコシヒカリに負けていないとの評価もあり、本県の早場米の評価が高まるものと大変期待をしております。

ことしから、国による米の生産調整、いわゆる減反が廃止されました。これを受けて県では、県全体の生産数量目標を算出するとともに、市町村ごとの生産数量の目安を示すことで、県内の需要に応じた生産を進めています。

食の多様化が進み、お米の消費量は年々減る一方ではありますが、コンビニのおにぎりやスーパーのお総菜などに使われる業務用のお米については、年々需要が伸びてきています。しかし、これまで全国的にも、価格の高い品種、いわゆるブランド米に代表される家庭用米や、家畜の飼料として活用する飼料用米の生産を行う傾向が強かったため、中食や外食向けに適した業務用米が不足している状況が続いています。

業務用米については、現在米需要の約4割を占めてきており、平均価格についても年々上昇し、家庭用米のコシヒカリと同等まで近づいて

きています。さらに、生産者にとっては、販売先に対して中長期的に一定価格で販売が可能となるため、相場に左右されにくく、経営の安定化が図れるメリットも期待できます。

また、家庭用米では、おいしいかどうか、その食味が重視される傾向にあります。業務用米では、例えばおにぎりには型崩れのしにくい品種、おすしには酢が浸透しやすい品種など、用途に応じた適性が重視されます。そのため、業務用米を生産する環境を整えていくには、それぞれのニーズを把握することや、収量の多い品種への転換、低コストでの栽培技術の導入など、事業者や農協など、関係者の方々との連携した取り組みが求められます。

水田農業の活性化に向け、家庭用米の評価を高めていくとともに、供給が不足している業務用米についても対応を拡大していくことが重要ではないかと考えますが、今後の県産米の取り組みについて農業振興部長のお考えをお聞きいたします。

平成26年にCLT工法による建物としては国内第1号となる社員寮が大豊町で完成して以降、県内ではこれまで14棟の建物でCLTが使用されてまいりました。

林業や木材産業が発展し成長していくためには、生産、加工、流通、担い手の確保など、それぞれに対応していくことが重要ですが、何といても安定して木が売れること、いかに木材需要の拡大を図るかが大きなポイントとなってまいります。県はこれまでもCLTの利用促進はもとより、大型製材工場を初めとする加工体制の強化や、木質バイオマス発電施設の整備などに取り組み、県内の木材需要は大きく高まってまいりました。

また、県では、県産材の利用推進に対して方針を定めて、県有施設については原則木造化または内装を木質化していくことを目標に、木材

利用を推進しています。同様に、全ての市町村においても、地域の木材利用に対する方針を定めて取り組んでいるものと承知をしております。

他方、低層の公共建築物については、行政施設のみならず、医療機関や福祉施設といった民間事業者が整備をする建築物も多く、今後さらに公共建築物における木材利用の促進を図っていくためには、これらの民間事業者が整備する施設についても、木造化や内装の木質化を推進するための取り組みも有効となってまいります。

高度経済成長期に建てられた多くの県内の公共施設が更新時期を迎えている状況の中で、庁舎や学校施設を初め、木のぬくもりが感じられる建物がふえていくことは、健康面や精神面にもよい効果をもたらすことにもつながり、その価値は大変大きいものと感じています。

公共施設を初め、民間建築も含めた非住宅建築物への木材利用がより一層進み、木材需要が高まっていくことを期待いたしますが、県産材利用推進に向けた今後の取り組みを林業振興・環境部長にお聞きいたします。

水産業の分野については、クロマグロの人工種苗生産技術が事業化に向けて大きく進展したほか、先月には県内最大級となる水産加工施設の起工式が行われるなど、産地での加工体制についても整備が加速されてきました。さらに、県内の水産物を利用していただける、高知家の魚応援の店の登録数も毎年増加するなど、生産から加工・流通・販売と、それぞれの段階においての取り組みが行われております。

今年度からは、新たに海外の市場で需要が高まりつつある養殖ブリについても、人工種苗の生産技術の確立を目指しており、今後はさらに養殖魚の安定的な生産体制につながっていくものと期待しています。

県内や県外へ安定的に水産物を供給するとともに、海外への輸出も見据えた生産体制の確保

を目指していくためには、漁港においては衛生管理対策を図るほか、輸出拡大が見込まれる魚種については漁場の整備を行うといった取り組みが不可欠となります。また、産地の競争力を高めていく観点からは、出荷拠点となる漁港や岸壁、さらには冷凍・冷蔵施設などの一体的な整備を推進していくことも重要であります。

マグロやブリなど県内の水産物が、輸出も視野に入れて、産地としての競争力をつけていくためには、安定的な生産・流通体制を整えていくことが重要だと思いますが、どのように養殖業の振興を目指していくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

次に、公共交通について伺います。

先月、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議を立ち上げ、高知龍馬空港の今後の発展に向けた議論がスタートいたしました。高知龍馬空港は、羽田線の利用者の増加や名古屋線の2便化、福岡線のジェット化などの取り組みにより、近年空港利用者はおおむね増加傾向にあり、昨年度は年間で146万人、過去10年間で最多となりました。

現在、空港を取り巻く環境は大きく変化してきており、全国的に空港の民営化が進んでいることを初め、訪日観光客の増加を受けて、さらなるインバウンドの促進を目指して、LCCなどの国際線の誘致活動の推進や、空港周辺の都市が連携して広域観光に取り組むなど、空港の活性化に向けた取り組みが加速してきています。

四国内においても、高松空港がことしの4月から民営化されたほか、国際線についても上海、香港、ソウル、台北の4路線が運航しています。また、松山空港はソウル、上海の2路線、徳島阿波おどり空港についても、ことしから国際線向けの新ターミナルの供用が始まり、香港、台北を結ぶチャーター便で利用されるなど、各空港で路線の誘致活動が活発に行われています。

一定の人口減少が避けられない本県にとって、観光客の増加など交流人口を拡大させることで地域の経済活動を活性化することが必要であるということは、論をまたないところであります。高知龍馬空港を起点に、交流人口の一層の拡大を目指していくためにも、LCCの路線誘致や空港の国際化を進めていくことが極めて有効な施策となってまいります。

戦略検討会議での議論を通じて、就航路線の拡充や空港の利便性の向上が図られていくことを期待しますが、戦略検討会議の立ち上げの狙いと今後の空港活性化に向けた決意を副知事にお聞きいたします。

空港など公共交通の利便性を考える際には、バリアフリーの視点も重要です。特に高齢化が進展している本県にとって、高齢者や障害者といった方々が利用する公共交通の役割は、ますます重要性が高まっています。

ことしの3月には、とさでん交通が県内で2台目となる超低床式の路面電車を導入いたしました。乗りおりに段差がなく、お年寄りから子供まで誰もが利用しやすい車両の導入は、日常の足としてだけではなく、観光客の方々にとっても利便性が高まることで、旅の魅力向上にもつながってまいります。

今後は、さらなる観光客の増加なども見据えて、ノンステップバスの導入促進や鉄道駅舎の段差解消、さらにはユニバーサルデザインタクシーの導入など、あらゆるの方々にとって公共交通が利用しやすい環境整備を行っていく視点が欠かせません。またさらに、一連のハード対策とあわせて、乗客の乗りおりの支援を行うなど、ソフト対策も一体的に進めていくことも重要となります。

事業者や市町村とも連携しながら、地域のニーズに応じた公共交通のバリアフリー化を推進していくべきと考えますが、今後の取り組みを中

山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、教育についてお聞きいたします。

ことしの春には、県立高知国際中学校が開校し、第1期生となる60名の生徒が入学いたしました。入学志願者の倍率は約4倍、定員を大きく上回る出願があったことは、県民の皆様の高い期待のあらわれだと感じています。大きな希望を胸に日々学習に励んでいる生徒の皆様に、心からエールを送りたいと思います。

また、5年後の平成35年度に県立高知国際中学校に統合予定の県立高知南中学校についても、60名の定員に対して応募が139名となりました。一時期には、統合の議論が志願者数に影響するのではないかと懸念の声も伺っていたため、多数の方々が入学を希望されたことに、私自身も胸をなでおろすような気持ちでありました。

さらに、県ではこれら2校とあわせて、県立中村中学校と県立安芸中学校をそれぞれ西部と東部に設置していますが、高知市内の2校が定員を上回る志願者があったことに対して、中村、安芸の両校については、今年度の入学者数が定員を下回る結果となりました。安芸中学校については、県立高等学校再編振興計画の中で、今後は募集停止も含めてあり方を検討することとしておりますが、一方で中村中学校についても、志願者数自体が年々減少傾向にあることを考えれば、より一層の振興に向けた検討を改めて行う必要があるのではないかと考えております。

それぞれの県立中学校が特色を生かし、それぞれの地域で児童生徒、保護者の希望に応じていくことを望みますが、これまでの中高一貫校の評価と今後の取り組みについて教育長のお考えをお聞きいたします。

高知県の教育環境の整備を考える上で、生徒数が減少していることや中山間地域が多いことなど、地域の実情に応じることはもちろんですが、公立学校と私立学校の関係性を考えていく

ことも大変重要な視点となります。

特に本県は、私立学校に通う生徒の割合が高く、例えば私立の中学校へ通う生徒は、全国平均が7%に対して、本県の場合は約18%。都道府県で比較すると、東京都の約24%に次いで全国で2番目に高い割合となっています。

東京圏などを中心に受験競争の低年齢化が進んでいる現状も伺いますが、都市部以外の方々にとっては、通学している割合からも、公立の中学校へ進学するというのが一般的であります。およそ5人に1人が私立中学校に通っていることで、多くの児童や保護者の方々にとって中学受験が高い関心事となっていることは、本県の教育環境の特徴とも言えます。

また、大学への進学という観点から見ても、本県では、私立学校の多くが進学校としての役割を果たしている状況にあります。公立高校に進学した生徒にとって、希望の進路を達成することが不利になることがないように、生徒や保護者の進学に対する期待に応えられる教育環境を整えていくことが重要だと考えております。

私の住んでいる幡多地域では、以前は進学のために、高知市内などの下宿や寮から通学をする御家庭は多かったものの、最近では父親が地元に残って、母親と子供と一緒に転居をする、いわば逆単身赴任といった御家庭のお話もお伺いします。さらに、医学部や難関大学への進学を希望する児童生徒の御家庭では、私立学校への進学が転勤を希望する動機になるなど、中山間地域にとっては教育環境が人材定着への課題ともなります。

住んでいる地域の事情にかかわらず、生徒の能力に合わせて学校を選択できるよう、さらなる教育環境の整備を望みますが、県としてどのように対応していくのか、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、少子化の進行などに伴い、県内の児童

生徒数は年々減少しており、小学校から高校までを合わせた公立学校の児童生徒数は、平成20年度には約7万4,000人であったものの、今年度は約6万人となり、この10年間で約1万4,000人が減少しています。

生徒数の減少に伴い、県立高校は、これまで学校の統廃合とあわせて振興策に取り組んでまいりましたが、他方、私立高校については、コースの新設や県外からの学生を受け入れるといった積極的な取り組みも行われ、生徒数は増加傾向にあります。

私立、公立、それぞれの高校で特色や魅力がありますが、県立高校がさらに県民の皆様からの支持を得ていくためにも、生徒の進路希望にどの程度応えられているのか、あるいは生徒の満足度が向上しているかどうかなど、学校ごとの評価をしっかりと行っていくことが重要ではないかと感じております。

県立高校のより一層の魅力化を図り、公立、私立の高校がお互いに切磋琢磨することによって、本県の教育の向上につなげていく必要があると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

1問目最後に、名誉県民の顕彰についてお聞きいたします。

昨年11月、奥谷博画伯が日本洋画界における実績が認められ、文化勲章を受章されました。このたびの御受章を心からお喜び申し上げます。

文化勲章の受章に当たり、県においても名誉県民として顕彰を行い、ことしの3月には贈呈式並びに記念行事が実施されました。私も、当日は出席させていただきましたが、宿毛の山や川で遊び、自然の中で育ったことが私の原点との、幼少時代の思い出とともに語られた作品の解説に、大変感銘を受けながら聞き入った次第でありました。

文化勲章については、昭和12年に国において

制定されており、本県出身者としては昭和32年に牧野富太郎博士が受章されて以来、お二人目の受章となります。また、名誉県民顕彰は、平成23年に県として制度化しておりますが、これまで顕彰されていた方は、日本を代表する漫画家のやなせたかし先生お一方であり、文化勲章と同様に今回の顕彰がお二人目ということになります。

奥谷先生は宿毛市名誉市民でもあり、地元の方々からは御功績の顕彰が行えるよう、施設整備に対する期待の声もお伺いするところであります。

奥谷先生は県や宿毛市に対しても、作品の寄贈や県内での展覧会の開催などを通じて、文化芸術の振興にも大いに貢献されてこられており、作品についても、県に6点、宿毛市には25点が保管されていると伺っております。

名誉県民である奥谷博画伯の御功績を顕彰していくに当たっては、県と宿毛市の連携も欠かせないものと思っておりますが、今後の方針をどのように考えているのか、文化生活スポーツ部長の御見解をお聞きいたします。

以上で、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南海トラフ地震対策に対する決意を聞くとのことのお尋ねがありました。

南海トラフ地震対策につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて、国が公表した全国でも最も厳しい震度や津波高の想定に真正面から向き合い、それまでの取り組みを抜本的に強化した南海トラフ地震対策行動計画を平成25年度に策定し、総力を挙げて取り組んでまいりました。

また、平成28年に発生した熊本地震を受けて、繰り返す大きな揺れへの対応を行動計画に位置

づけて、避難所の非構造部材の耐震強化などを図るとともに、避難所の運営体制の充実や物資配送計画の早期策定などの取り組みを強化いたしました。

今回の大阪府北部で発生した地震では、鉄道網の麻痺により多くの帰宅困難者が発生するといった大都市特有の事態が発生したほか、ブロック塀の崩壊や家具の転倒などにより5人の命が失われており、過去の地震でも繰り返し指摘されてきた命を守る対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。特に、本来ならば児童を守るべき学校施設のブロック塀の崩壊により児童の命が失われたことは、重く受けとめなければならぬと考えております。こうしたブロック塀の揺れに対する安全性の確保や家具の固定につきましては、既に3期の南海トラフ地震対策行動計画に位置づけて取り組んでいるところでありますけれども、今回の地震を受けて、さらなる加速化を図ってまいりたいと考えています。

また、今後新たな教訓や知見が得られた場合には、今年度改定作業を行ってまいります第4期行動計画、こちらに盛り込んでいきたいと、そのように考えているところです。たとえこれからどのような厳しい条件が突きつけられることとなろうとも、真正面からそれに向き合い、来る南海トラフ地震から県民の皆様の命を守り、命をつなぐため、全庁を挙げて全力で取り組む決意であります。

次に、南海トラフ地震対策を停滞させることなく、さらに加速していくことが喫緊の課題だと思うが、防災・減災対策にも資するインフラの整備をどのように進めていくのかのお尋ねがありました。

これまで国から公表されていた南海トラフ地震による被害額の約220兆円は、資産被害と被災後1年間の経済被害を推計したものであります。議員のお話にありました土木学会の報告書

では、資産被害170兆円に、20年間の長期に及ぶ経済被害の推計値1,240兆円を加えた被害想定額約1,410兆円が示されました。

これまでも私は、南海トラフ地震が超広域にわたる巨大災害であり、一度被災すると、経済面で見ても、輸出大国である我が国の地位を失いかねない大ダメージを受けることとなりかねないといった危機意識について、国への政策提言など、あらゆる場面で訴えてまいりました。具体的には、一たび南海トラフ地震がL2レベルで発生をいたしますと、強い揺れと大津波により、全国30都府県、製造品出荷額の約66%を占める地域が被災すると予測をされており、日本全体の産業がこの世界的な大競争時代において何年にもわたり停滞するなど、輸出大国としての地位を危うくしかねない国難に陥るおそれがあると、これまでも訴えてきたところであります。

今回の土木学会の報告書では、その具体的な経済被害の推計値が示され、私としても大変納得感を持って受けとめているところであります。

一方で、こうした事態に対して、今回の報告書では、国難を避けるための具体策と効果についても示されています。高速道路の整備や河川・海岸堤防、さらには橋梁の耐震化などの事前対策を行うことで、長期的な経済被害を約4割以上、被害額にして約510兆円縮減できること、あわせて主要な公共インフラの整備を15年程度で完了する必要があるといった内容であります。

河川・海岸堤防や道路、港湾などの公共インフラは、地域社会を守り、地域経済を下支えするという平時における重要な役割を担っていることに加え、南海トラフ地震発生時には、住民の皆様の命を守り、さらには救助・救出活動や支援物資の搬送といった命をつなぐ応急対策活動をより容易ならしめるのみならず、復旧・復興のスピードとその水準を引き上げるためのか



なめでもあります。

これまでも県では、公共インフラの必要性を国に訴えるとともに、四国8の字ネットワークの早期整備や緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策、浦戸湾の三重防護など、南海トラフ地震対策にも資する国家的なインフラ整備に全力で取り組んでいるところであります。このたびの報告書において、こういった本県の取り組みの重要性・必要性が学術的にも裏づけられたと、そのように考えております。

引き続き、県民の皆様の命を守り、命をつなぐとともに、国難とも言える経済被害を縮減していくために、防災・減災に資する公共インフラの整備をさらに進めていかななくてはなりません。このための財源を確保するために、第1に、事前に備えることで経済被害は大きく軽減され、財政用語で言えば、BバイCは大きく1を超えるということを、今回の議論を踏まえ積極的に訴えていくとともに、第2に、その際には全国知事会や10県知事会議などしっかりと団結をしていくということを基本として、あらゆる機会を通じて国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

あわせて、全国的な世論の後押しを得ることも大事であります。多くの機会を捉え、多くの国民の皆様方にこの重要性について訴えを続けてまいりたいと、そのように考えております。

最後に、第3期産業振興計画の目標達成に向けた手応えと今後の展望についてお尋ねがございました。

本県経済は、産業振興計画に取り組む以前は、人口減少に伴って縮む経済であり、全国的な景気回復の流れにも完全に取り残された状況にありました。

しかしながら、産業振興計画の9年間の取り組みを通じて、本当に多くの皆様が地産外商に取り組みられるようになり、県内総生産は名目、

実質ともにプラス成長が基調となり、有効求人倍率や完全失業率といった雇用に関する指標も大幅に改善をしております。また、各産業分野の生産額等を見ましても総じて上昇傾向にあり、中でも第3期計画に掲げた農業産出額等1,060億円以上、食料品製造業出荷額等1,000億円以上、県外観光客入り込み数435万人以上という目標については、目標年次である平成31年度末を待たずに前倒しで達成いたしております。こうしたことから、これまでの地産外商戦略を柱とする産業振興計画の取り組みについて、一定の手応えを感じているところではあります。

しかしながら、人口減少の下押し圧力に屈することなく、経済の拡大基調を維持し続けることは、決して容易なことではありません。現に、木材・木製品製造業出荷額等や漁業生産額など、目標達成に向けもう一段の努力が必要な分野もあります。さらに、本県の人口の社会減は、近年、かつての全国的な景気回復の局面に比べて2分の1程度に改善してきているとはいえ、平成29年度は1,605人の転出超過となるなど、社会増減を均衡させるという目標の実現に向け、さらなる努力が必要な状況にあります。

このため、成長のメインエンジンそのものを強化するため、継続的に新たな付加価値を生み出していく仕組みを意図的に構築するとともに、生み出された付加価値を生かして、交易の範囲を国内外にさらに拡大していく取り組みを、各分野において全力で推進しているところであります。

加えて、成長の壁となっている人手不足の問題は、第3期計画の目標達成のために、そして本県経済が先々にわたって成長を続けていくためにも、何としても克服すべき課題であります。

このため、本年度施策群を抜本強化したところではありますが、それらの施策をしっかり連動させ、もう一段戦略的に進めてまいりたいと、

そのように考えております。それぞれの施策が有機的につながり、効果を最大限発揮する形になっているのか、そのための施策の投入量は足りているのか、新しい仕組みは必要ないのかといった視点で、年度中でも随時点検・検証を行い、施策をより実効性の高いものへと進化させてまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、学校施設のブロック塀の実態把握と安全確保に係る今後の対応についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより、児童生徒や地域住民の安全を確保するとともに、発災時の避難路の通行の安全を確保することを目的に、第3期の南海トラフ地震対策行動計画の中に、県立学校のブロック塀等の改修対策を位置づけ、平成28年度から取り組んでいるところです。県立学校49校のうち、ブロック塀等の改修が必要な学校は36校ありますが、これらは今年度中に全ての改修が完了することになっております。

また、公立小中学校のブロック塀等については、昨年8月に県教育委員会が各市町村教育委員会に対して、状況調査の実施とその調査結果に基づいた必要となる安全対策の実施を依頼しておりました。調査の結果、公立小中学校には490カ所のブロック塀等があり、そのうち46カ所が危険、203カ所が注意が必要という状況になっております。

今回の地震による事故を受け、平成30年6月19日付で文部科学省から、ブロック塀等の安全点検等について、各都道府県教育委員会教育長宛てに通知が発出されましたので、県教育委員会としまして、改めて6月20日付で全ての県立学校長及び市町村教育長宛てに、ブロック塀等の緊急点検と児童生徒への注意喚起など、必

要な安全対策の実施について文書で依頼を行ったところです。

今後、文部科学省は、各学校設置者によるブロック塀等の安全対策の取り組みの進捗状況を確認していくこととしており、県としまして、文部科学省の対応と連携して、各学校での安全対策が着実に進むよう取り組んでまいります。

加えて、学校施設の耐震化等の整備や通学路の安全確認なども含め、安全な環境を整えるとともに、防災教育においては、児童生徒がみずから判断して身を守り、迅速な避難行動がとれる力を育てる視点も強化して取り組んでまいります。

次に、これまでの中高一貫校の評価と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

中高一貫教育は、従来の中学校・高等学校に区分された制度に加えて、生徒が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を設けることで、子供たちに中等教育の選択の幅を広げ、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指した制度であります。

本県においても、高校受験の負担を解消し、中高6年間を見通した指導を図ることや、中学1年生から高校3年生までの異年齢の交流による社会性やコミュニケーション能力の醸成などを目的に、中高一貫教育を推進してまいりました。

これまでの具体的な成果としましては、平成29年度における併設型中高一貫教育校3校の国公立大学進学者は63名であります。そのうち県立中学校からの内部進学者は43名で、約7割を占めております。また、部活動においても、県立安芸中学・高校陸上競技部や体操競技部の全国大会出場、県立高知南中学・高校レスリング部の国際大会優勝、県立中村中学・高校野球部の甲子園出場など、6年間を通した育成指導が可能となり、期待される成果があらわれてお

ります。

こうした成果がある一方で、県立安芸中学校、県立中村中学校においては、入学する生徒数が減少しております。特に県立安芸中学校は、県立高等学校再編振興計画、後期実施計画の策定に当たり、教育委員会協議会でそのあり方を検討しているところですが、検討に際しては、県立安芸中学校のこれまでの成果や東部地域において果たしてきた役割などをしっかりと説明させていただく必要があると考えています。

今後とも、進学実績や部活動の成果、また中高一貫教育校の特色を生徒や保護者、県民の皆様にともしっかりとお伝えしていくとともに、特色あるカリキュラムを検討することで、さらに実績を上げ、より魅力ある学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、住んでいる地域の事情にかかわらず、生徒の能力に合わせて学校を選択できる教育環境の整備についてお尋ねがございました。

県立高校には、多様な進路希望を持った幅広い学力層の生徒が在籍しています。中山間地域の高校においては、特にその傾向が強く、進学面では、個々の生徒の能力や希望に応じて医学部や難関大学にも進学できる教育環境の整備が必要となっています。このため各県立高校においては、習熟度別授業や進学補習によるきめ細やかな学習指導を行うとともに、大学訪問や企業見学など、具体的な進路目標を持たせる取り組みや、進学合宿などの取り組みも行っております。

また、今年度より高等学校課内に設置した学校支援チームによる定期的な学校訪問を通じた授業改善のための指導・助言や、各種研修会等により、教員の教科指導力の向上も図っているところです。

さらに、これまでの進学拠点校5校に加え、5月に公表しました県立高等学校再編振興計

画、後期実施計画の中間取りまとめでは、山田高校、須崎総合高校を新たに進学拠点校として位置づけることで、これまで以上に、生徒の進路希望を実現するための支援を充実したいと考えております。

加えて、中山間地域の高校においても医学部や難関大学への進学も可能となるよう、ICTを活用した授業科目の開講や、放課後等の進学講座の開設など、生徒や保護者のニーズに応えることができる新たな教育環境の整備についての検討も進めてまいりたいと考えております。

最後に、県立高校のより一層の魅力化を図り、公立と私立の高校が互いに切磋琢磨することによって、本県の教育の向上につなげていく必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

本県の各高校におきましては、公立、私立を問わず、生徒の進路希望や保護者の期待に応えるための取り組みを進めているところでございます。

私立高校では、建学の精神や独自の理念に基づいた教育活動が展開されており、それぞれ特色ある取り組みが行われているものと考えております。

一方、県立高校には、県内全ての子供たちに高等学校教育をひとしく保障していくという役割があり、また知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育活動を展開し、就職から難関国公立大学への進学まで、生徒の幅広い進路希望に応えることが求められております。加えて、地域との連携により、部活動や課題探究型の学習などをより一層活性化することで、県立高校のさらなる魅力化を図ることも必要です。そのため、県立高校全体として進学実績等を高めていくとともに、県内私立高校に先んじた、高知国際中学・高校における国際バカロレアなどの特色ある取り組みをしっかりと軌道に乗せていくことで、県立高校の教育のさらなる向上

を図ってまいります。

そうしたことで、県内の私立高校はもとより、国内外の高校とも互いに切磋琢磨することによって、高い志を持って我が国や高知の未来を切り開く人材を育成してまいりたいと考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 人手不足の解消に向けた働き方改革の今後の取り組みについてお尋ねがございました。

ことしで10年目を迎えた産業振興計画の取り組みを通じて、本県の各産業分野では地産外商が大きく進み、本県経済は今や、人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。

こうした中、県内の雇用情勢は、昨年度の平均有効求人倍率が1.2倍となり、本年4月には過去最高の1.29倍となるなど大きく改善をしていますが、一方で各産業分野での人手不足が深刻化するという状況が生じています。

こうしたことから、第3期産業振興計画の本年度の新たな政策の柱である、成長の壁を乗り越える取り組みとして、担い手確保策の抜本強化を掲げているところであり、人手不足を解消し、また必要な人材を確保するためにも、雇用環境の改善を図る、いわゆる働き方改革を進めていくこととしています。

しかしながら、本県においては、中小零細企業が多く、こうした企業が働き方改革に取り組むためには、収益力の確保等の経営基盤の強化が不可欠であり、現在県が事業者の生産性や付加価値の向上を図るため、各産業分野で取り組んでいます、事業戦略や経営計画の策定・実行の支援と働き方改革の推進を両輪で進めていくことが重要であります。

そのため、本年4月には、企業の事業戦略策定・実行を支援する産業振興センター内に、高

知県働き方改革推進支援センターを設置し、労務管理の専門家によるワンストップ相談や企業訪問による個別コンサルティングといった支援をスタートいたしました。

まずは、働き方改革の必要性やセンターの役割を知ってもらう必要があるため、関係する経済団体や市町村など77の団体と約100社の企業を訪問し、働き方改革の意識の啓発やセンターのPRに努めてまいりました。企業への訪問を通じて個別の相談にも応じており、その中で、有給休暇をふやしたいなど就業規則の見直しや、賃金規定の見直しなど、人材確保につながる相談が寄せられており、各企業での働き方改革に対する意識も高まってきていると感じています。

現在、事業戦略や経営計画に、賃金体系や休暇制度といった労働条件の向上や、人材育成を初めとする職場環境の充実などの働き方改革の視点を加え、その策定や実行を支援しているところです。具体的には、労務管理の専門家が、産業振興センターの事業戦略支援チームや商工会・商工会議所の経営指導員やサポートを行う経営支援コーディネーターと連携しながら、個々の企業を支援するとともに、セミナーや相談会を通じて働き方改革への機運を醸成し、取り組む企業の拡大に努めているところです。

また、働き方改革は、各産業分野の事業戦略づくりのほか、移住促進、少子化対策、女性の活躍の場の拡大など、人材確保や魅力ある職場環境づくりにつながる他の施策とも密接に関連するものでありますことから、庁内での情報共有・連携体制を構築するとともに、国、県、経済団体等の代表者で構成をいたします高知県働き方改革推進会議において、一層の連携を図り、官民挙げての取り組みにつなげてまいります。

こうした一連の取り組みを推進していくことで、あらゆる産業分野で人材が育成・確保されるとともに、生産性も向上していくといった好

循環を生み出し、将来にわたって安定した経営基盤のもと、働きやすく、そして働き続けられる職場環境づくりを進めてまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 外商の成果のさらなる上積みに向けた決意についてお尋ねがありました。

本県の食品分野における地産外商につきましては、これまで地産外商公社をメインエンジンとして、外商にチャレンジする県内事業者の拡大、取引先の全国への拡大、そして新たな商品の開発や磨き上げの促進の3つを中心に、官民協働で取り組んでまいりました。その結果、公社が主催または出展する商談会などに参加する県内の事業者は、平成22年度の34社から最近では190社前後にまで拡大し、また県外の取引先は、平成23年度の350社から昨年度は1,000社を超え、さらには直近3年間で県や公社が支援しました商品の開発、改良は304件に上っております。こうした積み重ねが、昨年度、目標の28億円を上回ります35.4億円の成約金額につながったものと考えております。

今年度は、特に多くの小売業者で組織されているボランタリーチェーンや大手卸売業者などとの関係を一層深め、これまで十分に手が届いていなかった首都圏近郊や東北などでの販路拡大を図るとともに、県外事務所が持つ包括協定企業など、さまざまな企業とのネットワークを生かし、高速道路のサービスエリアなど、新たな外商チャンネルの開拓にも努めてまいります。

また、名古屋に外商拠点となる店舗を出店する、県内の地域商社を支援するほか、各商社が独自に行うフェアの開催や展示商談会への出展なども支援し、民間主導による外商拡大に取り組んでまいります。

さらに、県内各ブロックにおいて、公社による商品づくりの相談会を開催するとともに、県

内事業者への個別訪問をさらに強化するなど、商品開発や磨き上げをきめ細かく支援してまいります。

こうした一連の取り組みを着実に実行し、さらなる成果の上積みにつなげてまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) 水田農業の活性化に向けた、今後の県産米の取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、米の消費につきましては、家庭用米では食味のよいブランド米志向が強い一方で、中食・外食に適した業務用米では、すしやチャーハンといった用途に応じた米が求められるなど、ニーズが多様化してきております。このため県としましては、ニーズに対応した米づくりをさらに強化していく必要があると考えております。

まず、家庭用米につきましては、本年度から本格的な作付が始まりました、高品質で食味がよいよさ恋美人の普及拡大を推進してまいりますとともに、食味コンテストでの受賞や食味ランキングでの特A獲得に向けた地域地域の取り組みを、引き続き支援してまいります。こうした取り組みによりまして、平たん部のよさ恋美人、コシヒカリから、中山間部のヒノヒカリ、そして食味ランキングで特A評価の実績を誇るにこまるへとつながる、食味のよい新米のリレー出荷体制の確立を図り、県産米の評価をさらに高めてまいります。

次に、業務用米につきましては、今後も需要の拡大が見込まれ、契約栽培によって米価の変動に影響されない、安定した稲作経営が可能となるメリットがある一方で、家庭用米に比べ安価であるというデメリットもございます。このため、家庭用米と同等の所得が確保できますよう、現在農業団体と連携して、本県の気象条件に合った多収品種の選定を進めているところで

す。

今後は、収益性の高い多収品種の速やかな選定、安定した販路の開拓、ニーズに応じた計画生産など、業務用米の生産が稲作経営の選択肢の一つとなり得るよう、農業団体などとともに取り組んでまいります。

このように、生産数量目標の達成を念頭に置きながら、消費者ニーズに合致した売れる米づくりに、農業者、農業団体の皆様と連携して取り組み、農家の所得向上と経営安定、水田農業の活性化につなげてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 県産材の利用推進に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の豊富な森林資源を余すことなく活用するためには、一般住宅に加えて、これまで余り木材が使われてこなかった非住宅建築物の木材利用を拡大することが重要であると考えています。

このため、県では、非住宅建築の分野において、木材需要の起爆剤として期待できるCLTと一般製材品を初めとするさまざまな木質建材の利用が進むよう、シングルウッドパネルやA型トラスなどの新たな商品の開発や、それらの普及に向けたモデル建築物の整備、研修会の開催などにも支援を行ってまいりました。

また、昨年4月には、高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例の制定を受け、業界団体とも連携して、市町村などに対して公共建築物の木造化、木質化の提案を行うなど、県産材利用の推進に向けて取り組んでいます。

さらに、全国的な木材需要の拡大を図るため、CLT首長連合などと連携し、公共施設などの木材利用の拡大や、木造建築に関する技術・ノウハウを普及するためのフォーラムの開催などにも取り組んでまいりました。

本年度からは、県産材をより高く、より多く販売するため、いわゆるA材の需要と販路を拡大することが必要であると考え、この4月に木材協会内にTOSAZAIセンターを設置し、外商の促進体制の強化を図ったところでございます。

現在、TOSAZAIセンターを核に、市場ニーズの高い乾燥材などの生産や流通拠点の強化による県産材の利用拡大、非住宅建築向けに開発された製品と一般製材品のセットによる販路の開拓、また付加価値の高い製品づくりに向けて、企業とのタイアップによる内装材や木製品の開発支援などの取り組みを積極的に進めているところでございます。

あわせて、木造建築に精通した建築士を育成するための林業大学校などを活用した研修会の開催や、非住宅建築物の木造化を進めるための設計に必要な経費への支援などを行い、公共施設だけでなく、民間施設への県産材の利用拡大につなげてまいります。

また、県では、この3月に経済同友会が発表した、需要者の視点に立った林業改革をテーマとした提言内容の実践に向け、経済同友会などとともに、国産材の需要拡大と林業の活性化に向けた共同宣言を行ったところです。

今後は、協働して都市部の企業、団体等の皆様に、木材を利用する意義やメリットなどを紹介する連続セミナーを開催するなどにより、全国的な木材需要を拡大していきたいと考えています。こうした取り組みをしっかりと行うことにより、県産材の利用推進を図り、中山間地域の振興につなげてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 養殖業の振興についてお尋ねがございました。

ブリやマダイ、クロマグロなどの全国有数の養殖生産地である本県では、平成21年度から産

業振興計画に基づき、産地での前処理加工体制の整備に取り組んでまいりました。その結果、例えば宿毛市の民間事業者が取り組む養殖ブリの加工では、加工尾数が平成26年度の4万尾から平成29年度には3倍の12万尾へと、大きく拡大をしております。

さらに、県内でマグロ養殖を営む民間事業者が、県内最大級の水産加工施設を宿毛市に整備中であり、稼働後は10億円を超える養殖魚の加工品の輸出を目指しております。県では、来年7月の操業開始に向け、ハード面に加え、米国向けHACCPの取得など、ソフト面での支援も行っております。

また、養殖魚の輸出に取り組む漁協や民間事業者で組織された高知県養殖魚輸出促進協議会では、東南アジアや北米などで開催される展示商談会への出展や現地調査など、販路の拡大に取り組んでおり、養殖魚を含めた水産物の取引が徐々に拡大をしております。

こうした養殖魚の加工・流通事業の拡大に対応するためには、加工用原魚となる養殖魚の生産の増大を図る必要があることから、県では漁場の利用に係る地元合意を前提に、資本力を有する民間事業者の新規の参入や既存事業者の規模拡大を支援しております。

あわせて、養殖ブリについては、人工種苗を用いた養殖魚のニーズが高い欧米への輸出拡大に向けて、本年度は民間企業への委託により、人工種苗生産の事業化に必要なコストや品質など、採算面での検証に取り組むこととしております。

県としましては、こうした生産の拡大から加工体制の充実、販路の開拓まで、切れ目のない支援を行うことで、養殖業の拡大、発展を力強く支援してまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 高知龍馬空港・航空ネッ

トワーク成長戦略検討会議の立ち上げの狙いと今後の空港活性化に向けた決意についてお尋ねがございました。

近年の航空業界は、好景気によるビジネス需要の拡大や訪日外国人の急増等により、全国的に利用者が増加傾向にあります。高知龍馬空港におきましても、昨年度は、国内4路線全ての搭乗率、旅客数がともに前年度を上回り、旅客数は過去10年間で最多となる、およそ146万人となりました。

こうした中、さらなる県民の皆様の利便性の向上やビジネスチャンスの拡大、インバウンドの増加による国際観光の振興を実現するためには、これまでの路線の維持を中心とした取り組みに加え、航空ネットワークの拡大が重要と考えております。

このため、5月には、私自身が会長となり、国土交通省や高知空港ビル、地元南国市、航空各社、有識者などの関係者で構成する、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議を立ち上げたところです。

今後は、本県の航空ネットワークの持続的な発展を実現するため、1つ目として既存路線の拡充、2つ目としてLCCの誘致、3つ目として国際線の誘致、4つ目として空港機能の強化に向けた空港インフラの整備、こうした項目について、関係機関とともに具体的な戦術となるアクションプランを策定するなど、スピード感を持って取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 事業者や市町村と連携し、地域のニーズに応じた公共交通のバリアフリー化を推進するに当たり、今後の取り組みについてのお尋ねがありました。

公共交通のバリアフリー化につきましては、高齢者や障害者など、誰もが安心して利用できる公共交通の実現のためにも、今後もしっかり

と推進していく必要があります。

一方、バリアフリー化には、多額の投資が必要となる場合が多いため、事業者の経営判断に委ねることのみでは早急な進展が望めないという課題もございます。

これまでも、県では、低床バスの導入や既存のバスへの補助ステップの設置・改良、鉄道車両の車椅子対応や駅のホームの改修などに対して補助を行っており、このうち低床バスは、平成25年度以降、昨年度末までに合計で35台導入されています。

また、昨年度はとさでん交通が新たに導入した超低床型の路面電車に対しても、国や沿線の高知市などとともに支援を行っておりますし、本年度は土佐くろしお鉄道が田野駅に設置しますエレベーターについて、田野町とともに支援をすることとしております。

県といたしましては、公共交通のバリアフリー化がより一層進むよう、今後とも国の制度も活用しながら、地域のニーズを踏まえて、市町村や交通事業者が行うハードやソフト両面の取り組みを積極的に支援してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 名誉県民である奥谷博画伯の御功績をどのように顕彰していくのかとのお尋ねがございました。

日本洋画の巨匠として美術界の第一線で活躍されております奥谷博先生が、昨年11月に本県出身者として牧野富太郎博士以来2人目となる文化勲章を受章されましたことは、本県にとりましても大変誇らしいことであると考えております。

奥谷先生の、高知のみならず、日本、そして世界の美術界での輝かしい御活躍は、ふるさと高知の人々に夢と希望、勇気、感動を与えるものであり、その御功績を県民の榮譽と喜びとしてたたえるため、本年3月に名誉県民として顕

彰させていただいたところです。

今後、先生の御功績の紹介や作品を広く県民の皆様に鑑賞していただくために、県立美術館において企画展の開催などを検討してまいりますが、その際には先生の御出身地であり、先生の作品を多数所蔵している宿毛市との連携も必要であると考えております。

また、将来にわたり奥谷先生の御功績をどのように顕彰していくことが望ましいかといったことにつきましては、宿毛市や関係者の方々の御意見もお伺いしてまいりたいと考えております。

○11番(加藤漢君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

全体的に前向きに取り組みを進めていく中での課題というイメージが非常にふえてきたなどというふうに思います。2問目は行いませんけれども、今後ともしっかりと取り組んでいきますようにお誓いをして、以上とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(坂本孝幸君) 暫時休憩いたします。  
午後2時23分休憩



午後2時40分再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番橋本敏男君。

(28番橋本敏男君登壇)

○28番(橋本敏男君) 県民の会の橋本敏男でございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。しばらくの間のおつき合いいただきますようよろしくお願いいたします。

6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部の高



槻市や大阪市北区などで震度6弱の地震を観測し、高槻市の小学4年の児童を含む計5人が死亡、負傷者は7府県で416人に及びました。さらに、各地区で火災や家屋が倒壊した上、水道、ガスなどのライフラインを初め、交通網の機能停止が相次いだところでございます。この地震で被害に遭った全ての皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。

さて、この地震で心が痛む事故となったのは、通学途中の児童が倒れたブロック塀の犠牲になったことに加え、子供の安全のために見守り活動を続けてきたお年寄りが亡くなったことでございます。

塀が倒壊した場所は、子供たちの安全を図るため通学路として緑色に塗装された場所で、安全でなくてはならないはずの通学路で、まさかの死亡事故となりました。設置者は、申しわけない気持ちでいっぱい、原因を究明し誠意を持って対応したいと言っていますが、絶対に起きてはならない事故で、学校施設の耐震化やブロック塀の倒壊防止は防災の優先課題のはずで、安全基準を満たしていたのか、適切な点検や対策が講じられていたのか、行政の責任は非常に重いと思います。

この事故を受けて国は、全国の小中学校のブロック塀などの安全性を緊急点検することを決めたということですが、本県は昨年8月に全小中学校を調査し、計490カ所のブロック塀のうち9.4%の46カ所が危険と判定され、4割余りの203カ所では精密な調査が必要とされました。

大阪府北部地震によるブロック塀倒壊を受け、私立学校や幼稚園、保育園などの安全性の調査についても、緊急点検を行うよう発信しているとのこと。

危険なブロック塀はもとより、新たな点検、調査の結果についても早急な対応が求められると思いますが、昨年の調査結果を受け、市町村

の改善、改修の進捗状況について教育長の答弁を求めます。

さらに、女兒が倒壊したブロック塀の下敷きになり死亡した問題は、建築基準法で定める高さや固定設備に問題があり、明らかに法令に違反している事実が確認されたとのことです。

また、学校に限らず民家などのブロック塀の倒壊によって、子供たちの安全のために見守り活動を行おうとしていたお年寄りも被害に遭われて命を落とすという凄惨な事故になっています。

ブロック塀の倒壊は、住民の避難路や救出ルートを塞ぐおそれもあり、通勤や通学は無論のこと、日常においても大きな危険となっています。南海トラフ地震などを想定したときに、防災対策上大きな脅威となりはしないか、危機管理部長の見解を求めたいと思います。

このような凄惨な事故を二度と起こさないためにも、民家を含めたブロック塀が建築基準法に適合しているのか早急に調査を行い、速やかに補修や撤去を求めなければならないと思います。

ブロック塀の建築基準は、震度6強から7の地震でも倒壊しないよう、1981年の建築基準法改正で規定されています。そのきっかけとなったのは1978年の宮城県沖地震で、犠牲者28人のうち18人がブロック塀などの倒壊で死亡したことによるものでした。

今、ブロック塀は、建築基準法施行令で高さ2.2メートル以下、厚さ10から15センチ以上、鉄筋は直径9ミリ以上、高さが1.2メートル超の場合は補強のための控え壁の設置等が決められています。改正以前は高さ3メートルまで認められており、現在においても学校や公共施設以外に改正以前のブロック塀が多数存在すると思われます。

今回の大阪府北部地震で起こった凄惨な事故

は、違法ブロック塀による人災であると言っても過言ではなく、行政の認識の甘さが、守れたはずの命を奪った結果となりました。

本県においても、このようなことが起こらないように、民家などのブロック塀を早急に調査し、危険なものについては緊急撤去すべきだと思いますが、土木部長の現状認識に立った答弁を求めます。

次に、仮称森林環境税導入における対応について質問してまいります。

今年度税制改正大綱に森林環境税と森林環境譲与税の創設が明記されました。2019年度に譲与税化され、2024年度から本格導入される森林環境税については、自然的条件が悪く採算性が望めない森林などを市町村が受け入れ、間伐などの森林整備を進めていくことを柱として、人材の育成や担い手の確保は無論のこと、森林保全、木材利用の促進、普及啓発のほか、県が行う支援などに関する費用に充てるとしています。しかしながら、具体的な森林環境税を財源とする林業関係施策が示されてはおらず、林業関係者においても関心は高くても、どのように準備を進めればいいのか、前に進めないのが現状です。

早急に県として森林環境税を財源とする事業への具体的な道筋を示すべきだと思いますが、知事の答弁を求めます。

さらに、来年度から譲与税化されるにもかかわらず、国に先行する形で導入されている県独自の森林環境税とのさび分けについて、どのような役割分担を担っていくのか、具体的には示されていないように思います。

平成29年2月定例会における横山議員の質問で、県税への便乗値上げで県民の負担増だという懸念の声もあるとの指摘があり、知事は、両者の役割分担についてよく調整をしていく必要があるとの見解を示されました。

本県の林産業の振興に大きく期待される森林環境譲与税の配分が2019年度から開始されることを見据えて、具体的な役割分担について早急に県民の皆様方に示すべきだと思いますが、調整が整っておれば示していただきたいし、整っていなければ早急に精査すべきだと思いますけれども、重ねて知事の答弁を求めます。

また、この新税については、森林所有者に最も身近な市町村の役割が重要となりますが、その市町村における企画立案などの実施体制の現状と、専門的な知見が乏しい市町村に対して県はどのような支援体制を担っていくのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

次に、森林経営管理法について質問してまいります。

今国会において森林経営管理法が成立し、来年4月から施行することになりました。この法律によって、森林の適切な経営及び管理を持続的に行わなければならないと義務化した上で、森林所有者が経営管理できなければ、森林を市町村や業者が預かって間伐、伐採を行う森林バンクの創設が柱となっています。そして、収益性が低いため再委託先が見つからない森林は、新設の森林環境税を財源として市町村が直接管理し、広葉樹などを交えた複層林に誘導するとしています。

農業においても、休耕田や休耕地などの耕作放棄地を集積する農地バンクの仕組みがありますが、林業は植樹から伐採までの期間が数十年と長いことから、経営管理面においてハードルは高くなるというふうに思います。

そこで、具体的な問題となるのは、市町村は森林の実情を把握し、計画策定することになりますが、その知見を有しているのか疑問に感じます。また、数十年にもわたり経営管理を担っていける経営者を確保できるのか、優良事業者を選定する能力は備わっているのか心配してい

ます。そのような問題にしっかり対応しなければ、この法の趣旨を全うすることはできないと思います。

もっと言えば、法第3条に明記されています、森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、適切な経営または管理を持続的に行わなければならないという、所有者の責務を妨げることになるかもしれません。さらに、所有者不明森林に係る措置については、意向調査における不同意の場合や森林所有者が不明の場合、県の裁定を経なければならなくなっていますが、市町村が一定の手続をもって経営管理権を設定することも可能であり、適正に運用できるか否かも大きな課題であると思います。

森林の経営管理の仕組みについては、県は、経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者に対して、市町村が配分計画により実施権を設定できるよう措置されています。

この法律の最前線を受け持つのは市町村ですが、林務行政に精通した職員が少ない中で、この法律の趣旨に沿った結果を出していくためには県の担う役割は大きいと思いますが、森林経営管理法に向き合う県の姿勢と決意を知事に求めたいと思います。

次に、特用林産物を活用した中山間振興についてでございます。

高知県は、森林率84%を占める日本一の森林県で、その約67%が針葉樹、33%が広葉樹です。森林は、温暖化や自然災害の防止を初め水源の涵養など、我々の生活に大きく密着した役割を果たしています。森林がその機能を十分に発揮するためには、木を使い、そして育てるという森づくりの循環が必要です。高知県は、産業振興計画によって林産業の振興に力を入れていますが、杉やヒノキを中心とした木材振興に力点を置いた政策投資が際立っています。

しかしながら、国土の保全や水源の涵養において、33%の広葉樹の果たす役割は大きなものがあると思います。2月県議会における私の質問で知事は、高知県の広葉樹林は成熟しており、それを中山間振興に生かすことはもっともだと、広葉樹林を中山間の資源として有効活用することに前向きな答弁をいただきました。

今、高知県の中山間では広葉樹林が放置され、雑木林が大きくなり過ぎて山の地力がもたなくなり、山が崩壊していくような地域もあると聞いています。広葉樹の林は、定期的に伐採、管理していくことで、山が保全され里山の景観も守られていくのだろうというふうに思います。

このことから、広葉樹という林産資源をお金にかえる仕組みを整えるということは、広葉樹林の循環を進め、山の持つ機能を100%引き出すことにつながると思います。広葉樹林の利用は、昔から当たり前にやってきた里山の営みで、それをお金にかえることは、ない物ねだりではなく、無理なく向き合える里山の資源であり、長い年月をかけ暮らしの中で育み、受け継がれてきた技術、それが特用林産物だと思います。

森林から生産される林産物のうち、キノコ、山菜、まき、木炭、シキミ、竹、漆などの木材以外の産物は、特用林産物と呼ばれています。これらの生産は、木を上手に使って森の力をよみがえらせることにつながり、古くから里山の暮らしの中で培われてきた大事な資源と技術だと思います。この資源を活用し、地域経済の安定と就労の場を確保していけば、中山間での日々の暮らしがお金にかわり、森や里山を元気にすることにもつながってくるのではないかと思います。

国土保全や水源の涵養は無論、生物の多様性、中山間振興、里山景観保全などの観点から、広葉樹林の管理、保全、有効活用について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

さらに、特用林産物は中山間振興の切り札とも言われていますが、本県における特用林産物の現状と可能性について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

また、特用林産物の振興は、中山間における収益事業、雇用、高齢者の健康増進についても大きく期待されると考えますが、特用林産物を中山間振興の切り札として集落活動センター事業と連動させた取り組みができないか、中山間振興・交通部長の答弁を求めます。

広葉樹の有用樹種は多様で、建築・家具用材としての用途に加え、樹液や樹皮、そしてエネルギーなど収益機会も膨らんでいきます。特に1950年代まで、まき、炭は日本における重要なエネルギー源として使われ、総エネルギーの10%を占めていましたが、化石燃料によるエネルギー改革によって駆逐され、1960年代の終わりには、まき・炭生産はほぼ全滅に近い状況になりました。

しかし、世界的に見ると木材利用の50%以上はまき・炭用で、欧米の先進国では家庭の暖房用にまきストーブが使われ、石窯などの調理用にもまきや炭が広く使われています。日本においても、カーボンニュートラルなエネルギーとして見直され、暖房や調理において遠赤外線の効果を引き出す燃焼材として普及拡大し続けています。

近年では、地球温暖化に伴い再生可能エネルギーとして木質バイオマスの利用が注目されており、広葉樹林は昔から薪炭林とも呼ばれ、有益なエネルギー供給源であることから、その活用が求められています。

来年度より譲与税化される森林環境税の導入に合わせ、新たな林産業の方向性を探り、水源の涵養や里山景観保全に向き合い、中山間の生業として森林資源の活用、林業の復活を考えなければならぬというふうに思います。

そのためには、少しでも付加価値の高い樹種や用途についても検討を始め、場合によっては樹種転換の必要性も考えなければならないと思いますが、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

資源量が増加し、年々成熟する森林及び森林資源を活用した林業の衰退は、長年にわたって中山間地域を初めとする地域産業の衰退問題として繰り返し指摘をされてきました。

しかしながら、近年では各種の統計を見ると、長期低下傾向が改善され、一見すると森林、林業の衰退がとまっているように見えます。他方では、日本の針葉樹を中心とした人工林業は、人口・世帯減少を考えると楽観できる状況にはありません。

杉、ヒノキなどの針葉樹以外にも、森林には広葉樹やキノコ類などの多様な特用林産物があり、まだまだこれらの特用林産物の活用、開発は十二分に行われていないように思われます。

今後の杉、ヒノキを中心とした針葉樹林経営の厳しさを考えると、人口減少社会でも引き続き持続可能な地域経営を実現するため、特用林産物を活用した森林経営を行うことで、収入源の多様化の可能性を探らなければならないと思いますが、知事の所見を求めておきたいと思えます。

次に、産業振興における労働力不足について質問をしてみたいです。

2017年に生まれた子供の数は全国で94万人と過去最少となり、死亡数から出生数を引いた自然減は39万人と過去最大の減少数となっています。これはまだまだ序の口で、2025年には64万人、2040年には89万人、2060年には94万人が1年間に減っていくと推計されています。産業界では、現役世代の人口減少が既に深刻な労働力不足をもたらし、2020年には416万人が不足すると試算され、従来の枠組みを超えた取り組みが

必要となります。

高知県は、尾崎県政の産業振興計画と労働力人口の減少が相まって、有効求人倍率は上がり、おおむね完全雇用の状態にはありますが、今後も持続的な成長を達成するためには、労働力の確保や生産向上による供給能力の引き上げが急務となります。産業振興計画により高知県の隅々まで政策的な投資がなされ、その結果、地域が元気を取り戻しつつあります。しかしながら、高知県の経済が持続的に成長し続けるためには、労働力の確保が大きな鍵となります。

東京商工リサーチの調査結果によると、2017年に労働力不足関連により倒産した企業の件数は全国で317件で、中でも求人難で倒産した企業は前年の約2倍にふえているとのことです。このような倒産を人手不足倒産と呼んでおり、原因として挙げられるのが、生産人口の減少、労働内容と賃金のふつり合い、必要なスキルを有する人材の絶対数不足とされています。

産業振興において事業経営していくためには、人、物、金の3つが必要とされますが、その人が不足することで経営が立ち行かなくなり、人手不足倒産してしまうことが先行き危惧されます。

産業振興計画をより効果の高いものとするため、産業振興における労働力不足の現状認識とその対策について知事の答弁を求めます。

次に、外国人技能実習制度についてお尋ねをします。

県内で働く外国人技能実習生がふえており、県内の2017年外国人雇用状況は1,405人で、4年前の2013年754人と比べると約倍増していることとなります。この急増している原因は本県の労働力不足が背景にあります。そもそも外国人技能実習制度は開発途上地域などの経済発展を担う人づくりに寄与するという国際協力の推進です。

技能実習法では基本理念として、技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならないと記されており、出身国において習得が困難な技能などの習得、習熟、熟達を図るもので、安価な労働力を調達するための制度ではないことは御承知のとおりでございます。

県内の外国人雇用は、本来の目的とは異なる受け入れが常態化していると、6月14日の高知新聞に掲載されていましたが、本県における現状認識について商工労働部長の答弁を求めます。

国は実習期間の延長や人数枠の増加、そして介護分野など対象職種拡大を進めており、今後ますます外国人技能実習生がふえると予想されます。

実習生の多くは、監理団体と呼ばれる受け入れ機関が窓口となり、一定の研修を行った後、実習先の事業所へ送られることとなります。その後も監理団体は、受け入れ先の事業所で適切に技能実習が実施されているかなどを確認、指導しなければなりません。今回の制度改正により、新たに外国人技能実習機構を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査するなどの業務を行うことになりました。

国は、都道府県に対して各種業法等に基づく協力要請を行い、関係行政機関から成る地域協議会を設置することになっています。したがって、今までは業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分でしたが、これからは県も地域協議会を通じて情報共有することができるようになります。

監理団体の役割は、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか、その実施状況を確認し、適正な実施について事業主を指導することを初め、企業や送り出し機関に対して技能実習制度の趣旨の理解と周知を図ることにあります。また、3カ月に1度の定期監査を行い、その結果を外国人技能実習機構に報告す

ることとなっています。なお、第1号実習生については、1カ月に1回以上訪問指導を行うこととしています。したがって、監理団体が果たす役割は、技能実習制度が適正に行われているか否かに大きくかかわってくると言っても過言ではないと思います。

そこで、監理団体などの適切な指導管理体制の構築に向けて県はどのように向き合っていくのか、商工労働部長の答弁を求めます。

新たに外国人技能実習制度に追加された介護職種で、監督機関、外国人技能実習機構が初めて実習生の受け入れを認定しました。第1号となるのは中国人女性2人で、手続が順調に進めば今月中にも入国することになる見通しです。

全国的にも介護施設においては人手不足にあえいでおり、本県の労働力不足についても深刻な状況にあります。

今後は、中国や東南アジア各国から介護実習生の受け入れが加速しそうですが、外国人技能実習制度に介護人材受け入れが追加されたことについてどのように受けとめているのか、地域福祉部長の答弁を求めたいと思います。

厚生労働省の推計で、介護人材は2025年には38万人不足するとされ、国は外国人の受け入れを進めてきましたが、2008年に始まった経済連携協定での受け入れだけでは間に合わず、技能実習生の活用に踏み切ったのではないかとされています。御承知のとおり、技能実習は就労目的の制度ではありませんが、農業や建設業などの人手不足の分野で今でも全国で約26万人が働いています。今回の制度改正で、本県においても介護人材の絶対的不足と相まって、いやが応でも介護分野に外国人技能実習生が入ってくることが想定されます。

しかしながら、対人を前提とした介護職種への外国人技能実習制度の導入は、さまざまな問題もあるのではないかとと思いますが、介護分野

を統括する地域福祉部長の所見を求めたいと思います。

少しコアな質問になりますけれども、外国人技能実習生も所得に応じ所得税と個人住民税を納める義務が生じます。二重課税を回避するために、租税条約を締結している中国などを除き、ほとんどの外国人技能実習生は所得に応じ所得税と個人住民税は納める義務が生じます。

しかしながら、市町村の一部では個人住民税について想定をしていなかったケースが発生しているとお聞きをしています。個人住民税は制度上、前年の所得に応じて翌年に課税されますが、納税義務が成立する賦課期日に実習生が住んでいたとしても、賦課処理を行う前や納税通知書を送付した後に帰国したような場合は、徴収が困難で不納欠損として会計処理をせざるを得ないこととなります。

通常は、雇い主が給与から税額を天引きする特別徴収により、帰国前に一括して納付することになっていますが、市町村によっては普通徴収で対応している場合もあります。住民税額が確定する前に海外へ転出するような場合に備えて、地方税法上、本人にかわって納税の手続をする納税管理人を定める必要があります。

しかしながら、この制度の周知がなされておらず、手続が行われないうまま十分な納税管理が行われていない事案もあるのではないかと思います。本県の現状とその対応について総務部長の答弁を求めたいと思います。

速やかに市町村の実態を調査した上で、納税管理人制度も含む住民税の仕組みを、実習生や事業者は無論のこと監理団体に対して周知を行い、適正な運用について働きかけをすべきだと思いますが、総務部長の答弁をあわせて求めたいと思います。

次に、障害者雇用についてでございます。

障害者雇用促進法が改正され、4月1日より

障害者の法定雇用率が引き上げられました。それによって障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が変更されることとなります。これまでは、従業員50人以上の事業主が障害者の法定雇用率の対象でしたが、4月からは従業員45.5人以上が対象ということになります。これまでと同様に、対象となった事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況を報告し、障害者雇用の促進と継続を図るための障害者雇用推進者を選任することが努力づけられています。

障害者の法定雇用率が改定されたことで、これまで対象外の事業主でも新たに該当することになりますが、この改正で本県の障害者雇用の状況はどのように変わる見通しか、地域福祉部長の答弁を求めたいと思います。

全国の2017年障害者雇用状況の集計結果を見ると、雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新したようです。民間企業において法定雇用率達成企業の割合は50%、前年比1.2ポイントの上昇で、少しずつ障害者雇用が進んでいる状況ではありますが、民間レベルでの雇用率は50%にとどまっているのが現実です。

高知労働局が発表した、2017年障害者雇用状況の集計結果によると、民間企業において雇用障害者数は過去最高を更新しましたが、実雇用率は前年比0.01ポイント低下し、法定雇用率達成企業の割合は60.9%と前年比1.5ポイント低下しています。

また、公的機関において、教育委員会で前年に比べ障害者の在職状況は減少しており、雇用障害者数7.1%、実雇用率も0.14ポイント下回っていますが、この結果について教育長の答弁を求めます。

本県における法定雇用率未達成企業は191社で、そのうち障害者を一人も雇用していない企業が未達成企業に占める割合は61.3%となつて

います。確かに本県の場合、法定雇用率達成企業の割合は全国平均の50%よりも高く、全国で13位と上位にランキングされています。しかしながら、障害者を一人も雇用していない企業が県内に117社も存在するのが現状です。

幾ら障害者雇用促進法において、法定雇用率を達成できない事業主は障害者雇用納付金を納付すれば済むとはいっても、一人も雇用しない企業の姿勢をどのように感じているのか、知事の所感を求めておきたいと思います。

障害者雇用促進法では、障害者の職場環境の整備を初め、障害者雇用状況に関する業務や障害者雇い入れ計画の策定などの業務を行うため、常用労働者数45.5人以上の規模の民間企業には、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならないとしておりますが、その実態と職場定着率の向上についてどのように向き合うのか、地域福祉部長の答弁を求めます。

次に、アウトバウンド政策について質問をしてまいります。

観光庁は、アウトバウンド政策に取り組む意義として、国際観光交流は、国民、特に若年層のバランスのとれた国際感覚を育て、国際相互理解を増進させること、国際観光交流拡大を持続可能なものとするためには、イン・アウト一体的に取り組むことなどを挙げています。実施に当たっては、国民の海外旅行の容易化を図るとともに、国民の海外への関心を高める取り組み、特に若年層の国際相互理解の増進に資するような施策を中心に取り組むとしています。

そこで、本県でも国際観光交流を拡大する観点から、インバウンドとアウトバウンドの両面を推進することが大切ではないかと考えます。高知県がインバウンド誘致を進めている台湾からも、アウトバウンドや相互の国際観光交流を望んでいるとお聞きをしているところです。

本県におけるアウトバウンドの取り組みとそ

の必要性について観光振興部長の答弁を求めます。

外務省が発表した2017年12月末現在の旅券統計と、2017年10月1日現在の都道府県別の人口に基づく推計によれば、高知県のパスポートの保有率ランキングは42位と、全国的に見れば下位にランキングされています。全国の総人口に対するパスポートの保有率は23.5%で、これに比べると本県は11.8%と半分以下の保有率となります。パスポートの保有率が低いということは、海外旅行需要の少なさを示す結果となり、インバウンド誘客の足かせにもなりかねないと思われま

す。パスポートの保有率を上げることは、アウトバウンド推進の一丁目一番地でもあります。どのような取り組みを行ってきたのか、また保有率を上げるための具体的な施策について文化

生活スポーツ部長の答弁を求めます。次に、高知県1漁協構想について質問をしま

います。6月16日、土佐清水市の窪津漁協は通常総会を開き、来年4月の県漁協との合併を目指して協議を開始することを決めました。この合併協議に向き合う背景には、水揚げ不振や経営改善の行き詰まりなどで、資金繰りが立ち行かなくなったことがあります。県漁協との合併が実現すれば、2016年の高岡郡中土佐町の上ノ加江漁協以来となります。

高知県は、組合員数や漁獲量の減少などで水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、県内の漁協合併を推進するために、高知県1漁協の将来像を考える委員会を設立して、具体的な合併メリットを議論し、2018年11月に提言をまとめるとしています。

高知県1漁協構想の策定を受けて、2008年に25組合が合併をして高知県漁協が設立され、障害となっていた財務内容は大きく改善をいたし

ました。しかしながら、今でも19の組合が合併に参加しておらず、2005年に策定された高知県1漁協構想が実現されていない中、漁協や水産業を取り巻く環境は構想策定当時から大きく変化をしています。

高知県漁協に参加をしていない19組合において、財務環境の悪化で合併協議に向き合う意思のある漁協の現状とその可能性を水産振興部長に示していただきたいと思

います。また、今回の高知県1漁協の将来像を考える委員会での議論、11月に取りまとめられる提言によって、県1漁協構想が大きく変わることがあるのか、あわせて水産振興部長に答弁を求め

ます。漁協合併がもたらす最大のメリットは、規模の拡大による経営基盤の強化にあると思

います。特に財務状況が悪化した段階での合併は、吸収という色合いが強く、合併しようとする漁協にとっては対等な話し合いができなくなり、結果として組合員に不利益を与えてしまうこと

になります。このような合併協議とならないためにも、各漁協の財務状況については目配りし、対等に合併メリットを議論できるような場づくりに努めなければならぬと思

いますが、水産振興部長の見解を求めて、1回目の質問にかえたいと思

います。  
(教育長伊藤博明君登壇)  
○教育長(伊藤博明君) 橋本議員の御質問にお

答えいたします。まず、大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊を受けて、昨年8月に行った全小中学校調査の結果に基づく市町村における改善、改修の進捗状況についてのお尋ねがございました。

昨年の調査結果では、5市町の27校において計46カ所のブロック塀等が危険と判定されておりました。それぞれの市町村教育委員会に対応



状況を確認しましたところ、今年度から順次改修や撤去による対策を計画しているものが42カ所、倒壊による危険性が低く対応の必要性がないとされたものが1カ所、対応を検討中のものが3カ所となっております。また、16市町村において計203カ所のブロック塀等が注意が必要と判定されていましたが、これらについては撤去や改修等の対策済みのものが4カ所、今年度中に改修予定のものが8カ所であり、大部分は対応策を検討中との回答でした。

今回の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、平成30年6月19日付で文部科学省から全てのブロック塀等の安全点検等について通知がございましたので、県教育委員会としましても、全市町村教育長宛てにブロック塀等の緊急点検と安全対策の実施について依頼を行ったところです。その後の市町村の取り組みにつきましても、文部科学省の対応と連携して進捗状況を確認していくこととしております。

県教育委員会としましては、改修等の見通しが立っていない市町村には、国の交付金等の活用や県の土木部が設けました建築基準に係る問い合わせへの対応窓口を紹介するなどにより、早急に対策が実施されるよう取り組んでまいります。

次に、2017年障害者雇用状況の集計における教育委員会の結果についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、公立学校の教職員や県教育委員会事務局において、教職員から申告された平成29年の雇用障害者数は前年と比較して140人から10人減少して130人となり、障害者の実雇用率は2.35%から0.14ポイント減少して2.21%となりました。障害者の実雇用率は、平成26年の2.62%をピークに、平成27年及び28年は2.35%、平成29年は障害をお持ちの職員の退職が多かったことから2.21%となり

ました。

障害者雇用につきましては、これまでも退職者の状況を見通して毎年度教員、実習助手、寄宿舎指導員及び学校事務職員の特別選考を実施してきましたが、結果的に十分に採用できなかったことが要因となっております。

平成30年6月1日現在の障害のある教職員数につきましては、現在全教職員を対象に照会中ではありますが、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により教育委員会におきましては、法定雇用率が2.2%から2.4%へと引き上げられたことから、この法定雇用率を下回ってしまうことも想定される状況となっております。

県教育委員会としましては、率先して障害者の法定雇用率を達成しなければならない立場にあることを踏まえまして、今後も計画的な採用に努めてまいりますとともに、これまでの教員等の採用審査に加えまして、できれば今年度中に新たに障害者の就労意欲や障害特性にも配慮した非常勤などの職を設け雇用することも、あわせて検討してまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) ブロック塀の倒壊は防災対策上の大きな脅威となりはしないかとのお尋ねがありました。

議員も御指摘のとおり、昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀で12人の方が、石の塀や門柱などの倒壊も含めると18人の方が構造物の倒壊によりお亡くなりになっております。こうしたことから、昭和56年にはブロック塀による被害を減少させるため、高さ制限を厳しくするなど、建築基準法施行令の改正が行われております。

ブロック塀が倒壊すると、このような直接的な被害に加え、倒壊した塀が道路を塞ぐことで津波からの迅速な避難や応急救助機関の活動、物資の輸送にも影響が出るなど、間接的な被害

も想定されますことから、防災対策を進める上で大きな課題であると認識しております。

このため、県としましては、県民の皆様には危険なブロック塀の撤去や安全なフェンスへのつくりかえなどの安全対策に取り組んでいただくよう、全戸配布しております啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」での啓発に加え、テレビやラジオ、新聞などでの広報も行っております。また、避難路沿いの危険なブロック塀の安全対策に係る費用への補助も実施しておりますし、特に迅速な避難が求められる津波の浸水域では、地域の皆様と一緒に進めております避難路の現地点検の中で、住民の皆様にはブロック塀対策への協力もお願いしております。

今回の地震発生後、市町村からはブロック塀対策に関する問い合わせがふえてきているとお聞きしております。こうした県民の皆様への関心の高まりを具体的な取り組みにつなげられるよう、今まで以上に補助制度の利用を呼びかけるとともに、啓発活動を充実強化して、引き続きブロック塀の安全対策を推進してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

**○土木部長(福田敬大君)** 大阪府北部の地震におけますブロック塀の倒壊を受けて、民家などのブロック塀を早急に調査し、危険なものについては緊急撤去すべきではないかとのお尋ねがございました。

民家などのブロック塀の適正管理については、本来所有者が行うべきものと考えますが、ブロック塀が倒壊すると通行人への直接的な被害だけでなく、避難路等の道路を閉塞した場合には避難活動や救助・消火活動を阻害するおそれもございます。

民家などのブロック塀の件数については、正確に調査をしたものはありませんが、平成25年住宅・土地統計調査などから推計いたしますと、県内で約13万件存在し、このうち避難路沿

いの危険性の高いブロック塀は少なくとも5,000件以上あると考えられます。

県は、これまで市町村を通じたチラシの配布や自主防災組織の学習会などを活用して、ブロック塀の点検方法や安全対策などの必要性について所有者に啓発してきております。また、優先度の高い津波浸水区域の避難路などについては、自主防災組織などと一緒に安全点検を行い、危険性の高いブロック塀を抽出してきております。平成24年度には、避難路沿いの危険性の高いブロック塀を撤去・改修する際の費用の一部を補助する制度を創設し、その活用を促すことで、昨年度末までに668件のブロック塀の安全対策を実施してきております。

今回の地震を受け、ブロック塀の安全性に対する県民の皆様への関心が高まることが想定されます。さらに、国土交通省からブロック塀の安全点検に関する通知があったことから、市町村を通じて自主防災組織や所有者に対して安全点検の方法を改めて周知し、ブロック塀の点検や調査の促進に努めてまいります。

これらの安全点検などにより、危険性の高いブロック塀であることが判明したものについては、所有者に対して是正を求めるとともに補助制度の積極的な活用を促し、地域におけるブロック塀の安全対策のさらなる促進に向け、市町村や自主防災組織と連携した取り組みを進めてまいります。

(知事尾崎正直君登壇)

**○知事(尾崎正直君)** 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の仮称森林環境税導入における対応について、早急に県として仮称森林環境税を財源とする事業への具体的な道筋を示すべきと思うかどうかのお尋ねがありました。

昨年12月に閣議決定されました税制改正大綱においては、森林関連法令の見直しを踏まえ、

仮称森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとされており、仮称森林環境譲与税は主として市町村が新たな森林経営管理制度に基づいて実施する森林整備等の財源に充てられることになるものと認識しているところでございます。現在、仮称森林環境譲与税の具体的な使途については、税制改正大綱に示されている以上の内容はございませんが、今後国から考え方が示される予定と聞いており、その内容についても改めて説明会などで周知を図る予定です。

ただ、いずれにしましても仮称森林環境譲与税は、新たな森林管理制度の運用に必要な費用に充当されるものであることから、現段階においては、この新たな森林経営管理制度の円滑な導入に向けた取り組みを進めていくことが、市町村や林業事業者の皆様に対して新たな税を財源とする事業への具体的な道筋を示すことになるものと考えております。

このような考え方に立ち、森林経営管理法が5月下旬に成立した後、6月中旬に国の担当官を招いて新たな森林経営管理制度に関する説明会を開催し、市町村の担当者に加えて関係団体や林業事業者の皆様にも御参加いただいたところです。

今後は、新たな森林経営管理制度の円滑な運用に向けて、市町村や林業事業者の御意見をお聞きしながら、市町村職員の研修会の開催や業務マニュアルの作成など、具体的な支援策を検討してまいります。あわせて、市町村が仮称森林環境譲与税を適切に使用できるよう情報収集に努め、随時市町村や林業事業者へ情報提供していくことを考えています。また、市町村、林業事業者との意見交換の場で円滑な運用に当たって解消すべき課題が出れば、必要に応じて国への政策提言も行ってまいります。

市町村がこの制度を円滑に導入し、林業事業者の皆様積極的に御参画いただくことにより、

林業の成長産業化と森林の適切な管理を進められるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、先行して導入されている県独自の森林環境税との役割分担についてお尋ねがありました。

平成15年度に導入した本県の森林環境税は、本年度から第4期を迎え、課税期間を平成34年度まで5年間延長しています。県の森林環境税は、保育間伐、鹿被害対策、森林環境教育、森林保全ボランティア活動、木材利用の促進などの支援に活用させていただいているところです。

一方、国の仮称森林環境税を財源とした仮称森林環境譲与税の使途は、平成29年12月に閣議決定された税制改正大綱の中で、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に、また県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることが示されています。

両税については、森林整備を行うという点においては確かに共通していますが、県の森林環境税は森林所有者みずから森林整備を行う意思を持つ森林を対象としている一方、国の仮称森林環境譲与税は新たな森林経営管理制度のもとで、森林所有者みずから森林整備を行う意思がない森林が対象になるものと認識しています。このことから、森林整備に関する使途については、役割分担ができるものと考えています。

森林整備以外の使途については、木材利用の促進や普及啓発の事業など県の森林環境税の使途と同じ項目が国の仮称森林環境譲与税の使途として示されているものもございますので、本年2月県議会定例会において可決いただいた県の森林環境税を延長する県税条例の一部改正条例には、国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、検討を加え必要な措置を講ず

るものとするという条項を附則に加えさせていただきます。

今後、国の両税の詳細が明らかになり次第、県の森林環境税と国の仮称森林環境譲与税の使途の役割分担など、これらの区分を明確にしていく必要があると考えており、県民の皆様のご理解が得られるよう整理してまいりたいと考えております。

次に、森林経営管理法に向き合う県の姿勢と決意についてお尋ねがありました。

森林経営管理法は、森林所有者の責務を明確化した上で、森林所有者がみずから経営管理を行えない森林については、市町村が経営管理権を設定し、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者へ再委託し、林業経営に適さない森林等は市町村がみずから経営管理を行うという新たな制度で、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立を目指すものであります。

この新たな制度によって、原木生産拡大の課題となっている集約化を大きく進展させることができ、これにより効率的、計画的な原木生産が可能となるばかりでなく、川下の需要に応じた弾力的な原木生産も可能となってまいります。川上から川下に至るサプライチェーン全体の最適化を目指すに当たって、大きなボトルネックである最上流部分の不確実性を縮小できると考えており、大いに期待しております。

議員のお話にありましたように、この制度では市町村の役割が大変重要ですが、現在多くの市町村では林業専任の職員の配置ができていないなど十分な体制とは言えない状況であります。このため県としましては、先ほど申し上げました市町村向け研修やマニュアルづくり等の支援に加えて、森林経営管理法で新たに措置された県発議による代替執行制度も活用して、積極的に市町村を支援していく考えであります。

今後、各市町村の状況をお聞きしながら、その状況に応じた具体的な支援策を検討し、県下全ての市町村が森林経営管理制度を円滑に運用していけるよう準備を進めてまいります。これによって、適切な管理を通じた森林の公益的機能の持続的な発揮と林業、木材産業の成長産業化を両立させ、豊かな森林資源を未来へ引き継いでいけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、特用林産物を活用した森林経営を行うことによる収入源の多様化の可能性についてお尋ねがありました。

本県におけるキノコなどの特用林産物の生産額は、平成28年には28億円を超えており、中山間地域の貴重な収入源となっております。

近年、食に対する安全・安心の意識が高まるとともに本物志向による国産品のニーズが増しており、特用林産物については今後も需要の拡大が大いに期待できると考えております。また、中山間地域には豊富な地域資源があり、その中にはまだ十分に商品として生かしていない魅力的な特用林産物も多く、まだまだ大きな可能性を秘めているものと考えております。

このため、県では、特用林産物に対する取り組みを強化するため、中山間総合対策本部に平成28年度から特用林産推進チームを設置し、生産から販売までの一体的な支援に取り組んでいるところです。この特用林産推進チームでは、市町村やJAなどの関係機関とも連携し、国内需要が伸びつつあるものや地域の特性に応じて将来性が高い新たな品目について掘り起こしなどを行い、生産や販売拡大に向けた取り組みを進めています。また、今年度は特用林産を担当する専属の職員を配置し、さらに支援体制の強化を図ったところです。

特用林産物については、大規模に専門化するもののほか、自伐林業、農業や観光業などと兼

業して行うもの、また集落活動センターなど地域の方々が連携して生産・加工・販売するものなど、地域地域に応じたさまざまな経営形態で取り組むことが可能です。例えば県内には、これまで行っていた間伐と稲作に加え、閑散期となる春と秋にキノコ栽培を行うことにより、年間を通じた収入確保に取り組んでいる地域もあります。

県では、今後とも市町村などの関係者と連携し、地域の実情や経営形態に合わせて品目の掘り起こしや生産への支援を行うことにより成功事例をつくとともに、他の地域にもこのような取り組みの輪を広げることによって、中山間地域における雇用の場の確保や所得の向上を図っていきたいと考えております。

次に、産業振興における労働力不足の現状認識とその対策についてお尋ねがございました。

日本銀行高知支店が3カ月ごとに公表しております日銀短観の雇用人員判断D Iを見ますと、平成25年度以降、雇用人員が不足していると答えた企業の数、過剰と答えた企業の上回っている状況にあり、その割合は高まってきております。また、有効求人倍率を見ましても、平成21年以降上昇傾向にあり、本年4月には過去最高の1.29倍となっております。

こうした経済指標のみならず、私自身、県民の皆様と対話をさせていただく中で、今まさに人手が足りないことによって、事業拡大の断念や事業縮小・休廃業といった道を選ばざるを得ない地域の事業者の皆様の声をお聞きすることが多くなってきております。

完全雇用状態を背景とする人手不足の深刻化は、今や経営上の大きな課題となっており、これまでの地産外商を継続していくためにも、また新たな取り組みにチャレンジしていくためにも、この課題に真正面から取り組むことが極めて重要であります。そのため、本年度産業振興

計画に新たな政策の柱として、成長の壁を乗り越えるを位置づけ、担い手の確保につながる雇用環境の改善や担い手の受け皿となる人材育成機能の強化、新規卒業生等の県内就職の促進、人と仕事のマッチング機能の強化の一連の施策群を大幅に強化するとともに、人手不足を補うための省力化、効率化の徹底に向けたサポートを強化することとし、設備投資関連施策などを大幅に強化したところであります。

全国的に人手不足感がさらに強まる中で、他県との厳しい競争に打ち勝ち、本県産業に必要な人材を確保していくためには、これらの強化した施策群をしっかりと連動させ、もう一段戦略的に進めていくことが必要であると考えているところです。例えば、県内外の若者に対しては、地域の潜在的な人材ニーズや事業承継ニーズをしっかりと掘り起こした上で、県内企業と県内での仕事の魅力をしっかりと伝えていくというコンビネーションが重要であります。あわせて、県内事業者の皆様に対しては、人材確保を円滑に行うためにも働き方改革が重要であることを訴えるとともに、それを経営と両立させるために、必要な場合には、事業戦略の策定と実行を支援する体制も整えております。

こうした一連の施策群が効果を最大限発揮する形になっているのか、そのための施策の投入量は足りているのか不断の点検、検証を行い、今後も取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

最後に、障害者を一人も雇用していない企業の姿勢への所見についてお尋ねがございました。

本県は、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指しており、この実現のためにも障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に合った雇用の場につき、職業を通じ地域の中で誇りを持って生活を送ることのでき

る社会づくりを進めていかななくてはなりません。このため県では、日本一の健康長寿県構想の中で、障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備を掲げ、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、平成29年度のハローワークを通じた障害者の就職者数は過去最高の567人となり、年間目標である540人以上を達成したところです。

こうした中、障害者を雇用することができず、法定雇用率を達成できない企業があることも事実です。本県の場合、障害者の雇用義務がありながら全く障害者を雇用していない企業のほとんどは、従業員が100人未満の小規模な企業であり、これまで障害者雇用の機会がなく、そのノウハウも不足していることが考えられます。このため県としましては、労働局等と連携し、障害者雇用がゼロの企業を重点的に個別訪問し、小規模事業者での障害者雇用における取り組み事例を紹介するほか、障害者のできることに目を向け、活躍の場を提供することが企業にとってもプラスになることを御理解いただけるよう働きかけております。また、実際に企業が新たな雇用に取り組む際には、職場環境の施設整備への助成なども含め、準備段階からの支援を行うこととしております。

今後とも、障害のある人が働き続けることができるよう、採用から定着支援まで一貫して支援を行い、障害者雇用のさらなる拡大を図ってまいります。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

**○林業振興・環境部長（田所実君）** まず、市町村における国の仮称森林環境税に係る企画立案などの実施体制の現状及び市町村に対する県の支援についてお尋ねがございました。

国の仮称森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、今月12日に開催した国による森林経営管理法等の説明会の中で説明がございまし

たが、その用途については税制改正大綱に示された以上の内容はございませんでした。

各市町村が仮称森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度の運用とその他の事業をどのような体制で実施していくのかなどについては、今後仮称森林環境譲与税の用途が明らかにされていく中で検討していくことになるものと考えています。

いずれにいたしましても、現段階では新たな森林経営管理制度を円滑に運用していけるよう、各市町村の実施体制を整えていくことが必要であると認識しておりますが、市町村の体制の現状は、昨年度末で林業専任の職員数がゼロの市町村が半数以上で、専任職員の数は31人、そのうち林業技術者は4人となっており、議員の御指摘のように十分とは言えない体制となっております。

県といたしましては、森林経営管理制度の円滑な運用に向けて研修や業務マニュアルの策定などにより、市町村への支援を行っていく考えでございます。加えて、各林業事務所ごとにワーキンググループを設置し、市町村の意見を聞きながら、どのような支援策が必要なのか、市町村ごとに具体的な支援策を検討していくこととしており、その中で市町村には実施体制についても検討していただきたいと考えています。

今後、森林経営管理制度や仮称森林環境税及び森林環境譲与税の詳細が明らかになり次第、説明会などを通じて市町村などへの周知を図り、市町村において今後必要となる実施体制の整備を進めていただけるよう、しっかりと情報提供や助言を行うことなどにより、市町村において森林経営管理制度などが円滑に運用できるよう支援してまいります。

次に、広葉樹林の管理、保全、有効活用についてお尋ねがございました。

広葉樹は、以前は紙の原料となるパルプ・チッ

ブ用材やまき、炭の原料などとして多く利用され、中山間地域の収入源になるとともに、広葉樹林に定期的に人の手が加えられることによって、水源の涵養、生物の多様性などの公益的機能や里山の景観などが維持されてきました。しかしながら、パルプ・チップ用材は輸入材など、また、まきや炭は石油やガスなどに転換され、次第に利用されなくなり、手入れ不足の広葉樹林が増加し、里山の恩恵が失われつつあります。

一方で、近年、食の安全・安心や本物志向などライフスタイルの変化、環境への関心の高まりとともに、国産のキノコや炭など特用林産物の価値が見直され、需要が高まってきており、今後広葉樹の利用も拡大していくものと期待しているところでございます。本県の主要な特用林産物であるキノコや備長炭の生産の拡大に向けては、これらを効果的に生産していくには広葉樹の小径木が適しているということを考慮し、一定のサイクルで伐採するなど、定期的かつ計画的に広葉樹林を循環利用することが必要になると考えています。

今後、こうした取り組みを進めることにより、キノコや備長炭など特用林産物の生産を拡大するとともに、新しい用途も探りながら、それぞれの目的に応じて伐採サイクルを設定し、除伐などの手入れを行い、多様な広葉樹林の育成と循環利用を進めることにより、健全な広葉樹林に再生し、公益的機能の発揮や中山間地域における収入の拡大に努めていきたいと考えています。

次に、本県における特用林産物の現状と可能性についてお尋ねがございました。

シイタケなどのキノコ類、シキミやサカキ、備長炭などの特用林産物は、本県の中山間地域における重要な収入源となっています。このため県では、特用林産物の生産拡大に向け、後継者の育成に係る研修費用や原料となる原木を生

産するための作業道の開設、またキノコ栽培に必要な原木や種駒、シキミやサカキの苗木購入などへの支援を行っているところでございます。あわせて、シキミ、サカキなどについては、栽培技術の向上を図るための研修会や市場関係者等を招聘した出荷や販売に関する勉強会の開催などに取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みにより、本県の備長炭につきましては、生産者などの御尽力もあり、平成26年から和歌山県を抜いて全国一の生産量を上げ続けており、全国的な需要が多いことから、今後もさらなる拡大が期待されるところでございます。また、シキミ、サカキにつきましても、全国で上位の生産量を維持しています。市場関係者からは、品質のよいものは高い収益性と安定した需要が見込まれるとお聞きしており、有望な換金作物として期待されています。

そのほかに、近年国内需要が伸びつつあるまきや、国内需要があるにもかかわらず輸入に頼っている一部のキノコや山菜、生薬などについては、ライフスタイルの変化や食に対する安全・安心への意識の高まりから、将来有望な産物であると考えております。このため県では、今後これらの市場におけるニーズ調査などを行い、市町村や関係者と連携を密にしながら、収益が期待できる品目を選抜し、生産者の掘り起こしや施設の整備、人材育成などの支援を通じて、地域ごとに特色のある特用林産物の生産が進み、販売を拡大していけるよう取り組んでまいります。

最後に、付加価値の高い樹種に転換することの必要性などについてお尋ねがございました。

中山間地域には豊富な森林資源があり、林業の振興を図っていくためには、そうした資源の付加価値を高めつつ活用していくことが重要であると考えています。また、これまで主に造成されてきた杉やヒノキなどの針葉樹に限らず、

広葉樹ではさまざまな樹種が多様な用途で使用されており、例えば本県が全国一の生産量となっている備長炭の原木としてニーズが高いウバメガシや、育成期間は長いものの高値で取引されるケヤキなどの生産を拡大することも有用であると考えています。

こうした有用な広葉樹への樹種転換を進め、それを活用して中山間地域の振興につなげていくためには、市場におけるニーズ調査なども行い、高い付加価値が期待され地域の自然条件に適合している樹種は何か、地域にとってより有利な樹種は何かなど、県の林業普及指導員もかわりながら、地域と一体となって検討していくことが必要であると考えています。

県としては、地域の気候に適したさまざまな有用広葉樹に係る植林や育林などの技術情報を樹種転換を希望する地域に提供し、造林に係る補助金を活用して支援することなどにより、中山間地域における収入の拡大につなげていきたいと考えています。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

**○中山間振興・交通部長(川村雅計君)** 特用林産物を中山間振興の切り札として、集落活動センター事業と連動させた取り組みができないかとのお尋ねがありました。

中山間地域の振興に向け、特用林産物を初め、本県の強みである中山間地域の資源を活用し、集落活動センターの経済活動と連動させていくことは大変重要なことと認識をしております。このため、中山間総合対策本部において、特用林産物やコンテナ苗の生産などを、集落活動センターの経済活動の充実や中山間地域の振興につなげていく取り組みを関係部局で連携しながら推進するとともに、特用林産推進チームによる技術的な支援も行いながら、各地域への横展開も進めているところです。

こうした取り組みによりまして、集落活動セ

ンターげいせいでは、管理されなくなったシキミ園を再生し、シキミの栽培と直販所などでの販売により、集落活動センターの収益につなげる取り組みが始まっております。また、いの町の集落活動センター氷室の里では、平成28年度から原木マイタケを中心としたキノコの栽培を本格的にスタートし、平成29年度には約220キログラムを生産し、高知市中央卸売市場や直販所等で販売いたしました。将来的には県の支援策も活用し、さらなる増産や販路の拡大などに取り組むこととしております。

県といたしましては、引き続き新たな資源の活用など地域への提案を行いながら、こうした取り組みが集落活動センターのメインエンジンとなるよう、基幹ビジネスとして強化、確立されるよう支援を行い、将来的には地域の主要産業となることを目指して取り組んでまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

**○商工労働部長(近藤雅宏君)** まず、外国人技能実習制度に関し、本県における外国人雇用の現状認識についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、この外国人技能実習制度につきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、いわゆる技能実習法において、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することが目的とされており、労働力の需給の調整手段として行われてはならない旨も明記をされております。また、制度の趣旨を徹底するため、この法律において実習体制の充実や関係機関の管理監督・連携体制の構築など制度の見直しが図られたところでございます。

本県における技能実習生の状況としましては、昨年10月の時点で1,405名の実習生を334の事業者が受け入れております。業種別の受け入れ人数の割合を見ますと、製造業と農業がそれぞれ約36%、漁業と建設業がそれぞれ約10%、卸・



小売業が約5%となっており、1次産業から3次産業まで幅広い分野で制度が運用されています。実習を行う際には、いわゆるOJTとして現場で一般職員と同様の作業を行う場合も多く、こうした実習が結果的に人手不足の職場における労働力の一助になっている面もあると考えています。

これまで県では、制度上、研修の実態等をつかみ切れない状況でしたが、技能実習法の施行により、昨年1月に創設されました外国人技能実習機構が県内の監理団体等を管理監督していくこととなっておりますし、当該機構や県などをメンバーとする四国地区の地域協議会が全国に先駆けてこの6月から立ち上がりましたので、今後は一層の情報共有が図られるものと考えております。

次に、外国人技能実習制度について、監理団体などの適切な指導管理体制の構築に向けて県はどのように向き合っていくのかのお尋ねがございました。

外国人技能実習制度の中で、監理団体などを管理監督していく中心的役割は、技能実習法で法務大臣、厚生労働大臣から事務委任を受けております外国人技能実習機構が担うこととなっております。

お話にありましたように、外国人技能実習機構は、監理団体や受け入れ事業者に対して定期的に実地検査を実施し、帳簿書類の点検や関係者から事情聴取を行い、技能実習が適正に行われているかを確認することとなっています。また、労働局及び入国管理局は、外国人技能実習機構と連携して、賃金の不払いや違法な時間外労働など、所管する法令に基づき、監理団体、受け入れ事業者を管理監督することとなっております。

一方で、都道府県は法的な権限は与えられておりませんが、外国人技能実習機構や国の機関

等と地域協議会を通じて相互の連携や情報の共有化を図り、技能実習制度が円滑に行われますよう協力する立場にあります。

去る6月21日には、四国地区の地域協議会が開催され、関係機関より、これまで必ずしも明らかでなかった各県における監理団体の許可件数、不正行為等の各種統計についての情報提供がございました。また、技能実習制度を利用される事業者向けの外国人雇用に関する各種制度等の説明冊子の配布や、技能実習生向けの言語別の相談窓口に関する情報提供など、地域協議会の構成員のみならず、制度の利用者にとっても有意義な情報提供が多数ございました。本県からは、技能実習生が急増している現状を踏まえ、情報交換できる場を年に複数回開催することや、技能実習生や受け入れ事業者の数などのデータを定期的に提供するよう要望したところでございます。

県としましては、中小企業等協同組合法に基づいて監理団体を指導していく立場にある中小企業団体中央会を通じて、県内の監理団体等の関係者に対して地域協議会で得た情報を提供し、四国4県の制度の運用状況及び課題点等をお伝えすることで、制度が適正に運用されるように努めてまいります。あわせて、事業者及び技能実習生に対しても、相談窓口等の支援体制を共有してまいりますとともに、公益財団法人国際研修協力機構、JITCOが行う日本語講師派遣や申請書類の作成支援等のセミナーについても実施を検討してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、外国人技能実習制度に介護人材受け入れが追加されたこと、また対人を前提とした介護職種への導入に対する所見についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせて

いただきます。

高齢化が急速に進展する中で、我が国において認知症ケアや自立介護などに関する知識、技術が蓄積されてきていることを背景に、今後高齢化が進む開発途上国等における知識、技術の習得や人材育成に対するニーズが増大すると考えられる中、外国人技能実習制度において昨年11月に介護職種が初めて対人サービスとして追加をされたところでございます。そのため、技能実習生の受け入れにつきましては制度の趣旨に鑑み、開発途上国等への技術移転が適切に図られることが重要であると認識をしており、実習生を受け入れる事業所にも本制度の趣旨を十分理解していただいた上で、適切に制度を活用していただきたいと考えております。

議員からお話のありましたように、特に介護サービスは対人を前提としている特性を踏まえ、導入に当たりましては、介護分野の有識者の方々に構成をいたします厚生労働省の検討会において、介護サービスの質を担保する、利用者の不安を招かない、介護現場の混乱や事故を防ぐといった観点から提言がなされ、この提言等を踏まえ介護職種固有の7つの要件が設定されているところです。県といたしましても、全国知事会を通じ、実習生の受け入れに当たっての日本語能力の担保等について提言を行っており、入国時の日本語レベルを基本的な日本語を理解することができる水準であるN4程度とすることが、この提言内容に沿った形で基準として規定されることとなりました。

加えて、国においては、監理団体が実施する入国後講習で活用できる介護の日本語の学習プログラムや、実習開始後の継続的な日本語学習を支援するための学習支援ツールなどを提供することで、実習生の方々の日本語能力の向上を図るための環境整備が進められているところでございます。

現在、県内の事業所においても事業実習生の受け入れに向けた動きが出ていることから、今後も介護事業者団体の皆様などの御意見もお聞きしながら、技能実習制度の趣旨に鑑み制度の運用が適切に行われるよう、必要に応じて全国知事会を通じて提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、障害者の法定雇用率の改正による障害者雇用の状況についてお尋ねがございました。

今回の改正で新たに法定雇用義務が発生いたしますのは、常時雇用している労働者が45.5人以上50人未満の事業所となり、該当する事業所数は高知労働局からは最大で200社程度とお聞きをしておりますが、それぞれの事業所の障害者雇用の状況は、毎年12月に公表されます高知労働局の障害者雇用状況の集計結果によって把握することとしております。

12月の公表以降、労働局との連携を図り、新たに法定雇用義務が生じることとなった事業所のうち、障害者を雇用できていない事業所に重点を置いて訪問をし、小規模事業所での雇用事例を説明することなどで障害者雇用への御理解をいただき、雇用につながるよう取り組んでまいります。

最後に、本県における障害者雇用推進者の実態と職場定着率の向上についてお尋ねがございました。

障害者雇用推進者は、事業所における障害者の雇用の促進と継続を図る役割を担っており、昨年度、法定雇用義務のある488事業所の全てで配置がされていると高知労働局からお聞きしております。

障害者の雇いを継続する上で、就職後の職場定着支援が極めて重要であると認識をしておりますので、障害者の雇用の促進や継続を図るため、必要な施設等の設置など、雇用に関する諸条件の整備を行う障害者雇用推進者の果たす役

割は大きいものと考えています。今後、法定雇用義務のある事業所を訪問した際には、障害者雇用推進者にその役割を十分に理解していただき、実践していただけるよう意見交換を行い、障害者が安定した就労を継続できるよう支援してまいります。

また、県内5カ所に県が設置をしております障害者就業・生活支援センターが中心となり、障害者の特性を踏まえた雇用管理や障害のある就労者の日常生活の自己管理に関する助言等を、職場定着支援として職場訪問や随時の相談により実施するとともに、県の委託事業として社会福祉法人において実施をする、障害がある就労者が平日夕方などに集まり気軽に話し合うことのできる交流の場を設定し、相談員を配置することにより、障害者の体調の変化や職場の悩みに早期に気づき、適切な支援につなげる取り組みを行っております。

こうした事業の実施に加え、労働局など関係機関とも連携して、引き続きしっかりと職場定着支援に取り組んでまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 外国人技能実習生の個人住民税に関し、本県の現状と対応についてのお尋ね、また市町村の実態を調査した上で納税管理人制度も含む住民税の仕組みの周知を行い、適切な運用を働きかけるべきではないかとお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

まず、個人住民税の徴収に関しましては、市町村が個人の市町村民税とともに徴収を行っておりますことから、県においては外国人技能実習生に係る住民税の徴収状況を把握しておりません。そこで、今回県内11市の税担当課に、帰国する外国人に係る納税管理人制度の活用状況について伺いましたところ、この制度を活用するに至った事例はほとんどありませんでした。

加えて、そもそも外国人技能実習生に係る住民税の賦課徴収状況を把握することが困難ということもあり、多くの市において納税管理人を定める必要がある外国人技能実習生の総数等の実態を十分には把握できていない状況にございました。このため、まずは県内市町村に対しまして、状況の聞き取りを実施してまいります。

また、今回11市に伺った結果、個人住民税が徴収できず不納欠損に至る事例が一定発生していることもわかりました。これは議員御指摘のとおり、納税義務者である外国人技能実習生や事業者の方に、納税管理人制度を含めた住民税の仕組みが十分に理解されていないこともその一因として考えられますことから、確実な徴収の確保に向け、こうした方々に対し住民税の仕組みの周知徹底を図っていくことが必要と考えております。そのため、今後市町村の皆様とも連携しながら、受け入れ先の事業者や監理団体の皆様に対する通知等により、周知、働きかけを行ってまいります。

このほかにも、例えば先ほど議員から紹介のありました地域協議会の活用も検討してまいります。地域協議会は外国人技能実習生を受け入れている地域の抱える課題等につきまして、情報共有を図ることなどを目的としておりますことから、住民税の賦課徴収に係る状況について、メンバーであります国の機関や外国人技能実習機構とも情報共有し、御協力をいただきながら周知を図っていくことなども検討してまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 本県におけるアウトバウンドの取り組みとその必要性についてお尋ねがありました。

本県の国際観光を推進していくためには、まずはインバウンドの誘致を目指す国や地域に対して、本県ならではの自然や歴史、文化、食な

どの観光資源の特徴や魅力を発信し、好感度を高めながら友好的な関係を築くことが大切であると考えています。

本県では、これまで観光分野の交流が深まるよう、例えば重点市場の一つである台湾において、行政機関、メディアや旅行業界を中心に、県内の観光事業者や団体とも連携し、トップセールスを初め、現地メディアとの情報交換会や旅行会社との商談会の開催など、さまざまなプロモーション活動を通じて台湾との関係づくりを進めてまいりました。この結果、台湾のメディアや旅行会社などとの関係が強化され、本県の観光情報の発信頻度が高まり、あわせて本県を周遊する旅行商品の造成件数も増加し、台湾からの観光客数を着実に伸ばしてまいりました。

また、文化の面におきましても、台湾で最大の祭りであるランタンフェスティバルに本県のよさこいチームが、そして本県のよさこい祭りに新竹県のチームが毎年参加するようになりました。さらに、昨年には本県と新竹県との間で、漫画やよさこい祭りを通じた友好交流を深めることを目的に新たな覚書を締結するなど、観光交流だけでなく文化交流も進展しています。

こうした観光や文化の分野での相互交流をさらに深め、インバウンドの誘客拡大にもつなげていくためには、議員のお話にありましたように、アウトバウンドと一体となった取り組みが必要であると考えております。

このため、県としましては、今後ともさまざまな国や地域との交流を推進してまいりますし、本県のアウトバウンドの主体を担っていただいている県内の旅行会社などに対して、アウトバウンドに関する専門的な知見やノウハウを有する日本旅行業協会等と連携し、相手国のインバウンド支援策や観光情報の提供、観光事業者や団体との情報交換の場づくりなどを実施して、海外旅行の商品造成や相互チャーター便の企画

などの増加につながるよう積極的に支援してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) パスポートの保有率を上げるための取り組みと具体的な施策についてお尋ねがございました。

パスポートの保有率の向上につながる取り組みとしまして、まず取得の利便性を高めるために、パスポートの申請・交付の窓口を県庁に加え安芸市、須崎市、四万十市の県の事務所に開設するとともに、金曜日の交付時間の延長や日曜日の交付なども行っております。また、県民の皆様がより身近な場所でパスポートの申請と受け取りが可能となるよう、市町村に対してパスポートの申請書の受理と交付の事務の権限移譲を進めており、これまでに東洋町、津野町にその権限を移譲してまいりました。

こうした取り組みに加え、県民の皆様は海外の方々との交流を深め異文化を理解していただくために、高知県国際交流協会や市町村と連携して、若年層を初めとする幅広い世代の方々に参加していただける国際交流イベントや異文化理解講座などを開催しております。

今後ともこうした取り組みを進めることで、県民の皆様は海外渡航への意欲の高まり、さらにはパスポートの保有率向上にもつながっていくものと考えております。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、高知県漁協に参加していない組合において、財務環境の悪化により合併協議に向き合う意思のある漁協の現状とその可能性についてお尋ねがございました。

高知県1漁協構想は、平成17年に高知県漁業協同組合連合会、いわゆる県漁連の臨時総会において、漁業者の総意として意思決定がされ、この構想に基づき平成20年に25の漁協が合併し、

高知県漁協が設立をされました。高知県漁協は、設立当時には5億3,000万円の欠損金を有しておりましたが、経営改善に取り組んだ結果、昨年度末には1億2,000万円の内部留保を有するに至るなど、経営基盤は大幅に強化をされました。これにより、合併に参加していない漁協にとって、合併に対する懸念材料であった高知県漁協の財務面での不安は解消されたものと考えております。

一方で、合併の受け皿となる高知県漁協は、合併の参画基準として繰越欠損金を持ち込まないことを定めております。平成28年度決算で見ますと、合併に参加していない19組合のうち5組合が繰越欠損金を有し、出資金が毀損している状態にある上に、このうちの3組合ではその解消に相当の期間を要する状態にあり、直ちに合併協議に参加するのは困難な状況になっております。

今後は、産業振興計画に位置づけた、生産から加工・流通に至る取り組みを進めることで、漁業者や漁協の収益の向上につなげますとともに、こうした経営不振漁協が繰越欠損金を解消し、合併協議に参加できますよう系統団体とも連携し、効率的な漁協運営に向けた経営改善を指導してまいります。

次に、高知県1漁協の将来像を考える委員会での議論及び11月に取りまとめられる提言によって、県1漁協構想が大きく変わることがあるのかとお尋ねがございました。

高知県1漁協の将来像を考える委員会は、平成17年の構想策定当時から大きく変化している漁協や水産業を取り巻く環境を踏まえ、県1漁協の新たな将来像を提言いただくため、高知県漁協や合併に参加していない漁協の理事の方に加え、県議会議員の方々や民間企業の経営者などにも参画していただき、県が昨年6月に設置をしたものです。最終的な提言は、11月ごろに

いただく予定ですが、これまでの協議の経過から、当初の県1漁協構想と比べると、以下の2点が大きく異なる見込みでございます。

まずは1点目、事業のあり方でございます。漁業者にとってより重要な事業にマンパワーを集中し、効率的な事業を図る方向で検討を重ねております。具体的には、燃油や資材の供給は民間事業者にできるだけ移管し、水産物の販売や個別経営体への指導を強化するとともに、市場や事務所の統廃合を積極的に推進することなどが議論をされております。

2点目としましては、現在の構想では、県1漁協が県漁連や高知県信用漁業協同組合連合会、いわゆる信漁連といった系統団体を包括的に承継することとしておりました。しかし、県漁連は既に経済事業と職員を高知県漁協に一定移管し、指導事業に特化した組織として改編しておりますし、信漁連は平成32年4月に近畿・中国・四国ブロックでの合併に参加する方向で検討を進めておりますので、県内の系統団体を包括する提言とはならない見込みでございます。

以上2点については、現構想と異なりますものの、資源の悪化や漁業者の減少など漁業を取り巻く環境の変化に対応するため、県内漁協が大同団結して組合員の負託に応え得る強靱な組織を構築するといった構想の理念そのものは変わらないものと考えております。

最後に、合併協議において対等に合併メリットを議論できる場づくりについてお尋ねがございました。

合併に当たりましては、合併後の運営方法や事業計画について両漁協が協議し、合意することが必要です。この協議においては、受け入れる側の高知県漁協が定めた合併の参画基準を満たしているか、また高知県漁協の各支所の実態と比べ厳しい条件を相手漁協に求めているかなどを冷静に議論することが重要と考えており

ます。

このため、漁業者への負担を軽減する観点から、お互いが対等な立場で議論し、円滑に合併の協議が進められますよう、協議の場には県も参画し、適切な指導・助言を行ってまいります。

○28番（橋本敏男君） 執行部の皆さんにおかれましては、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。少し時間もございますので、何点か再質問と要請をしてまいりたいというふうに思います。

まずは、大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊についてでございます。今、この問題について大阪府警が調査に入ったということを知っています。そうすると、ひょっとしてこの責任の所在そのものが刑事事件になる可能性もあるのではないかというふうに、私自身も危惧しています。

先ほど、土木部長のほうから答弁がございましたけれども、まずは建築基準法に明らかに抵触するような、そういうブロック塀を放任していいのか、そしてもう一つは、そのブロック塀をつくる際に、建築確認というものの事務を県が多分、負っていると思います。そういうことに対して、もし事故があったとすれば、責任問題というのはどうなるのかについて、少しお聞きをしたいというふうに思います。

次に、森林環境譲与税と森林経営管理法、そして特用林産の振興については、この3つを重ねてみたいと思います。森林環境譲与税については、私が調べると、森林経営管理法を補完する財源なのかなあというふうに思います。そうなれば、先ほどから特用林産のほうでもお話をしておりましたように、例えば、要は事業対象にならない、再委託ができないような山そのものは、複層林化するということにしています。ということは、そういう方向性で多分その森林環境譲与税が使われるんだろうというふうに思

うんですが、その際に樹種の移転、そういうふうな形がとれないか。

例えばの話なんです、その山一つをですね、先ほど備長炭の話もありましたけれど、ウバメガシの山にするとか、それからツバキの山にするとか、そしてもう一つは桜をその山にずっと植えて、要はそういうふうな樹種転換ができる。そういうことをやれば、非常に合理的に特用林産が振興できるのではないかなというふうにも思いますので、その辺についてどうお考えか、林業振興・環境部長に再度答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、知事のほうから産業振興における労働力不足について御答弁をいただきました。確かにずっと見てみると、知事が一生懸命頑張ってきて、産業振興計画、3期までできました。これをもう少しずうっと続けていくためには、労働力確保というのは非常に大きな問題だというふうに思います。ある一定、その産業振興計画のことで、すごく地方も元気になったことも事実です。

しかしながら、この産業振興計画における政策的な投資と労働力不足の整合性についてどのように考えていらっしゃるのか、それも再度質問してみたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○土木部長（福田敬大君） 橋本議員のほうから御指摘のございましたブロック塀につきましては、建築基準法の改正が1981年でございます、これに照らして違法であることが明らかであるもの、これにつきましては建築基準法に基づきまして撤去や改修など、これが適法になるように是正を求めることにしております。また、それ以前から存在をして、違法ではないものの危険性が確認されたような場合、これにつきましては所有者に対して速やかな注意の表示や、最終的には撤去をしていただくようお願いをし

ていきたいというふうに考えております。

ただ、ブロック塀の点検と申しまして、外見で見てすぐに危険だとわかるものもあれば、中に本当に鉄筋が入っているのかどうかというのを確認するためには、非破壊の試験も行わなければならないという、なかなか技術的に難しい問題もございます。

議員御指摘の大阪北部地震の今後の対応については、我々も注意深く見守り、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 森林環境譲与税と森林経営管理法の中で、広葉樹など樹種転換と申しますか、そういったことができないかという御質問だと思いますけれども、まず森林経営管理法の中では、森林経営に適したところは林業経営者のほうに委託してやるということになりますので、そちらのほうは経営者の責任でみずから管理等をしていくということになりまして、主伐が行われる場合は再生林を基本的にしていただくということになっておるわけでございます。何を再生林するかについては、そこは所有者の意向というようなものも出てこようかと思えます。そういった中で、広葉樹をとというようなことがあれば、可能ではなかろうかというふうには思います。

それから一方、森林経営に適さない区域といえますか、そこは市町村が管理するということになりますので、経営に適さないということであれば、主に間伐、保育間伐的なことが多いんじゃないかというふうに思うわけです。そちらのほうで植林、再生林が出てくるかということについて、今時点では明確にはわかりませんが、ケースによって、市町村も考え方によって、そういったことは可能ではなかろうかという、まだ制度全般が明確になっていない中でございますが、私のこれまでの確認してきた中では、そういうふうな印象を持っておると

いうところでございます。

○**知事（尾崎正直君）** 労働力不足、人手不足の問題については、その原因が何かというところを冷静に見て対処方針を考えなければならぬだろうと、そういうふうに思っています。

よく人口減少が進んだので人手不足になったかのような説がありますが、そういうことではありません。人口減少していても仕事が同じように減っていれば、有効求人倍率も上がらないのであって、その人口減少下においても仕事がふえているので、人手不足という状況になっていくということなんだろうと思います。

問題は、今回の場合、全国的にも人手不足になっているということです。一言で言うと、景気循環の中で景気がいい状況が一定長いこと続いてきていて、いよいよ人手不足という状況になってきていて、本来であれば、このままいけば賃金がどんどん上がっていく中で企業の業績がだんだん悪くなってきて、景気は今度は悪くなっていくと、こういう景気循環をたどっていくというのが、およそ今まで景気循環のメカニズムとして実現されてきたことだろうと、そういうふうに考えられるところです。

産業振興計画の目指すところというのは何かというと、こういう景気循環によってのよしあしということよりも、高知県経済の地力そのものを本格的に強化していこうということを目指すものであります。いわば景気循環対応策ということではないと、そういうふうに思っています。

高知県も全国が人手不足になっているのと同じように、今、人手不足になっているわけでありまして。このまま景気循環論からいけば、だんだんだんだんまた悪い方向に行く可能性はありますが、そうだとした場合地力はつける、もっともっと強化するという方向に持っていくためにはどうするべきなのかということを目指すのが

産振計画の目指すところだと思っています。でするので、地力をそもそも強化するために地産を強化し、外商を拡大し、そういう取り組みもあわせて進めていくということが大事であります。あわせてボトルネックとなりますこの人手不足問題についても、積極的に対処はしていこうとしているところです。

本県の場合、全国が人手不足となったとしても、2点において多分まだ人手不足に対処していける余地はあると思っています。1つは非常に資本の装備率が本県は低いわけですね。一言で言うと機械化が進んでいる率というのが低いわけです。ですから、もっと進めて省力化、効率化していく余地というのは大きいというのが1つあります。それともう一つは、やはりU・Iターンですね、よって一定これに対処していくべき余地というものも、まだまだ大きいと言えるのではないかと、そういうふうと考えているところでもあります。

全国的に人手不足とはいいいながらも、本県の場合は全国に比べれば一定ある程度的人数が帰ってきてくだされば対処できるという側面もあるわけでありまして、やはりU・Iターンに頼っていくという方向というのは非常に重要なポイントなんではないのかなというふうに思っているところです。

全国的に人手不足という中において、どう対処していくかという課題でありまして、簡単なことではありませんけれども、しかしながらその中にあっても地産外商、拡大再生産を強化していくために、人手不足への対処とともに、あわせて地産外商を強化する、そちらも同時並行的に向上と、そういうふうをしているということだと考えています。

○28番（橋本敏男君） ありがとうございます。

最後に総務部長に要請をして全ての質問を終わりたいと思いますが、外国人技能実習生にお

ける個人住民税の問題です。この問題については、個人住民税の窓口は市町村ですけれども、県が40%いただいているということなんで、非常にこれは県民に対する損失になります。早急に向き合っていただきますよう要請いたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時31分散会



平成30年 6月29日（金曜日） 開議第 4 日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 福田敬大君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 金谷正文君
- 人事務局長 織田英正君
- 公安委員局長 織田英正君
- 公職代理者 小柳誠二君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君  
事務局 次 長 川 村 文 平 君  
議 事 課 長 横 田 聡 君  
政策調査課長 織 田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯 田 志 保 君  
主 幹 浜 田 百 賀 里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年 6 月29日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 10 号 県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案
- 第 11 号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約

の締結に関する議案

- 第 12 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 13 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 14 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 15 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 16 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 17 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
  - 第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
  - 報第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
  - 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 報第 3 号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告
- 第 2 一般質問  
( 2 人)



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



### 諸 般 の 報 告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

次に、知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項の規定に基づき高知県国民保護計画を変更した旨の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。



### 質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第18号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案」まで及び報第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告」まで、以上21件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

20番三石文隆君。

（20番三石文隆君登壇）

○20番（三石文隆君） お許しをいただきましたので、まず初めに、知事の政治家としてのこれからの姿勢や思いについてお尋ねいたします。

私は平成29年の6月議会で、自民党会派による県外調査で鹿児島県を訪れた話をさせていただきました。このことを皮切りに質問をいたします。

昨年の4月中旬、例年になく遅咲きの桜に迎えられ訪れたのは、特攻出撃の命を受けた隊員たちが過ごした最後の場所、知覧です。ここでは若き命の物語が私に生を、死を、家族の大切さなど多くのことを教えてくれました。

次に訪れたのが、大河ドラマで佳境を迎えている西郷どんの偉業を伝える西郷南洲顕彰館であります。そこで目にした西郷隆盛の言動は、鋭い洞察を与えてくれました。彼が今でも多くの人に慕われているのは、感化力、つまり人を感動させ、引きつける魅力があるからだと感じました。では、その人望はどこから来ているのか、それは私利私欲を捨てて、正義、大義、条理に立ち、人々の能力を生かし、信頼を裏切らなかったことにあると思います。

また、彼の行動や多くの先見的な言葉を見れば、グローバル化や少子高齢化など課題に直面する現代にも無縁ではないメッセージが数多く含まれています。中でも、人は第一の宝、政治的な人材登用は才能で判断すべきであるという発言。明治政府が迅速に近代国家を打ち立てることに、彼の言動が貢献したことは間違いありません。現在、部下がついてこない悩みを抱える上司も少なくありません。それを解決するためには、西郷が唱える、人は第一の宝という考えに基づき、能力や業績、ライフサイクルに応じた適材適所の配置、登用を行い、人材マネジメントを充実させることが重要であると考えます。

県庁という大組織を動かし、産業振興計画や

日本一の健康長寿県構想など、確実な取り組みの成果を土台として、県勢浮揚に向けて邁進している尾崎県政における人材登用の基本方針、またポストごとに職員が手腕を十分に発揮し、やる気と活気に満ちた組織の構築に向けた県庁経営の戦略について知事にお伺いいたします。

また、この4月に新たに就任された伊藤教育長は、平成26年11月から観光振興部長として、「志国高知 幕末維新博」など、本県の観光の底上げに手腕を発揮し取り組んでこられました。

現在、県は教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画における教育改革が軌道に乗り、学力向上に確実な成果が見られています。知事と県教育委員会のしっかりした連携のたまものと受け取っております。一方、とりわけ教育現場の実態は、伊藤教育長がかじをとられていた観光振興と異なり、数値化による評価とは相入れない面があるということはしっかりと押さえておかななくてはなりません。

伊藤教育長は、本県教育行政事務の最高責任者として、どのような抱負を持って何を大切にしながらどのような方策で切り盛りしていくおつもりなのか、学校現場や県民に向かって教育長の考えをどのように発信していくのかも含め、就任に当たっての所信、抱負をお伺いいたします。

また、知事を筆頭に推進している教育大綱の目標を達成するため、伊藤教育長に期待することはどのようなことか、知事にお尋ねいたします。

次に、高知県管理職教員組合の元書記長の組合資金横領事案についてお尋ねいたします。

私は、機会あるごとに、尾崎知事に、歴代教育長に、また県庁幹部の皆さんに、本県はいまだ戦後の怠惰な影を引きずっているのではないかと忠告してきました。確かにこの10年余り、県教育委員会や現場の努力のかいあって、学力

を初めとする指標は改善の方向に向かっていることは、喜ばしいことでもあります。大いに関係者の努力をたたえなければなりません。

そうした中であって、その努力に泥を塗るような事案が続発しています。今般の教員による多額の横領や覚醒剤使用といった不祥事の連続は、県民の教育に託す期待への背信行為であると重く受けとめています。

殊に、日教組を母体とし、校長、教頭が加入する高知県管理職教員組合、いわゆる高管教の元書記長による組合資金4,800万円の横領事案。公立学校長という職にあり、児童生徒の幸せと尊厳を、自己を犠牲にしてでも守り通さなければならない教育者が、私利私欲のために組合資金を横領し費消し続けたということは、一人の教員の行った一非違行為ではなく、戦後の公立学校教員の持つ負の遺産、高知県の戦後教育の怠惰な影そのものと、私は捉えているのであります。その影は、まさしくこの組合の存在により濃くつくり上げられてきたものではありませんか。

私の言うこの怠惰な影の正体の一つである、高管教の存在をどのように捉えているのか、またこの事案を受け、この10年を超す知事自身の教育に対する取り組みをどのように自己評価するのか、さらに今後県民や教職員にどのように訴え続けるのか、知事にお伺いいたします。

また、私の知り得る範囲でもこれまで耳にしたことがないような教員による横領事件を、教育長はどのように把握され、どのように対応すべく指揮、指導をしておられるのかを、以下の観点からお尋ねいたします。

1つ、この多額組合資金は、どのような経緯、目的で集められプールされていたものなのか、またその目的は確実に履行されていたものなのか、具体的に説明願います。

2つ、この資金は本来組合員の福利厚生に使

うべき、組合員のための資金なのであろうと推測できるが、還元されるべき資金はいわば裏金として隠し続けてきたわけで、その裏金をもって高管教は何をしようとしていたのか、何がしたかったのか、お調べのことだと思うので明らかにしていただきたい。

3つ、この事件発覚後、一般教員の中から私に、高管教は管理職登用や人事異動において影響力を持つ、昇任や人事異動は日教組を母体とする高管教に加入していない者は不利だと訴える者もいるが、これが事実とすれば看過できないが、教育長の見解をお伺いいたします。

この事案の最後の問いとして、教育長にお尋ねいたします。教育長は事案が発覚した後の4月23日、みずから記者会見を行い謝罪されましたが、これには私は違和感を抱かずにはいられなかったのであります。本来、高管教内部の不祥事であるにもかかわらず、なぜ組合幹部がみずから県民に謝らず、教育長が最初に頭を下げなければならなかったのか、私は腑に落ちません。確かに教員の犯した重大な非違行為であり、教育委員会は一層襟を正し対処すべきであります。しかし、この事案はそもそも組合内部から発生した問題であり、まず県民に対し頭を下げるべきは組合そのものであり、その責任を負う組合幹部であるはずで、元職、現職合わせて20名以上の処分者を出した高管教です。当初に事案の説明をし謝罪するのは、当事者、組合側であるべきではないでしょうか。最初から県教委側に謝罪すべき重大な瑕疵があったかのように県民は受け取ったわけではありますが、何でもかんでもないまぜにして先に走るの、多くの誠実な教職員に対しても、意欲を失わせる結果となっていることを危惧いたします。

まず、謝罪すべきは組合であり、事のてんまつを整理し切ってから、初めて県教委が任命権者としての態度を表明すべきであったと考えま

すが、この点の見解を教育長にお尋ねいたします。加えて、今後高管教に対してどのように向き合うのかも、教育長にお伺いいたします。

次に、道德教育の推進についてお伺いいたします。

現在の子供たちを取り巻く環境に目を向けますと、深刻ないじめや校内暴力の増加に代表される道德心の欠如、そして規範意識の希薄化、コミュニケーションの能力の低下など、多くの課題を抱えております。一方、社会に目を向けますと、AIの出現など目まぐるしい科学技術の進歩、社会のグローバル化が進む中で、さまざまな文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが課題となっています。

こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観を持ち、人間としての生き方や社会のあり方について多様な価値観の存在を認識しつつ、みずから考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質、能力を備えることが求められており、道德教育はますます重要になっています。

このような中、平成27年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、これまでの道德の時間が特別の教科、道德として格上げされることになりました。いよいよ本年度から小学校で全面実施されており、中学校では来年度から全面実施となります。教科になるわけですから、検定教科書が導入され、確実に道德科の指導が実施されることとなります。当然、評価も入ってきます。しかし、これは国語や算数のような数値評価ではなく、あくまでも児童生徒の成長や学習態度を文章による記述式で評価することとは言えるまでもありません。

これらのことについて異を唱える人がいるこ

とは承知をしております。例えば、国の基準でつくられた検定教科書を使うことは価値観を押しつけることになるのか、子供の心や価値観を評価することは思考統制となりかねないといった考えであります。

道徳の教科化に向け、その改訂の趣旨や具体的な指導方法、評価方法などについて、どのように学校現場に周知徹底を図ってきたのか、また今後道徳科が着実に実施されるための手だてについて教育長にお伺いいたします。

また、学習指導要領は、当然のことながら公立、私立の区別なく遵守すべき教育課程の基準であります。私立小中学校における道徳教育の推進状況と道徳の教科化に向けて、これまでどのように趣旨徹底をされてきたのか、文化生生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、平成30年3月に県教育委員会は、改訂版家庭用道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」を県内全ての児童生徒に届けられました。家庭用道徳教育ハンドブック改訂を行った意図や狙いについて教育長にお伺いいたします。

私も拝読しましたが、10、11ページには、大人が子供に教えるべきことが掲載されています。人の物をとったらいかん、人に迷惑をかけたらいかん、ひきょうなことをしたらいかん、うそをついたらいかん、いじめはいかん、この5つです。これらは全て誰もが人としてしてはならないことです。折しも、私が昨年6月の本会議で教育長に質問した薩摩独特の青少年教育システムである郷中教育の教え、負けるな、弱い者をいじめるな、うそをつくなと相通じるものがあります。どんな時代にあっても、人としての道、規範意識を徹底的にたたき込むことは大切なことです。そのためには、大人が子供に遠慮することなく、毅然と接することが求められているということでもあります。

この家庭用道徳教育ハンドブックが広く活用されるために、どのような手だてを講じるのか、教育長にお伺いいたします。

また、今回ハンドブックが初めて私立学校の小中学生にも配付されたとお聞きしています。県内全ての小中学生の家庭に届けられたことは、県民ぐるみの道徳教育に向けて大きな一歩である期待するところですが、活用されなければ配付した意味がありません。

私立小中学校において家庭用道徳教育ハンドブックが活用されるために、どのような取り組みを行うのか、文化生生活スポーツ部長にお伺いいたします。

ハンドブックの62ページ以降には、坂本龍馬を初め、中岡慎太郎、ジョン万次郎、岩崎弥太郎など、幕末維新期に活躍した郷土の偉人の生きざまが物語で紹介されています。郷土の偉人がどのように苦悩し、不屈の精神を持って偉業をなし遂げたかなどを学ぶことで、規範意識を高め、自立心を育成することに加え、郷土を愛し郷土を誇りに思い、郷土に貢献する人材が育っていくことが期待されます。今回改訂された家庭用道徳教育ハンドブックについて、率直な感想を知事にお伺いいたします。

次に、明治150年記念人材育成プランについてお伺いいたします。

明治維新150年の本年4月21日には、メイン会場である坂本龍馬記念館が開館し、幕末維新博第2幕が開幕しました。この第2幕をてこに、歴史観光を確固たるものにしていくとともに、自然を生かした観光という新たな付加価値を本格的につくり出していこうとしています。県外観光客数が440万人を超えた昨年度を上回る勢いを感じるところです。現在、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツ以外も含めたさまざまな分野で、レガシーを残す大会として、包括的なアクションを進めています。本県

においても、文化、教育の分野では、これを契機に次の150年を考えたレガシーを残さなければなりません。

例えば山口県が輩出した偉人、吉田松陰先生。松陰先生の御功績については、平成28年の6月議会で述べましたのでここでは紹介しませんが、注目しているのが、萩市立明倫小学校での取り組みであります。この学校は、長州藩教育の中核である藩校明倫館の跡に建つ学校であり、松陰先生も明倫館で教鞭をとった時期もある学校です。明倫小学校では、松陰先生の言葉を教育に取り入れ、毎朝各教室でそのお言葉を声高らかに朗唱しています。教育は国家百年の大計と言われるように、教育は百年という長い物差しで見なければなりません。着目すべきことは、松陰先生の生誕から約200年がたとうとしている今もなお、その教えを引き継いでいる小学校が存在していることであります。

本県では、子供たちが地域に出て、郷土の偉人にゆかりのある歴史学習施設や史跡などを訪ね、先人の志を学ぶフィールドワークの実施、また平成の薩長土肥連合のつながりを生かし、鹿児島県、山口県、佐賀県の高校生とこれからの時代に求められる生き方や志などを話し合う共同学習の実施、その上で本年11月の「志・とさ学びの日」に合わせた一連の学習の成果を発表し合うフォーラムを開催するなど、明治150年記念人材育成プランが実行されるとお聞きしています。

私は、このような取り組みをことしだけのものにせず、この節目を契機に、次の150年後までの視点を持ち、土佐の偉人の生きざまを、その志を子供たちが学び、次代に伝えていくことが大切であると考えます。明治150年記念人材育成プランの今後の構想について教育長にお尋ねいたします。

次に、こども食堂の取り組みについてお伺い

いたします。

今日、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化には著しいものがあります。そのため過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっています。

厚生労働省の発表によりますと、児童虐待相談件数はこの3年間で毎年約1万5,000件以上増加し、最新の平成28年度調査によると過去最多の12万件を超えるなど、一層深刻さを増しています。世界一平和な国に生まれてきたはずなのに、なぜ家庭の中で、十分な食事を与えてもらえない、暴力を受ける、監禁されるといった虐待を受け、地獄のような生活を送らなければならないのでしょうか。しかも、それによって子供が命を落としてしまうという事件が後を絶ちません。子供が親に殺される、これほどふびんなことはありません。

ごく最近も、東京都目黒区で5歳の女兒が両親から長期間十分な食事も与えられなかった上に繰り返し虐待され、死に至るといふ事件が起こってしまいました。しかも、この女兒は、習いたての平仮名で両親に対して、自分が至らないことを反省し、許してほしいという旨の文章を残しています。たった5年しか生きていない彼女がどんな思いで書いたのか、その悲痛なメッセージを読み、怒りと悲しみで胸が張り裂けそうになりました。なぜこのような痛ましい事件が繰り返し起こるのでしょうか。一刻も早く家庭での教育力を向上させるべきであります。

家庭教育については、教育基本法第10条で「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されています。つまり、

子供の教育の第一義的責任は保護者にあり、保護者は家庭教育の中において、責任を持って子供に基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、挨拶や礼儀、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけさせなければなりません。

家庭教育の充実については、一部の団体から、国が想定する理想的家族像を前提に国にとって都合のよい子供にするための生活習慣を身につけさせることを保護者に担わせている、一方的な役割と価値観の押しつけだ、国が求める人材を育てるため家庭教育の名のもとに国が家庭に介入する仕組みをつくっている、戦前の家庭教育への根深い回帰志向が存在しているといった批判もあります。

しかし、こうした批判は論外であります。家庭は子供たちが最も身近に接する社会であり、常に子供の心のよりどころとなるものであります。子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てる重要な営みであります。

現在、各地でこども食堂の取り組みが進んでいます。このこども食堂は、地域の大人が孤食になりがちな子供たちやその保護者に、無料や安価で食事を提供するシステムであります。平成30年4月3日にこども食堂安心・安全向上委員会が発表した調査結果によると、現在全国に2,200カ所以上設置されているとのこと。もはや社会運動となりつつあります。

私は昨年の6月議会で述べたとおり、月に1回程度食事を提供し、安心して過ごせる居場所づくりを行ったところで、子供たちの日々の暮らしを変えることができるのかと疑問を感じています。子供が本当に望んでいるのは、温かい他人の食事だとは到底思えません。また、無料や安価で食事を提供するこども食堂がふえ続けることは、家庭教育力の弱体化を招くことにな

りかねません。したがって、こども食堂がふえ続けることに、あえて私は警鐘を鳴らしたいと思います。

元来、厳しい環境にあっても、保護者は、子供にどうかかわっていくべきか、なすべきことは何かを学び、子供の成長を喜ぶ気持ちを深め、豊かな親心を育むことが大切です。

こども食堂の取り組みは、子供たちの見守りにつながること、保護者が地域の方々に子育ての悩みや不安を相談したりする場になっていることなど、居場所づくりとしては有効な面があると思いますが、本来は真に困っている子供のためのものであります。仮にこども食堂に来ている子供がいれば、その背景にある家庭環境や保護者の情報に関心を持ち、できる限り家庭で食事ができるように促さなければなりません。

さらに、こども食堂に来ている親子に対しては、家庭で食事をすることの大切さを説くべきであります。このようにして、やがてはこども食堂に来なくても、家庭で食事がとれるように仕向けていくべきではないでしょうか。

こども食堂の取り組みの成果は、それをふやすことではなく、家庭の教育力を上げ、それをなくしていくことであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、昨年度地域福祉部長に支援が必要な子供たちの利用状況についてお伺いしたところ、幾つかのこども食堂では、地域の方々などと連携して取り組むことで、支援が必要な子供たちが来るようになったとの話も聞いているとの答弁をいただきました。

こども食堂は居場所づくり、貧困支援のどちらに力点を置いているのか、またこども食堂に来た子供や親に対して、最終的には家庭で食事ができるようにしていくためにどのような取り組みをしているのか、地域福祉部長にお尋ねいたします。



次に、学校における働き方改革についてお伺いいたします。

これまで、日本の教師は、全ては子供たちのためにという前提のもと、自身の時間の多くを学校教育に費やして、全人的な教育を担ってこられました。私が学校現場にいたころも、教材研究好きで、夜中までかかってあすの授業の準備をしても苦にならないという教師もいました。子供への愛情が深く、子供のためならたとえ真夜中であっても、いつでもどこでも面倒を見る、その子のために飛んでいくという熱血漢の教師もいました。いずれのタイプにしても、教師の仕事にはこれで十分、これで満足というゴールはありません。教育者として求めるものが高ければ高いほど多忙になるのです。

このような中、勤務時間管理について、服務監督者である教育委員会は教師の勤務時間管理を徹底することとされており、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築することが求められています。

教師の勤務時間管理の徹底についての現状と今後の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

ここで私が危惧することが2つあります。1つは、勤務時間管理の徹底と削減が目的化してしまわないかということです。仮に勤務時間外になって万引きをした子供がいるという連絡があれば、家庭訪問や生徒指導を行うべきでしょう。勤務時間外になったから学校は関係ないといったら、学校は成り立ちません。また、悩み苦しむ大変な目に遭っている子供がいるとします。保護者がそれを救えないなら、次に救えるのは、その子のよい面もマイナスの面、そして家庭状況も把握している教師しかいません。教師はその役割を失ってはいけません。学校の働き方改革の目的は、効果的な教育活動を行うこ

とにあります。単に勤務時間が削減されたからよいということではありません。保護者や子供は、先生が生き生きと子供たちに接してくれることを期待しています。それが学力や生徒指導上の充実につながると考えます。

2つ目は、教師の忙しさ、学校の働き方改革の目的について、保護者や地域がきちんと理解しているかどうかということです。教師の忙しさについては、平成26年6月議会で小学校の先生を例に述べたことがあります。1時間目から6時間目まで、給食を挟んでずっと教室にいて、一人で授業をする、トイレに行く時間がない、給食も自分の昼食として食べる時間がないという働き方は余りにもひどい。小学校だけではありません。中学校、高等学校も、それぞれ働き方は違いますが、それぞれの忙しさについて指摘されています。しかしながら、世間からの学校への期待は大きく、家庭で行うべきしつけまで教員に求める保護者もいます。何より教育の第一義的責任は家庭にあり、学校は教育の限られた部分を担当する制度なので、何でも教師が責任を負うような、社会の学校への依存体質改善を行う必要があります。学校における働き方改革を効果的なものにするためには、学校、教師が担う業務を明確化し、保護者が担うべきこと、地域が担えることなどを理解し、応援、協力が不可欠であると考えます。

現在、保護者や地域に対して学校における働き方改革の目的や取り組みなどについて、どのような方法で理解促進を図っているのか、また今後働き方改革をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、国旗・国歌についてお伺いいたします。

私は平成29年6月議会において、土佐中・高等学校の入学式、卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が実施されていないが、私立学校といえども学習指導要領に基づいた指導をすべきでは

ないかという質問をいたしました。文化生活スポーツ部長から、「学習指導要領は法体系に位置づけられており、私立学校においても学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において、国旗掲揚、国歌斉唱が当然に指導されるべきものであると考えている。生徒の皆さんが、国を愛する心を持つことや、我が国の国旗・国歌はもとより、全ての国の国旗・国歌に対する正しい認識と、それらに対してひとしく尊重する態度を身につけておくことは大変重要である。そのため、私立学校における入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実施されるよう、引き続き取り組んでいく。今後とも、私立学校においても、新学習指導要領における国旗・国歌の内容ののっとして指導されるよう、さまざまな機会を捉えて周知を徹底していく」との力強い答弁をいただきました。

そこで、私立学校における平成29年度の卒業式並びに平成30年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の具体的な実施状況について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、文化生活スポーツ部長に、未実施の土佐中・高等学校に対してどのような要請をしたのかとの質問もいたしました。文化生活スポーツ部長からは、今後も入学式や卒業式、理事会の開催時期など機会を捉えて、直接学校に出向くなどして対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が実施されるよう、引き続き取り組んでいくとの答弁をいただいております。

学習指導要領に基づき、適切に入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が実現されるため、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校に対して、いつ、誰に、誰が、どのような要請をしたのか、また両校からの具体的な応答について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

さらに、今後両校に対してどのような要請をしていくおつもりか、文化生活スポーツ部長に

お伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人材登用の基本方針と、職員が能力を発揮できる組織の構築に向けた県庁経営の戦略についてお尋ねがございました。

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みにより県勢浮揚を実現していくためには、これまで以上に成果に徹底的にこだわり、スピード感を持って施策を実行することが必要となります。そのためには、その原動力となる職員が、職務や役割に応じその能力を遺憾なく発揮するとともに、県庁全体が活力のある生き生きとした組織や職場であることが重要だと考えております。

以上を踏まえ、私としては人材登用の基本方針として、それぞれの職員の長所をしっかりと見た上で、それぞれの長所を組み合わせることにより、各所属がよきチーム、強いチームとなるよう人材の配置をすることが肝要であると考えております。一言で言えば、職員それぞれの持ち味を生かしてよきチームをつくるということではないかと考えております。

ただ、全ての大前提として、職員には、県民のために目の前にある課題に真正面から真剣に取り組む誠実さと勇気を求めるものであります。

また、職員の能力を発揮できる組織の構築に向けた県庁としての経営戦略につきましては、常々私が各所属長に申し上げており、また私自身も旨としていることではありますが、第1に、各政策分野において職員に明確な目標を示すこと、第2に、職員にその意義を説くこと、第3に、目標実現に向けたアプローチの仕方を明示し、やればできるのだということを示すこと、これが重要であると考えております。実現可能な意義ある仕事に従事しているのだと思えてこ

そ、職員一人一人としても、チームとしても、やる気を持って取り組むことができるのだと考えております。

私と職員が具体の施策の目標と目標達成に至るプロセスを共有し、PDCAサイクルを働かせながら県勢浮揚への手応えを実感し、達成感を分かち合える、さらにはもう一段進んだ仕事に取り組んでいける、そういう組織の気風をつくっていけるように心がけてまいりたいと考えております。

今後につきましても、それぞれの持ち味を生かせるような適材適所の人材配置を行うことや、職員のモチベーション向上を図ることなどにより、県勢浮揚のために最大限のパフォーマンスを発揮できる組織づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、教育大綱の目標を達成するため、伊藤教育長に期待することについてお尋ねがございました。

グローバル化や情報化、技術革新が進む一方で、急速な少子高齢化、人口減少といったかつて経験したことのない課題に直面にしている中、子供たちには、これからの時代をみずからの力で切り開き、主体的に生きる力を身につけてもらいたいと思っております。

これまで、伊藤教育長とは長く仕事をさせていただいておりますが、常に県民のためという視点を持ち、たゆまぬ創意工夫により道を切り開いてこられた方だと思っております。そのあらわれとして、観光振興部長時代には、悲願であった大河なくして大河超えの県外観光客入り込み数440万人を達成することに大変な御功績を上げられたものと考えています。

伊藤教育長には、本県の教育振興のために引き続き大いに活躍していただきたいと考えておりますが、私としてはとりわけ次の3点についてお願いしたいと思っております。

まず第1は、子供のためという視点を徹底していただきたいと考えております。常に子供たちのことを第一に考え、子供たちの教育をよりよいものとするため、教育行政の統括者として政策を展開していただきたいと考えます。

第2には、教育は現場において実行されるものでありますので、伊藤教育長には、現場の思いにしっかりと寄り添いながら取り組みを進めていただきたいと思っております。常に学校現場の声を聞きながら、保護者や地域、市町村教育委員会としっかりと連携・協力して取り組みを進めていただきたいと考えております。

第3には、まずはチーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働などを柱とする現在の教育大綱の取り組みを、PDCAサイクルを回しながら全力で進めていただきたいと考えておりますが、さらには現行の教育大綱にとどまらず、常に伊藤教育長得意の創造性を発揮していただき、子供たちのために教育行政そのものを進化させ続けていただきたいものだと考えているところでございます。

私も総合教育会議などを通じて、伊藤教育長と一体となって、本県の教育改革の取り組みを全力で進めてまいりたいと考えております。

次に、高知県管理職教員組合の存在の捉え方や、これまでの教育に対する取り組みの自己評価、また今後県民や教職員にどのように訴え続けるのかとお尋ねがございました。

私は知事就任以来、県民の切なる願いである高知県の次世代を担う人づくりのため、高知の教育再生をみずからの大きな使命と捉え、教育問題に取り組んでまいりました。この間、関係者の皆様の御尽力により、児童生徒の学力や体力については一定の改善が図られてきており、特に小学校の学力については、全国下位から全国上位へと大きな改善が見られております。

しかしながら、こうしたこれまでの関係者の御努力に水を差すような不祥事が発生し、強い憤りを禁じ得ません。高知県管理職教員組合の役員によるこのたびの不祥事については、多額の資金を横領した元校長は全くもって論外であります。横領の事実を知り得ていながら長期間報告を行っていない、高知県管理職教員組合の役員を務めていた多数の校長、教頭にも、こうした行動や態度について深く反省してもらいたいと考えております。そして、今後県民の皆様への公教育に対する信頼回復に向け、全力で取り組んでいただく必要があると考えます。また、高知県管理職教員組合の皆様には、本事案を重く受けとめていただくことが求められているものと考えているところであります。

また、本事案以外にも教員による不祥事が続発していることから、先日開催された総合教育会議の場において、教職員の不祥事の発生防止に向けた取り組みを議題とし、私としても強い思いを述べさせていただいたところです。その中で、一般の教員に関しては、不祥事が発生するたびに研修を実施するのみならず、なぜ不祥事が発生するのか、その背景、原因を分析し、問題の本質を踏まえた根本的な対策を講じるよう教育委員会をお願いをいたしました。さらに、管理職に関しては、このたびの高知県管理職教員組合の事案を踏まえ、管理職の人材育成や登用システム、そのキャリアパスのあり方について、もう一度検討を深めてほしいと申し上げたところであります。

いずれにしろ、教育大綱に基づいたチーム学校の構築や厳しい環境にある子供たちへの支援などの具体的な取り組みにより、徐々に成果も出ている中で、この教育改革にプレーキがかかることがあってはならないと考えております。今回の極めて遺憾な一連の諸事項に大いに反省をしていきながら、引き続き本県の教育の振興

に向けて、関係者の皆様方とともに連携・協働して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、今回改訂された家庭用道徳教育ハンドブックの感想についてお尋ねがございました。

昨今、社会全体のモラルの低下や家庭・地域の教育力の低下が危惧されているところであります。また、本県の子供たちにおいては、不登校や暴力行為など生徒指導上の諸問題について、全国的に見てもまだまだ厳しい状況が見られます。

このような状況を改善していくためには、子供たちの心の中に規範意識や自尊感情などの道徳性を育てていくことが大切であります。また、我々大人が範を示し、子供たちにいかんことはいかんとしっかり教え、家庭や地域全体で子供たちを支え見守っていかなくてはなりません。このハンドブックには、こうした人として大切にすべきことや、いかに生きるべきかといったメッセージが随所に込められており、道徳教育を推進するため、大いに役に立つものだと考えております。

加えて、今回改訂されたハンドブックは、郷土出身の15名の偉人の伝記が紹介されているということが大きな特徴となっているものと考えています。例えば、明治維新の原動力となった坂本龍馬先生や植物分類学の世界の権威者である牧野富太郎博士、児童福祉の先駆者であり保育の父と言われる佐竹音次郎先生など、本県が輩出してきた偉人が取り上げられており、その方々の生き方や人生観、多様な物の見方や考え方などが掲載されています。こうした偉人の伝記は、読む者に生きる勇気や知恵などを与え、また人間としていかに生きるべきなのか、そのモデルを示してくれるものと考えています。特に子供たちが成長の過程において、郷土出身の偉人を身近に感じながら、偉業をなし遂げた人

物の生き方に出会い、こういう生き方をしたい、こういう大人になりたいという夢や志、そしてふるさとへの愛着や誇りを持ち、将来の自分に思いをはせることは貴重な経験であり、よりよい人格形成の糧となるものと思います。

現在、本県では高知県教育大綱や高知家の子ども見守りプランのもと、次代を担う子供たちの健全育成に県を挙げて取り組んでいるところでもあります。こうした取り組みを推進する上でも、学校や家庭にとどまらずさまざまな場で、ぜひ多くの皆様に読んでいただきたい一冊だと考えているところでございます。

最後に、こども食堂の取り組みについてお尋ねがございました。

本県においては、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下など、さまざまな要素が影響し、一定数の子供たちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に置かれているという現状がございます。

その大きな背景にある経済的に厳しいという要因については、地産外商戦略を柱とする産業振興計画を官民協働で実行することを通じて、県経済の底上げに取り組むことにより、その改善を目指しているところです。現段階において、生産年齢人口が減少を続ける中でも、1人当たりの県民所得や労働生産性、現金給与総額といった各種経済指標が全国を上回るペースで伸びるなど、一定の成果も見えてきたところではありますが、まだまだ課題も多いところであり、引き続き産業振興計画の取り組みを全力で進めてまいります。

あわせて、教育や福祉などの分野では、高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、こうした厳しい環境にある子供たちへの支援策を抜本強化してまいりました。この計画の中で、教育等の振興に関する施策の大綱にも位置づけて

おります、保護者を対象とした子育て講座の開催などの市町村における家庭教育支援の取り組みの促進や、保育所・幼稚園における親育ち支援など、子育て力の向上などにも取り組んでいるところです。

言うまでもなく、家庭は教育の原点で、豊かな心や人間性を育む上で重要な役割を担っていますが、厳しい経済状況等の中で子供と十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに悩みなどを抱える保護者も少なからずいらっしゃるものと考えております。

本県におけるこども食堂は、食事の提供などを通じた居場所づくりという手段を用いることにより、ややもすると社会から孤立しがちな精神的、あるいは経済的に厳しい環境にある子供たちやその保護者を、地域の見守りネットワークにつなぎ支援していくことを目的としております。また、この取り組みは、子育て経験のある方々と厳しい環境にある保護者の皆さんとの交流を通じて、子育て力の向上、ひいては家庭の教育力向上の一助になるものだと考えております。

確かに全ての子供たちが家庭で十分に育まれるよう、家庭の教育力を上げていくことが究極の目標ではありますが、現実的には家庭の教育力の不足を補い、向上を図る取り組みが必要とされており、そのためにもこども食堂の取り組みを進めていくことが必要と考えています。

ただ、御指摘のようにこども食堂の取り組みが家庭の教育力をさらに育む方向に作用するよう留意することは極めて大切だと考えており、今後そうした方向でこども食堂のさらなる充実を図っていくことができるよう、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教育長就任に当

たつての所信、抱負についてお尋ねがございました。

平成30年度は、平成28年度から4年計画でスタートした本県の教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画の取り組みが折り返しの3年目を迎えます。

郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開いていく人材の育成を目指し、本県の子供たち一人一人に知・徳・体の調和のとれた力を育てていくために、私の役割としてまず第一には、これらの計画に基づき県教育委員会が進めてきた、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働などの取り組みをスピードを緩めることなく継承し、しっかりとPDC Aサイクルを回していくことだと考えております。

さらには、PDC Aサイクルを徹底する中で明らかとなった成果や課題を踏まえ、より実効性ある施策や新たに柱とすべき施策などをしっかりと見きわめ、教育大綱や教育振興基本計画の取り組みを本県の子供たちのために進化させてまいりたいと考えているところです。

そのためにも、現場を大切にする姿勢を基本に、県民の皆様の御意見や学校現場の声をお聞かせいただきながら、施策の方向性が適切か、課題に対する対策に漏れがないか、それぞれの対策が関連・連動して動いているか、目的に向かって途切れなく対策が講じられているか、対策は量的にしっかりと確保されているかなどの観点から、各施策の進捗状況をしっかりと確認してまいります。

このような私の取り組み方針につきましては、就任以来、小・中・高等学校の各校長会や市町村教育長の会議等の場で御説明するとともに、これまでも15校の学校を直接訪問させていただき、各学校の管理職等との意見交換を通じて御説明をしているところでございます。また、広

く県民の皆様にもさまざまな広報の機会を通じて御説明してまいりたいと考えております。

子供たちの学力やいじめ、不登校などの課題、学校現場の多忙化など、直面する課題は多くありますが、本県の教育の振興に向けて、市町村教育委員会や学校関係者、地域の方々ともしっかりと連携し、全力で取り組んでまいります。

次に、高知県管理職教員組合の多額の資金が集められた経緯や目的についてお尋ねがありました。

元公立学校長から土佐市教育委員会に提出されたてんまつ書によりますと、高管教組合員の退職後の生活の安定を図るため、福利厚生活動を推進する方針が決定され、高管教が信託銀行と提携し、昭和49年5月から組合員からの会費を募り、互助年金制度の運用を始めたとされています。

しかし、昭和52年度に互助年金制度についての改正法案が当時の大蔵省から提出され、その法案が可決された後の昭和53年4月に高知県統一の高知県教職員互助会が発足したことで、高管教として互助年金事業の運用ができなくなり、新規加入受け付けを停止していますが、それまでに契約した者に対する給付活動については事業継続が可能とされておりました。

その後、平成5年4月に全ての契約者への給付が終了しておりますが、それまでの間に発生した利子が約7,300万円残り、事業の終了により、信託銀行から高管教の口座に清算金として振り込まれたものとされています。

その後、平成7年6月に開催された高管教定期大会において、互助年金事業の廃止が正式に議決されましたが、清算金の活用方法については報告されていなかったとのことでした。以後、役員会などにおいて、清算金の活用方法について継続的に検討されていたようですが、組合の決算や監査の対象にはならない状態であったと

されております。

次に、この清算金をもって高知県管理職教員組合は何をしようとしていたのか、何がしたかったのかということについてお尋ねがございました。

元公立学校長から土佐市教育委員会に提出されたてんまつ書によりますと、平成14年11月に高管教役員会において互助年金事業の経過説明と財産運用に関する提案がなされ、教育に関する有効な使い方を検討するため、平成15年12月に組合長、書記長、組合長経験者などによる検討委員会を立ち上げて、信託銀行にかかわる清算金の活用について検討を行っていたとのことです。当初の検討委員会の中では、清算金の所有権がどこにあるのか、高管教OBの組織にも所有権があるのではないかという所有権の問題が生じており、具体的な活用についての議論に至らなかったようですが、弁護士からの意見をもとに高管教に所有権があるとの解釈に至り、平成20年9月から活用方法について再度の検討を始め、平成21年5月の会議には清算金の活用について他の役員にも意見を求め、同年6月の定期大会で組合員にも報告したということです。

その後も議論を重ね、法人格を取得した別組織を立ち上げることや、土地を所有して建物を建設するなどの意見が出されましたが、平成23年12月には維持管理、財産管理で課題が残り、別法人の設立や物件取得を断念することとし、組合の組織拡大や強化に活用することや、基金として児童生徒に助成するなどの意見が出されたということです。しかし、このときも結論には至らず、具体的な活用方法が決まらないまま、清算金約7,300万円は長期間銀行の口座に残ったままになったとのことです。

次に、高知県管理職教員組合は管理職登用や人事異動に影響力を持っているのではないかと、一般教員からの訴えがあることに対する見

解についてお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、職員団体との勤務条件に関する交渉や相談は毎年定期的に行っておりますが、管理職登用や人事異動などの管理運営事項については、当然のことながら高知県管理職教員組合を含め全ての職員団体を交渉の対象にはしておりませんし、実際の人事異動や登用に当たって、職員団体に属していることで特別な扱いをするということは一切ございません。

県教育委員会としましては、これまでも人事行政においては、できる限り幅広く学校状況や教職員の情報が得られるよう、市町村の教育長との協力体制を築き、また県教育委員会の人事担当者が直接学校に伺い、学校長から人事に関するヒアリングも行っております。さらに、人事考課制度を効果的に活用するなど、学校の状況や教職員の経験や適性をより多面的、多角的に把握し、人事行政に役立てております。また、人事異動や登用については、各市町村と協議を行う中でそれぞれの御意見は尊重させていただいておりますが、県教育委員会として、県全体の教育や学校の充実・発展を第一義に、任命権者の責任と権限において最終的な決定を行っております。

今後とも、県全体としての教育力、学校力の向上のために適材適所の配置や優秀な人材の登用を行うなど、公正・公平な人事行政に努めてまいります。

次に、まず謝罪すべきは組合であり、事のてんまつを全て整理してから県教育委員会は態度を表明すべきである、また今後高管教に対してどのように向き合うのかのお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、本事案を認知した後、学校長が長期間にわたって4,800万円を横領するという事の重大さから、その非違行為の

内容を精査しつつ、警察署や顧問弁護士への確認や相談、関係者への対応や聞き取りを行うなど、迅速な対応を心がけ、しっかりと事実確認を行ってまいりました。そして、本来であれば関連する全ての調査を終えてからの公表となりますが、事案の重大性から、高管教の動きにかかわらず、警察に告発した時点で、まずは告発したことを県教育委員会として速やかに県民の皆様方に公表すべきであると判断いたしました。

さらに、職員団体内部で起こった不祥事とはいえ、非違行為を行った者が教育公務員であり、さらには教職員に範を示すべき管理職である学校長の立場にある者が、長期間にわたり悪質な非違行為を繰り返していたことの重大性に鑑み、私みずからが県民の皆様方に直接説明を行う必要があると考え、緊急に発表させていただきました。

県教育委員会としましては、この横領事案を認知した際に、高管教の役員に、県民の皆様に対して組織としてしっかりと説明責任を果たす必要があるのではないかと申し入れを行っております。このたびの事案は管理職で構成する職員団体で起こった不祥事であり、管理職が起こしたその悪質性から、県内外から多くの批判や厳しい御指摘をいただいております。県教育委員会としましても、22名もの懲戒処分等を受けた管理職が役員を務めていた高知県管理職教員組合の皆様には、県民に対して組織としての反省と今後の対応も含めた説明責任をしっかりと果たすことが求められるものと考えております。

次に、道徳の教科化に向け、その改訂の趣旨や具体的な指導方法、評価方法の周知徹底のための手だて、また道徳科が着実に実施されるための今後の手だてについてお尋ねがございました。

本県におきましては、道徳の教科化の趣旨を踏まえた授業実践を各市町村で広めるため、県

や市町村が実施する研修会等において実践発表や公開授業を行い、モデル的な取り組みを発信する道徳推進リーダーを、平成27年度から3年間で39名育成しております。

また、平成28年・29年度には、国の示したスケジュールに先駆けて道徳の教科化に取り組む学校を10校指定し、研究発表会に近隣の全ての道徳担当教員に参加していただき、成果の普及に努めてまいりました。

さらに、平成28年度からは、道徳科の目標や内容をまとめた動画を作成し、オンデマンド配信を行うことで、県内全ての小中学校において道徳科に関する校内研修を実施しております。

このほかにも、高知大学と共同した授業づくり講座の開催や、市町村教育委員会の担当者を集めて道徳科を着実に実施していくための協議会の開催など、さまざまな取り組みにより周知徹底を図ってまいりました。

本年度は、授業評価について国から詳細な考え方が示されたことを受け、「考え、議論する道徳」の授業実践と評価の研究を3年間継続して行う実践モデル研究校を10校指定いたしました。その研究の成果についても、道徳担当教員を通じて県内全体にしっかりと普及してまいります。

また、管理職や研究主任を対象とした研修会などにおいても、校内での道徳科の研修が効果的に行われているか、その進捗状況の確認や情報交換を行ってまいります。

さらには、指導主事が各学校を訪問し、道徳科に対応した授業や評価について具体的な指導・助言を行うことで、教員の授業力を向上させることとしております。

このような取り組みによりまして、公立小中学校において道徳科が着実に実施されるよう取り組んでまいります。

次に、家庭用道徳教育ハンドブック改訂の意図や狙いについてお尋ねがございました。



世の中の技術が急激に進歩し、将来を予測することが困難な時代にあっても、人として大切にしなければならない変わらざるべき価値に基づき、どのように生きるべきかを的確に判断していくことが必要であり、そのため道徳教育はますます重要になっております。

また、学校で行う道徳教育は、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる、規範意識や公共心などの道徳性を養うことを目標としております。このような道徳性は、学校生活だけに限られたものではなく、家庭や地域社会においても、児童生徒の具体的な行動を支える内面的な資質であると考えております。

県教育委員会といたしましては、これからの道徳教育の方向性について、家庭や地域の方々に御理解をいただき、家庭でも道徳教育に取り組んでいただけるよう、平成25年度に作成した道徳教育ハンドブックの内容を、新学習指導要領にも対応した内容に見直しを行いました。

具体的には、人としてしてはいけないことや、家庭や地域で取り組んでほしいことなどのほか、道徳が教科化された経緯やその内容、郷土への愛着と誇りや高い志を持った人材育成を進めるための郷土の偉人伝なども掲載しております。

この冊子を子供たちとともに、家庭や地域の方々に活用していただくことで、道徳教育への理解が深まり、学校・家庭・地域における道徳教育のさらなる推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、家庭用道徳教育ハンドブックが広く活用されるための手だてについてお尋ねがございました。

ハンドブックが広く活用されるためには、ハンドブックの作成の意図や狙い、活用方法などについて、家庭や地域の方に理解をしていただくことが重要だと考えております。このため、

県教育委員会では保護者に向けて、ハンドブックの活用場面や活用例を紹介した文書を市町村教育委員会や学校を通じて配付したり、県が実施するPTA研修会において説明を行い、積極的にハンドブックを活用していただくように呼びかけております。

こうした取り組みによって、県内の多くの小中学校において、学校から家庭に向けたお便りの中で内容を紹介したり、学級懇談会や道徳参観日でハンドブックを活用する取り組みなどが行われております。

また、本年度から3年間で全ての市町村を指定して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進する体制づくりや、子供たちの道徳性を育む取り組みについての実践研究を行うこととしており、この中で、ハンドブックを有効に活用するための取り組みを研究のテーマとして位置づけているところです。

本年度、指定をしている市町村の中には、家庭読書としてハンドブックを親子で読み、感想を書く取り組みを行っている地域もございます。

今後も、ハンドブックの効果的な活用事例などを教員を対象とした道徳研修会やPTAの会などで紹介するとともに、県の広報紙などを通じて広く県民の皆様にはハンドブックのよさをお伝えすることで、家庭や地域でのハンドブックの活用を促進していきたいと考えております。

次に、明治150年記念人材育成プランの今後の構想についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、本年が明治150年を迎えることを契機として、本年度は教育大綱の基本理念である、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成に向けて、明治150年記念人材育成プランを実施することとしております。

来年度以降については、学校関係者にアプローチする手法からステップアップを図り、若者か

ら高齢者まで広く県民全体が本県の歴史・文化や先人の生き方などを学び、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を育てていくための取り組みを継続して進める必要があると考えております。

このため、11月の「志・とさ学びの日」を軸として、先人の生き方や地域の歴史・文化の学習を通じて、県民一人一人が生涯にわたり、みずからの志を考えることができる機会をつくってまいりたいと考えており、県教育委員会としては、「志国高知 幕末維新博」の会場となっている施設の大部分が参加する県内の文化施設等の協議会である、こうちミュージアムネットワークに対し、来年度以降の事業連携について正式な協議を開始させていただいたところです。

本県の先人の業績や生き方を学ぶとともに、郷土への誇りを持ち、それぞれの志について考えていただけるよう、こうちミュージアムネットワークや関係部局とも連携しながら具体的な事業を検討してまいります。

次に、教師の勤務時間管理の徹底の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

勤務時間の管理については、厚生労働省においてガイドラインが示されており、労働法制上、服務監督権者である教育委員会や校長に求められている使用者としての責務となっております。また、勤務時間を的確に把握することは、業務改善を進めるための基礎データの取得が可能になるとともに、長時間勤務の是正や教員一人一人の働き方を省みる契機になるものと考えております。

このため、県立学校においては、勤務時間の把握をこれまでの自己申告方式からICTを活用した方式へ変更するため、現在校務支援システムを改修しており、8月から5校で試験運用を行った後、9月からは全校での本格運用を開始することとしております。

また、市町村教育委員会に対しても同様の取

り組みを要請してきましたが、既に対応済みのものと現在準備中のものを含めまして、9月からは県内の4分の3の小中学校において、ICTを活用した勤務時間の把握が可能となる予定です。未対応の学校については整備を進めるよう、引き続き市町村教育委員会に対して要請を行ってまいります。

今後、県教育委員会としましては、各学校の管理職が時間管理や健康管理などのマネジメントをこれまで以上に適切に実施するよう、徹底を図ってまいります。また、集計したデータを分析し、正規の勤務時間外の勤務内容や従事時間を明らかにすることにより、業務の削減や勤務環境の整備につなげてまいります。

最後に、保護者や地域に対して、学校における働き方改革の目的や取り組みなどについて、どのような方法で理解促進を図っているのか、また今後働き方改革をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

学校における働き方改革の目的は、議員のお話にもありましたとおり、効果的な教育を行うことであり、教員が本来業務である学習指導や学級経営、生徒指導に傾注できるようにすることで、子供と向き合う時間を確保し、教育の質をさらに向上させていくことにあります。

この目的を達成するためには、地域や保護者に対して働き方改革の趣旨を説明し、学校の取り組みについて理解を求めることや、学校運営に参加していただくことが大変重要となっております。

こうした中で、例えば働き方改革の実践研究に取り組むモデル地域の一つである南国市では、教育委員会が定時退校日や部活動休養日の実施について、市内小中学校の全ての保護者に周知し、理解の促進を図っているところです。

また、現在公立小中学校の約6割に当たる189校に設置されている学校支援地域本部では、地

域の方による登下校の安全指導や校内清掃、放課後補充学習等への支援が行われており、教員の負担軽減策としてどのような支援ができるかということも考慮した活動内容となっております。

昨年12月に中央教育審議会から示された、学校における働き方改革に関する方策についての中間まとめでは、これまで学校や教員が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方として、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務、教員の業務だが負担軽減が可能な業務といった分類が示されております。

今後、県教育委員会としましては、この分類も参考にして、教員の業務負担の軽減に取り組んでまいります。そのためには、学校が地域や保護者とより一層連携を図り、御協力をいただくことが重要となってまいりますので、小・中・高のPTA連合会等に対しましても、学校における働き方改革の趣旨や取り組みを説明してまいりますと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

**○文化生活スポーツ部長(門田登志和君)** まず、道德教育の推進について、私立小中学校における道德教育の推進状況と、教科化に向けてどのように趣旨徹底してきたのかとお尋ねがございました。

このたびの道德の教科化を受けて、県内の各私立の小中学校では、検定教科書の選定や教育内容の改善、教育方法の工夫、評価方法の検討など、教科化に向けた取り組みを進めてこられたとお聞きをしております。

具体的には、今年度から実施している小学校では、全教員が研修を受けるとともに、学校の指導方針のもと、これまでの取り組みをベースに、発達段階に応じた道德教育を実施しています。

また、来年度から全面的に教科化をされる中学校では、改訂された学習指導要領にのっとった道德教育や宗教教育を行っている学校もありますが、多くの学校では、検定教科書の選定を初め、外部講師による研修や学校内での定期的な検討会の開催など、道德教育の教科化に向けた検討を進めているところです。そうした学校からは、研修等は実施していない、研修会があれば参加したいといったお話もお聞きしております。

県としましては、これまで私立の小中学校に対しまして、道德教育の趣旨などが記載された国の通知や研修会の開催案内などを各学校へ送付し、周知を行ってまいりましたが、さらに今後は学校訪問や校長会などを通じて、県教育委員会が行う各種研修会や相談対応などの情報提供も行いながら、改訂された学習指導要領にのっとった道德教育が実施されるよう取り組んでまいります。

次に、私立小中学校での家庭用道德教育ハンドブックの活用についてお尋ねがございました。

家庭用道德教育ハンドブックについては、私立の小中学校全ての児童生徒と担当教員に行き渡るよう、本年4月に約3,600冊を各学校に配付いたしました。その際には、事前に担当課長が学校訪問を行い、ハンドブックの作成の目的や内容、配付の趣旨などを説明するとともに、保護者会等での周知を初め、社会や道德等の授業のほか、遠足などの行事において活用していただくよう要請を行ってまいりました。

その結果、2つの中学校では既に道德の授業の中で、このハンドブックを副読本として活用しているとお聞きをしております。

今後も、このハンドブックの活用については、県教育委員会の取り組みや先行して実施されている2校の取り組みを、学校訪問や校長会等の機会を捉えて説明することなどにより、道德教

育が推進されるよう努めてまいります。

次に、国旗・国歌について、私立学校における、平成29年度の卒業式並びに平成30年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の具体的な実施状況についてお尋ねがございました。

県内には17の私立小・中・高等学校がありますが、このうち、平成29年度の卒業式、平成30年度の入学式において、式場内での国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも実施されていなかった学校は、土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校となっております。

なお、土佐中・高等学校におきましては、卒業式、入学式の際、式場内ではありませんが、正門横にある掲揚台に国旗を掲揚されております。

その他の学校は、式場内での国旗の掲揚と国歌の斉唱、いずれも実施をされております。

最後に、入学式及び卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱について、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校に対して、この1年間どのような要請を行ったのか、また今後どのような要請を行っていくのかとお尋ねがございました。関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

まず、土佐中・高等学校に対しましては、昨年6月議会での議員の質問に御答弁を申し上げまして以降、私や担当の副部長、課長がこれまで合わせて13回の学校訪問を行い、理事長や校長に対して、学習指導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を行ってまいりました。

少し長くなりますが、具体的に申し上げますと、まず7月には私から6月議会での答弁内容を説明することとあわせて、実施についての要請を行い、8月と9月には担当課長が学習指導要領は法体系に位置づけられていることなどを改めて説明を行い、実施についての要請を行っ

てまいりました。

こうした要請に対して、校長からは、学習指導要領は尊重するし、その要領に記載されている内容は目指すべき目標、理想と捉えている、学習指導要領を尊重するという意味はそう捉えていただきたい旨のお話が、また理事長からは、県の立場は理解している、体育祭では国歌演奏のもとに国旗掲揚を行っている旨のお話がありました。

10月と11月に私が学校を訪問した際には、9月議会での答弁の内容の説明や、次回の理事会において、国旗・国歌に関する法的位置づけなどを整理した県の資料をもとに、理事の皆様へ説明していただくよう要請を行いました。

このことに対して、理事長からは、学習指導要領の法規性は承知している、検討はしているが進展はしていない、県の資料をもとに12月に開催される理事会で説明し、その結果は県に報告する旨のお話をいただきました。

そして、12月に担当課長が理事会での結果をお伺いしたところ、理事長からは、理事会で県からの資料を配付し説明したが意見は出なかった、式場での国旗掲揚については以前にも検討したことがあるが、平成29年度の卒業式は従来の形で実施する旨のお話がありました。

また、2月には担当課長が、3月の理事会において改めて各理事に説明し、意見を聞いていただくよう要請を行ってまいりました。

理事長からは、次回の理事会は理事の改選が主な議題となるため、理事改選後の5月の理事会において、改めて県からの要請等これまでの経過を報告する旨のお話がありました。

3月に私が訪問した際には、理事改選後の5月の理事会において改めて各理事に説明し意見を聞いていただくよう、また新年度の入学式において国旗掲揚、国歌斉唱を実施していただくよう要請を行ってまいりました。

理事長からは、理事会には報告する、県からの要請については引き続き検討していく旨のお話がありました。

4月と5月には、担当副部長や課長が理事改選後の理事会において改めて説明の上、議論の内容をお聞かせいただくよう要請を行いました。

そして、今月初め、私が学校にお伺いした際には、理事長から、理事会でこれまでの経緯や県からの要請内容等の説明を行ったが、特に質問や意見はなかった、県からの要請は承知しているが、国旗・国歌への敬意のあらわし方は従来のやり方を踏襲していきたい旨のお話がありました。

次に、清和女子中・高等学校に対しましては、昨年7月以降、私や担当課長は合わせて6回学校訪問を行い、理事長や校長に対して、入学式等での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を行ってまいりました。

具体的には、7月と10月に私が学校を訪問した際には、理事長から、このことは毎回理事会で議論しており各理事からのいろいろな意見が出ているが、立場もさまざまに簡単にはまとまらない、今後も理事会で議論を深めていきたい旨のお話がありました。

12月と2月に担当課長が訪問した際には、理事長から、要請内容については常任理事会に諮ったが、意見をまとめるには至らなかった、理事の中には実施してはどうかという意見もあったが、現段階で実施するという事にはならなかった、また1月の理事会では、県の資料をもとに詳しく説明し、これまでにない議論となったが、意見をまとめるには至らなかった旨のお話がありました。

また、5月に私が訪問した際には、理事長から、県からの要請については理解しており理事会、評議員会で毎回議論しているが、結論には至っていない旨のお話がありました。

このように、未実施の学校に対しましては、学校訪問を繰り返し行い、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を重ねてまいりましたが、現時点で学校から実施されるというお話はいただけておりません。

学習指導要領の中では、国旗・国歌に関しては特別活動として、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」ことが明確に示されております。この学習指導要領については、国会においても主務大臣が、法規としての性格を有している、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程を編成し実施する責務を負うと答弁されていることから、私立学校においても当然に指導されるべきものと考えております。

そのため、実施されていない学校に対しましては、今後も機会を捉えて対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が学習指導要領にのっとって適切に実施されるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) こども食堂は居場所づくり、貧困支援のどちらに力点を置いているのか、またこども食堂に来た子供や親に対してどのような取り組みをしているのかとのお尋ねがございました。

本県におけるこども食堂は、先ほど知事からお答えいたしましたように、食事の提供などを通じた居場所づくりという手段を用いることにより、ややもすると社会から孤立しがちな精神的、あるいは経済的に厳しい環境にある子供たちやその保護者を、地域の見守りのネットワークにつなぎ支援していくことを目的としております。

このため、まずはスクールソーシャルワーカーや民生委員・児童委員を初めとする地域の皆様

の御協力により、潜在化している厳しい環境にある子供たちや保護者をこども食堂へつなげていただき、地域で見守っていただくことに取り組んでいるところでございます。また、その中で例えば子育て経験の豊富な方が若い保護者と接する機会がふえていく中において、家庭の子育て力の向上にもつながっているものと考えております。さらに、こども食堂につながった保護者を、その方にとってふさわしい支援機関につなげることができれば、より家庭の教育力が向上するものと考えております。

ただ、先ほど知事も申し上げましたが、議員御指摘のように、こども食堂の取り組みが家庭の教育力をさらに育む方向に作用するよう留意することは、極めて大切なことだと考えており、今後そうした方向でこども食堂のさらなる充実を図っていくことができるように、検討を重ねてまいります。

○20番（三石文隆君） それぞれ丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問をいたします。

まず、高知県管理職教員組合の件に関しまして、再度教育長にお聞きをいたします。

今回の事案は非常に重大であります。県民や本県教育界への多大な影響等を考えれば、教育長からの答弁にもありましたように、県管理職教員組合として公の場に出て県民の皆様に丁寧に説明をし、反省を述べることは当然のことだと思います。しかし、まだそのてんまつと謝罪を直接聞くことができておりません。非常に残念に思います。

と同時に、この事案にかかわって処分を受けた校長20人、そして教頭2人は、管理職個人としてもみずから行った過ちについて、生徒児童、そして保護者、教職員に対して謝罪をすべきであります。それも校長、教頭ですよ。校長先生、教頭先生として、こういうことで人の前に立て

るんでしょうかね。校長、教頭であればなおさらのこと、正直に子供たち、保護者、教員の仲間にもきちっと説明をして、謝罪をすべきだと私は思いますけれども、再度教育長の所見をお聞きいたします。

次に、文化生活スポーツ部長からは、未実施の土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校に対して何度も要請したという内容の答弁をいただきました。このように文化生活スポーツ部が粘り強く要請し続けたにもかかわらず、実現できていません。

私も事前に要請内容の記録を見せていただきましたが、寒心にたえないのは、平成29年8月10日の土佐中・高等学校からの回答であります。学習指導要領は尊重するし、記載されている内容は目指すべき目標、理想と捉えているというものであります。これはもうあいた口が塞がりません。

学習指導要領は目標、理想ではありません。学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法に基づいて、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたものであります。すなわち、学修指導要領は国家が定める教育課程の基準であり、各学校はこれをもとにして教えなければなりません。校長が勝手に判断して、うちの学校は歴史は教えないとか、うちの学校は音楽はやらないということになれば、日本の義務教育は大変なことになりますよ、これ。したがって、学習指導要領の特別活動の中に、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するもの」と規定されているのですから、遵守しなければなりません。

確かに私立学校は私立学校法第1条により、建学の精神に基づく独自性や自主性が認められております。しかし、私学も公の性質を有する

ものであると、教育基本法第6条に規定をされており、学習指導要領に基づいた教育を行う必要があります。校長や理事会の都合で国旗・国歌の指導をしないと決断することは、これはもう言語道断、教育に携わる者としてあるまじき行為であります。このことについて改めて文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 校長や教頭は教員の手本となるべき方々で、また子供たちに正直を説く大人として、みずからの行動について厳しく、また責任を持つ必要があるというふうに考えます。また、教職員や保護者、子供たちからの信用が何よりも大切だというふうに考えております。

そうしたことから、先ほども御答弁を申し上げましたが、高管教の皆様には、県民に対して説明責任をしっかりと果たすことが求められるというふうに考えております。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 国の文部科学委員会におけます文部科学省の初等中等教育局長の答弁で、学習指導要領は、公教育を実現するために国において、学校教育法に基づいて、それぞれの教科等の目標や最低限教えるべき教育内容について大綱的な基準を定めたものであると述べられておるとおり、学習指導要領は目指すべき目標、理想ではなく、それぞれの教科等の最低限教えるべき教育内容について定めたものと認識をしております。

また、学習指導要領は法規としての性質を有するもので、各学校においては、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、これに基づいて教員は学習指導を実施するという責務を負うということを、国会において主務大臣が答弁されております。

この学習指導要領の中では、国旗・国歌に関しては特別活動として、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚する

とともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」ことが明確に示されております。そのため今後とも、理事長や校長と対話を重ね、学習指導要領にのっとり、入学式、卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう、粘り強く取り組みを行ってまいります。

○20番（三石文隆君） 高知県管理職教員組合は、公の場に出てきちっとてんまつを話し、県民に謝罪をし、説明責任をはっきりと果たしていただきたいと、このように思います。

昨年、私は、自国や他国の国旗・国歌に敬意を払うことのできない国民は、国際的には失格であり、真の国際親善に背くことになると思う、他県や他国からも既に笑われているかもしれない、笑われる日が必ず来ると言いました。グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼される日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てることは、これはもう基本中の基本のことです。

ことは、他県や他国から笑われているかもしれないではなく、県民から既にあきれられていると断言いたします。今後とも、土佐中・高等学校同様、清和女子中・高等学校に対しても強く働きかけをしていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩



午後1時再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 諸 般 の 報 告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

知事から、林業振興・環境部長田所実君が体調不良のため、午後の会議を欠席するとの申し出がありました。なお、林業振興・環境部長に答弁を求める通告があつておりますが、知事が答弁することで御了承願います。



## 質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） 議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

21番浜田英宏君。

（21番浜田英宏君登壇）

○21番（浜田英宏君） 今議会の一般質問もいよいよ私が最後の登壇者となりました。それでは、土森議長よりお許しを賜りましたので、ただいまから順次質問に入らせていただきます。

まず初めに、東部地域の医療提供体制についてお伺いをいたします。

全国に先駆けて高齢化が進展している本県においては、看護師のより一層の活躍の場が求められており、とりわけ本県の東部地域においては、看護師の確保に積極的に取り組む必要性に今迫られているのであります。

人口10万人当たりの本県の看護師の数は、全国平均905人に対して1,409人と、全国第1位であり、准看護師の数も全国第6位であります。ベッド数100床当たりの看護師数では、全国平均が73.3人に対して本県は65.9人と、全国第46位となっております。

こうした中、一番の課題は、本県の看護師の78.9%がさまざまな医療機関が集結する高知市などの中央保健医療圏に偏在集中をしており、県東部の安芸保健医療圏ではわずか5.4%しかい

ないという看護体制であります。そこで、県東部の看護師不足の解消に向けて、安芸郡医師会の有志と東部9市町村と経営ノウハウがある学校法人龍馬学園が参画して、一般社団法人高知東部振興協議会を設立し、安芸市に来春1学年40名の3カ年コース、定員120名の仮称東部看護学校の開校を目指して、鋭意協議を進めてきたところであります。

県内には准看護師課程も含めると、既に14校で定員825名の看護師養成施設がありますが、中には関西圏の医療法人が県内の優秀な中学生を好条件の奨学金つきで勧誘し、5年課程へ数十名入学させ、卒業と同時に全員県外へ引き揚げる学校もあります。また、高知大学や県立大学の新卒生の50%以上が県外へ抜けるため、県内への新卒看護師の定着は今後の大きな課題であります。

そこで、県内の看護師不足の課題にどう取り組んでいかれるのか、まずは知事の所見をお伺いいたします。

また、看護師の確保だけでなく、今後在宅ケアにも重きを置く流れの中で、訪問看護体制の充実強化と地域包括ケア体制を効果的に進めていくためにも、訪問看護師の量と質の両方を高める施策の充実強化を図ることが喫緊の課題ではないかと思いますが、どのように課題解決を図っていくのか、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県東部では県内にとどまる新卒者のうち、90%が中央保健医療圏に就職していることから、安芸保健医療圏では新卒者が確保しにくい実態にあります。こうした中、県東部の医療体制が緊急事態を迎えたのであります。それは、平成26年に室戸市唯一の救急指定病院室戸病院の看護師2名が退職をしたことにより、救急病院の指定要件を満たす看護師数が不足し、救急指定から外れました。その後、経営主体が県外



法人に変わるも、さらなる看護師不足に陥り病棟も閉鎖し、しばらく診療所として業務を続けてまいりましたが、結局は閉院に追い込まれたのであります。現在、室戸地域の救急医療の不足分は、県立あき総合病院と田野病院で何とかカバーをしていますが、医療技術が日進月歩で進展する中、最新のノウハウとスキルが要求される昨今、看護師の高齢化とマンパワー不足の解消は重要な課題であります。

これらを背景として、一般社団法人高知東部振興協議会は、今後東部の地元で定住定着し、病院や診療所、地域包括ケアシステムを支える優秀な看護人材として、また地域密着型の看護師として養成していくことが待ったなしの課題であることから、東部地域の看護師不足の課題は、東部地域が一丸となって自己解決をしない限り、中央保健医療圏からの援助は得られないだろうという結論に達したのであります。そこで、安芸郡医師会の会長で一般社団法人高知東部振興協議会の代表理事を兼ねる、田野病院の臼井理事長がリーダーシップを発揮して、看護学校の設立に向けた準備を、東部関係市町村や学校法人龍馬学園と鋭意進めてまいりました。

そもそも、一般社団法人が目指した東部看護学校の設立の目的は、地域で自前の看護師を養成することで、地域の医療機関や介護施設における看護師確保の安定化を図ること、そしてそれによって地域住民が住み続けることができる安心感、これを達成することに加えて、地域の若い世代が地域に残ることができるようにすることで、若い世代の人口流出にも一定歯どめをかけ、地域の活力が衰退しないようにすることでありました。

しかし、時間の制約がある中で、学生を確保する客観的な見通しや、それを実現するための手法、また運営に当たっての財政基盤の安定性などの点において、県の求める水準を満たす内

容を十分に示すことができなかつたことから、残念ながら、本年3月末に看護師養成所の許認可権者である県から、承認できない旨の文書を受け取ったところであります。このことを聞いたとき、東部地域における看護師確保や学校設置が地域にもたらすさまざまな効果に期待をしていただけない、我々東部県議団も大変残念な思いをした次第でございます。

しかしながら、そうした中、今月21日、県の呼びかけにより、室戸地区内で唯一の一般病床を有していた室戸病院の閉院といった大変厳しい状況なども踏まえて、看護師問題にとどまらず、本県東部地域における医療提供体制について、現状と課題を関係者間で共有した上で、その充実に向けた今後の方向性や対策などについて協議を行う、高知県東部地域医療確保対策協議会の第1回目の会議が安芸総合庁舎で開催されたのであります。私も会議を傍聴させていただきましたけれども、会議の冒頭、岩城副知事から、東部地域の医療体制の確保のためには、県政上の最重要課題と位置づけ、県が前面に立つとともに、相当思い切った施策が必要だと感じているとの並々ならぬ決意表明がなされたのであります。

また、協議会には、東部関係9市町村長や安芸郡医師会会長、高知県看護協会会長、県立あき総合病院院長などの委員が名前を連ねている上に、会長は県の鎌倉健康政策部長ということでもあります。この点を見ましても、県の相当な覚悟を感じるところであり、県の支援のもと、東部の医療提供体制の充実に向けた協議が行われるこの協議会に、私を初め東部県議団といたしましても、大いに期待をしているところであり、最大限の応援が必要だと感じた次第であります。

ぜひとも、東部地域の住民が住みなれた地域で希望を持ってかつ安心して暮らすためにも、

東部地域における医療提供体制が充実強化なされるよう、県として協議会での今後の議論に臨んでいただきたいと思いますと考えていますが、知事の決意をお伺いいたします。

高知県東部地域医療確保対策協議会設置要綱の案には、医療体制検討部会、医療人材確保部会、地域振興検討部会の3部会が設置される予定であり、特に医療・看護・介護の体制強化を地域振興の中核とした社会インフラに位置づけた地域振興策について議論されることは、地域包括ケアシステムの高知モデルにつながる可能性もあり、高く評価できるものであります。

なぜならば、前述の室戸病院が閉院したことにより、看護師等病院スタッフたちは家族ぐるみで高知市等に職を求めて転居を余儀なくされ、その結果、15名の子供たちが室戸市を離れ、この春の県立室戸高校の新入生も想定より10名も減ったのであります。このように医療・看護体制の不足問題に端を発し、連関する負のスパイラル現象に発展したこの事象は、今後の地域振興の反面教師として学ぶべき最たる前例となったからであります。

また、地域包括ケアシステムは、地域コミュニティー丸ごとケアと言いかえても過言ではなく、これを成功させるためには、地域コミュニティー全体の中で運営協議会の各セクション同士が、みんなそれぞれお互いさまですよの運動の貯金を行いながら、地域包括支援センターの充実を図らなくてはなりません。

高知版地域包括ケアシステムを推進するためには、県民の健康増進に向けて、本県の特徴でもあるあつたかふれあいセンターに健康相談等を実施する看護師の派遣を積極的に進めるべきだと考えておりますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、教育の森についてお伺いをいたします。  
本県の県立高校では、高知北高校を除く全て

の高等学校35校で国有林52カ所、公有林13カ所、民有林50カ所の計115カ所でそれぞれの分収割合を規定し、教育の森を設定しています。これら教育の森の造林や保育管理については、高知県森林整備公社に施業を委託するとともに、各学校が枝打ちや下刈りや小鳥の巣箱設置など、国土保全や環境保全等の公益機能の重要性と森林資源の好循環を実現させる上で生じるコスト意識の醸成のための体験学習を実施してまいりました。

しかし、近年主伐期を迎え、樹高も高くなり、生徒の作業に危険を伴うおそれがあることから、体験学習の機会もめっきりと減っており、最近ではほとんどの校長や教頭ですら、教育の森の存在は認知するも、現場を踏査したこともないという実態にあるのであります。しかも、材価が低迷して収益につながらず、教育現場に利益を還元できない昨今、教育の森としての役割は既に一定終わったのではないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

これら教育の森のうち、施業開始が一番早かった大栃高校分が、木材の輸入自由化が始まった東京オリンピックの翌年の昭和40年に分収造林契約をしてから植林施業を始め、ほぼ50年の契約期間が満了し、平成26年度に造林面積7.1ヘクタール、うち杉4.6ヘクタール、ヒノキ2.5ヘクタールを伐採して得た4,004.97立方メートルの材積を売り払い、収益671万7,600円のうち、国が20%、県が80%の分収割合の規定から537万4,080円が県の歳入となっています。

大栃高校分は、切り出し経費等を差し引いて、材積1立方メートル当たり1,677円と、当時の立木相場より300円ほど高値で売られています。これが教育の森の収益第1号であります。皆伐後は教育の森として再造林されたのか、それとも国有林に返還し、分収造林契約を解消したのか、教育長にお伺いをいたします。

これら教育の森は平成30年から平成82年まで徐々に分収造林契約が満期を迎えるので、これまでの育林施業に借金を充て投資してきた教育の森の負債軽減のために、また産業振興計画の木材増産目標達成のため、国有林などの主伐の協議のお願いをしなくてはなりません、主伐後の再造林に際し、新たに分収造林契約について国等と協議をする中で教育の森として残していくのか、また場所によっては長伐期に向けた分収造林契約に変更ができるのか、あわせて教育長の御所見をお伺いいたします。

平成30年度に契約満了を迎える教育の森は、最も多く18団地ありますが、一定の投資回収が見込める団地はどのくらいあるのか、またあるとするならば、その材積はどのくらいが見込めるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

教育の森の造林施業を委託している高知県森林整備公社の教育の森に係る負債は、平成8年度末の11億5,000万円をピークに毎年減少しており、平成22年度末で7億7,000万円になっていましたが、森林経営を行うために過去に借り入れた経費に係る元利償還金や管理経費に対して、県が森林整備公社との契約において毎年約6,000万円ほどの補助金を交付してまいりましたので、現在は負債も3億円程度まで減ったのではないかなと推測をしておりますが、現在の負債額はどのくらいまで減少したのか、教育長に御所見をお伺いいたします。

そこで今後、平成31年度から38年度にかけて、教育の森の65団地が年を追うごとに分収造林契約の満了を迎えます。その面積は、国有林分だけでも500ヘクタール以上ありますが、これらは全て学校分収林で31団地に及んでいます。これらの主伐をどのように判断されるおつもりか、教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、山元に利益を還元する木材増産についてお伺いいたします。

私は、先日直近の10齢級から12齢級の民有林の素材生産現場の立木相場を調べてみました。杉もヒノキも同齢級で換算すれば、さほど値段は変わりません。なぜならば、ヒノキは杉に比べて成長が遅く、材積が少ないからであります。

60年生の杉で胸高直径が約30センチならば、成長のよいものでは1本の材積が約1立方メートルほどになりますので、まず皆伐することが必須条件ではありますが、施業地の伐開面積が相当広く、しかも基幹林道沿いで搬出条件がよい場合ならば、立木1本が2,000円から3,000円ぐらいで買い取っていただけるのではないかとこの調査結果が明らかになりました。

なぜならば、素材生産業者は材積1立方メートル当たりの切り出し費用に約5,000円、原木市場までの運送費用に1,500円から2,000円、県内の原木市場の一般的な販売手数料が8.2%でありますから、仮に搬入した原木が1万円で売れば820円の手数料を原木市場に納めなくてはなりません。さらには、はえ立て料と呼ばれる土場で木材を整理整頓して競りの際に規格や品等が一目でわかるようにするためのディスプレイ作業に、杉、ヒノキにかかわらず1立方メートル当たり1,050円とられますので、合計で1,870円原木市場にお支払いをしなければなりません。切り出し費用プラス運送費用プラス原木市場の手数料とはえ立て料だけでも8,500円ほどの経費がかかるのであります。そうした中、立木1本を2,000円で買い取ってくれる素材生産業者は、少ない利益でも山元に還元しようとする姿勢が明らかでありますから、良心的だと言えるのでありましょう。

逆に皆伐施業地が基幹林道から遠く、架線集材や高性能林業機械や大型トラックが進入できる路網を開設しなければならないとなると、さらにコストが上がり、山元への還元はさらに少なくなり、あわせて市場価格が安ければ、山元

への還元が1,000円以下の可能性もあります。

原木市場の手数料は、随分昔から変わっていません。厳しい山元の現状に鑑みて、少し安くはならないものかとの声も大変多く聞かれますが、知事の御所見をお伺いいたします。

本県の森林は急峻で路網密度が低いことから、搬出コストが上がり、山元に利益が還元できず、山主と素材生産業者との商談が不調になり、木材増産が容易でないことも特徴であります。また、切り出し条件のよいところから生産を進めてきた結果、今後は条件の悪いところばかりが残り、木材増産のスピードは確実に落ちてまいります。

第3期産業振興計画の木材増産の目標値は、平成31年に78万立方メートルであります。昨年はその前年の実績に対して4万立方メートル上積みし、66万8,000立方メートルでしたので、ことしの実績値よりさらに11万立方メートル以上の増産を達成しなければならず、このハードルは相当高いと思えますが、昨今の立木価格が1,000円台では民有林へのインセンティブには全くなりません。

このように大変厳しい現状の中で、今後山元への利益還元を拡大し、木材増産を進めることが大変重要だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

ちなみに、平成27年の60年生の杉の立木単価は1,300円ほどであったとお伺いしておりますが、60年間手塩にかけて育て上げた1本の杉の木を売っても、山元に1,000円ほどしか還元されないのでは、育林経費のもとも回収できない状態にあるのであります。

現在、主伐期を迎えた1ヘクタール当たりの森林の買い取り値段は、おおむね40万円が相場であります。1ヘクタール当たり40万円の利益しか生まない山に、1ヘクタール当たり100万円

以上の再造林費用がかかるなら、切らないほうがまだとの山元の声も多く、これでは木材増産が進まないこととなります。

昨今、再造林費用の90%以上に、国、県、市町村の補助が導入されるようになりました。この制度の利用実績や天然更新の割合はどうなっているのか、お伺いをいたします。また、育林の低コスト化につながるコウヨウザンやセンダン等の早生樹種や無花粉杉の再造林への取り組みについて、あわせて知事に御所見をお伺いいたします。

この木を植えた60年前の昭和30年の立木単価は、1立方メートルが4,478円でしたから、先ほどの1,300円という単価は60年前の3分の1以下という悲壮感に満ちた実態に山元はあります。

逆に作業員の1日の労務単価は、60年前の1日200円から現在は70倍の1日1万4,000円にもなっていますから、いかに生産コストを下げて山主により多くの利益を還元するのかが、やはり林業問題の一番大きな課題であります。

そこで、生産コストの低減に向けた木材産業クラスターのユニット群構想は、ぜひとも実現していただきたいと願っておりますし、私も山本有二前農林水産大臣にFITの買い取り価格が最も高い2,000キロワットアワー以下の小型木質バイオマス発電のユニット群構想を中山間地域の振興策として提案しましたが、ぜひとも尾崎知事に「林業振興産業大臣」に御就任をいただいて実現いただきたいと願っているのであります。

そこで、木材産業クラスターの形成を実現する上においては、川上と川中のボトルネックの解消等、さまざまな課題がございますが、これらをどのように克服していかれるおつもりか、知事の御所見をお伺いいたします。

やはり当面の重点施策は、労働力の機械化で

あります。高性能林業機械の補助の国への要望に対する今年度の導入見込みは一体どうなのか、また林業大学校に高性能林業機械のシミュレーターを導入して、即戦力の人材を育成するべきと思うが、あわせて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、森林整備公社についてお伺いいたします。

県営林特別会計は、日本政策金融公庫からの借入金が平成9年度の32億円をピークに徐々に減少し、平成22年度末には27億円まで減少していましたが、現在の借入残高はどのくらいまで減少したのか、お伺いをいたします。また、近年は木材価格の低迷とともに、主伐可能な森林の減少により、一般会計からの繰り入れでしのいでまいりましたが、22年度以降から昨年度までの一般会計からの繰入総額はどのくらいになるのか、あわせて知事の御所見をお伺いいたします。

森林整備公社の施業地1万6,000ヘクタールの80%はヒノキ林でありますので、少し期待感もありますが、県民との契約に基づく分収林事業によって造林、育林をしてきた森林経営の経費を日本政策金融公庫からの融資に依存していたため、平成22年度末の債務残高は、高知県の無利子分が約197億円、約30億円の利息を伴う日本政策金融公庫分が約73億円、約4,800万円の利息を伴う市中銀行からの借入れが約8億円と、負債総額の合計は約278億円に達しており、単純に計算すれば、1日約50万円の金利負担となっていました。日本政策金融公庫分の繰上償還は被災森林でない限り認めてもらえない状況が続き、大変苦慮いたしておりました。しかしながら近年、利子負担については5億円を限度に特別交付税措置があり、若干負担軽減がなされています。

それでも、これは近い将来高知県の一般会計

の大きな負担となる可能性を秘めた本県最大の負債であります。森林整備公社の現在の負債総額はどのような状況なのか、知事にお伺いをいたします。

今後、本格的な主伐期を迎える中で、累積債務は、木材価格が低迷する中ではあるが、一体どのくらい圧縮できそうなのか、また最終的に負債はどのくらい残る見通しなのか、あわせて知事の御所見をお伺いいたします。

森林整備公社の今後については、仮に公社を解散させて、県が債権放棄をするとなると、せっかくの特別交付税措置が減額される可能性があり、また消費増税も予定をされている中、代物弁済による高い消費税を払うことになってまいります。

そこで、前述の教育の森の整備や県営林の管理等を公社が担っていることを考えると、県営林等との連携による事務事業や施業の効率化を目指すほうが得策だと思います。有利子負債の一括償還を認めていただき、将来の金利負担軽減を図りながら、公社を存続させていくことがベターな選択ではないかと思っています。

今後の森林整備公社の経営改革の方針について知事の御所見をお伺いいたします。

また、森林整備公社の立ち上げは、国の拡大造林施策に呼応して地方がこぞって国の指導に従った結果、今の厳しい状況を招いているので、我々林活議連といたしましても、折に触れて国としての責任の所在を求めています。全国森林県連合のメンバーである全国一の森林県の尾崎知事としても、他の県と連携を強めて公社問題の責任について、よりよい解決の方策が見出せるよう、引き続き政治的に汗をかいていただきたいと願っております。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国の仮称森林環境税と森林経営管理法についてお伺いをいたします。

振り返れば平成3年に、当時の和歌山県東牟婁郡本宮町の中山喜弘町長は、新たな税の創設ではなく、現状の地方交付税交付金の算定基準の項目について、人口配分に森林面積配分も付加する地方交付税制度の改正を求めて、森林交付税構想を発表され、当時私も大いに賛同した者の一人でありました。

人も物も金も全てが人口密集地の都市部に一極集中する時代の流れの中で、広大な森林面積を有する地方は、ただでさえ人口減少による交付金の減額が生じており、それをカバーするためには、森林面積に応じた交付税配分により、都市部に暮らす人々の新鮮な空気や水の生産を、市町村等、地方が主体的な森林管理を実現することで都市部にかわって行ってまいりましょうという、実に画期的な構想でありました。

林野庁が我が国の森林の持つ公益性や総合的機能評価を年間39兆2,000億円と試算し、発表されたころでしたので、こんなすばらしい提案を、なぜすぐに国は実現させてくれないのかとしびれを切らした私は、ならば全国一の森林県の高知県から全国に先駆けて地方独自の森林環境税を創設しようと、23年前の県議会初当選の初質問で、執行部の姿勢をただしたことでありました。

以後、たびたび質問の機会をいただく中で、西暦2000年のミレニアムを迎えた平成11年の年頭所感で当時の橋本知事が高知県独自の森林環境税創設を表明することについて、前日の大みそかの高知城築城150周年のミレニアムカウントダウンの式典の場で、当時文化厚生委員長を務めておりました私と松尾高知市長と知事の3人がそれぞれミレニアムへの抱負を述べる雑談の中でお聞きしたことでありました。

論功行賞だったのか、私は林活地方議連全国連絡会議の幹事長に選任をされ、平成16年から18年まで、高知方式の森林環境税を全国に普及

させる林活議連全国連絡会議のミッションを帯びて、多くの県を訪問行脚させていただきました。

今現在、全国37府県で住民税超過課税方式の森林環境税がスタートしておりますが、このたび国税として仮称森林環境税が同様の枠組みを活用して平成36年度からスタートすることが閣議決定をされました。

来年度から前倒しで交付税及び譲与税配付金特別会計において、平成37年度分以降の後年度税収から借り入れた財源が、平成33年度まで地方に200億円が譲与されます。そのうち、全国の市町村には160億円が、私有林人工林面積割合で50%、林業就業者割合で20%、人口割で30%で譲与され、残りの40億円が、市町村の森林経営管理の指導役として、市町村と同じ基準で全国の都道府県にも譲与されます。

このたびの森林環境税創設の意義について知事はどう評価をされるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、当面仮称森林環境譲与税の平成33年度までの本県の市町村分と県分の譲与額は一体どのくらいになるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

本県も人口減少期の中ではあるが、今後平成34年度から35年度にかけては、後年度の税収見込み分から300億円を借り入れた財源が、80対20の割合で全国の市町村と県に譲与される予定であります。

初年度となる平成36年度には、これまでに東日本大震災の防災施策対応分として個人住民税等に1,000円超過課税されていた徴収が前年の平成35年度で終了し、平成36年度からこの森林環境税として300億円が80対20の割合で譲与される予定であります。また、森林環境税が本格的にスタートする平成37年度から平成40年度までは、600億円の税収のうち前倒しで前年度に貸し付け

た分200億円を償還し、残りの400億円の税収が85対15で市町村と県に譲与される予定であります。平成41年度から平成44年度までは、600億円の税収から前年度貸付分として100億円を償還し、残りの500億円が88対12で市町村と県に譲与される予定であります。平成45年度以降は、税収600億円の満額が90対10の割合で市町村と県に譲与される予定であります。

そこで、平成34年度以降の本県の市町村分と県分の譲与額はどのくらいになるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、市町村に譲与された税源の実効性を担保するために、先月25日に、農地バンクの林業版とも言える森林バンク制度の創設を盛り込んだ森林経営管理法が成立をいたしました。

本県の職員は大変優秀でありまして、全国一の森林県として数々の林業政策において全国をリードしてまいりましたが、一方で小規模な市町村が大変多く、34市町村自治体の中で、林務担当の専従職員のいない自治体は19市町村にも及んでいるのであります。中でも、林業技術者を配置しているのは4市町村だけであり、私有林人工林が所在する市町村において森林バンク制度を円滑に機能させるためには、市町村の体制が脆弱な中で、県が相当のリーダーシップを發揮して市町村の指導をしていかないと、せっかくの国民の血税が十分に活用されない。その実態が多く国民に明らかになると、森林環境税の制度そのものの見直しを求められることを大変私は心配しているのであります。そのため、市町村や林業事業体の職員に対する研修制度や人材育成は、これまでの一般質問のやりとりにもありましたように、喫緊の課題で大変重要でございます。

また、市町村が主体的な森林整備ができない場合、県に対して整備の代替執行を提案される場合も想定をしておかなければなりません。

森林経営管理法の中にも代替執行制度がありますが、体系的には地方自治法の代替執行制度と大きく違うのか、知事に御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内の看護師不足の課題にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

本県の看護師・准看護師総数は、2年に一度の調査である衛生行政報告例では1万3,821人となっており、人口10万人当たりの看護職員数で見ると全国1位であります。そのうち高知市、南国市などの中央地域にある医療機関等で従事している者が約8割を占める1万914人であるなど地域偏在が認められ、特に東部を初めとする郡部における看護師等の不足は大きな課題であると認識しております。このため県としては、日本一の健康長寿県構想に基づき、切れ目のない看護師等の確保対策として、養成から就職、キャリア支援、離職防止対策を実施いたしております。

まず、看護師等の養成に向けて、県内の高校生を対象とした進路説明会を各高等学校の進路指導部の先生方と連携の上開催しており、看護学校等での学習方法やカリキュラム、県内の医療機関の教育支援体制等の周知を行っております。また、その際にはあわせて、県内のうち高知市や南国市等を除く地域で一定期間従事していただくことを目的とした看護師等養成奨学金制度を活用していただくよう周知を図っているところです。その後、看護師等養成所に進学した看護学生等に対して、奨学金を利用している看護学生等に対する定期的な面談を通じてのフォローアップを行うほか、県内の多くの医療機関や訪問看護ステーションの実態等を知っていただき、就職活動に生かしていただくための

就職説明会を開催しております。

また、医療現場等で働くことになった新卒者の職場定着には、研修体制の充実が欠かせないことから、高知県看護協会に委託し、県内どこの医療機関に就職しても厚生労働省の定めるガイドラインに沿った研修が受けられるよう、新人看護師等の資質向上に向けた支援を行うとともに、中堅、ベテランに対しては、能力習熟のステップアップのできる研修制度を設け対応をいたしております。

さらに、看護師等の県内定着に向けては、就業環境改善や離職防止対策が重要であることから、地域医療介護総合確保基金を活用し、看護師の働き方や離職防止対策に関する看護管理者研修会を、医療機関の看護管理者や事務長を対象に開催しているところです。

他方、新卒看護師等だけでは地域の求人需要に応えられない面もあることから、出産や子育て等に伴い一旦離職した看護師等の復職支援として、ナースセンターやハローワークと連携の上、高知県看護協会や医療機関等で研修を開催し、復職への不安解消や潜在看護職員等のフォローも行っています。

今後ともこうした取り組みについて、PDC Aサイクルを回しながら、関係団体の皆様と連携して、看護師等の確保と県内定着に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、東部地域の住民が、住みなれた地域で希望を持って安心して暮らすためにも、東部地域における医療提供体制が充実強化するよう、高知県東部地域医療確保対策協議会での今後の議論に臨んでほしいとお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、本県の人口10万人当たりの看護職員数は全国1位と多いものの、約8割が高知市及び南国市などの中央地域に集中する地域偏在が認められます。

このような状況の中、危機感を抱かれた安芸

郡医師会の臼井会長が中心となり、平成26年12月に、東部地域での看護学校設置に向けて、当初は安芸郡医師会立として検討がスタートされました。

結果的に、医師会立という形態での設置は断念されることになりましたが、その後昨年4月に、安芸圏域の市町村や高知市内の学校法人を交えて一般社団法人高知東部振興協議会を立ち上げられ、12月に、東部地域の看護師の確保と定着、また東部地域の学生の進路の受け皿や地域の活性化を目的とし、平成31年4月開校を目指した、県東部地域での看護師養成所の設立申請がなされました。その間、設立の許認可権を持つ県としても、申請に当たって必要な助言をさせていただいておりましたが、今回の申請では時間の制約があった中で、最終的に学生確保の見通し、確保のための手段における市町村の合意、また経営的に厳しい状況となった際にとるべき市町村を含めた形での対応策といった点において明らかにされなかったことから、非常に残念な結果ではありますが、認可にはつながりませんでした。

ただ、県としては、浜田議員を初めとする東部地域選出の議員の皆様からこれまでに何度か御質問等もいただいております。今回の看護学校設置という動きの背景にある東部地域における看護師確保の課題を初め、特に室戸地域の医療体制に大きな課題があることは十分認識しているところであります。

こうした大きな課題に対しては、市町村だけではなかなか解決には至らないだろうと考えられることや、他方県だけで何とかなる問題でもないことから、このたび東部地域の9市町村長を初め安芸郡医師会長、高知県看護協会長といった方々から御協力を得、県からは健康政策部長、安芸福祉保健所長及び地域包括ケア推進企画監、地域産業振興監、県立あき総合病院長



が加わった形で、県として東部地域医療確保対策協議会を設置させていただきこととし、去る6月21日にその第1回目の会を開催させていただきました。

協議会には、医療体制の確保に向けた部会、看護師を初めとする医療人材の確保に向けた部会、それらに関連して地域振興策を検討する部会を設け、今後その部会において実務レベルでの検討を行い、節目には検討した内容をこの協議会に上げて議論するという形で進めていくことにしています。それぞれの課題解決に向けて、県として相当思い切った施策が必要だと感じており、協議会の設置に当たって私からは、検討に際して県側から積極的に提案していくよう指示をしたところであります。

今後、地域で安心して医療が受けられる、また医療機関として必要な医療人材が確保できる、さらには何らかの策によって地域が活性化されることを目指し、県が前面に立って検討を行っていくとともに、必要な施策は思い切って展開したいと考えております。

次に、原木市場の手数料が安くないかとの声に対する県の考えについてお尋ねがございました。

原木を販売する県内の市場は、森林組合連合会が運営する9カ所の木材共販所と民間会社が運営する2カ所の市場があり、木材加工業者側のニーズに沿って、樹種、径級、長さ、品等別に選別し、販売するといった重要な機能を有しています。

原木市場における手数料は、原木を出荷する側が負担するものであり、原木市場の手数料や取引条件は公正かつ自由な業者間の競争のもと、自主的な判断で設定されています。

原木市場では、林業事業者からの出荷量に応じて手数料やはえ立て料の実質的な引き下げを行うなど、出荷者の負担軽減を図り、より一層

の原木の出荷を促す取り組みを行っています。

原木市場の手数料が少し安くないかとの声を大変多く聞かれるとのお話でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、原木市場の手数料や取引条件は公正かつ自由な業者間の競争のもとで設定されていますので、県としましては、高性能林業機械の導入や路網の整備などによって原木の生産性の向上を図ることなどにより、山元に利益が還元されるよう取り組んでいるところでございます。

次に、山元への利益の還元を拡大し、木材増産を進めるためにどのように取り組んでいくかのお尋ねがございました。

これまでの高性能林業機械の導入や林道を初めとした路網整備、森林組合における作業工程の見直しなど、生産性向上に向けた取り組みに加え、皆伐施業が増加してきたことなどによって原木生産量は着実に増加し、平成29年は66万8,000立方メートルと、第3期産業振興計画の初年度以降の2年間で7万6,000立方メートルの増産となっています。

今後、産業振興計画の目標達成に向けて、さらなる増産を進めていくためには、主伐と再造林をいかにふやせるかがポイントであり、議員のお話にありましたとおり、森林所有者が林業を続けたいと思えるよう、山元への利益の還元を拡大していくことが重要であると認識しております。そのため県といたしましては、引き続き、集約化や高性能林業機械の導入、林道等の路網整備を促進し、原木の生産性の向上を図り、生産コストを縮減することによって、林業事業者が森林所有者に対して、より高い立木の買い取り価格を提示できるよう取り組んでまいります。

また、来年4月には新たな森林経営管理制度の導入により、集約化は大きく進展するものと期待しており、一層の原木生産コストの低減に

つながるものと考えております。

さらに、再造林や下刈りに係る森林所有者の費用負担の軽減を図るため、再造林の90%補助や、市町村と連携した100%補助による支援に取り組むとともに、コンテナ苗を活用した伐採・再造林の一貫作業システムの推進や下刈り作業の簡素化等による再造林・育林コストの縮減を図ってまいります。

加えて、川下においても、TOSAZAIセンターを中心としたA材の販売強化対策など、木材需要の拡大や木材製品の高付加価値化を推進することによって、製品価格、原木価格、山元立木価格の維持・向上につながっていくものと考えております。

これらの取り組みを総合的に進めていくことによって、森林所有者が意欲を持って主伐・再造林を行えるよう、山元への利益還元の拡大を図り、原木の増産を進めてまいりたいと考えています。

次に、再造林費用の90%以上を補助する制度の利用実績や天然更新の割合はどうか、また育林の低コスト化につながる早生樹種や無花粉杉の再造林への取り組みについてのお尋ねがございました。

民有林の造林面積は、平成27年度は約600ヘクタールの皆伐に対して161ヘクタール、平成28年度は約680ヘクタールの皆伐に対して228ヘクタールとなっております。再造林は伐採後、1ないし2年の間に行われることから、直接的に比較はできませんが、おおむね3割程度が再造林されていると推測しているところです。したがって、天然更新は7割ほどと推測されます。

主伐後の再造林を着実に進めるためには、森林所有者の経済的負担の軽減が重要でありますので、県では標準的な再造林経費の90%相当を補助しており、その実績は事業を開始した平成

24年度に比べると、昨年度はほぼ倍増の143ヘクタールになっております。また、所有者が負担する残りの10%については、現在16市町村において上乘せ補助をしていただいております。

今後も、より多くの市町村への協力要請を進めるとともに、主伐と再造林の一貫作業やコンテナ苗を活用した低密度植栽などの低コスト化への取り組みを進めて、所有者の負担軽減を図り、再造林が着実に進むよう取り組んでまいります。

早生樹や無花粉杉の再造林への取り組みにつきましては、早生樹は成長が旺盛で20年程度の短い期間で収穫ができ、コウヨウザンのように伐採後に植栽を行わず更新できるものもあり、育林の低コスト化が期待されることから、建築用材や木質バイオマス資源などとしての多様な利用に向け、林業関係者などの注目が集まっています。

県内では土佐清水市の国有林にコウヨウザンの試験林があり、県としましても昨年度から四国森林管理局と連携して、間伐木の材質調査や燃焼試験、萌芽調査などの試験研究に取り組んでいるところであります。造林につきましても、四国森林管理局では、萌芽による挿し穂や種子による苗木の育成や、民間から購入した苗木による植栽にも取り組むと聞いております。県といたしましても、こうした取り組みの成果を共有させていただき、コウヨウザンを初めとする早生樹の造林についての研究を続けていきたいと考えております。

また、無花粉杉については、品種が少なく入手が難しいことから、県立森林技術センターにおいては、少花粉杉で特に成長がよく、かつ花粉症対策にすぐれたものとして、農林水産大臣が指定した母樹の苗木を平成27年度から育成しています。従来、苗木の植栽から種子を採取できるようになるまで10年程度かかっていたもの

が、人工的な着果促進により、3年ほどで採取が可能となっており、本年度初めての種子採取を行う予定であります。

今後も、再生林の低コスト化とあわせて、優良な品種の苗木による再生林が進むようしっかりと取り組んでまいります。

次に、木材産業クラスターの形成を実現する上で、川上と川中のボトルネックの解消など、どのように克服していくのかとのお尋ねがございました。

全国一の森林率を有する本県では、この豊富な森林資源を余すことなく活用し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、これまでボトルネックとなっていた加工体制の強化に向け大型製材工場などの整備や、木質バイオマス発電施設の整備を支援し、木材需要の拡大を促進してまいりました。あわせて、森林資源の活用と高まる木材需要へ対応するため、高性能林業機械の導入や路網整備などを支援してきました結果、平成29年の本県の原木生産量は、先ほど申し上げましたとおり、66万8,000立米まで拡大し、平成22年の生産量から約23万立方メートル増加しているところであります。

こうした取り組みをさらに強化し、木材産業クラスターを形成していくためには、川上から川中、川下に至るそれぞれの過程でのボトルネックを解消するとともに、木材供給における不確実性の縮小を進め、需要に合わせた最適なサプライチェーンを構築していくことが重要であると認識しております。

こうした中、本年5月には森林経営管理法が成立し、平成31年度から新たな森林経営管理制度の運用が開始されることとなりました。私も衆議院農林水産委員会において、この法案審議の参考人として意見を申し上げたところですが、この法律によって効率的な森林整備を進めるための集約化が促進され、木材供給の不確実性の

縮小とコストの削減につながるものと大変期待しているところです。

このため、県では、この新たな森林経営管理制度が効果的に運用され、林業経営の集約化と森林の適正な管理が促進されるよう、市町村職員の人材育成を進めるとともに、県からの発議による代替執行制度の活用などにより、市町村の円滑な運用をサポートしてまいります。また、川上の木材供給の拡大に合わせ需給バランスの均衡を図り、林業・木材産業の成長産業化を実現するには、木材需要の拡大が不可欠となりますことから、本年4月に設置したTOSA ZAIセンターを核としてA材の需要と販路の拡大を推進するとともに、経済同友会などとの協働による全国的な木材需要の拡大に取り組むこととしております。

今後も、こうした各段階でのボトルネックの解消を着実に進め、入り口対策と出口対策をしっかりと実施するとともに、各段階での需要側と供給側の情報共有など需要に応じた供給体制を整備し、サプライチェーンマネジメントの最適化、すなわち木材産業クラスターを実現することによって全国有数の国産材産地を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、高性能林業機械の国への要望に対する今年度の導入見込みと林業大学校へのシミュレーターの導入についてお尋ねがございました。

高性能林業機械の導入については、国の補助制度を活用し林業事業体を支援しており、県が林業事業体からの要望を取りまとめて国へ予算要望を行っています。国の予算配分に当たっては、事業体ごとに素材生産量の増加や生産性の向上の目標値などが国の定めた基準によって点数化され、基本的に点数の高い順に予算配分がなされています。

昨年度、この国の定めた基準による点数化について、条件不利地域など地域の実情に応じて

きめ細かく柔軟に予算配分できる制度への見直しを国に政策提言したところ、点数化の基準の改正がなされ、その結果、本年度はリースも含め要望のあった県内8事業体、13台全てについて対応できることとなりました。

原木の増産には高性能林業機械の導入が必要不可欠であり、現場の状況に応じて機械の組み合わせや作業員の配置などにより、最適な作業システムを採用できるよう、今後も導入やリースによる支援に加え、短期間の使用に対応する県単独のレンタル事業も継続し、原木の増産を推進していきたいと考えています。

また、高性能林業機械のシミュレーターは、危険性のない環境で機械操作を学んだり、雨天の場合に反復練習できるメリットがあり、全国17の林業大学校等のうち2校が導入していると聞いております。本県の林業大学校では、今年度からスタートした専攻課程の林業技術コースにおいて、演習林やインターンシップ先の林業現場での高性能林業機械の実習を行うとともに、林業機械作業システムの授業の中で、卓上型のシミュレーターを使った実習を予定しています。

本格的な高性能林業機械のシミュレーターの導入については、今年度専攻課程を開講したところであり、ことし一年の授業を通して高性能林業機械の操作技術を習得する授業のあり方を検証するとともに、他校におけるシミュレーター実習の成果等もお聞きした上で検討を行わせていただきたいと考えております。

次に、県営林特別会計について、現在の借入残高と平成22年度から昨年度までの一般会計から特別会計への繰入総額についてお尋ねがございました。

県営林特別会計における、平成30年5月末現在の日本政策金融公庫からの借入残高は約20億円であり、平成22年度からは約6億7,000万円の減少となっております。

また、平成22年度から平成29年度までの一般会計から特別会計への繰入総額は、約13億3,000万円となっております。繰入金につきましては、主に日本政策金融公庫への償還金、県営林管理に係る業務委託費、県営林を活用した森林整備事業に係る経費等の支払いに充当しているところでございます。

県営林に必要な経費の財源は、基本的に主伐や間伐による収入で賄うこととしておりますが、木材価格の低迷や主伐を行う山が減ってきたことなどから平成10年度からは財源不足を来とし、不足額については一般会計から繰り入れしなければならぬ状況が続いています。

このため、国の補助事業を活用した森林整備や提案型の利用間伐事業の導入などにより収益の向上を図り、繰入金の抑制に努めてまいりました。今後においても、一層の努力により増収に努め、一般会計からの繰入金の抑制に努めてまいります。

次に、森林整備公社の現在の負債額についてお尋ねがございました。

森林整備公社は、分収林事業により造林した山を主伐するまでの間まとまった事業収入がないことから、森林整備に必要な経費を日本政策金融公庫等の融資によって賄っており、平成29年度末の負債額は約275億円となっております。平成22年度と比べますと、負債額は約3億5,000万円減少しており、その主な理由は、教育の森の整備への助成や経営改革プランに基づいた経営のスリム化、事業活動収支の黒字化などの経営改革にしっかりと取り組むとともに、原木生産に積極的に取り組んだことなどによるものと考えております。

次に、今後累積債務はどのくらい圧縮できるのか、また最終的に負債はどのくらい残る見通しなのかのお尋ねがございました。

森林整備公社の負債額は、平成29年度末で約

275億円となっておりますが、今後の累積債務の見込みにつきましては、経営改革プランを着実に実行していくことを前提として、平成28年度に第11期経営計画を策定する際に行った試算によりますと、現在の契約が全て終了することとなる2078年度末の負債額は、約147億円になると見込まれています。したがって、それまでの間に圧縮できる債務は約127億円ということでございます。

森林整備公社は厳しい経営状況であります。公社では収入間伐による増収対策や経費削減策等に一層取り組むこととしておりますし、県においては、特別交付税も活用しながら、公社への支払い利息に対する補助や日本政策金融公庫への償還を行うための貸し付けなどを通じて、これ以上公社の債務をふやさないよう取り組んでまいります。

次に、今後の森林整備公社の経営改革の方針について、また国に対して公社問題の責任について、よりよい解決方法が見出せるよう汗をかくことについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

森林整備公社の経営改革につきましては、平成24年2月に外部有識者等により取りまとめられた経営改革プランにおいて、公社改革を実行しながら存続させることが県民負担の観点から望ましいという方向性が示されました。このプランでは、収益が見込めない非経済林の契約解除や分収割合の見直しなど、9項目にわたる経営改革の早期実行が求められています。

これを受けて公社は、5年を1期とする経営計画を策定し、この9項目の着実な実行による経営改革を進めているところです。その結果、経営のスリム化や事業活動収支の黒字化など、一定の成果が出てきているところではあります。

今後につきましても、公社との緊密な連携のもと、有識者等の御意見もいただきながら、5

年ごとに経営計画を見直し、このプランに沿った経営改革を着実に進めることにより、さらなる収支の改善につなげていきたいと考えています。

一方で、公社の経営改革をさらに進めていくためには有利子負債の圧縮が必要ですが、日本政策金融公庫資金は任意の繰上償還が認められていないことや、国の支援のさらなる拡充など、経営改革を進める上で公社単独では解決できない課題も残されています。

このため、議員のお話にもありましたように、公社を抱える34の府県と連携して森林県連合を組織し、各府県の公社問題の共有や課題解決のための協議を行うとともに、国に対しては公社に対する支援策の拡充について要望活動を続けてきています。これまで、特別交付税措置の拡充など、一定改善が図られてきた面はありますが、公社の実情を踏まえると、経営改革にはさらなる支援が必要であります。引き続き森林県連合の各府県と連携を図りながら、公社の経営改革の促進に向けて、要望活動を続けてまいります。

次に、国の仮称森林環境税創設の意義についてどのように評価するのかのお尋ねがありました。

国の仮称森林環境税の創設については、議員のお話にもございましたように、全国各地の自治体や議会が長年にわたり要望を重ねてきたものであり、全国一の森林県である本県におきましても、浜田議員を初め歴代の林活議連の先生方が熱心に要望活動に取り組んでこられたところであり、まさに全国の地方自治体の悲願であったと認識しております。その成果として、昨年12月に閣議決定された税制改正大綱において、森林関連法令の見直しを踏まえ、仮称森林環境税及び森林環境譲与税を創設することが示されるに至りました。この場をおかりして、諸先生

方の長年の取り組みに対し心より敬意を表する次第でございます。

この仮称森林環境税及び森林環境譲与税は、先般国会で成立した森林経営管理法の施行にあわせて創設されるものであり、両税は主として、市町村が新たな森林経営管理制度に基づいて実施する森林整備等の財源に充てられることになるものと認識しているところでございます。

新たな森林経営管理制度については、放置されてきた森林の整備が進められることとあわせて、これまで困難であった集約化を大きく進展させることができるものと期待しております。これにより効率的、計画的な原木生産が可能となるばかりではなく、川下の需要に応じた弾力的な原木生産も可能となり、原木供給力の強化につながってまいります。川上から川下に至るサプライチェーン全体の最適化を目指すに当たって、大きなボトルネックである最上流部分の不確実性を縮小でき、需要側のニーズに応じた原木生産を適時に行うことが可能となれば、木材需要の拡大にもつながっていくものと考えております。

また、仮称森林環境譲与税については、市町村が行う森林整備へ充当されるほか、都市部の自治体においては、木材利用の促進に向けて、木のよさや木を使うことが森林を守ることにつながるという木材利用の意義など、消費者の理解を深めていただくことにも活用できるものであり、木材需要の拡大にもつながるものと大いに期待しているところです。

この両税の創設と森林経営管理法の成立によって、適切な森林管理を通じた森林の公益的機能の持続的な発揮と林業・木材産業の成長産業化の両立が図られ、豊かな森林資源を循環的に利用しながら、健全な形で未来へ引き継ぐことが可能となるものと考えております。本県といたしましても、これらの制度を適切に運用し、

市町村と一体となってしっかりと取り組んでまいります。

次に、仮称森林環境譲与税の平成33年度までの本県の市町村分と県分の譲与額はどのくらいになるのか、また平成34年度以降、本県の市町村分と県分の譲与額はどのくらいになるのかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

仮称森林環境税及び森林環境譲与税に関する法案は、平成31年の通常国会にて審議される予定であるとお聞きしており、そこで成立すれば、平成31年度から市町村及び都道府県に、仮称森林環境譲与税の譲与が開始されることとなります。

本県に配分される仮称森林環境譲与税の年間の見込み額について、国が示した譲与基準に基づき、県で試算をしましたところ、平成31年度から平成33年度までの間は、市町村分が約5億7,000万円、県分が約1億4,000万円となり、県全体では7億1,000万円となっています。平成34年度から平成36年度までの間は、市町村分が約8億6,000万円、県分が約2億1,000万円、県全体で10億7,000万円であります。平成37年度以降については、県分は平成36年度と同じ約2億1,000万円ですので、市町村分と県全体について申し上げますと、平成37年度から平成40年度までの間の市町村分は約12億1,000万円、県全体では約14億2,000万円、平成41年度から平成44年度までの間の市町村分は約15億7,000万円、県全体では約17億8,000万円、平成45年度以降の市町村分は約19億3,000万円、県全体では約21億4,000万円となっております。

最後に、森林経営管理法の中にも代替執行制度があるが、体系的には、地方自治法の代替執行制度と大きく違うのかとのお尋ねがありました。

地方自治法に基づく代替執行は、市町村から

の申し出により県が市町村の事業を行うことができるようになるというのですが、森林経営管理法における代替執行は、地方自治法の代替執行の特例として、県からの申し出により県が市町村の事業を行うことができるようになるという点が大きく異なります。森林経営管理法に基づく代替執行は、市町村の実施体制が整うまでに時間を要するなどの事情がある場合や市町村の地理的な条件等によって複数の市町村をまとめて事業を実施したほうが効率的な場合、また複数の市町村にまたがる流域などのエリアにおいて県が事業を実施するほうが効率的な場合などに活用することが考えられます。

このように、代替執行制度を活用して、取り組みがおくれている市町村を県が支援したり、複数の市町村をまとめて効率的に事業を進めることができるということは、市町村の取り組み状況に大きな差が生じないということになり、森林の整備が促進され、ひいては国民からお預かりする仮称森林環境税の適切な執行ということにつながっていく制度であるということが言えるのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** まず、東部地域の医療提供体制について、訪問看護師の量と質の両方を高める施策の充実強化を図ることが喫緊の課題ではないかとお尋ねがありました。

本人の意向に沿ってQOLを向上することを目指した高知版地域包括ケアシステムの構築を効果的に推進していくために、在宅医療において重要な役割を担う訪問看護サービスの充実が求められており、そのため訪問看護師の確保と資質の向上は重要な課題と認識しております。

現在、訪問看護師を確保するため、高知市や南国市などを除く郡部の看護師確保を目的とし

ている看護師等養成奨学貸付金制度を、訪問看護ステーション等で訪問看護に従事する場合には、郡部に限らず県内全域を奨学金の償還免除対象として、就業誘導を図ることとしており、この奨学金制度を県内の看護学校等における就職説明会を通じて周知しております。

また、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、全国初の都道府県が支援する形として、県が高知県立大学に寄附講座を設置し、新卒の看護師等を対象として訪問看護師の育成を図っております。本講座は、既存の訪問看護師もあわせて対象としており、訪問看護の実践やさらなるスキルアップ習得をしていただくことで、資質の向上にもつながるものと考えております。平成27年度から平成29年度までで34名の訪問看護師が受講するとともに、あわせて在宅医療にかかわる地域包括ケア病棟や在宅療養支援診療所に勤務する30名の看護師も受講して研修成果を上げており、今年度につきましても新卒者を含む12名が受講しています。

この寄附講座につきまちは、訪問看護ステーションの看護管理者から現状を伺い、代替要員の確保が困難等の理由から、従来の週5日の研修コースでは参加できなかった訪問看護師が参加しやすくなるよう、今年度からは研修日数が週3日の新たなコースを設けたところです。このように県としては、今後とも関係者の皆様の御意見を伺いながら改善や工夫を行い、研修等事業の充実を図ることで、訪問看護師の確保及びその質の向上に努めてまいります。

次に、あったかふれあいセンターに健康相談等を実施する看護師を派遣することについてお尋ねがありました。

あったかふれあいセンターは、現在設置数がサテライトを含めて270カ所を超えて、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが集まれる地域福祉の拠点として県内全域に広

がっています。

日本一の健康長寿県構想の柱の一つである、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けて、訪問看護や訪問介護サービスの拡大に取り組む上で、また高知版地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、このあったかふれあいセンターは重要な役割を担っています。

元気な人はできるだけ長く元気なままいられるよう、また不調を感じる人がいれば、悪化する前に早く対処するよう助言する、あるいはたとえ入院することになっても、退院後は訪問看護サービスなどによって自宅で暮らせる選択肢もあることをお知らせするなど、あったかふれあいセンターに集まっていच्छる地域住民の方々に対して、健康相談や訪問看護の啓発を行う意義は大きいと考えております。このため県では、平成28年度から訪問看護師が中山間地域のあったかふれあいセンターなどを訪問する事業を開始しました。平成29年度は南国市にある訪問看護ステーションなどから、本山町、土佐町、四万十町のあったかふれあいセンターや、同地域の宅老所、民生委員や地元の老人クラブなどの会合、地域の自主的な集まりの場などにも出向いていただいております。今年度はそうした取り組みを、大川村や県西部のあったかふれあいセンターにも拡大する予定です。

県としましては、今後ともより多くの市町村のセンターで、訪問看護師が訪問看護の啓発や健康不安を訴える利用者に助言できる体制を充実させ、住みなれた地域で安心して住み続けられる県づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教育の森としての役割は一定終わったのではないかとお尋ねがございました。

昭和43年に明治100年記念事業の一環として開始した教育の森の目的は大きく2つあり、1つは、生徒が体験学習の場として活用することで郷土への愛着心や緑化の心を養うこと、もう一つは、伐採後の分収益を活用して教育施設の整備や青少年の能力開発向上事業を実施することとなっています。

このうち、枝打ちや下刈りなどの作業を行う体験学習については、木の育成が進み樹高が高くなってきましたことから、平成19年度を最後に休止しております。また、各団地においては、これまで管理してきた分収造林が主伐の時期を迎えてまいります。これから順次状況を見ながら売り払いを行い、収入が得られるようになってまいります。長期的に木材の市場価格が低迷しておりますことから、現時点では教育の森造成事業を開始したときに想定した分収益は望めない状況にあると考えております。

したがいまして、教育の森としましては、前者の青少年の郷土への愛着心や緑化の心を養うという点では、一定の役割を果たしたと考えておりますが、後者の分収益の活用という点では、その役割を果たしがたい状況にあると考えております。

次に、旧大柵高校分の皆伐後についてのお尋ねがございました。

平成26年度に売り払いいたしました旧大柵高校の教育の森につきましては、売り払いにより契約は終了しており、その後は新たな分収造林契約は締結しておりません。

次に、主伐後の再造林に際し、新たに分収造林契約することで教育の森として残していくのか、また場所によっては長伐期に向けた分収造林契約に変更できるのかについてお尋ねがございました。

主伐による売り払いを行った団地については、教育の森の分収造林契約は終了となります。現



在、分収益がなかなか期待できない状況においては、県教育委員会としましては、新たな分収造林契約による再造林の実施は困難だと考えております。また、木の育成状況等から判断して、主伐による売り払いが見込めない団地については、10年程度の期間を延長する契約変更はできることになっております。

次に、平成30年度に契約満了を迎える教育の森18団地の投資回収見込みと材積の見込みについてお尋ねがございました。

今年度、分収造林契約の満了を迎える団地は、主に教育の森が開始された昭和43年ごろに契約を締結し、約50年が経過した18団地で、植林面積は合計で約190ヘクタールとなっております。この18団地については、木の育成状況等から判断し、うち15団地については契約を延長することとし、残り3団地は売り払いを行うことが適当であると考えております。売り払い予定の3団地につきましては、入札前に正確な材積を把握するための収穫調査がまだ行われておりませんが、平成26年度の売り払い価格をもとに試算し、教育の森全体の契約が終了するまでの全ての経費を合算して、3団地の面積で案分した額と比較した場合、回収率は2割強にとどまり、これまでの投資金額が回収できる価格での売り払いは困難と見込まれております。

次に、教育の森の造林施業を担っている、森林整備公社の教育の森に係る現在の負債額についてお尋ねがございました。

教育の森を創設した当時から造林者としての役割を担っている森林整備公社が、植林や間伐等の森林経営を行うために過去に借り入れた経費に係る元利償還金や管理経費等に対して、県教育委員会が森林整備公社との契約に基づき、毎年度補助金を交付してまいりました。

借入残高については、議員からお話がありました平成22年度末の約7億7,000万円から約2

億7,700万円減少し、平成29年度末現在では約4億9,300万円となっております。

最後に、平成31年度から平成38年度にかけて分収造林契約が満了を迎える、31団地の主伐をどのように判断するつもりなのかとのお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、現在森林管理業務を行っている森林整備公社とともに現地へ出向き、木の育成状況や搬出条件などの調査、確認作業を順次行っているところです。その調査結果と木材の市場価格等を勘案して、団地ごとに、主伐による売り払いをするのか、契約延長を行うのかを判断してまいります。

木材価格や需要に一部明るい兆しも見え始めている中、県としましては、CLT技術の普及促進や良質材を含めた木材需要の拡大に向けて、全国的な取り組みを進めているところであります。これらの施策による木材価格の上昇も期待されますことから、少しでも多くの分収益が見込める時期を見きわめて売り払いができるよう、引き続き教育の森の適切な管理に努めてまいります。

○21番（浜田英宏君） それぞれ御丁寧な前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

第3期産業振興計画で徹底的に成果にこだわる知事が、笛を吹き太鼓をたたいて皆様を鼓舞するおかげで、66万8,000立方メートルの木材増産ができました。これにはさぞかし皆様御苦労されたことだと思ひまして、関係者の皆様を心からねぎらいたいと思います。

そんな中、私も猫の額ほどの林業経営者の一人でございますけれども、何のお手伝いもできなくて大変申しわけなく思っておるんです。なぜならば、私は10歳、ちょうど東京オリンピックが昭和39年に開催されましたところに、リュックサックで杉の苗を背負って急峻な山肌を、オ

リンピックのあのファンファーレを口ずさみながら上りおりしたことを鮮明に覚えておりますけれども、おやじと山番さんと四、五人で植林施業に汗を流したことを思い出します。その山も間伐を終えまして、主伐期を迎えておりますが、今の立木1本が1,000円台ということで、とてもじゃないですけども、御先祖様に申しわけなくて、私はもう切る気にならないわけでございます。県の木材増産にこれっぽっちのお役にも立てないことを大変申しわけなく思っているんですが、先祖代々の造林の苦勞を知っておるから、この山を、この木を1,000円では売りたいという思いが勝ってしまうわけでありませう。

そんな中、先ほども答弁でございましたとおり、木材増産に協力する7割が天然更新をされておると。これはしかし、大変な問題でございますよね。せっかく我々が高知県の県産木材の供給と利用の促進に関する条例を制定したけれども、7割が天然更新されるとただの雑山で終わってしまうわけで、経済林としての木材の好循環が生まれられないわけですよ。これに対しては、知事からも一定前向きな答弁がございましたけれども、これを何とかしなくちゃいけないと思うんです。7割も天然更新でほったくられたら、高知県は経済林が育たないということになるわけですので。

コンテナ苗を含めて、特にコウヨウザン等を一度植えると萌芽更新して次から次へ生えてきますので、天然更新される方はぜひこんな取り組みもどうですかということで、お勧めしていただきたいと思うんです。知事がよかったですら御答弁をいただきたいと思っております。

それから知事、木材販売の理想からいけば、四面無節あるいは三面無節の、いわゆる我々は役物と言っていますけれども、この役物の柱材を売って稼ぎたいのが本音なんですけれども、

今風は、家が和風とか日本風ばかりになってしまっていて、こういうものを使わないから、いつまでもこの夢を追ってもだめだと思います。

それで、今現在多くの原木が丸太のまま県外へ多く流通をされています。これも結構なんですけど、TOSAZAIセンターがA材を非住宅部門へ、県内外へいざなうと、これに大きく私は期待をしたいと思うんです。ただ、その一方で、今高知県が一番弱いところは、今一番動いているのがB材なんです。ところが、B材をきちっと乾燥させて大手のハウスメーカー等に、例えば5万立方メートルぐらい納めることができるJASの認定工場が高知県には全くない。これはぜひとも愛媛県の八幡浜官材協同組合等が――加戸知事が一生懸命頑張った、知事のトップダウンであれもやったんですけども、小さい製材業者7業者をまとめて、あそこはすばらしい材が年間7.5万立方メートルできる。それも高知県のトラックがたくさんとまっているんですね、あそこに。

ですからこれを見習って、高知県も5万立方メートルクラスの加工、JAS認定の工場、これをぜひとも知事がえいやあでやったらどうでしょうか。東部は遅きに失しましたけれども、高幡から幡多方面ではやれる素地があるんじゃないかと思っておりますので、これはぜひとも思い切ったらどうかということを知事に提言したいと思っておりますが、御答弁をいただきたいと思っております。

以上、2つの点についてよろしく申し上げます。

○知事（尾崎正直君） 林業の振興について、実際に生産量について成果にこだわるということでもありますけれども、生産量そのものが最終的な自己目的ではなくて、生産もできるようになる。すなわち山で林業が行われるようになる、もってして若者が住み続けられるようになる、もって中山間の振興が成れば県勢浮揚につながる

るであろうということで、取り組みを進めてきているということでありまして、今後も林業の振興イコール中山間の振興イコール県勢浮揚という考えでもって取り組みを進めていきたいと、そういうふうに考えています。

そういう中であって、御指摘のようにこの天然更新が7割というのは、確かに私も問題だというふうに思っております。この原因についていえば、立木価格は確かに低い、これは言うまでもない、これが大きな原因で背景であるということも確かにそうだろうと思っております。これに対してどうしていくのか。施業のコストを落としていく、特に再生林のコストを落としていく。例えば一貫施業をすとか、コンテナ苗を使うとか、さらに御指摘のようにコウヨウザンとか、そういうものもこれから本当に有望だろうと考えています。こういう形でコストを落とすことでもってして、再生林も可能にしていくという方向性が大きく一つあるだろうと、そういうふうに思っております。しっかり取り組みたいと思います。

あとは立木価格が低いという問題、これが根本的な問題なのでありまして、この解決に取り組まなければならないと、そういうふうに思っております。普通ならば、この立木価格のことは、全国的なことですから我々県としてもどうしようもありませんのでと言って、所与の条件にしてしまっているということもあり得るところだと思っておりますが、県としてはそうもいきませんので、何とかこの立木価格、もっと言いますと、木材価格そのものが上がっていくようなことを仕掛けていかなければならないという思いで、小さな県なのでありますけれども、必死になってあがいてまいりました。経済同友会の皆さんを味方につけようとしたり、さらに首長連合を組んで全国的に声を上げようとしたり、C材のバイオマス発電所、こういう取り組みも

ふやそうとしたりなどなどしてきたところであります。

何とか木を使う文化というのを全国に普及させていくことで木材需要を抜本的に拡大しないと、この立木価格問題というのは解決しませんので、引き続きこの問題をしっかり進めたいと、そのように考えております。

そして2点目について、本当に御指摘のとおりだというふうに思っております、この木を高く売っていくためにも、A材をしっかり売り込んでいく。しかも付加価値をつけて売っていくということが非常に大事だろうと思っております。そういう観点から、今年度の第3期産業振興計画から、このA材の新たなさまざまな商品の開発と販路開拓を図るために、TOSA ZAIセンターの強化を図ったところであります。ただそもそものところとして、乾燥材でJAS認定をとる工場がふえていかなければいけない、それは御指摘のとおりだろうと、そういうふうに思います。

実は、内々検討させていただいております。高知県のように、中小の製材業者が分散しているという中において、それぞれがA材の乾燥材、しっかり乾燥させてJAS認定をとったような材を生産できるようにするためにはどうしていけばいいか。例えば一部工程を協業化すとか、そういう取り組みによって、事実上分散して所在はしているけれども一群の大きな工場として機能することができるようにならないかとか、今そういう検討をさせていただいているところであります。御指摘のとおりだと思いますので、鋭意検討を重ねて、次の機会にももう少し踏み込んだ考えをお示しできるようにさせていただければなど、そういうふうに考えておるところであります。

○21番（浜田英宏君） 3問目でございますが、前向きな御答弁、再びいただきましてありがと

うございます。共同の乾燥場なんかも一つの案だと思しますので、ぜひそこら辺から始めるのも結構じゃないかなと思っております。

さて、室戸市に一般病床がないということが余りにもインパクトが大きくて、この医療の提供体制ばかりが強調されて、看護師問題がこの中に埋没してしまいますと大変でございます。この点をしっかり御承知の上で、協議をいただきたいということをお願いして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長(土森正典君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(土森正典君) ただいま議題となっている第1号から第18号まで及び報第1号から報第3号まで、以上21件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末239ページに掲載〕



#### 請願の付託

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

本請願は、請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末243ページに掲載〕



○議長(土森正典君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明30日から7月5日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月6日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月6日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時33分散会

平成30年7月6日（金曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 総務部長 君塚明宏君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化生活スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会事務局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

- 事務局長 弘田均君

事務局次長 川村文平君  
議事課長 横田 聡君  
政策調査課長 織田勝博君  
議事課長補佐 飯田志保君  
主 査 宮脇 涼君



**議事日程(第5号)**

平成30年7月6日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第10号 県有財産(高知中央産業団地)の処分に関する議案
- 第11号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第12号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第13号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化セン

ターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案

第14号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案

第15号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案

第16号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備(汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備)工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案

第17号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案

第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案

報第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報第3号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告

請第1号 都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について

修正動議

議発第3号 第1号平成30年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

追加

- 第 19 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 20 号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案
- 第 21 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案

第 2

- 議発第 2 号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

追加

- 議発第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案
- 議発第 5 号 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書議案
- 議発第 6 号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書議案
- 議発第 7 号 難病患者の医療費助成制度の充実を求める意見書議案
- 議発第 8 号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書議案
- 議発第 9 号 障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書議案

追加

- 議発第10号 地域材の利用拡大推進を求める意見書議案

追加

- 議発第11号 特定複合観光施設区域整備法案の廃案を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。



豪雨災害のお見舞い

○議長（土森正典君） 議事に先立ちまして申し上げます。

活発な前線の影響で広い範囲で大雨となっており、河川の越水や土砂災害等により、県民の皆様生活に大きな被害が生じております。被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

今後も多量の降雨が予想され、引き続き厳しい警戒が必要となりますことから、県議会といたしましても、災害対策本部と連携して情報を収集するとともに、被害を最小限に食い止めるよう、執行部とともに対応に万全を期してまいりたいと考えております。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

知事から、副知事岩城孝章君、危機管理部長酒井浩一君及び土木部長福田敬大君が大雨による災害対応のため本日の会議を欠席するとの届け出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末271ページ〕  
〔に掲載〕



委員長報告

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第18号まで及び報第1号から報第3号まで並びに請第1号、以上22件

の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長池脇純一君。

(危機管理文化厚生委員長池脇純一君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(池脇純一君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案、第7号議案、第8号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、地域福祉部についてであります。

第8号「高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、平成30年3月22日施行の介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により介護保険法施行規則が改正され、新たに介護医療院に係る許可、変更を必要とする事項が定められたことから、高知県介護保険法関係手数料徴収条例において、変更許可申請手数料を徴収する事項を追加する改正を行おうとするものであるとの説明がありました。

委員から、入所定員の変更については規定済みであり、今回の改正で建物の構造概要等の変更が追加されることになるが、その背景は何かとの質疑がありました。執行部からは、介護保険法の改正の際に入所定員に関しては国から示され、平成30年2月定例会で条例を改正していたが、建物の構造概要等の変更に係る事項が条例改正後の平成30年3月22日に省令で示されたため、新たに手数料を徴収する項目として追加するものである。なお、介護老人保健施設でも同様の規定となっているとの答弁がありました。

次に、第2号「平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」について、執行部から、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額などについては、議会の議決を必要とするものであり、正しくは平成30年2月定例会提出議案へ起債に関する条項の記載が必要であったことから、今回追加して提出するものである。今後は、必要事項を適切に確認することとし、適正な執行に努めるとの説明がありました。

委員から、担当課としての再発防止に向けた取り組みについて説明はあったが、記載漏れが起こった原因は何かとの質疑がありました。執行部からは、今回の地方債の借り入れにおいては、平成17年度以降実施していなかったことから、議案の記載事項の確認や、担当者の異動に伴う引き継ぎが不十分であったことが考えられる。特別会計において地方債を財源とする場合は、地方債に係る条文と表の記載があることの確認とともに、議案書と議案説明書の突合を徹底することに改めて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

安芸総合庁舎免震装置交換工事について、執行部から、安芸総合庁舎は免震構造を採用し、平成26年3月に竣工したが、その免震材料として使用している東洋ゴム工業株式会社の高減衰ゴム系積層ゴムが、大臣認定不適合・不正取得を理由として、平成27年3月13日に大臣認定が取り消され、免震装置を交換する必要が生じていた。このたび詳細が決定し、6月28日に国土交通省に建築基準法上の大臣認定の申請を行い、7月末に大臣認定を取得できる見通しとなっている。全ての工程が順調に進めば、平成31年5月下旬には工事が完了する予定であるとの説明がありました。



委員から、工場で製作される新たな免震装置が大臣認定に合致しているか確認することが必要だと思うが、チェック体制はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、業界団体で組織する専門機関による性能評価の認証を受けるとともに、県も工事を監督する立場として、工場に出向き実際の性能を厳しくチェックし、しっかりと監理していくとの答弁がありました。

次に、危機管理部についてであります。

高知県国民保護計画の変更について、執行部から、今回北朝鮮情勢を踏まえて、国の基本指針が平成29年12月に一部変更されたことなどにより、高知県国民保護計画も変更するもので、計画の変更について6月26日に閣議決定されたことを受けて、国民保護法に基づき議会に報告するものであるとの説明がありました。

委員から、避難施設として堅牢な建築物や地下施設を指定とあるが、実際に命を守ることができる建築物があるのか。また、具体的にはどういった建築物を指定しているのかとの質問がありました。執行部からは、避難施設については県内で各市町村に1,000カ所以上を指定している。また、堅牢な建築物であるコンクリート建築物については700カ所以上を指定しており、一部の市町村では地下の施設も指定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、米朝首脳会談を受けて、国の判断により住民避難訓練を見送る措置がなされている。そういった変化はこの計画に反映されていないが、今後どう対応していくのかとの質問がありました。執行部からは、北朝鮮の情勢については今後とも注視していく。情勢の変化があれば、必要に応じて訓練も行っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、国民及び県民の生命と財産を守るための重要な計画であるので、遺漏なくしつ

かりと計画が実現できるように対応してもらいたいとの要請がありました。

最後に、第2号「平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」について、全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、平成30年2月定例会提出議案への記載漏れといった事例があった担当部局として、再発防止に取り組むとともに、全庁的にも再発防止に向けてしっかり取り組むよう要請します。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 商工農林水産委員長西内健君。

(商工農林水産委員長西内健君登壇)

○商工農林水産委員長(西内健君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第10号議案、報第1号議案、報第3号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、農業振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域所得向上支援事業費について、執行部から、中山間地域における重要な基幹的作物であるお茶について、省力化による生産量の確保や、仕上げ茶の販売強化を図るため、農事組合法人が行う施設整備を支援する経費であるとの説明がありました。

委員から、この施設整備により、どの程度の省力効果があるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在仕上げ茶の小袋包装は手作業で行っているが、小袋包装機の導入により全て

自動でできることから、職員1名が営業に専念できる体制となるとの答弁がありました。

別の委員から、平成32年度には全体の約2割を輸出していく目標を立てているが、今回の施設整備はそれに対応するためかとの質疑がありました。執行部からは、商談会において、土佐茶の品質がよいので輸出してもらいたいという声もあった。今回、新たに機械を整備することでHACCPにも対応することから、そこでできる商品を輸出していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、他の地域での施設整備等の状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、当初予算では津野山の農協が自走式の省力化の機械を検討している。ほかにも頑張っている個人や団体がいることから、お茶で生活ができる体制をしっかりとつくっていききたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、県全体で土佐茶として売り出しているイメージを持っているが、個々の地域で売り出していくことと土佐茶全体の販売戦略を、県としてどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在農商工連携の土佐茶プロジェクトとして取り組んでいるが、地域にはそれぞれのブランドとしても売っていききたい思いがある。まとまった形で販路を切り開くとともに、それぞれの地域では、レストランや個人などに対しよりコアに売っていくといった両方の戦略となるとの答弁がありました。

次に、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、食肉処理施設整備推進事業費について、執行部から、新食肉センターの早期着手を可能とするため、県とJAグループ、食肉事業組合で立ち上げる新食肉センター整備推進協議会において、地質調査や、運営シミュレーションのより詳細な検討を行うための経費であ

るとの説明がありました。

委員から、施設整備費への負担など、各市町村の反応はどうか、また今後のスケジュールはどのようになるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在28市町村を回った印象では、可能な限り負担を軽減してもらいたいとの声はあるが、負担に対する異論は出ていない。スケジュールは、平成30年度の早い段階で、実施設計の見積もりと各市町村の負担、その時点の基本設計に基づく整備費の概要を各市町村にお知らせし、丁寧に説明していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、新食肉センター整備推進協議会が設立されるが、生産者の意欲が落ちないように、現場の声が届く組織にしてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、土佐あかうしの高付加価値化として、従来のA1からA5ランクでの格付以外に評価をする仕組みが必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、土佐あかうしらしい赤身の魅力を伝えるため、独自の格付ができないか検討しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

Next次世代型こうち新施設園芸システムについて、執行部から、これまで普及を進めてきた次世代型こうち新施設園芸システムに、IoTやAI技術を融合し、Next次世代型こうち新施設園芸システムへと進化させる取り組みについて、県と高知大学、高知工科大学、産業団体などで構成する推進組織を今月立ち上げ、さらなる生産性の向上や、高付加価値化に関する研究技術開発などを行っていくこととしているとの報告がありました。

複数の委員から、この取り組みは、県は国と一緒に進むべき方向であることは間違いないので、ぜひ進めてもらいたい。一方で、必ずしも

生産量を右肩上がりにはしたいわけではなく、持続的、安定的な農業をしていきたいという声や、農業の基礎の技術を学んだ上でこうした技術を進めてもらいたいという声も聞く。そうした声も大事にして進めてもらいたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

小浜復旧治山工事の入札・契約手続の誤りへの対応と再発防止の取り組みについて、執行部から、このようなミスを再び起こさないよう、毎月の単価の確認作業で使用する様式の変更など、作業の明確化と確認作業の見直しを行うとともに、職員の設計書作成能力やチェック力の向上を図るための研修を実施するなど、設計積算ミスの防止に対する取り組みを徹底していくとの報告がありました。

委員から、本来落札できたはずの企業や誤りを指摘した企業、そうしたところに迷惑をかけるのが一番重要だと思うので、再発防止策をより適正に運用されることを強く望みたいとの要請がありました。

次に、新たな管理型最終処分場の建設予定地の絞り込みに向けた取り組みについて、執行部から、最終候補地選定後のこれまでの取り組みとして、3市町の首長、議会、地域住民に対する説明会等の開催状況、エコサイクルセンター見学会の開催状況、現地調査の状況について報告がありました。

委員から、現地調査の取りまとめを7月下旬に行うということだが、この中で候補地から落選するところが出てくるのかとの質問がありました。執行部からは、今、科学的な視点から現地調査を行っているが、この結果だけで絞り込むのではなく、最終的には、現地調査の結果と、3市町の首長、議会、住民の考え方、そういったものを総合的に検討した上で、どこが一番適した場所なのかを判断したいと考えているとの

答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 産業振興土木委員長加藤漠君。

(産業振興土木委員長加藤漠君登壇)

○産業振興土木委員長(加藤漠君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第9号議案、第11号議案から第18号議案、報第1号議案、以上12件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、外商拠点設置事業費補助金について、執行部から、中部地区における外商活動を強化するため、県内地域商社が出店する複合アンテナショップ内の店舗を高知県の外商拠点となるショップとして位置づけ、当該店舗を活用した外商活動の展開に向けて、初期投資の一部を支援する経費であるとの説明がありました。

委員から、県としては初期投資の補助だけで、それ以降の売上状況による赤字補填などは行わ

ないということによりかとの質疑がありました。執行部からは、初期投資への補助のみであり、その後のランニングコストの負担は考えていないとの答弁がありました。

別の委員から、補助先となる県内地域商社はどのような経緯で決まったのかとの質疑がありました。執行部からは、自社の商品だけではなく、他の事業者の商品も扱って商社的な活動をしている県内の7社に声かけを行い、結果的に1社が応じたものであるとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光拠点等整備事業費補助金について、執行部から、来年2月から開始する自然・体験型観光キャンペーンに向けて、自然・体験型観光資源の磨き上げを通じて、新たな経済効果を生み出す新資源の創出、自然を生かして外貨を稼ぐことができるよう補助メニューを拡充し、市町村などの取り組みを支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、自然景観等の整備においては、地域の方でないとわからないビュースポットもあると思うので、説明会では民間事業者だけではなく、地域の方の声を吸い上げるような運営を行ってほしい。市町村によって温度差や取り組みにばらつきもあるかもしれないので、県の計画を正しく理解してもらった上で進めてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、自然・体験型観光キャンペーンとして、来年2月からさまざまな取り組みを行っていくということであるが、東京オリンピック・パラリンピックを一つの区切りにするのか、それともその後も引き続き行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、歴史、食、自然が本県の観光の3本柱であると考えている。食、歴史に関して、これまで順次磨き上げを加えながら旅行商品として売り出してきており、

3つ目の柱である自然を生かすため、県内各地の自然景観や体験型観光資源の磨き上げをより強化し、一過性で終わるのではなく、地力としてしっかりと定着させていくことを目指して取り組んでいく。自然・体験型観光キャンペーンはおおむね2年間を想定しているが、その後も歴史、食、自然を組み合わせながら、県外からの誘客に努めていくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市計画街路事業費について、執行部から、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区については、歩行者の安全対策と渋滞の解消は急務であると考え、工事を再開して、歩道の拡幅と4車線整備を進めることを決断したものであるとの説明がありました。

委員から、平成28年の調査で、横堀公園西側の干潟に確認できたシオマネキは1個体のみとのことだが、ここに移しても定着しないのではないか。工事着手前に環境アセスメントを行って県民の意見を聞くのかとの質疑がありました。執行部からは、環境調査を行って、生物への負荷を軽減する方法について専門家の意見を聞き、環境部門と協議をしながら進めたい。まちづくり協議会に調査結果を報告するとともに、干潟や水面の創出についてアドバイスをいただきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、設計後に県民やまちづくり協議会の意見を聞いて、改めて工事再開について判断するのか。そうでなければ何のために意見を聞くのかとの質疑がありました。執行部からは、歩行者の安全確保は急務と考え、歩道の拡幅と4車線化を行うために工事を再開するという判断に至った。さらに、希少動植物により配慮するために、専門家やまちづくり協議会の意見を聞くものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、子供の安全を強調された

が、道路幅を広くすることで車のスピードが上がって、事故発生率は高くなる。子供たちのためにもスクールゾーンにできないかとの質疑がありました。執行部からは、スクールゾーンにした場合、南北交通のボトルネックが解消されず、交通が他の路線に流入し、別のところで渋滞など新たな問題を引き起こすので、好ましくないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、横堀公園の西側を広げても日が当たらないので、シオマネキの生息に不適ではないか。専門家の指摘に真摯に耳を傾けて、工事の再開は延期してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、平成13年から環境調査をお願いしている専門家の方は、シオマネキについては日本の第一人者と考えており、新堀川に精通している。今回県が判断をするに当たっては、その専門家の意見を尊重しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、四半世紀前の4車線化ありきの道路計画を今やるべきではないと考えるが、その流れをどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、都市計画事業は長期的な視点に立って計画しており、完成には時間がかかる。交通量は、現在も4車線化を必要とする基準を超えており、将来推計でもこの基準交通量を上回るなど、道路の必要性は今なお変わっていないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、工事再開に向けての説明はよく理解できた。議論を尽くしている、努力はされたと感じる。全員賛成とはいかないが、やむを得ないことだと判断しており、頑張ってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、高知市より、子供たちの安心・安全及び南北交通のスムーズな流れのため、早期の整備が必要である。今回の計画は環境、歴史の面で配慮がなされた計画であるとの意見が

ある。地元自治体が進めてもらいたいという思いを持っているので、県としても工事再開を目指して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、第12号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案」外6件の追認に関する議案について、執行部から、本来であれば、協定の締結に当たり議会の議決が必要なものであったが、議決の対象外と誤認し、議決を受けないまま工事を施行したものであり、これらの追認の議決を求めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、誤認の原因について、ヒューマンエラーと組織的な対応が不十分であったとの説明があったが、議案を提出するに当たっての審査において、指摘などを受けなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、当時のチェックリストには、予定価格5億円以上の工事または請負の完成を目的とする委託という項目がなく、チェックが及ばなかったと考えられる。今後、予算編成時に議決予定案件リストを作成するなど、再発防止策を徹底するとの説明がありました。

産業振興土木委員会として、執行部に対し、今回の件は議会軽視と言われても仕方のないことであるので、十分に反省するとともに、二度とこのようなことを起こさないことを肝に銘じて取り組むよう要請を行いました。

次に、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から説明があり、委員から、バス運転手のサービスやマナーにばらつきがあるように感じるが、どのように取り組んでいるかとの質問がありました。執行部からは、とさでん交通を設立したときに接遇センターを設置し、大手航空

会社のOBをセンター長に招いて、接遇の向上に取り組んでいる。県への苦情の電話も、以前に比べてほとんどなくなったとの答弁がありました。

さらに、委員から、運転手の給与水準が低く、生活面に心配があるという声も聞くが、給与の改善はどのような状況かとの質問がありました。執行部からは、雇用の確保や優秀な社員の流出を防ぐ観点から、若年層を中心に給与の改善も行っており、とさでん交通も危機感を持って対応しているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 総務委員長明神健夫君。  
(総務委員長明神健夫君登壇)

○総務委員長(明神健夫君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国家公務員の特殊勤務手当について、夜勤を行う看護師等の負担が増加していることから、人事院規則が一部改正されたことを考慮して、県においても同様の改正をするもので、夜間看護等手当の上限額の引き上げを行うものであるとの説明がありました。

委員から、手当の引き上げだけでなく、夜勤を行う看護師等の実態を改善していくことが大

事ではないかとの質疑がありました。執行部からは、夜勤が難しい職員の事情なども聞き、理解も求めながら検討していくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

公文書に関する新たな条例の検討について、執行部から、平成32年度に開館予定の公文書館の整備にあわせて、公文書の管理全般について統一的なルールを定めるとともに、歴史的公文書制度を盛り込んだ条例を制定し、県政のさらなる透明性を確保していく考えで現在検討を進めているとの報告がありました。

委員から、統一的なルールづくりの中で、公文書の定義に係るグレーゾーンを解消するに当たり、備忘録などを含め、意思決定の過程での公文書の位置づけについて、既に議論がされているのかとの質問がありました。執行部からは、個人のメモや備忘録などについては、組織としての意思決定の過程が検証できるのかどうかという観点から、グレーゾーンが解消されることが第一だと考えており、意思決定を示す文書として何が該当するのか検討、整理の上、しっかりと明示していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、最近の状況も踏まえ、恣意的な運用が行われぬよう十分に注意しながら、公文書の定義の明確化を行うことが大切であるとの意見がありました。執行部からは、公文書の定義の明確化を初め、公文書を適切に管理していくことについてもしっかりとルールづくりを進めていくとの答弁がありました。

次に、セクシュアルハラスメント行為及び暴力的言動による職員懲戒処分2件について報告がありました。

委員から、問題を起こした職員への対応だけではなく、このような問題が起こる背景について、現状を分析する必要があるのではないかと

の質問がありました。執行部からは、不適切な言動を周りから指摘する関係づくりが重要であり、県民サービスの向上と、職員がストレスを過剰に抱えることなく、生き生きと働くことができる職場づくりをどう両立させていくのかが組織全体の課題であると認識しているとの答弁がありました。

別の委員から、再発防止に向けた通知を発出しても、なおこうした事案が発生しており、通知を職員にどう深く浸透させるかなど、改善していくことが必要ではないかとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

執行部から、教職員の不祥事について3件の報告がありました。

このうち、元公立学校長の横領についての報告を怠った事案に係る懲戒処分等について、委員から、報告を怠った高知県管理職教員組合について、県民に対して説明責任を果たすべきではないかという意見があるが、現状はどうかとの質問がありました。執行部からは、組合に対して組織として説明すべきではないかとの申し入れもしており、組合は横領事案についての会見は行った。しかし、報告を怠った幹部職員が懲戒処分を受けた点について説明をしたとは聞いておらず、この点についても説明責任を果たすべきではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、教員を指導し、子供たちの前に立ち規範を示さなければならない立場でありながら、適切な対応をしていなかったことについて、しっかりと原因究明を行い対処するようとの意見がありました。

さらに、別の委員から、高い倫理観が求められ、公教育のかなめである校長、教頭による事案であり、説明も含め適切な対応を行わなければ、高知県の教育の信頼性にかかわってくる問

題であるとの意見がありました。

別の委員から、管理職の登用のあり方については、県教育委員会の内部にとどまらず、外部の意見も取り入れて検討すべきではないかとの質問がありました。執行部からは、他県の先進事例や外部の意見も聞きながら、よりよい登用システム、研修システムを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、高知県図書館振興計画の策定について、オーテピア高知図書館の開館をきっかけに、県内全域の図書館振興に取り組み、読書環境、情報環境の改善を目的に計画を策定するものであるとの報告がありました。

委員から、市町村立図書館だけでなく、学校図書館との連携も組み込めば、さらに充実したものになるのではないかとの質問がありました。執行部からは、核となるのは市町村立図書館であるが、どのような情報サービスを行う考えなのか、学校図書館をどのようにしていくのか、市町村に検討をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、子供たちが本を読む習慣ができれば、その後につながっていくのではないかと。子供たちが図書に一番触れやすい場所である学校図書館のかかわりは大事ではないかとの質問がありました。執行部からは、読書は学習面、人格形成面で非常に重要な部分であり、小・中・高等学校の図書館のさらなる活用について取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。  
(拍手)



#### 修正動議、提出者の説明（議発第3号）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」

に対し、議員塚地佐智さんほか3名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号 巻末244ページに掲載〕

○議長(土森正典君) ただいま御報告いたしました第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、ただいま議題になりました、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間、はりまや工区283メートルの工事の再開に関する歳出予算2億3,993万1,000円の減額を行う修正案の提案説明を行います。

本工区は、J R土讃線連続立体交差事業と高知駅周辺土地区画整理事業に関連する街路事業として、1995年に都市計画決定された路線です。

2003年、工事着手とともに、新堀川の歴史的景観と希少生物を守れという市民の声が大きくなりました。その声を背景に、2006年9月議会、私どもの会派は、都市固有の歴史、文化に重きを置き、史跡、遺跡を生かし、貴重な生態系を守るべしとの立場から、質問で本事業を取り上げました。それに対し橋本知事は、階段護岸は現在の位置で埋設して保存することとしているが、よりよい保存の方法を関係者と相談していきたい、また交通量の将来推計の検証も行い、追手筋弥生町線から南側、国道32号のかるぼーと前までの区間は、これらの調査や実際の車の流れだけでなく、水辺や掘り割りという歴史的な資産を生かしたまちづくりの視点から今後の方向性を検討すると答えました。残念ながら、高知城下の物流を支えた史跡、階段護岸、雁木

は埋設され、歴史的構造物は市民の目から奪われてしまいました。しかし、2011年3月の北側区間完成後、南側のはりまや工区の工事を県は答弁どおりに中断し、今に至っています。

この12年前の答弁は、本道路工事のあり方を、旧態依然とした車の流れ、交通量を中心にした視点から、自然と歴史的な資源を重視する視点へと転換させた、画期的なものだったと言えます。

答弁を後押しするかのよう、翌2007年に文化庁が、地域の文化を総体として把握し、社会全体で保護し活用するための歴史文化基本構想を立案、これを受けて2008年、文化庁と農水省、それに開発推進の中心部局であった国土交通省が加わり、歴史まちづくり法が施行されました。その流れは、今第196回国会でさらに強まり、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその承継に取り組んでいくことが必要との趣旨のもと、文化財保護法改定の上程へとつながっています。

また、生物の減少、絶滅を食いとめる動きは、答弁から2年後、2008年に生物多様性基本法が施行され、2010年、名古屋市でのC O P 10で国際的に採択された愛知目標の実践のため、人と自然の共生社会のあり方を示す生物多様性国家戦略2012—2020が2012年に策定されました。2014年3月に作成された生物多様性こうち戦略で、知事は、生物多様性が失われることは、自然と共存する私たちの生活基盤を失うことにもつながり、生物多様性の保全は私たちに課せられた責務であると言えると述べ、高知市中心部の汽水域はまれなほど生物多様性に富み、将来にわたって維持できるように、住民と行政が一体となって環境に配慮したまちづくりを進めていく必要があると明記されています。まさにこの12年の間に、豊かさの物差しは大きく変わったの



です。

それゆえに、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会では、従前の交通量を主にした視点ではなく、水辺や掘り割りという歴史的な資産と、他都市では見られない極めてまれな、都心に生息する希少生物を守り生かすまちづくりの視点から、23年前の道路計画を検証することが期待されました。

しかし、県の態度はその期待に応えるものではありませんでした。協議が始まったばかりで、十分な論議も行われていない第2回目の協議会の場であるにもかかわらず、県は、唐突に全て4車線化の案を示し、まちづくりでの論議をそれに収れんさせる方向へと主導しました。通行量が9,600台を超えているから4車線化だとばかりのその提案姿勢は、1995年の計画時点と同じレベルであり、余りにも時代錯誤です。それは、土木行政の21世紀のまちづくりについての思想、哲学の貧困さを示したものであり、12年前の画期的な答弁をほごにする許されざるものだと言えます。

昨年9月議会で指摘したように、歴史や史跡を生かしたまちづくりの研究者、希少野生動植物保護専門員などを正式に協議委員として加え、新たな2つの視点での検証、論議を、今からでもきちんと県民の前で行うべきです。それがなされていない現時点での本工事の再開はなされるべきではないと考えるものです。

この6月15日に行われたまちづくり協議会は、県の4車線化工事再開を決定し、今年度中に設計を終え、2023年度完成を目指すことを報告するためのものでした。そのとき、新堀小OB・OGの会の皆さんが指摘していたことは、県のこの間の手法は、2013年に国交省が作成し、透明性、客観性、合理性、公正性を向上させ、道路計画をよりよいものにするための双方向コミュニケーションを図る、構想段階における道路計

画策定プロセスガイドラインから逸脱しているのではないかということです。

第2回目のパブリックコメントを実施した際、はりまや橋小学校区のうち、県は、周辺の9町内会のみを町内会長を通じて意見聴取する一方、町内会以外や道路が隣接する小学校関係者には聴取などを行っていません。その事実は公正性、正当性が欠けるものと指摘。その他、多様なコミュニケーション手法によって、情報提供、意見把握、ワークショップやシンポジウムなどが必要とガイドラインは示しているのですが、OB・OGの会が、県主催の公開説明会の開催を求める申し入れ書を出したものの、それに応えていません。それどころか、5回目の協議会は十分な間隔をとらずに行ったり、この15日の協議会も、開催の告知を2日前にホームページに掲載するなど、県民への情報提供を図り、双方向のコミュニケーションを図るガイドラインの精神にのっとった対応とは言えません。

将来の高知のまちづくりを担う子供たちや学校関係者の意見を反映させるなど、ガイドラインの精神を生かす努力をこれから行うべきです。そそくさと工事再開をすることは許されません。

本議会には西岡謙一さん、田中正晴さんほか1,199名が、都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期を求める署名を添えて、請願が出されています。そこには、計画決定から23年もの時代進展で、自然環境意識の高まりや防災水面の確保など、水辺空間を生かした都市再生を求める住民意識が高まり、江戸末期から明治にかけての色濃い高知ならではの歴史が息づく景観を守り、希少野生動物のシオマネキやトビハゼ、絶滅危惧種のコアマモなどが生息する、町なかの水族館とも言える新堀川を愛し、四季折々にキャンドルナイトや釣り大会、花火大会等々の催しを住民みずからが行っていることが記されています。

事業費39億円、10メートル当たり1億3,780万円もかけて、このような新堀川とそのコミュニティーを破壊する4車線化を行うことは、いま一度立ちどまって考えるべきです。県は、再開理由の一番大きなポイントとして、狭くて危険な歩道への対応が急務であるとしています。であるならば、電車通りから新堀橋までの東の歩道1.2メートルは潰して車道にし、その分で西側の歩道を3メートル幅に広げるなど、今できることを早急に行い、まず児童の安全を確保するのが先決ではないでしょうか。

車の流れ、交通量を中心にした視点から、自然と歴史的な資産を重視する視点へと転換させた12年前の答弁の精神に立ち返り、十分な協議が引き続きなされ、将来に禍根を残さない結論が導き出されることを切に願うものです。

以上、都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間、はりまや工区283メートルの工事の再開に関する歳出予算2億3,993万1,000円の減額を行う修正案の提案説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。(拍手)



## 討 論

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案並びに請願については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

9番浜田豪太君。

（9番浜田豪太君登壇）

○9番（浜田豪太君） 私は、自由民主党を代表いたしまして、先ほど提出されました議発第3号「第1号平成30年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」に反対する立場から討論させていただきます。

この反対討論に先立ちまして、私は、先日現地の状況を見に行っていました。かるぽーと前の電車通り交差点から北のはりまや橋小学校までの約280メートル区間で、現在工事が中断されております。車道は北側の4車線から学校前で2車線に絞られ、非常にいびつな状況となっており、交通安全上も課題が多いのではないかと感じたところであります。特に、小学校の通学路である、電車通り側のガソリンスタンドから小学校に向けては大変歩道が狭く、また歩道内には電柱が立っているため、通学する子供たちとすれ違う自転車が道路へはみ出て通行する、危険な状況になっております。さらには、この区間は平成23年から高速バスの通行ルートになっており、私が見ている間にも大型バスが何台か通り、ここを小学生が通過するのかと考えますと、非常に危険ではないかと感じたところであります。

一方、この道路の東側に目を向けますと、横堀公園前には新堀川が流れております。周辺地域に潤いと安らぎをもたらし、江戸期から残る堀の風情もかいま見られました。しかしながら、公園から北側の小学校の前、そこは駐車場として川の全面が覆われており、自然に触れることも、歴史的な風情に接することもできない殺風景な空間が広がっております。

私は、執行部から事情を伺いましたが、工事を中断してから7年が経過していますが、その前からこの現場周辺の交通量や自然環境の調査は実施されており、このたび10年以上のデータが蓄積されましたので、長年中断していましたこの区間の道路整備のあり方について判断する

材料がそろったとのことであります。

まず、交通量の調査結果では、この工事中断区間において、はりまや橋小学校から北側が4車線化された平成23年以降、交通量が大幅に増加し、現在1日当たり1万600台の車が通行しております。これは4車線が必要な基準である1日当たり9,600台を超えております。また、将来の人口減少を考慮した推計においても、交通量は1万台となっており、さらにこの周辺には幾つかのマンションが建設中であり、新たな交通の発生が想定されることから、4車線化が必要な状態は続くものと考えられております。

一方で、自然環境についても、希少動植物の調査を続けてきておりますが、既に4車線化工事が完成している工区にあるわずかな空間でも、シオマネキやコアマモが生息し始めていることが確認されております。また、この調査の中、試験的に駐車場を撤去し、日当たりをよくした区間でも、新たに希少動植物の生息が確認されております。このことは、たとえ工事を行ったとしても、良好な生育環境を整えさえすれば、希少動植物は生息できることを実証しているのではないかと考えます。

このような客観的なデータをもとに開かれた議論を展開するため、地域住民の代表や、環境保護の活動家、学識経験者らで構成するまちづくり協議会が、昨年6月に立ち上げられました。これまでに2回のパブリックコメントが実施され、寄せられた県民の皆様からの多くの意見を踏まえた上で、5回の協議会が開催され、交通の状況、希少動植物、歴史・文化、まちづくりといった4つのテーマが論点とされました。

本年2月に協議会から知事に手渡された提言にもあるように、4つのテーマは全て重要ですが、それらを100%満たすことはできません。それぞれが80点であっても全体として調和のとれた、望ましい整備のあり方として4つのテーマ

を最大限に実現できる計画が、新たな道路計画案であるとされております。

また、地元自治体である高知市からは、子供たちの安全・安心のため、また南北交通のスムーズな流れのためにも早期整備が必要、新たな道路計画案は、環境、歴史の面で相当配慮がなされているとの意見をいただいております。私もそのとおりであると、現場を見て改めて感じるとともに、私がりまや橋小学校の校長先生にお聞きしたところ、歩道が広がることを喜んでおられ、PTAからも要望が上がっているとのことでありました。

このように、歩道の拡幅や、渋滞のため生活道路が抜け道として利用されている課題を解決するための4車線化は、子供たちの安全と、地域住民の安心した生活環境を最優先で考えた結論なのではないかと考えます。

最後になりますが、自然や歴史が大事だということは、この議場におられる、私を含む全ての議員が理解されていると思います。しかしながら、県指定希少野生動植物のシオマネキやトビハゼ、希少種のアカメ、県絶滅危惧種であるコアマモなどがいる、町なかの水族館を楽しんでくれる一番のお客様は誰でしょうか。それは、地域の子供たちです。また、江戸末期から明治にかけて、新堀川周辺にて尊王攘夷運動や自由民権運動に命をかけて臨まれた本県の偉人たちは、何のために戦われたのでしょうか。それは、日本の子供たちに輝く未来を残したかったからだとは私は考えます。

武市半平太先生、中江兆民先生、岡本寧浦先生、河田小龍先生、この地域にゆかりのある偉人たちが、地域の子供たちのために工事を再開することに異議を唱えることはない、私は強く信じております。歴史を学び、偉人を顕彰することは大変重要なことではありますが、最も大切なことは、そこにあった崇高な精神と強靱な

意志を次世代に受け継いでいくことであると私は考えます。

さらに、御批判は承知の上で申し上げます。先月18日に大阪府北部で発生しました地震に際して、4名のとうとい命が失われました。今議会の開会日、尾崎知事の提案説明の中、そして質問で御登壇された多くの議員が、お亡くなりになられた方々に対して哀悼の意を表されました。亡くなられた被害者の中には、通学途中の9歳の女の子が、小学校の見守り隊をしておられた80歳の御高齢者がおられます。私は、哀悼とともに、とうとい犠牲を教訓として、本県の通学路のさらなる安全対策の強化をお誓いいたしました。皆様はいかがでしょう。どのような哀悼をささげられたのでしょうか。

我々は政治家であります。何よりも守らなければならないもの、それは命と安全・安心な暮らしであります。7年間、事故もないし、さらに立ちどまって考えるのか。7年間、たまたま事故がなくてよかった、一日も早く工事を再開しなければならないと考えるのか。我々自由民主党は地域住民を第一に考え、とまった時計の針を前に進めることを強く求め、議発第3号「第1号平成30年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」に反対いたします。

本日もこの雨の中、はりまや橋小学校に児童が通っております、この雨の中。同僚議員各位には、心より御賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。(拍手)



## 採 決

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか3名から提出された修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第18号議案まで、以上17件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上17件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

これより請願の採決に入ります。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



**議案の追加上程、提出者の説明、採決(第19号—第21号)**

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末247ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第19号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」から第21号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第19号議案は、高知県収用

委員会委員の稲田知江子氏と柴田眞由美氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、稲田知江子氏を再任いたしますとともに、新たに鶴岡香代氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第20号議案は、高知県収用委員会予備委員として新たに岡林孝太郎氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第21号議案は、高知県教育委員会委員の竹島晶代氏の任期が今月20日をもって満了いたしますため、新たに永野隆史氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第19号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、稲田知江子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、稲田知江子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、鶴岡香代氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、鶴岡香代氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第20号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第21号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



#### 議員派遣に関する件、採決(議発第2号)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末248ページに掲載〕

○議長(土森正典君) 日程第2、議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



#### 議案の上程、採決(議発第4号—議発第9号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号から議発第9号 巻末250～261ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第9号「障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第9号「障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書議案」まで、以上6件を一括採決いたします。

以上6件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上6件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



**議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)**

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

[議発第10号 巻末263ページに掲載]

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「地域材の利用拡大推進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第10号「地域材の利用拡大推進を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

持続可能な長期的な森林経営管理のもと、地域材の活用推進など林業を元気にしていく取り組みは、私たちも大いに推進を目指すものです。しかし、参議院で5月25日に、自民党、公明党などの賛成多数で可決、成立した森林経営管理法は、日本の戦後の林政を大転換させるものであるにもかかわらず、衆議院はわずか6時間の政府質疑と参考人質疑のみ、その短い質疑の中でも、法案の大前提となった林野庁の法案説明資料で、森林所有者の経営意欲が低く見えるように捏造していることが指摘をされました。

林野庁は、森林所有者から経営管理権を取り上げることを正当化するために、8割の林業者は経営意欲が低いとする資料を説明しました。そのもととなったのは、林業経営規模の移行についてのアンケート調査で、現状を維持したいが71.5%、縮小したいが7.3%でした。これを合わせて、8割は経営意欲がないと決めつけたのです。経営を拡大する考えがなければ経営意欲がないとねじ曲げたのは、都合のいい数字をつくり上げるための捏造としか言いようがありません。こうした指摘を含めて、説明資料の訂正は8カ所にも及びました。法案審議の根底が崩れたにもかかわらず、政府はこの法律を数の力で押し通しました。

本意見書の前段には、新たな森林管理システムのもとで、意欲と能力のある経営体に森林の

経営管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があるとしています。が、意欲と能力をどう見るのが根本から問われています。

成立した森林経営管理法は、森林管理を大胆に変えるものです。市町村や民間の事業者に、伐採のための経営管理権や経営管理実施権という権限を与えるもので、これまでの林業政策には全くなかった制度です。森林の伐採は、所有者の同意を前提としながらも、同意が得られないとか所有者がわからなかった場合でも、市町村の勧告や都道府県知事の裁定があれば伐採できる特例を設けています。

ここでも林野庁は、恣意的な解釈のもとで法案資料を作成し公表しました。今後の森林経営管理の目標の中では、私有人工林約670万ヘクタールのうち、森林法に定める森林経営計画を策定していない森林450万ヘクタールを管理が不十分と決めつけているのです。そのうち約210万ヘクタールを公的管理に置くほか、残りは伐採業者に新たな経営管理を担ってもらう必要があるとして、森林の経営管理権を剥がす旨を記しています。森林面積の規模が同計画の対象外であっても、適切に管理している小規模林業者はたくさん存在をしています。法に示された資料に沿えば、経営計画がないために、管理不十分として経営権を奪われてしまう解釈となります。

新たな森林管理システムありきの恣意的な資料がここでも問題になる中、今後森林管理の中で過剰な伐採が進み、皆伐された山と小規模林家の排除につながるのではないかという声に関係者から出ているのです。84%の森林率である高知県にとっても、形が変わるほどの法律となります。

関係者への周知や意見聴取も不十分で、当事

者である全国森林組合連合会が森林経営管理法案の中身を知ったのは国会審議直前だったという声もあります。当事者との意思疎通が不十分のまま、規制改革推進会議と官邸主導で押し通す手法に、多くの批判が上がっています。

4月12日の農林水産委員会に、参考人として尾崎知事も参加され、自伐林家の育成などについても語られていますが、他の参考人からは、ピラミッド型の森林政策は成り立たず、産業として成り立つ林業と森林労働者の育成が鍵であること、加工・流通はもうかる仕組みができて、皆伐によるしわ寄せは山側に行き、山主は木をとられただけで行き詰まっていく、そのことで山が荒れ、環境を保てなくなるのではないかと危惧の声が上がっていました。

本意見書の前提となっている新たな森林管理システムは、この森林経営管理法に基づいて、目先の一部メーカーの利益確保のために、山と林業を荒廃に導く大問題を持っているのです。

日本の森林の最大の特徴は、世界にない品質の原木が多数生育しているという点です。戦後植えた人工林が50年を超え、A材が生産でき始めた今こそ、長期的な多間伐施業による持続的、永続的な森林経営を位置づけるときに来ています。

6月6日付の日本農業新聞に「自伐型林業 持続的収入、初期投資低く、環境守る」との記事が載りました。佐川町で自伐型林業に取り組む、京都から移住してきた青年が取り上げられています。地域の人から委託された森林の伐採管理を請け負う、月収は30万円弱、木材の売り上げの10%は山主に返している、妻と共稼ぎで2人の子育てをし、山に向かう日数は月15日程度、長時間労働が当たり前だった20代の会社員のころに比べ、ゆとりある暮らしを送っている手応えがあると紹介をされています。また、記事の中で、NPO法人自伐型林業推進協会によると、



高知県内で300人が実践するなど、ここ数年で自伐型林業の担い手が増加している、新たに挑戦する七、八割が若者で、そのうち半数以上が移住者だとも紹介をされています。地域経済、環境保全、人口減対策にとって、こうした方向こそ本格的に進むべき道です。

森林政策に必要なことは、森林が持つ公益的機能の発揮、地域の雇用や所得を保障することを通じて林業の再生を図ることです。50年、100年という長期的な視点が必要です。新たな森林管理システムは、これに反して日本の林業を荒廃させ、日本の山でもうける一部の産業のためのものでしかありません。

森林整備の財源確保は必要ですが、大企業には減税、所得が1億円を超えると税負担率が急減する証券優遇税制を温存する一方で、所得の低い人ほど重くなる間接税をその財源としていることも大きな問題です。

以上の理由から、新たな森林管理システムを推進する立場をとっている意見書には賛成することはできません。同僚議員の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「地域材の利用拡大推進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第11号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第11号 巻末266ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「特定複合観光施設区域整備法案の廃案を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第11号「特定複合観光施設区域整備法案の廃案を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのお

り、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末269ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(土森正典君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



### 閉会の挨拶

○議長(土森正典君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、平成30年度高知県一般会計補正予算など、当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、都市計画道路はりまや町一宮線の工事再開のための補正予算のほか、ルネサス社高知工場の閉鎖に係る対応などについて終始熱心に御審議をい

ただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

連日の大雨によりまして、県内でも被害が発生をしております。今後も厳重な警戒が必要となりますことから、執行部におかれましては、しっかりとこの状況を把握し、被災された県民の皆様が一日も早く安心して生活することができるよう、迅速かつ細やかな対応をお願い申し上げます。

また、報道関係の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回の災害に対しまして、正副議長は議長室に待機いたしまして、県災害対策本部と綿密な連携をとり、万全の態勢をとっておきます。

また、梅雨明けが待たれる日が続きますが、どうか皆様方におかれましては、健康に御留意をされまして、県勢発展のため引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成30年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、梅雨前線の影響により、本県は6月28日から近年まれに見る大雨に見舞われており、今後8日にかけてさらに大雨が続くおそれもあると予想されております。この大雨により安芸川が越水し、浸水被害も生じており、本日午前3時30分に自衛隊に救助のための災害派遣要請

を行ったところでございます。県民の皆様には、引き続き大雨による災害に十分警戒していただきたいと考えております。県といたしましても、国、市町村を初めとする関係機関と連携をとりながら、その対策に全力を尽くしてまいります。

また、議会の皆様方にも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

今議会には、平成30年度一般会計補正予算や職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の取り組みを初め、教育振興、南海トラフ地震対策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気持ちを締め、県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、今年度は、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みの折り返しの年であります。これまでの取り組みにより見られ始めたさまざまな明るい兆しを確固たるものとし、力強い好循環につなげていけるように、これまで以上にPDCAサイクルを徹底し、官民協働、市町村政との連携強調のもと、不断の努力を重ね、県勢浮揚を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

また、皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

繰り返しになりますが、このたびの大雨による災害に対しまして、県として県民の皆様の安全確保に向け、全力かつ迅速な災害対応を行っ

てまいります。県民の皆様におかれましても、大雨による災害に十分警戒していただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上申し上げます、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（土森正典君） これをもちまして、平成30年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分閉会